

BULLETIN OF GUNMA
ARCHAEOLOGICAL RESEARCH
FOUNDATION

2016.3

34

GUNMA ARCHAEOLOGICAL RESEARCH FOUNDATION

CONTENTS

TSUSHIMA Hideaki	1
Men Going to the Mountain Area —Expansion of Residential Range and Acquisition of Lithic Source—	
IWASAKI Yoshikazu	9
An Inference on Fitting Traces in Light of Scars Seen on Surface of Stone Implements	
SUGIYAMA Hidehiro	19
An Iron Pike Decorated with a Silver Ornament and an Antler Handle Unearthed at the Kanai-higashigura Site —Comparison with Other Decorative Pikes Including Those Unearthed within Gunma Prefecture—	
KAMEYAMA Hiromi • WAKAI Akihiko • SUGIYAMA Hidehiro	39
An Inference on the Impact Force on the Buildings of the Kofun Period Exerted by the Pyroclastic Flow When the Haruna-Futatsudake-Shibakawa Tephra (Hr-FA) Erupted —Examination in Light of Traces of the Collapse of the Dug-standing Pillar Building #1 at the Kanai-higashigura Site—	
SASAZAWA Yasufumi	47
History of Ancient Iron Production in Eastern Japan —Box-type Furnace and Shaft-type Furnace—	
TAKASHIMA Hideyuki	67
An Essay on Earthenware with Inscriptions in Ink or Engraved Unearthed at Tombs of the Nara and Heian Periods	
YAGUCHI Hiroyuki	85
Eruption of the Towa-de-a Tephra and Consequent Disasters in Light of the Legend of Hachiroto	
KAMIYA Yoshiaki	101
Review of Cook Stove-Shaped Earthenware	
FUJIMAKI Yukio • NARASAKI Shuichiro • NOTO Takeshi	121
A Study on the Medieval/Early Modern Cemeteries at the Yokokabe-nakamura Site, Nagano-hara Town, Gunma Prefecture, and the Dual Cemetery System Practiced in the Area	
SEKI Toshiaki • KOSUGE Yasukazu • NAKAJIMA Naoki • SETO Chikara	141
The Extent to which the 1783 Tenmei Volcanic Mudflow Reached in the Areas of Higashigatsuma and Nakanojo Towns —A Study on Regional History Related to the 1783 Asama Volcanic Eruptions and Disasters—	
OONISHI Masahiro	159
Ceramics and Porcelain of the Early Meiji Era in Gunma Prefecture —Disturbed Artifacts Unearthed at the Ishigami Site—	

研 究 紀 要 34

研究紀要 34

目 次

津島 秀章	1
山に行くヒト—領域の拡大と石材の獲得—	
岩崎 泰一	9
石器表面のキズからみた装着痕の推定	
杉山 秀宏	19
金井東裏遺跡出土鉈・鹿角併用装飾について —装飾鉈及び県内出土鉈との比較—	
亀山ひろみ・若井 明彦・杉山 秀宏	39
櫻名二ヶ岳波川テフラ(Hr-FA)噴火時の火砕流が古墳時代建築物に与えた 衝撃力の推定 —金井東裏遺跡1号掘立柱建物倒壊痕跡からの検討—	
笛澤 泰史	47
東日本の古代製鉄技術の展開 —箱形炉の導入から豊形炉への変遷—	
高島 英之	67
奈良・平安時代の墳墓出土の墨書き・刻畫土器に関する一試論	
矢口 裕之	85
八郎太伝説からみた十和田aテフラの噴火とその災害	
神谷 佳明	101
電形土製品 再考	
藤巻 幸男・橋崎修一郎・能登 健	121
群馬県長野原町横壁中村遺跡の中近世墓と同地区における両墓制の研究	
間 俊明・小菅 副多・中島 直樹・勢藤 力	141
東吾妻町・中之条町域における天明泥流到達範囲 —天明三年浅間災害に関する地歴史的研究—	
大西 雅広	159
群馬県内における明治前期の陶磁器 —石神遺跡「攪乱」出土資料—	

2016

公益財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

研究紀要 34

2016

公益財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

山に行くヒト

— 領域の拡大と石材の獲得 —

津島秀章

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

- 1. 武尊山に産する黒色安山岩
- 2. 武尊山麓で確認された遺跡

3. 下川田平井遺跡

- 4. 黒色安山岩の獲得
- おわりに

— 要旨 —

これまでに武尊山麓の二遺跡(玉原遺跡(仮称)・藤原大芦遺跡(仮称))において、黒色安山岩製石器の製作に関わる遺跡が存在することが分かった。いずれも大形尖頭器の製作に関わる石器群であり、遺跡地近傍で獲得できる黒色安山岩の極角礫を利用している。黒色安山岩の獲得という観点からこれらの遺跡を評価すると、いわゆる原産地遺跡という評価を与えることは疑問である。武尊山中ではない下流域に黒色安山岩は存在し、そこで石材の入手はこと足りるからである。

一方、今回、群馬県北部の沼田市に所在する下川田平井遺跡において、大形尖頭器を組成する石器群の中に角礫状の黒色安山岩を利用しているものが発見された。武尊山中の原産地近傍で採取した可能性のある石材が流通していくことになる。しかし、この一遺跡の存在をもって、武尊山の原産地近傍が石材獲得において恒常に機能していたとするのはやはり時期尚早であろう。

武尊山原産地近傍は、石器石材を補給する上でどのように機能していたであろうか。それを考察するためには、玉原遺跡・藤原大芦遺跡と他地域の石器群たとえば房谷戸遺跡や荒砥北三木堂遺跡などとの関係性をより詳細に追求していく必要がある。

キーワード

- 対象時代 旧石器時代最終末から縄文時代草創期初頭
- 対象地域 関東地方北部
- 研究対象 石器石材 黒色安山岩製石器

はじめに

群馬県域の旧石器時代遺跡を概観すると、黒色安山岩⁽¹⁾が主要な石器石材となっている。黒色安山岩の原産地として、当該地域周辺では群馬県北部の武尊山・群馬県西部の荒船山・群馬と長野県境の八風山が上げられる(桜井・井上・岡口1993、津島・桜井・井上2001)。これまでに群馬県域の赤城山南麓地域を対象として、黒色安山岩製石器の原産地分析が実施されている。それにより、旧石器時代石器群では、武尊山の黒色安山岩が多用されていることが判明している(桜井・井上1999、津島2008・2010)。

前述したような原産地分析を進めるなかで、武尊山の溶岩露頭等の原産地を追究してきた。その過程で武尊山麓の二つの地点において、黒色安山岩製石器の製作に関わる遺跡が存在することが分かった(津島2004、岩崎・津島2011)。これらはいずれも主に大形尖頭器の製作に関わる石器群であり、使用石材は黒色安山岩に限定される。黒色安山岩以外の使用石材は一切認められない。また、石器の石材は、いずれも遺跡地近傍で獲得できる黒色安山岩の極角礫を利用している。

この二つの石器群に関しては、黒色安山岩の原産地に近接した場所に立地することから、原産地遺跡とも評価される可能性がある。そして、石器石材の補給構造(阿子島1989)を考察する上で極めて重要であると考えられる。

このような視点から、これまで上記二つの石器群と他地域に所在する石器群との関係を追究してきた。特に、この原産地石器群との関連を探るには、その他の石器群での黒色安山岩角礫を利用する石器の存在がひとつの手がかりになるものと予想された。現在まで赤城山南麓地域を中心として後期旧石器時代石器群を観察してきたが、黒色安山岩製石器の正面面は円磨度の高い資料が一般的で角礫状のものは一切みられない。石材の採取地は、専ら河川流域であったといえる。しかし、観察を進める



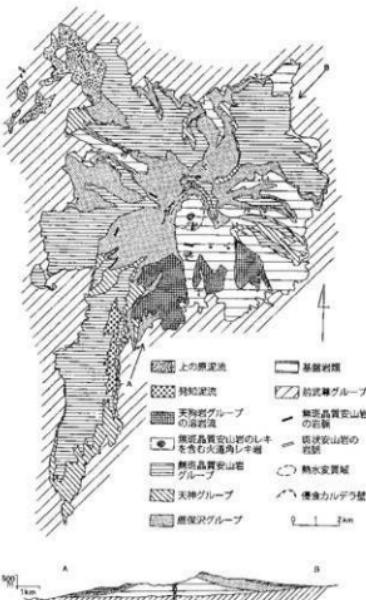
写真1 武尊山を南から望む

中で、群馬県北部の沼田市に所在する下川田平井遺跡(神谷1993)において、大形尖頭器を組成する石器群の中に角礫状の黒色安山岩を利用しているものが発見された。

拙稿では、下川田平井遺跡で確認された黒色安山岩角礫を利用している石器群を紹介する。そして、そのことから派生する石器石材の補給構造の問題について指摘したい。武尊山中に発見された二つの石器群と下川田平井石器群は、いずれも大形尖頭器を特徴的に組成するものである。その形態的特徴から、旧石器時代最終末から縄文時代草創期初頭にかけてといった編年的な位置付けが与えられよう。

1 武尊山に産する黒色安山岩

武尊山は群馬県北部の利根川上流部にあり、標高2158mの秀峰である(写真1)。石器石材に対する研究視点が喚起された当初から、黒色安山岩の産出地として知られていた。石器石材に利用される黒色でガラス質の安山岩は、「無斑品質安山岩グループ」(山口1981)と呼ばれる溶岩に産出起源がある。「無斑品質安山岩グループ」は複



第1図 武尊火山の地質構造(山口1981)

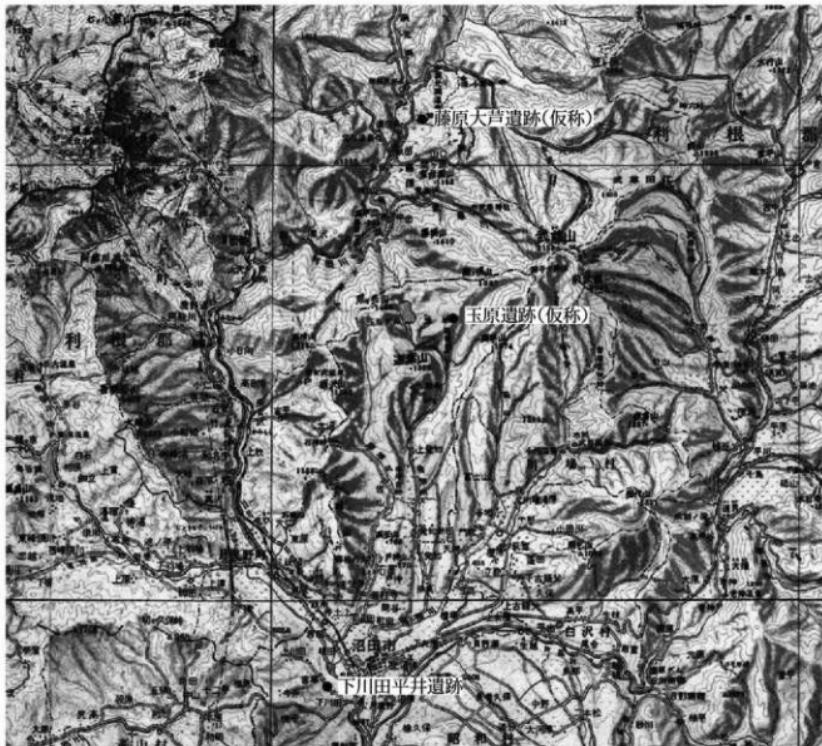
数の溶岩により構成されており、溶岩流は火口より四方八方に流出したようである。その分布は、武尊山麓の広大な範囲におよんでいる(第1図)。

現在までのところ、石器石材に利用されているものと同等の質をもつ黒色安山岩の溶岩露頭は、武尊山北麓の二つの場所で確認されている。木の根沢上流の細久保沢周辺の標高約1420mの地点(岩宿フォーラム実行委員会2006)とみなかみ町藤原の標高約1250mの地点である(岩崎・津島2014)。

また、河床礫の調査では、武尊山の北麓を流れる木の根沢とその支流に数多くの黒色安山岩礫が存在することが確認されている。石器石材に利用されているものと同等の質を備えたものは、現在、その下流の前橋市周辺の利根川中流域まで採取できる(桜井1995)。

黒色安山岩をめぐる石材環境を復元するという研究視点のもとに、武尊山産黒色安山岩の河川への供給のあり方について考察したことがある(津島・岩崎2011)。それにより次のような変遷が予想された。後期旧石器時代の当初、旧利根川中流域までの河床には黒色安山岩礫が豊富に存在していた。それは、当該期以前に武尊山から供給されたものであり、その後、武尊山原産地から黒色安山岩の大規模な河川への供給ではなく、河床での黒色安山岩礫は減少していく。As-BPgroup降下前の段階において、河床での黒色安山岩礫の拡散・流出に拍車がかかる。その後、当該地域での黒色安山岩礫は減少の一途をたどり現在に至る⁽²⁾。

ところで、これまでに赤城山南麓地域の複数の旧石器時代石器群を対象として、黒色安山岩製石器の原産地分



第2図 遺跡の位置(国土地理院20万分の1地形図「高田」「長野」「日光」「宇都宮」使用)

析が実施されている。それによると201点の分析資料のうち168点が武尊山産という結果を得ている(津島・岩崎2010)。旧石器時代の赤城山南麓地域にあっては、武尊山産の黒色安山岩が多用されるという傾向が強い。

2 武尊山麓で確認された遺跡

溶岩露頭等の黒色安山岩原産地を追い求める過程で、武尊山麓の二つの地点で石器が採集された。次に、この二つの遺跡について概要を記述する。

玉原遺跡(仮称、津島2004)

武尊山西麓の玉原スキー場内に位置し、標高約1400mである(第2図)。武尊山の山腰の閉ざされた場所にあり、険しい渓谷添いをかなりの標高差を上り詰めて到達することができる。これまでに314点の石器が表面採取されており、その内訳は、尖頭器未成品7点、スクレイバー15点、石核6点、二次加工ある剥片10点、剥片242点、微細剥片34点である。石材は全て黒色安山岩であり、土器は採集されていない。

尖頭器未成品はいずれも長さ10cmを越える大形品であり、完成された尖頭器も大形であったと予想される(写真2)。スクレイバーは縦長剥片を素材としており、素材剥片の形態を大きく変えることなく側縁部に刃部と想定される二次加工集中部が認められる。石核は非常に大形であります20cmを越えるものもある。いずれの石核も剥片剥離があり進行しておらず、不定形の大形剥片が生産されている。剥片及び微細剥片の形態は不定形であるが、尖頭器などの両面加工石器の製作時に生じるいわゆるポイントフレイクが相当数存在する。

また資料は、その一部に自然面をもつものが多い。自然面をみると、いずれも河床礫の特徴である円磨度の高いものではなく、極角礫を利用していることが分かる。当該地周辺では黒色安山岩の溶岩露頭は確認されていない



写真2 玉原遺跡(仮称)
左2点尖頭器未製品、右3点スクレイバー
左端は長さ155mm



写真3 藤原大芦遺跡(仮称) 南から

が、玉原スキー場周辺の複数の地点で黒色安山岩の極角礫を採取することができる。遺跡地周辺で採取できるこれらの極角礫を石器石材として利用していると考えられる。

藤原大芦遺跡(仮称、岩崎・津島2011)

武尊山北麓のみなかみ町大字藤原字大芦に所在し、標高約800mである(第2図)。利根川は、みなかみ町で谷川岳方面から下る赤谷川と合流する。遺跡は、その合流点から溪流沿いのルートを直線距離で約13km遡った利根川左岸に立地する。発見者は、地元在住の中島武氏である(写真3)。

これまでに106点の石器が表面採取されている。その内訳は、尖頭器未成品12点、スクレイバー7点、石核10点、剥片77点である。全て黒色安山岩製であり、今までのところ土器は認められない。尖頭器はいずれも未製品であるが、玉原遺跡と同様に大形の尖頭器が製作されたものと想定される(写真4)。特に、基部を舌状に整形した尖頭器と考えられる未製品1点が確認されており形態的



写真4 藤原大芦遺跡(仮称) すべて尖頭器未製品
右下の石器は基部を舌状に作出している。
左上は長さ114mm

に注目される。また、剥片の中にはポイントフレイクも認められる。

資料には、その一部に自然面をもつものが相当数認められる。自然面の観察から、円礫のものは一切確認されずやはり極角礫を利用している。現在の藤原大芦集落の畑には、耕作土中に多くの黒色安山岩礫が含まれており、その形態はいずれも極角礫である。耕作に邪魔なのであろう、それらの礫は畑の一角に集積され塚となっている。このような遺跡地周辺の石材状況を考えると、石器の石材は現地周辺で調達されたものと言えよう。

また、現地での土層確認によると、ローム層中にMK-13（南軽井沢-13）が確認されている⁽³⁾。MK-13は浅間火山を噴出起源とするテフラであり、As-YPの上位に位置づけられている。藤原大芦遺跡で確認された大型尖頭器を含む石器群は、MK-13の降下を相前後する段階に相当する可能性がある。

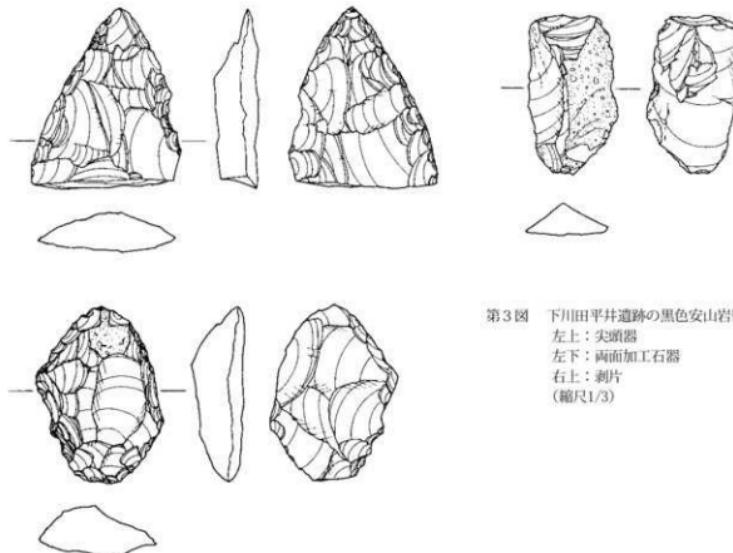
ここまで武尊山麓の二つの遺跡（玉原遺跡・藤原大芦遺跡）について、そこで確認された石器群をみてきた。いずれも発掘調査に拠らない採集資料という制約があるが、共通点が認められる。石器組成および石器の形態に関する点である。二者ともに主要器種は尖頭器とスクレーバーであり、比較的単純な器種組成である。そして、尖頭器の長さは10cmを越えるような大型品である。とも

に上器が確認されておらず、前述のような共通点を考慮すれば、編年的には同じ段階に帰属する石器群として評価できよう。また、石器石材に関する共通点もある。いずれも遺跡地近傍で獲得できる黒色安山岩の極角礫を利用している。使用石材は黒色安山岩に限定され、他の石材は一切認められない。

3 下川田平井遺跡

先述した原産地近傍に立地する石器群との関係を探る目的で、黒色安山岩角礫を一つの指標として他の石器群を観察してきた。その過程で、沼田市の下川田平井遺跡（神谷1993）において、黒色安山岩角礫を利用している石器が存在することが分かった。次に、下川田平井遺跡についてみていく。

遺跡は、黒色安山岩の原産地である武尊山の南西方向に位置する。利根川右岸の段丘上に立地し、利根川との比高差は約40mである（第2図）。遺跡地の標高は約400m。遺跡から北約1kmでは、利根川と武尊山方面から下る薄根川が合流する。薄根川を遡ると支流の発知川を経て玉原遺跡方面に至る。遺跡地周辺は、関東平野方面から利根川を通り武尊山方面に至るルートの玄関口にあたる。遺跡から玉原遺跡までの距離は、直線で約18kmである。



第3図 下川田平井遺跡の黒色安山岩製石器
左上：尖頭器
左下：両面加工器
右上：剥片
(縮尺1/3)

発掘調査により、複数の地割れ跡から大型尖頭器を含む24点の石器が出土している。この地割れ跡の一つは古墳時代の痕跡とされており、石器の出土に関しては、本来の帰属年代を示すような層位的な情報はない。主要な器種は尖頭器とスクレイバーであり、尖頭器は未成品も含め複数認められる。スクレイバーは、玉原遺跡で確認された資料と同様の形態的特徴がある。縦長剥片を素材とし、素材剥片の形態を大きく変えることなく側縁部に刃部と想定される二次加工集中部が認められる。

地割れ跡からという限定的な出土状況であるため資料的な制約もあるが、大型尖頭器を組成し器種組成に関しても共通点があることから、先述した玉原遺跡と藤原大芦遺跡の石器群と同様の編年の位置が与えられるよう。

一方、使用石材は黒色安山岩と黒色頁岩が認められる。黒色安山岩は3点確認されており、大型尖頭器の破損品1点、両面加工石器1点、剥片1点である(第3図)。両面加工石器と剥片には自然面が残されている。その形状を観察すると、河床礫の特徴である小さな爪状の痕跡は全く認められない。細かい穴が全面に広がり平坦であり、溶岩露頭近接地で採取できる黒色安山岩礫の表皮に酷似している(写真5・6)。下川田平井遺跡出土の黒色安山岩製石器の一部は、河川流域ではなく山麓の溶岩露頭傍で獲得した石材を利用している。

4 黒色安山岩の獲得

下川田平井遺跡において溶岩露頭付近の特徴をもつ黒色安山岩角礫が認められたことは、石材の獲得活動を考えると、河川流域だけでなく溶岩露頭近接地が石材入手の場として機能したことになる。しかし、黒色安山岩製石器の原産地分析が未実施のため、下川田平井遺跡の石器が武尊山産であると断定はできない。遺跡地周辺と武尊山は比較的近距離関係にあること、玉原方面への玄関口に立地することを考慮すると、下川田平井遺跡の黒色安山岩角礫は、武尊山の溶岩露頭付近で採取したものである蓋然性が高い、と指摘するにとどまる。

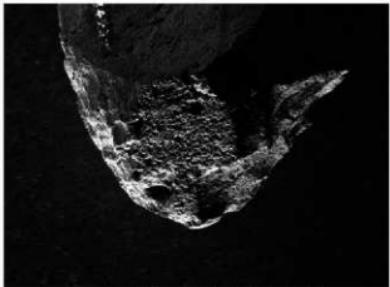


写真5 下川田平井遺跡 両面加工石器
中央に自然面が見える。

さらなる視点としては、当該期の石器群について、角礫状の黒色安山岩が出現する頻度とそれが認められる地域が問題となるであろう。玉原遺跡、藤原大芦遺跡はともに山腹に位置し、その立地環境が特筆される。当該期の集団の活動領域が、このような山中にまで拡大していたことが注目される。しかし、黒色安山岩の獲得という観点からこれらの遺跡を評価すると、多大な労力をはらい石材獲得のために山中に赴く必要は全くない。武尊山周辺の河川流域から旧利根川中流域までは黒色安山岩が存在しており、そこで石材の入手はこと足りるからである。

下川田平井遺跡という遺跡で極角礫の黒色安山岩が認められたことだけで、武尊山の原産地近郊が石材獲得において恒常的に機能していたとするのは時期尚早であろう。原産地付近に遺跡があることと、そこが石材の獲得において原産地遺跡といわれるような中核的な機能を負っていたかどうかは分別して考えていかなければならない。人の活動がそのような山間部にまで及んでいるのは、石材獲得とは異なる理由が主であることも想定されよう。



写真6 下川田平井遺跡 剥片
右側全体が自然面である。

おわりに

武尊山中の原産地周辺は、石材を補給する上でどのように機能していたであろうか。そのためには、玉原遺跡や藤原大芦遺跡のように原産地周辺に立地する石器群と他地域に所在する石器群との関係を探ることになる。原産地から離れた遺跡での角礫状黒色安山岩の動向が一つの目安になる。そしてまた、原産地分析によって、分析対象の石器が武尊山産である裏付けをとることも必要であろう。

ところで群馬県域を概観すると、特に赤城山周辺には、大形尖頭器を組成する石器群であり旧石器時代最終未から縄文時代草創期初頭に位置付けられるものが認められる(阿久澤2014)。の中でも荒砥北三木堂遺跡(岩崎1992)と房谷戸遺跡(谷藤1992)は注目される。それは、分析資料として充実しているだけでなく、武尊山との距離関係あるいは武尊山産黒色安山岩の採取可能地域⁽¹⁾との距離関係でみたとき、この二つの遺跡は格好の比較資料となるからである。房谷戸遺跡は武尊山からは比較的遠距離に位置しているが、採取可能地域である旧利根川流域からは近傍にある。一方、荒砥北三木堂遺跡については、武尊山からはかなり遠方に位置し、採取可能地域の旧利根川河床からも離れている。

房谷戸遺跡は赤城山西麓地域に位置する。房谷戸遺跡から玉原遺跡までは直線で約35kmあり、比較的遠距離に位置する。利根川と吾妻川の合流地点左岸の丘陵上に立地し、利根川との比高差は約120mである。遺跡の標高は約300mである。遺跡地から利根川まで直線で約1kmであり、黒色安山岩の採取可能地域の近接地に立地している。

一方、荒砥北三木堂遺跡は赤城山南麓地域にある。当該地域を南北に流れる荒砥川左岸の台地上に立地する。標高は約90mである。黒色安山岩の原産地である武尊山は、赤城山を挟んだ北側に位置し遺跡地から遠方にあたる。また、石材採取可能地域の利根川に関しては、最短距離の前橋市付近まで直線で約8kmある。

以前に、玉原遺跡の石器群に対して評価したことがある(津島2004)。石器石材の獲得に関しては広範にわたる遺跡との関係性は想定できず、恒常的な石器石材獲得の場という評価を与えることはできない、というものである。それは、武尊山中でない河川流域で黒色安山岩礫は容易に入手可能であり、石材獲得のために多大な労力をはらい山中に赴く必要がないというのが理由であった。

しかし、拙稿で紹介した通り武尊山周辺に位置する下川田平井遺跡において、武尊山の溶岩露頭近郊で採取した可能性のある石器が確認された。このことからも、武尊山の原産地近郊ある石器群と他地域の石器群との関係性をより詳細に追究する必要があると実感している。

謝辞

飯島静男氏には、岩石学的知識の全般についてご教授頂いている。中村正芳氏には、武尊火山についてご教授頂いた。岩崎泰一氏には、特に黒色安山岩に係る研究を通して啓発されることが多い。誌上を借りて感謝致します。

註

- 1)黒色安山岩という岩石名称については、中東・飯島1984による。
- 2)群馬県域では、旧石器時代の石器石材として、一般的に黒色頁岩よりも黒色安山岩の使用頻度の方が高い。しかし縄文時代の石器を概観すると、それが逆転し黒色頁岩の利用頻度の方が高くなる。という研究者間の共通認識があると思う。その現象の理由として、縄文時代に盛行する打石斧等の石材には、その使用効率等を考えると黒色頁岩の方が適しているなどの説明が特に根拠なくなってきた。

ところで、旧石器時代の黒色安山岩をめぐる石材環境の復元によって、As-BP group下段の段階から河床岩の黒色安山岩は減少の一途をたどることが分かってきた。縄文時代の石器石材に黒色安山岩よりも黒色頁岩が多用されている理由として、そのような黒色安山岩に関する河川での現象が関与していることも今後考えていく必要があるろう。

- 3)早田勉氏の分析による。詳しく述べ、岩崎・津島2011を参照。
- 4)桜井・井上・岡口1993による。筆者もこれにならない、原産地と採取可能地域を区分して理解している。黒色安山岩に関しては、溶岩露頭及びその近接地であって露頭より一次的に剥落した原石が認められる場所を「原産地」として限定的に把握している。そのような原産地から離れた場所であっても、そこを起源とする石材が採取できる河川流域等を「採取可能地域」としている。

現在の利根川の河床調査によると、前橋市付近の利根川中流域までが武尊山産黒色安山岩の採取可能地域となっている。旧石器時代から縄文時代にあっても、石材環境に関してはこれと同様に旧利根川の中流域までが採取可能地域であったと理解している。

引用・参考文献

- 阿久澤智和 2014「利根川以東の関東地方縄文時代草創期石器群」『岩窟フォーラム』シンポジウム「石器の変遷と時代の変革-旧石器から縄文石器へ-』予稿集』 20 ~ 26頁
阿子島香 1989『考古学ライブラリー 56 石器の使用痕』
井上昌美・桜井美枝 1999第4文化財出土黒色安山岩の分析』『三和工業団地1遺跡(1) -旧石器時代編- 研究文調査報告書246集』 222 ~ 225頁
岩崎泰一 1992「荒砥北三木堂遺跡II 研究文調査報告書136集」
岩崎泰一・津島秀章 2011「みなかみ町藤原の石器製作跡-武尊山産黒色安山岩の源郷を探る-」『群研文研究紀要』29 41 ~ 52頁
岩崎泰一・津島秀章 2014「みなかみ町藤原の黒色安山岩溶岩露頭」『群研文研究紀要』32 1 ~ 7頁

研究紀要34

- 岩宿フォーラム実行委員会 2006「福久保沢黒色安山岩原産地露頭について」『第11回石器文化交流会・発表要旨』30 ~ 33頁
- 神谷佳明 1993「下川田下原道路 下川田平井遺跡 群理文調査報告書 147集」
- 桜井美枝・井上昌美・圓口博幸 1993「群馬県における石器石材の研究（1）-鶴川流域における石器石材の調査-」『群理文研究紀要』11-1 ~ 14頁
- 桜井美枝 1995「河川における石器石材のあり方」『第3回岩宿フォーラム/シンポジウム予稿集』13 ~ 16頁
- 谷藤保彦 1992「房谷川遺跡II 群理文報告書129集」
- 中東耕志・飯島静男 1984「群馬県における旧石器・縄文時代の石器石材-黒色頁岩と黒色安山岩-」『群馬県県立歴史博物館報』5 28 ~ 36頁
- 津島秀章・桜井美枝・井上昌美 2001「黒色安山岩の原産地試料」『群理文研究紀要』19 139 ~ 156頁
- 津島秀章・岩崎泰一 2010「武尊山産黒色安山岩の消長-石材資源の動的理 解に向けて-」『群理文研究紀要』28 1 ~ 16頁
- 津島秀章 2004「石器石材の補給構造-沼田市・玉原発見の石器群から-」『ぐんま史料研究』22 1 ~ 16頁
- 津島秀章 2008「上武道路・旧石器時代遺跡群の黒色安山岩製石器の原産地分析」『上武道路・旧石器時代遺跡群(1) 群理文調査報告書418集』395 ~ 399頁
- 津島秀章 2010「黒色安山岩製石器の原産地分析」『上武道路・旧石器時代遺跡群(2) 群理文調査報告書478集』436 ~ 439頁
- 山口尚志 1981「武尊火山の地質」『地質学雑誌』87-12 823 ~ 832頁

石器表面のキズからみた装着痕の推定

岩崎泰一

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|------------|----------|
| 1.はじめに | 5.蛍光X線分析 |
| 2.使用痕観察の経緯 | 6.考察 |
| 3.装着痕 | 7.おわりに |
| 4.対象資料の観察 | |

—要旨—

黒曜石製の石器表面には、無数のキズが残されている。通常、顕微鏡観察ではキズは線状痕として見られるだけであるが、なかには湾曲するキズや太く短いキズなどがあり、さまざまである。線状痕が刃部に斜行あるいは直交するなどして、使用痕としての可能性が想定されるものもあるが、大部分は同定不可能なキズとして扱われているのが現状である。

筆者は、前橋市今井三騎堂遺跡の報告以来、黒曜石製の石器表面に残されたキズに注目して前橋市今井見切塚遺跡、伊勢崎市前道下遺跡と続く報告で、その観察を続けてきた。このうち、今井見切塚遺跡出土の石器に石器上半部が白く濁って見えるものがあり、直感的に装着されていたがために上半部のみそう見えるのではないかと思えた。そして、このことについて仔細に報告する必要を感じていた。

本稿では、当該石器の表面を実体顕微鏡レベルで観察、前道下遺跡の報告で専門家が指摘した装着痕としての可能性のあるキズと比較した。併せて蛍光X線分析を行い、石器の考古学的な所見と分析結果の整合性について検討を試みた。使用痕同定に関しては高倍率観察を欠いており、これを欠いて石器の装着痕は語り得ないのは重々承知しているが、想定使用部位と離れて局所的に付いたキズは位置的に装着痕としてよく、これが槍の種先の先端に装着されたものと考えた。今井見切塚遺跡には観察資料と同時期の石器群に狩猟具と見られる3器種が出土しているが、いずれも量的に少なくこれが組み合わせ具であるならば、どのように組み合わせたのであろうか、疑問を感じている。道具立ての全貌が不明であり、あくまでも想定でしかないが組成的に見て観察対象石器は単独で装着され使用されたのではないかというのが現在の理解である。

なお、蛍光X線分析を試みたのは、被熱した石器は既定の領域から外れてしまうという分析者の指摘を受けたからである。仮に、測定値が影響されることであれば、柄に装着されていたところとそうでないところでは異なる数値が得られるはずと考えたためである。測定はピンポイントで行われるべきであったが、そうした測定には限界があるということであった。本来、蛍光X線分析は黒曜石原産地の同定法として採用されているが、将来的には被熱実験を行い、どの程度被熱が影響するのかカタログ化しておく必要があるだろう。また、被熱したことでの測定値が影響されるとすれば、従来の原産地同定に一石を投じることになろう。

キーワード

対象時代 旧石器時代
対象地域 群馬県前橋市・伊勢崎市
研究対象 石器装着痕、黒曜石

1.はじめに

石器の装着法は、民族資料から想定されることが多い。民族資料であるがために、それがどこまで辿れるのか疑問視されることもあるが、考古資料の装着法を説明する際、その装着法が参照されてきた。物質文化による先史考古学では、それが具体的に発掘品として提示できるのに越したことはないが、柄に装着されて発見されることはほとんどなく、石器に残されたキズからその使用法を明らかにしようとしてきた。福井県鳥浜貝塚など低湿地遺跡から出土する石斧柄や焼けた磨製石斧に残された巻轉痕からみて、石斧の装着法については確定的で異を唱えるものはないが、具体例に欠いている点は変わらない。

旧石器時代の石器では、槍先形尖頭器や細石刃が槍の穂先として機能したことは大方が認めるところであるが、これについて列島内の旧石器遺跡で柄に装着された状態で発見されたという話は聞いたことがない。これに対し台形様石器を含むナイフ形石器の装着法については古く単独使用したという説と、組み合わせ具としての説がある。現状で、これについて具体的に論じる資料は得られてないが、ヒトの移動形態を念頭に置いた検討は可能と思う。

本稿はナイフ形石器に残されたキズを手掛かりにしてその装着法について報告するものであるが、その契機は今井三騎堂遺跡・今井見切塚遺跡の報告書作成時にある。

2. 使用痕観察の経緯

a. 今井三騎堂遺跡整理の頃

石器表面のキズに関して、「黒曜石製石器群について」と題して報告した(岩崎編 2004)。そこでは石器表面のキズ観察を通して、それが石器の来歴を示す痕跡であり、石器の運用形態の中に位置づけることを論じた。石器がヒトに伴い移動するということは砂川遺跡の先行分析があり、さらには、阿子島氏(1992)の「多段階摩耗」や「多段階縁辺摩滅」の指摘がある。これによりヒトの行動というものが具体的に描けるようになり、実証的である点で高く評価されている。

今井三騎堂遺跡は計6,835点(礫・礫片類を含む)の石器・石片類が出土した大規模遺跡で、報告書作成当時は日々石器実測に追われていた。そうしたなか、ふとあるとき石器表面のキズに気づき、上述した砂川の先行分析や阿子島氏の指摘を裏付けるものになるだろうと直感、これを検討してみた。また、当時、これに並行して業者の「デジタルマイクロスコープ」のデモがあり、石器の使用痕観察に効果的であることを実感した。報告書の作成過程で使用痕観察の重要性を痛感はしていたが、自身のノウハウがなく悩んだ末に、報告書では肉眼観察によるキズを石器表面に残る「スレ」として報告した。

b. 今井見切塚遺跡整理の頃

今井見切塚遺跡の報告(岩崎編 2007)は、今井三騎堂遺跡の報告から3年後のことであるが、このころ使用痕研究者として良く知られた山田しよう氏が民間組織に在籍していることを知り、使用痕観察を依頼した。依頼に際して、従来型とは異なり、分かりやすく表現報告してほしいことを伝えた。従来型の使用痕報告は、個別部分の記載に止まり、全体としてそれがどのように使われたのかが分かりにくく、それが報告書へ反映されない要因の一つではないかと思われたためであり、このままでは今井三騎堂遺跡で見通した成果を発展的に検討できないと考えたためである。最終的には石器の全体像を示せるよう配慮していただき、石器の接合作業を終えたものであることの影響についても検証していただけた。また、石器表面のキズの多寡については、キズ密度計算ソフトにより客観的なデータ化を心掛けいただいたうえに、使用痕レベルからみた見解を得て、当初見込んだ目的については、概ね達成することができた。今井見切塚遺跡でも黒曜石製の石器が出土しており、ここでも石器表面に残る「スレ」について注意して観察を進めたところ、今井三騎堂遺跡ほどではないが、石器表面が擦れたものがあることに気付いた。本稿で紹介しようとする石器がそれであるが、報告書の刊行には間に合わず将来的課題として残された。

c. 前道下遺跡報告の頃

これに統いて、前道下遺跡(岩崎 2008)を報告する機会があり、使用痕分析結果について報告した。観察資料は前道下遺跡出土の削器1点・ナイフ形石器3点と少量だが、石器に残されたキズから装着痕を探ろうというのがその趣旨で、比較資料として今井三騎堂遺跡出土の挿・彫器類を取り上げた。

前道下遺跡では顕微鏡レベルで見た観察結果が「石器の履歴の検討」としてレポートされているが、そこでは「直接の使用痕ではないが、特定の人の為的要因で生じたキズ=着柄痕」が同定することができるのかに注目、観察していただいた。そして、着柄痕の可能性のあるものとして前道下遺跡出土の挿器1点(報告書の第69図9、報文では削器として報告)、今井三騎堂遺跡出土の挿器2点(報告書の第16図1、第15図8)のキズに着柄痕としての可能性があるとされたものの、黒曜石製の石器については実験データがなく結論は下されていない。

3. 装着痕

石器の装着痕(柄痕)研究は、「近年Rotsによる成果が提出され、着柄痕が從来認識されていた以上に明確に同定できるとされ、衝撃を与えた」⁽¹⁾といい、磨製石斧類でも使用痕は著な着柄痕として確認できるというが、フリント類を用いたものであり、黒曜石については実験データがなく、「厳密に同定する基準がない」という。

こうした状況の中で進めた今井三騎堂遺跡から前道下遺跡の報告へ続く使用痕の観察は、どれも黒曜石製の石器を対象としているため成果といべきものがあるか、はなはだ心許ないものがあるが、以前前道下遺跡で指摘された専門家の所見を踏まえながら、装着痕（着柄痕）の可能性ありとされたキズについて整理しておこう。

今井見切塚遺跡および前道下遺跡の報告には肉眼観察から得られた筆者の所見と、顕微鏡レベルで観察して得られた専門家の所見を併記して掲載しておいたが、専門家の所見には肉眼観察や低倍率観察の限界が指摘されている。用語についても言及されており、今井三騎堂遺跡で用いた石器表面に残された「スレ」、専門家は「キズ」と呼んだ。集中性や方向性から使用痕を認定、それを線状痕と呼ぶ使用痕研究の実情からしてみれば、当然の指摘ということになろう。石器を持ち運ぶ際に、石器が擦れるという主觀的用法に固執するつもりはないが、素材面にキズが多く加工面にキズは少ないという筆者の観察所見には、問題があるということなのだろう。すなわち、キズは素材面など平坦面に多く残され、加工部に少ないという筆者の指摘に対して、加工部にも相当量のキズがあり、細部加工など狭い部分ではリングやフィッシャーに加え、光の反射効果が影響してそう見えるだけであるといふのである。この指摘は使用痕観察の根本に関わるものであり、真摯に受け止めているが、同時に、キズ密度は「剥離面の新旧に対応して変化する」とも記されているように、人為的・意図的な使用によるものと、偶発的に生じるキズを分けることさえできれば、理論上の問題は解消されるのではないだろうか。

このほか、低倍率観察の限界について指摘があり、高倍率顕微鏡を用いた補完的な観察が必要とされている。前道下遺跡の報告では同遺跡出土の石器5点に加えて、その比較資料として今井三騎堂遺跡出土の石器7点について専門家の分析を依頼。装着痕としての可能性が示されたキズがある。黒曜石製石器の装着痕については、同分析の本文にも明記されているとおり実験データがなく、あくまでも「可能性の指摘」ということであり、以下の指摘は筆者の個人的見解であることを了解していただきたい。

a. 今井三騎堂遺跡出土石器の装着痕

7点中3点に、装着痕としての可能性のある痕跡が指摘されている。装着痕の可能性が示唆された痕跡として①、石器基部の厚味を減じる剥離（調整加工）②、石器縁辺や稜線、バルバスカーラの縁に見られる「潰れ」や破砕状の摩耗③、「剥落タイプ」のキズとされたもの。幅広く短くシミ状に見え、「接合実験の際に見られたキズに似る」という。

①は、装着目的の調整加工ということになるだろうが、

これについては以前から想定されていたことで、砂川期ナイフに見られる裏面基部加工などはその典型例としてよく知られている。②については、「側縁のスレや線状痕、裏面側バルバスカーラの稜線のスレ等は、装着痕として妥当な位置」にあり、「これを單なる手ずれとして理解することは難しい」（今井見切塚遺跡Ⅲ-2）として、報告したものである。しかし、実体顕微鏡レベルで見た線状痕は多様で、あくまでも装着痕としての可能性の指摘というレベルに終始した。これを補う意味で、前道下遺跡の報告でも使用痕分析を継続させたのであるが、黒曜石を用いた実験データがなく、現状では「着柄痕の可能性のある痕跡」としての指摘に止まるにとどめた。こうした中で指摘されたのが側縁や稜線上の「研磨痕」「潰れ」や摩耗である。写真1は、石刃搔器の側縁のエッジが「破碎」したものであり、これに線状痕が直交あるいは斜交しているとされたものである。線状痕と被碎の分布域が合致していることから「硬い材料で研磨が行われた結果こうした線状痕と破碎を伴う摩耗が生じた」という。そして、この意図的研磨の理由について控え目に「着柄や保持の便」を意図したのではないかとされた（前道下遺跡Ⅳ-1）。

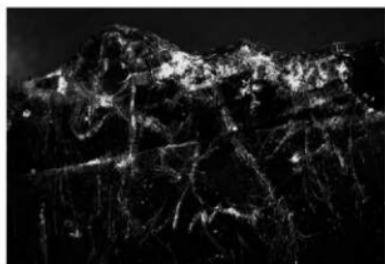


写真1 石刃搔器側縁の研磨痕(今井三騎堂遺跡)
<前道下遺跡2008より>

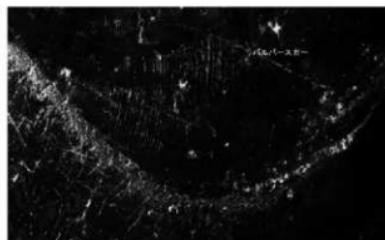


写真2 バルバスカーラ部の摩耗痕(今井三騎堂遺跡)
<前道下遺跡2008より>

4)。写真2のバルバスカーライジングの「潰れ」は破碎して潰れたものとされ、背面側縁線の「潰れ」を含め、着柄に関係する可能性が指摘されたものである。③は接合実験で相当に強く擦り合せた際に生じたキズで、これと同じキズが前道下跡出土の搔器に見られたという。

このほか、彫器類に付いた「大型のキズ」について検討していただいた。この緩く大きくカーブするキズは素材剥離面の表・裏面ともあり、分布域がエッジから遠く離れていることから、装着痕としての可能性に言及したものであり、肉眼で見えるこの大型のキズに装着痕としての可能性を指摘しておいた(今井見切塚遺跡 III-2)。キズが大きく明瞭で、たとえば石器を取り外す際に、器体を「振る」などして残されたものと考えてみたが、表・裏面でキズの方向が異なり、気に掛けている。この点については専門家にも伝えたつもりであるが、キズの成因は不明とされており、現時点でもキズの付く要因は特定できていない。

b. 前道下跡出土石器の装着痕

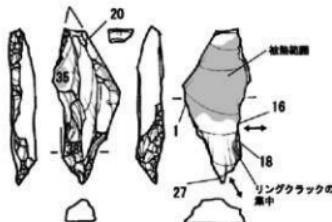
石核・搔器・ナイフ形石器3点について、使用痕分析を依頼した。石核を分析対象としたのは、キズ密度の差から石核消費と時間の経過を明らかにしようとしたものであり、ナイフ形石器は装着痕があるのかどうか、そのことを確認しようとしたためである。

石核には、小形綫長剥片2点が接合する。石核の出土地点は調査区の北にあり、石器群は北に広がるであろうが、分布状態は散漫であり、碎片類も少ないことから、石核消費の最終段階にあるものと考えた。石核裏面には風化剥離面が大きく広がるほか、通常の剥離面がある。剥片生産が石核の両面で行われたのは確実で、碎片類の量を勘案して石核消費の最終段階と捉え、石核の表・裏面でキズ密度差が生じているのではないかと考えてみた次第である。黒曜石原産地は蓼科系とされたもので、気泡を多く含み、「これとキズが重なり」キズの定量的評価は難しいとされ、顕微鏡観察ではキズ密度差のないこと報告されている。

搔器では、「剥落タイプ」のキズが注目されている。剥落タイプのキズは幅広く、短くシミ状に見えるとされ、観察した搔器にはこのキズが比較的広域にあるといふ。このキズは接合実験の際に見られたキズと同質であり、それが広く見られるという点で、接合作業に似た作業が原因して付いたキズか、何か硬い材料に接触して付いたキズだろうとされ、ひとつつの可能性として「着柄」されたことにより生じたものとする考え方が示された。

ナイフ形石器については、1点(報告書の第69図1)の先端部に衝撃剥離痕が確認されているほか、左辺腹面と右辺腹面の上部に縁辺に平行する線状痕が見られたようである。線状痕は方向性に難があり、これが使用痕か、判断が保留されている。別の1点(報告書の第68図7)に

は表・裏面とも大型のキズが多く確認されているが、使用痕というより加工時のエッジの「潰れ」と解された。また、残る1点のナイフ形石器(第1図)については、被熱してクラックが生じていることが指摘されている。このクラックは、腹面側では上下両端を除いた全域が覆われているとされ、背面側左辺中央付近の側縁でも確認されたということである。



第1図 被熱して生じたクラック痕(前道下跡
<前道下跡2008より>)

c. 装着痕としてのマーカー

装着痕について、これこそが装着痕というものはないということがあるが、石器縁辺や稜線、バルバスカーライジングに見られる「潰れ」や破碎状の摩耗、幅広く短い「剥落タイプ」のキズが装着痕としてのマーカーになりうる可能性が示された。それは搔器類に顕著であり、繰り返し刃部再生を行い使用する石器の性格をよく示しているということになるだろうが、今井三騎堂遺跡のエッジ(両側縁)が摩耗した搔器は異質である。数ある搔器のなかで、ここまでエッジが摩耗するまでしたものは稀であり、もしそれが通例であるならば、いま少し類例が知られていてもよさそうであるが、いかがであろう。

4. 対象資料の観察

今井三騎堂遺跡の報告以来、石器表面に残るキズの観察を通じ、それが石器の来歴を示している、あるいは、装着痕を含んでいるかもしれないということを見通して観察してきた。石器表面に残されたキズを注視する過程で、今井見切塚遺跡の出土石器(写真3、報告書の第82図2)に同種石器の装着法を示唆する痕跡が見られた。この石器の表面に残されたキズ・使用痕についてはほとんど報告できていないため、ここに詳細を記そうとするものである。

a. 石器群の概要

今井見切塚遺跡では、礫・礫片342点を含む計6,202点が出土、石器群は第I～第IV文化層まで4期に及んだ。その内訳は、第I文化層48点、第II文化層53点、第III文化層1,320点、第IV文化層4778点、文化層不明3点であり、

群馬県域では遺跡が激減するという第Ⅲ文化層の石器群が多出した。

当該石器は第Ⅲ文化層に帰属したものだが、まずは第Ⅲ文化層を構成する石器群の在り方から概要を説明しておこう。第Ⅲ文化層はIX～X層に出土量のピークを持つ石器群である。IX層中にAs-BPの上・中位グループが塊状に堆積、通常はAs-BP降灰前に位置づけられる石器群である。石器群は丘陵頂部に多出しているが、このほか西側斜面にもあり、それぞれの石器群の分布域は概して小規模である。石器群は計24地点で確認されているが、地点間の石器接合関係は確認されていない。ここで取り上げる石器は、第12地点と呼んだ丘陵頂部南端に広がる石器群から出土したものである。石器群は計51点(礫・礫片3点を含む)があり、ナイフ形石器2・角錐状石器1・削器1・剥片5・碎片39が出土している。概して、剥片生産は低調で、黒色安山岩製の接合資料が得られただけである。石材は計6種類が確認され、在地系石材が主体を占めた。非在地の石材として黒曜石17点(うち、碎片類が14点)がある。本稿で分析の対象資料とした石器(報告書の第82図を参照、第12地点-5)は、1号ブロックから出土したもので、同ブロックには碎片類3点(チャーフ2・黒色頁岩1)があるのみである。このほか粗粒輝石安山岩製の礫1点が出土しているが、その出上層位はVI層と記されており、石器群に伴う可能性は低い。のちの問題となるであろう、火災となるような施設(礫群や炭化物の有無などについてのデータ)は確認できていない。

b. 対象資料の概要

対象石器は、二側縫加工した黒曜石製のナイフ形石器である。石刃様の小形縱長剥片を用い、打面部側を基部としているが、打面そのものは剥離時に彈け飛んだものと見られる。基部側の右側縫に施された細部加工は光沢があり、剥離面として見た場合、より新鮮に見えることから、再加工された可能性も否定できない。また、報文中で述べたとおり、「石器の中央付近を境に剥離面の光沢」が異なる点を改めて強調しておきたい。石器は黒曜石製であり、筋状の線状構造を有する。径1mm弱の球果や小さな気泡を含んでいるが、概して良質な半透明石材であり、黒曜石原産地は「蓼科系」と同定されている。長さ3.8cm・幅1.3cm・重さ3.0gを測る。

c. 実体顕微鏡を用いた表面観察(写真3)

上述したように、石器は器体中央付近を境に光沢が異なることや、基部側の右側縫加工が新鮮であることを報告書刊行の当時から注目してきた。石器表面のキズもルーペで容易に確認できるほどで、その状態は良好と言えた。写真3は、器体中央付近で異なる光沢が線状痕の分布域に関連することを示したものであり、その範囲は器体の最大幅に概ね一致していることが分かる。大略、

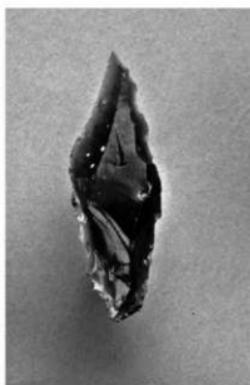


写真3 観察対象石器(今井見切塚遺跡)

線状痕は器軸(石器長軸方向)に一致しているが、器軸から振れて斜行するものや、方向性の定まらないものもあり、多様である。

<背面側左辺の素材剥離面>(第2図)

素材剥片中の最も古い剥離面で、全面が光沢を欠いている。線状痕は、全面にある。線条痕は基部側では長軸方向(第2図の写真2)に一致しているが、中央付近を境に先端側では微妙に方向性が異なり、刃縫に対して斜行する線状痕が増えるようである。刃縫には小剥離痕(刃こぼれ)が生じているが、剥離面は光沢を欠いている。

<背面側中央の素材剥離面>(第2・3図)

実測図上で長さ2.5cm・幅0.75cmを測る剥離面であり、その剥離方向は素材の剥離方向と一致する。途中、剥離面には球果があり、裂痕が生じている。

この裂痕から上の先端側は光沢を欠き、顯微鏡では白く漏り、あたかも「擦りガラス」のように見える。剥離面に残された線状痕は、器体長軸に並行するというよりも左右両辺に傾いたものが多く、その方向性は多様で、また、弱く渦曲しているものが多い(写真3・4)。

裂痕付近から下(基部側、写真5)の5mmほどが最も線状痕が見えるところである。線状痕は器軸に並行するものが主体を占めているが、器軸に斜行するものも多く多様である。これより基部側の線状痕は相対的に少なく、器軸に並行するものが主体である。

背面側中央の素材剥離面は、先端側左辺と同じく素材剥離面(刃縫)に、基部側で左右の加工部に接している。前者の形成する剥離面の稜は、比熱の影響か丸味を帯び、

稜の角が取れてい見える。また、基部側の素材剥離面と細部加工が接した部分の稜も、潰れたように見える(写真7・8)。とりわけ、左辺側ではこれと接する加工部の形成した稜が潰れ、この直下にスレが生じていた(写真7)。この加工部は素材を加工する際の初期加工であり、背面側中央の剥離面と接する部分ではステップ状に平坦面が形成され、ヒンジ状に捲れているが、ヒンジ状に捲れた剥離面凸部(リング)にスレが生じ、これが剥離面の稜まで続いている。これまで、実体顕微鏡レベルの観察ではより小さな二次加工まで観察できていないが、それでも観察することができたのは加工部が器体の概形作出段階のものであり、剥離面が大きく、こうしたことが観察を容易にしたという事情がある。これを観察してみたところ、稜線の「潰れ」と稜直下の加工面が擦れ

ていることが判明、その稜線の「潰れ」は今井三騎堂遺跡から出土した搔器2点(報告書の第16図1、第15図8)に酷似したということである。裂痕より下の線状痕は、先端側に乗り上げているように見え、裂痕の稜も荒れているが、これが比熱によるものかそれとも風化によるものか判然としないため、その詳細については判断を保留しておきたい。

<腹面側>(図3)

実測図上で、長さ3.6cm・幅1.1cmを測る。右辺基部側の薄い剥離痕を除いた腹面側は未加工である。また背面側と同様に、腹面側には先端から1.5cmのところに斑晶があり、裂痕が生じている。また、腹面側の右辺中央には「ガジリ」がある(報告書の図には加工部として表現さ

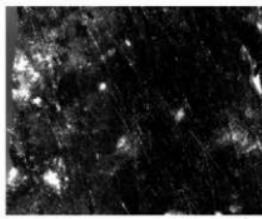


写真1

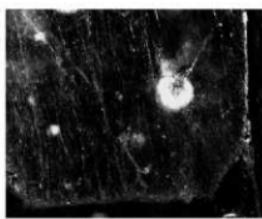
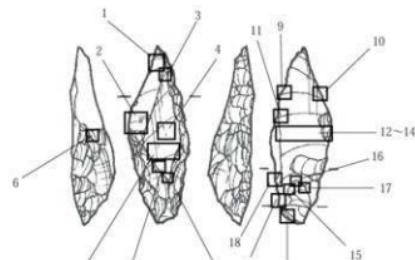


写真2



<石器のキズ観察位置図>



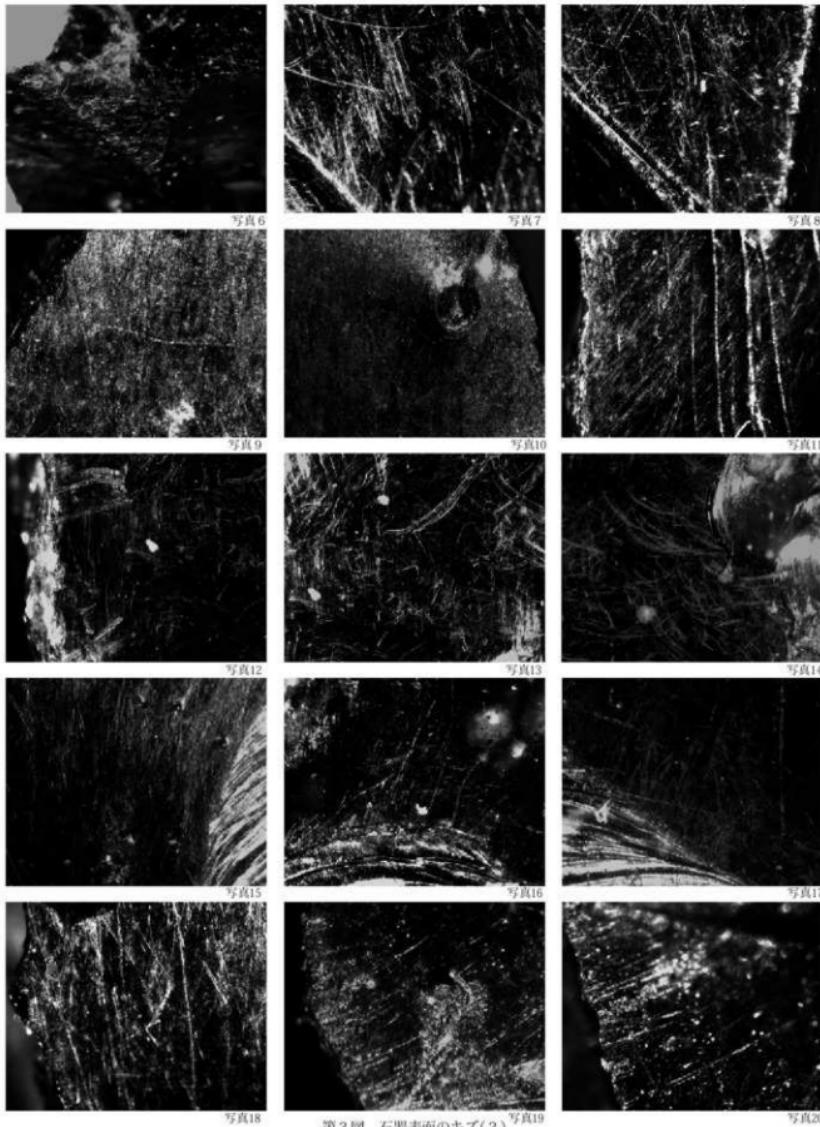
写真3



写真4



写真5



第3図 石器表面のキズ(2)

れている)。これより先端側が光沢を欠いているが、背面側ほど顯著ではない。

腹面側先端から1.5cmほどが光沢を欠いているが、觀察が難しい。分析資料は透明性が高く、表面のみ觀察することができるよう、黒色粘土に埋め込んで觀察した。それでも先端側は光を反射してしまうため、分析資料の位置を変えて觀察したところ、線状痕は器体に直交するものこそないが、器軸に斜行するものや背面側同様の太いキズも多い(写真9・10)。概して、使用痕として残された線状痕は少ないようである。

裂痕より先端側では斜行する線状痕(写真11)が特徴的で、これが最大4mm程度の幅で広がる。この斜行する線状痕は密集しており、ある種の方向性を認めていい状況である。これに続いて腹面側(右辺「ガジリ」付近)には、帯状に弧状のキズや器軸を横走する粗いキズがある(写真12~14)。また、基部側バルバスカーラーの稜部には線状痕が集中しており(写真15~17)、稜部が擦れていったほか、今井見切塚跡で「剥落状のキズ」とされたものに近い幅広のキズがある。腹面側の基部付近はサメ肌状に荒れており、被熱したことが影響したものと見られる。また、同左辺には基軸に斜行した線状痕が確認されている(写真19・20)。

<加工部>

左辺側加工部でも、プランティングによる小剝離面がサメ肌状に荒れ、プランティング初期の剝離面に多方向の線状痕が残されていた。そして、背面側中央の剝離面と左辺側の加工部の接する稜が丸味を帯びていた。これに似た状態は背面側左辺の剝離面に接した加工部でも見受けられた。

右辺側加工部は、網点部(第4図)を境に加工部の光沢が異なる。先端側・基部側加工部とも概形作出初期の剝離面には線状痕が比較的良好に残されているが(写真6)、先端側・基部側加工部ともサメ肌状に荒れていることから、被熱したことが影響したのではないか、と考えている。基本的に、上述した加工部剝離面の光沢差は加工の前後差と考えているが、光沢差が生じた背景は複雑で、その詳細については明言できない。

5. 蛍光X線分析

黒曜石原産地の関心は古く鳥居龍藏の時代からあり、それがどこで採れ、どのように流通したのか、議論されてきた。黒曜石原産地推定は戦前の顯微鏡レベルの観察に代わり、1970年代には熱中性子放射化分析による科学的な黒曜石原産地の同定が実現した。が、この方法では考古資料が破壊されてしまうことや時間的制約があり、依頼する側は限界を感じていた。これに続いた分析法が蛍光X線分析である。当初、測定機器が高価で分析機開も限られていたが、その後、計測機器の精度が向上した

ことや機器の価格も安価となり、黒曜石の原産地分析法として普及した。旧石器研究では以前から黒曜石の入手法に関心が高く、ついには数千点に及ぶ遺跡出土黒曜石のすべてを分析した報告が現れた。

さて、蛍光X線分析は顔料分析など多様な試料分析が可能な、極めて汎用性の高い分析法である。その一つとして黒曜石分析があり、その原産地同定には欠かせない分析法である。前道下遺跡でも今井三木堂遺跡以来継続した原産地同定が行われているが、その過程で被熱した黒曜石の問題が浮上した。分析者から聞いた話では、被熱した黒曜石の測定値⁽²⁾が同定用に集めたパッケーターの領域から大きく外れるというのである。肉眼で見た場合だが、遺跡から出土した黒曜石には「擦りガラス」状になるものや、ひび割れたものがあるのはよく知られており、なかには白く発泡したものもある⁽³⁾。これに被熱したことによるのは明らかで、疑う余地はない。ここでは、こうした觀察所見を踏まえ、器体の中央付近を以て光沢が異なる当該資料について被熱したためではないだろうか、被熱の影響が測定値に現れるというのであれば、これにより器体に残された光沢の差を説明することができるのではないか、と考えた次第である。このことを裏づけるため、石器の背面側4ヶ所、裏面側3ヶ所、右側縁2ヶ所の測定ポイントを選び測定を依頼した。長さ3.8cmと石器が小さく、測定が難しいということであり、最終的には背面側3ヶ所、裏面側2ヶ所、右側縁2ヶ所の計7ヶ所の測定をしていただけた。ピンポイントの計測が筆者の要望であり、どの程度の精度で測定できたのか筆者には判断できないが、先の想定を裏付けるための試行として理解していただきたい。

<分析結果>

今井見切塚遺跡、第3文化層出土石器(ナイフ形石器、写真3)について、表裏面とも器体中央より先端側が被熱、右側縁については基部側が再加工されたという想定に基づき、蛍光X線分析を試みた。

解析図として、 $\text{SiO}_4\text{-Al}_2\text{O}_5\text{-Fe}_2\text{O}_3\text{-TiO}_2\text{-K}_2\text{O-CaO}\text{-Rb-Sr}$ の4種類(第5図)を図示した。図には、標準試料としての黒曜石原産地の領域が示されているが、Rb-Srを除いていずれも既成の原産地データには重ならないことが分かる。以下にはそれぞれの解析値と計測位置についてその関係性をみていく。

$\text{SiO}_4\text{-Al}_2\text{O}_5$ 図では、基部側に相当する位置(3・5・7)の Al_2O_5 が相対的に減じているように見える。が、その差は極わずかであり、はたして有意性を見出すべきものがあるか現状で判断できない。

$\text{Fe}_2\text{O}_3\text{-TiO}_2$ 図では、データが既成の原産地データから大きく外れていることが分かる。分析資料のデータは蓼科系の領域と近接しているが、 Fe_2O_3 が1.2074 ~ 1.5861

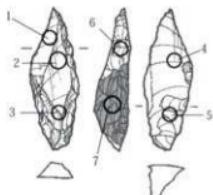


図-4 蛍光X線分析測定位置図

に、 TiO_2 が0.1936～0.2445に収まり、蓼科系原産地データとは明らかに重ならない。今回計測した石器の計測位置と分析データでは7のみや分布域から外れる傾向が指摘されるものの、解析値と計測位置には、相関関係が指摘できない。

K_2O-CaO 図では、データが既成の蓼科系黒曜石の領域に近接していることは明らかであるが、No.7のみ大きく離れている。先端側(2・4・6)と基部側(3・5)の分析値が近接するようだが、これについてもどの程度の有意性があるのか判断できない。

Rb-Sr図では、分析資料のデータは蓼科・月山・高原山・出来島の領域に重なる。基部側の測定箇所(3・5・7)が領域周辺にあり、被熱の在り方の相違を反映している可能性があり、注目しておきたい。

<分析結果の検討>

分析資料が1点のみであり、比較検討することはできないが、前道下遺跡の黒曜石原産地の分析結果を踏まえ被熱石器について検討しておこう。

前道下遺跡では、82点を原産地分析した。その内訳はA地点10点・D地点8点・E地点62点・出土地点不明2点で、被熱石器はE地点に集中した。E地点には砾群27基があり、これに重なるように石器が出土していることから、状況的には同地点出土石器は被熱していても何ら不思議はない。E地点から出土した62点中の52点が蓼科系とされ、このうち19点が被熱判定を受けた。被熱石器19点はRb-Srの相間では蓼科系の領域にあるもので、被熱1？(TiO_2 の値の高いグループ)と被熱2？(K_2O が高いグループ)の二群があるとされた。また、原産地不明とされたものがE地点だけでも6点があり、 TiO_2 と CaO の値が高いグループ(被熱・不明1)と TiO_2 と K_2O の値が高いグループ(被熱・不明2)があるとされた。これについて分析者は北海道の黒曜石分析の経験を踏まえ、被熱の度合で K_2O の量比が大きく影響すること、また、成分差は「樹木種が関係しているのではないか」と指摘した。

今回報告した石器の分析数値と前道下遺跡出土黒曜の分析値を比べてみると、 $SiO_2-Al_2O_3$ の領域を除けば、 $Fe_2O_3-TiO_2$ も K_2O-CaO も蓼科系・被熱1？に似た領域にあること、また、 CaO と TiO_2 の値は分析者のいう被熱不明

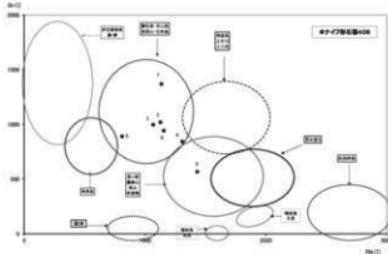


図-1 関東・中部・東北：Rb-Sr図(標準図)

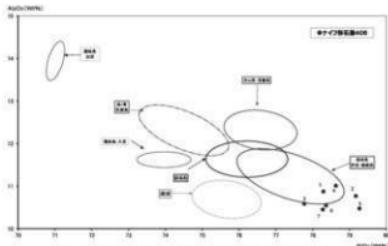


図-2 関東・中部・東北：SiO2-Al2O3図(標準図)

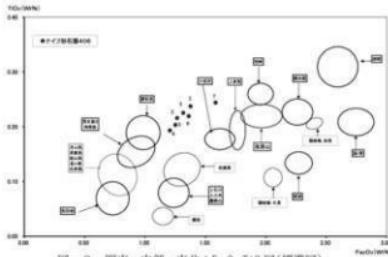


図-3 関東・中部・東北：Fe2O3-TiO2図(標準図)

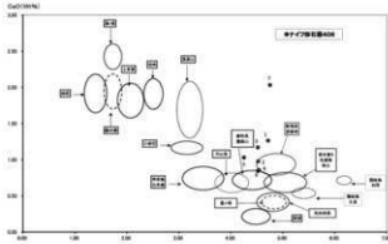


図-4 関東・中部・東北：K2O-CaO図(標準図)

第5図 萤光X線分析分類図

Ⅲの環境=比較的低温であるということになろう。

「東北日本の黒曜石原産地」(井上2007)には「遺跡出土黒曜石遺物の風化・被熱について」と題し、電気炉を用いた被熱実験を報告している。それによると、ただ熱を加えただけでは並光X線分析の値は影響しないことや、灰が関連するだらうことが指摘されている。筆者も同感だが、灰以外にも松脂や水分、そして冷え方も影響してくる可能性もある。これに関する実験も軽視できないであろう。

6. 考察

これまで、今井見切塚遺跡出土のナイフ形石器(第Ⅲ文化層、第12地点)に見られた石器表面のキズについて肉眼・実体顕微鏡レベルで観察、装着痕としての可能性を検討した。併せて並光X線分析を行い、その妥当性について検討してみた。以下、前道下遺跡で示された装着痕に関する指摘を参照して、観察結果について検討してみよう。

前道下遺跡では使用痕レベルで石器縁辺やバルバスカーリ部の「潰れ」や「破碎状の摩耗」、「剥落タイプ」のキズに装着痕としての可能性が指摘されている。このうちバルバスカーリ部の「潰れ」や「破碎状の摩耗」に似たキズが、対象石器の裏面基部バルバスカーリに見られた。対象資料のキズは線状痕としての集中であり、前道下で指摘されたような「潰れ」や「破碎状の摩耗」とは質的に異なるものであるが、装着される毎に線状痕が重なりこれが最終的には「潰れ」や「破碎状の摩耗」になるということだろう。また、これと似た種の「潰れ」が背面側もあり、これも装着によるものと考えている。前道下遺跡でいう「剥落タイプ」のキズとは比較できないが、対象石器の裏面側には通常の線状痕より太く短い弧状のキズが密集しており、これもまた装着痕として認識されるだろうと考えている。

こうした裏面側のキズと同位置の背面側に線状痕の粗密(写真3)があり、興味深い。「柄に覆われた部分にキズが少ない」という指摘が正しいとすれば、裏面側に残された線状痕には、ますます装着痕としての可能性が高まるだろう。同じ意味で、前道下遺跡から出土した被熱ナイフ(第1図)も器体上半部に被熱部分が偏り、これも柄に装着されたための現象と捉えることができるかもしれない。

観察対象石器は単に遺跡内で作り使われ、そして被熱廃棄されたようなものではなく、相当に移動距離の長い、それ相応の来歴を持つ石器であることは確定である。器体中央より先端側が光沢を欠く理由は明らかでないが、可能性の一つとして被熱によるということは考えていいように思える。これに対して、そこに密集する線状痕についてそれが剥離を繰り返して生じたとするのは無理が

あるように思う。器体中央部より基部側のキズは顕微鏡レベルで見ると相当量のキズが残されているが(写真5・7を比較参照)、先端側のキズとは明らかに相違しており、キズの付く背景が異なるというべきである。先端側線状痕が剥離面凹部まで均質に及んでいることからみて、やわらかな皮などにより生じたものかもしれない。今井見切塚遺跡出土のナイフ形石器の基部にキズが少ないので、それが柄に装着されていたためとしていいのではないだろうか。

観察対象石器が柄に装着され、それが被熱したものとして仮定した場合、並光X線分析ではRb-Srに計測部位と解釈値についての相関性が指摘され、また、K₂O-CaOにもわずかではあるが相関性を認めることができたが、はたしてこれが柄に装着されたことによるものか、本例のみから結論づけられない。今後の課題としておきたい。

7. おわりに

先にも述べたとおり、観察対象資料は使い込まれた石器であり、その経歴は相当に複雑であるように見える。本来、本稿は今井見切塚以来分析していただいた使用痕研究者の協力を得て提出されるべきものであったが、諸般の事情で時間だけが過ぎてしまった。並光X線分析については千葉県の井上巖氏の協力を得た。被熱と線状痕の前後関係など詳細については、明らかにできていないが、これについては稿を改め検討していきたい。本稿は平成20年度職員研究助成「石器の装着痕」の成果の一部である。

註

(1)引用箇所は前道下遺跡の報告書(第Ⅳ章)で専門家が指摘した事項である。以下、同報告文中の指摘を引用した箇所には「」を付した。

(2)井上 2007・2008 を参照された。

(3)こうした現象がどのような状況で生じるのは明らかにされておらず。これを確かめるべく実験をおこなった。これまでのところ多く現象を再現できないでいるが、木炭だけでなく複数の要素が関係する可能性が高い。

引用文献

- 岩崎泰一編 2004 『今井三騎堂遺跡』 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査
報告書第325集
- 岩崎泰一編 2007 『今井見切塚遺跡』 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査
報告書第382集
- 岩崎泰一編 2008 『前道下遺跡』 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告
書第437集
- 井上巖 「被熱試験について」『東北日本の原産地黒曜石、関東・中部・東海・北陸地方編』 2007 pp101-106
- 井上巖 「遺跡出土黒曜石遺物の化学分析に対する被熱の影響について」『第74回日本考古学会年次演習会』 2008

金井東裏遺跡出土銀・鹿角併用装鉢について — 装飾鉢及び県内出土鉢との比較 —

杉山秀宏

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

1. 古墳時代鉄鉢の研究史
2. 金井東裏遺跡出土鉢について
3. 銀装・鹿角装鉢の類例

4. 群馬県内出土鉢の類例

5. 群馬県内出土鉢の編年
- まとめ

— 要旨 —

本稿は、金井東裏遺跡より出土した銀及び鹿角製装具が併用されて装着された装飾鉢について、装飾鉢の類例を検討するとともに、群馬県内出土鉄鉢全体についての流れを整理して、その位置づけを行うものである。

金井東裏遺跡出土鉢は、断面両錫形の広鋒形で、袋部断面八角形を呈する鉢である。直弧文を施した鹿角製装具の両端に銀製装具を装着する極めて珍しい鉢である。

装飾鉢の類例検討の結果、現在、少なくとも国内で、銀・鹿角の両方を併用して装飾具として使用したものは見つからなかった。また、銀製の装具を有する例も数例にとどまることが分かり、銀製装具の類例の中で、金井東裏遺跡例にあらうような斜めに刻みを入れた円環状の装具と、幅広の帯状の銀装具を併用しているものは、やはり類例がないことが分かった。また、鹿角製装具を持つ鉢は熊本県国越古墳例1例のみである。このようなことから、金井東裏遺跡出土の鉢が特殊な装具を有する特別な鉢であることが分かった。

群馬県内の古墳時代出土鉢数は40例を越え、全国的に見ても多数の出土を見る地域といってよい。5世紀前半以降、鉢の出土が増え、多角形袋部を持つ矛が一斉に出現している可能性が高い。そして、刃部断面三角形の三角穂式鉢も早い段階で出現するなど、先進的な様相を群馬県は示している。

その中で、金井東裏遺跡出土例は、銀・鹿角併用装の両錫広鋒形の八角形袋部の鉢で、半島との関係が想定される2種類の銀装具と在地の様相を示す直弧紋が刻まれた鹿角装具が1つの鉢に装備されている。このことは朝鮮半島と在地の技術の融合を示すものと考えて良いだろう。

このような金井東裏遺跡出土鉢のありかたは、この地でウマ飼育・鉄器生産という当時の最新技術を持っていた金井東裏遺跡の集団の性格を示しているものと考える。

キーワード

対象時代 古墳時代

対象地域 全国・県内

研究対象 銀・鹿角併用装鉢

はじめに

小札甲を着たまま火碎流で被災した人物が発見されるなど、古墳時代の火碎流による被災遺跡である金井東裏遺跡からは、小札甲の1号甲を着た人物の南西5mの平坦面から鋒を北に向けて火碎流に流される形で鉢が単独で出土した。

この鉢を観察した結果、その袋部端部に銀製の装具と鹿角製の装具を併用している極めて珍しい鉢であることが分かった。

さて、金井東裏遺跡から出土した様々な遺物には、重要なもの・特徴的なものが多い。それらの遺物の理解のために、継続的に類例を調査し、それら遺物についての研究、発表をしていくことで、金井東裏遺跡の理解につなげるという方針のもと、前回は鹿角装鐵を取り上げたが、今回はこの銀・鹿角併用装鉢について取り上げる。

以下、古墳時代鉄鉢の研究史をたどり、次に金井東裏遺跡出土銀・鹿角併用装鉢を説明する。銀・鹿角装具を持つ鉢について類例を紹介した後、群馬県内の鉢について観察できた範囲で紹介するとともに、編年を組み、銀や鹿角装具を持つ矛と県内矛との比較の中から、金井東裏遺跡出土鉢についてその位置づけを行う。

1. 古墳時代鉄鉢の研究史

鉄鉢については、長い研究史がある。今回は国内の研究者の鉄鉢研究を中心に記述し、朝鮮半島出土鉢の研究に関しては、装飾鉢のものに限定して紹介する。

古谷清は、刀劍鐵以外で、槍に似るが、唯、槍の込みに当たる部分が、袋穂の製作なるものとして「矛」を定義し、特に異形の「矛」として、いわゆる戟形のものを取り上げ、正倉院出土戦などの比較をしている(古谷1907)。高橋健自は、槍は古史に矛・棒・鉾・戈などの字を持って書かれたが、すべてホコと呼んでおり、身・柄・石突及び柄が袋穂であることを特徴とし、いわゆる鉢を「槍」とした。「槍」の闇の形態を分類し、刃の断面形を6つに分類するなど基礎的な「槍」の形態について記すとともに、使用法などについて盾を左手に持ち、右手に「槍」を持つ形を提示している(高橋1912)。そして、後藤守一が、古墳時代の鉢について体系的に取り上げた(後藤1928)。部位の名称などの基本的なことは、このときのものが基礎となって現在も継承されている。次に末永雅雄が、使用法を想定しての大まかな分類を行い、正倉院宝物の鉢・戟を挙げて、奈良時代から平安時代に移行して儀仗化していく鉢の姿を記している(末永1941)。小林行雄は、長柄の武器のうち、長柄を挿入する身の基部を筒(袋)状に作るものを「矛」、茎に長い柄をつけるものと槍と区別して、「矛」の刃部断面形により4区分し、それぞれの実例を挙げている(小林1959-1)また、「矛」の導入については騎馬戦との関わりについて記している(小林1959-2)。

茂木雅博は小林分類をさらに細分化した編年及び全国集成を行った(茂木1980)。その後、白杵勲が鉢身のみではなく、鉢先全体の各部分を検討対象として総合的な分類・編年を行い、鉄鉢を5期に区分した(白杵1985)。

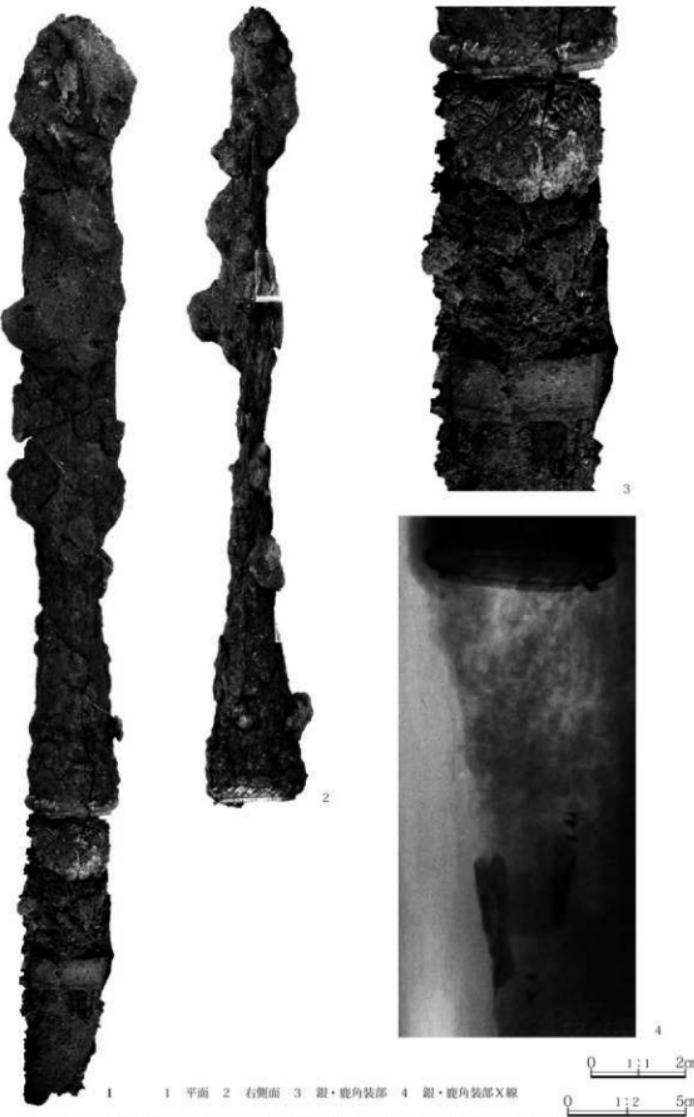
ここで、朝鮮半島の鉄鉢研究の中で、装飾鉢について検討した研究をあげる。高久健二・金吉植は鷹付鉄鉢をその分布から新羅系とした(高久1992) (金1998)。金吉植は多角形袋式鉄鉢をやはり分布から百濟系とする(金1998)。また、朴天秀は、袋部の端を銀や鶴で装飾した装飾鉢について、朝鮮半島と日本の例を集成検討し、それらが、儀仗鉄鉢であり、銀装鉄鉢は、百濟・大伽耶・栗山江流域圏で、有鶴鉄鉢は高句麗・新羅圏で分布することから、それぞれとの関係を示す遺物として捉えた。特に日本では、銀装飾の鉢が多く、百濟・伽耶との活発な交渉を物語るとしている(朴1999)。このように、半島の装飾鉢についての各地域の系統について明らかにしていく動きがこの時期に相次いであった。

この後、高田貢太が、日本出土鉄鉢を朝鮮半島の鉢との関連性を考慮した分類方法で区分するとともに、編年を行い、大きくⅢ期に区分した。鉄鉢が主体部を保護する「辟邪」的な性格を持つことを示す特殊な武器であると同時に朝鮮半島とのつながりを示す威信財としての役割を持っていたこと、また鉄鉢から見ると、中央と地方の関係性の中で、6世紀前半以前には、地方が主体性を持って朝鮮半島との交渉を行った可能性について言及した(高田1998)。また、朝鮮半島南部での鉄鉢について整理し、特に装飾鉢について取り上げ、銀装飾鉢について、新羅地域でも分布していることを取り上げて、広域的な政治的意味合いを持つ武器としている(高田2002)。鈴木一宥は、マロ塚古墳出土の装飾に錫が施されている大型鉢の報告をする中で、錫製装具と半島出土の銀製装具との関係について指摘している(鈴木2012)。

齊藤大輔は、中国・朝鮮・倭と通観する中で、中期型鉢で、長身鶴式と刀身式を、後期型鉢で三角穂式を選びそれぞれの特性について論じ、中期型鉢に半島との関係を、後期の三角穂式鉢に、倭王權の関与を想定している(齊藤2014)。高田は、三角穂式について取り上げ、その系譜について、同時期に顕著な装飾鉢との関連を考慮して、日本列島独自の型式というより、朝鮮半島諸地域との係りの中で成立した新型式として捉えなおしている(高田2001)。

戟について資料を集成したのが、太田博之である。国内で出土する戟正倉院宝物例も併せて集成し、句兵として紹介している(太田2001)。

仁木聰は、長柄の武器である鉢と槍の全長について、古墳時代全体を通して検討し、槍・鉢の歩兵装備・騎馬装備との関連性を分析するとともに、後期において盛行する全長2m以下の鉢について、戦闘方法の変化という



第1図 金井東裏遺跡出土銀・鹿角併用装飾写真 (1・2 S=1/2, 3・4 S=1/1)

より被葬者個人の標識的な威儀具の面が大きいとしている(仁木2004)。藤井章徳は、今まで注目されてこなかった袋部の構造から固定方法に注目して画期的設定を行い詳細な編年を行っている(藤井2007)。高田は、藤井の編年案を一部取り入れた新たなⅢ期区分案を提案している(高田2014)。

群馬県内出土鉾の研究史を見ると、田口正美が北山茶白山西古墳の報告で鉾の県内出土例を集成概観(田口1988)し、杉山がさらに追加した集成・編年を行っているが、実物資料の観察はしていない(杉山1995)。

以上研究史を見てくると、鉾の体系的な分類編年はほぼ終了し、さらに細かな部位・装具の位置づけや半島との関係についての検討が今後さらに必要となることが分かる。また、県内出土鉾について言えば、実際の資料を観察しての基礎的な作業がまだ為されておらず、観察作業から始める必要があることが明らかになった。

以下、まず金井東裏遺跡出土鉾について現状での観察記録を記し、銀及び鹿角製の装具を持つ鉾、及び県内出土鉾について調査結果を記述する。なお、鉾の名称・分類については、白杵(白杵1985)と高田(高田1998・2002)の案を参考にした。

2. 金井東裏遺跡出土鉾について

金井東裏遺跡例(群馬県渋川市金井)(図1)(杉山・桜岡ほか2014)

金井東裏遺跡は、6世紀初頭の火砕流により被災した遺跡で、鉾は、小札甲を着た古墳人(1号甲・男性)から、南西5mほどの平坦面から火砕流(S3)に流された形で出土している。鉾の鋒は、北側に向いており、鉾の下には火砕流の一部が入り込んでおり、火砕流により流されたことが分かる。柄の部分の痕跡らしきや暗く変色した部分が柄の形に沿って延びるような状況が少しそうだが、明瞭に確認はできなかった。石突確認のため、柄があったと思われる延長線上を中心に精査したが、発掘区の限界もあり、石突を確認することはできなかった。

鉾(図1-1～4)は、鹿角及び銀の装具を併用する断面錐広鉄形である。明瞭な斜め闊を有する。袋部は断面八角形の多角袋部であることがCTスキャンにより確認することができた。内面も多角である。全長は33.6cmで、21.5cmの身部長で、3.2cm幅の幅広の身部を持つ。袋部は長12.1cmで、目釘は1ヶ所確認できる。内部には木質の痕跡が確認できない。

さらに、袋部端部に幅1cm、厚さ0.2mmの円環状の銀^{II}製の装具(図1-3・4)が装着されている。この円環状の銀装具の円環部には、斜め方向に刻みが施されていて、全体で26の刻みがある。この装具は、後に説明する鹿角装具の上に巻かれているもので、この刻みの断面を観察すると、あらかじめ鹿角装具の表面に刻みを入れて、そ

の刻みに合わせて上から押し当てることで銀円環部に刻みを入れているものと想定している。振り環頭大刀の環頭部の振りの形態に近い。銀装具の両端には幅2mmの平坦部があり、この上端の部位は、鉄製袋部端部の下に納めて固定する役割を果たしている。下端の部位は、鹿角装具の上に載っており、ここに小さい鉢を鹿角装具まで打ち込んでおり、装具を固定するものである。

鹿角^{II}装具(図1-3・4)は、袋部に近い方は、残りがある程度良いが、下部はほとんど腐朽してしまい分からない。下部の銀装具の出土状況から、鹿角装具が、6.5cm以上の長さであることは言える。径4cmの鹿角の基部の内部を厚さ5mmほどになるまで内部の海綿体を削り抜いた円筒形を呈し、残存状況から、表面に直弧文がほぼ全面に施した可能性がある。直弧文の文様構成は残っている文様がごく一部なので明らかにできていない。

もう一つの銀装具(図1-3・4)が鹿角の下端部に装着されていた。1.3cmの幅広で厚み0.2mmの銀板を丸めて、端に3孔開け、小さい新で打ち込んで留めたものと思われる。微小な新が3個出土している。板状の銀装具は断面形を見ると稜角を持たず、内部に木柄が入っていたものと考えられる。銀装具のさらに下位にも炭化した木材が一部残っている。柄が装着されていたことは間違いない。先述したように、柄の長さや、石突の有無は不明である。木柄は、銀製の装具が稜角を持たないことからすると、円形の可能性が高い。

また、鉾身の表面ごく一部で、獸毛が確認された。獸皮に伴うものと考えられ、獸皮を鉾に被せ、鞘とした可能性がある。獸皮の種類は判別できていない。

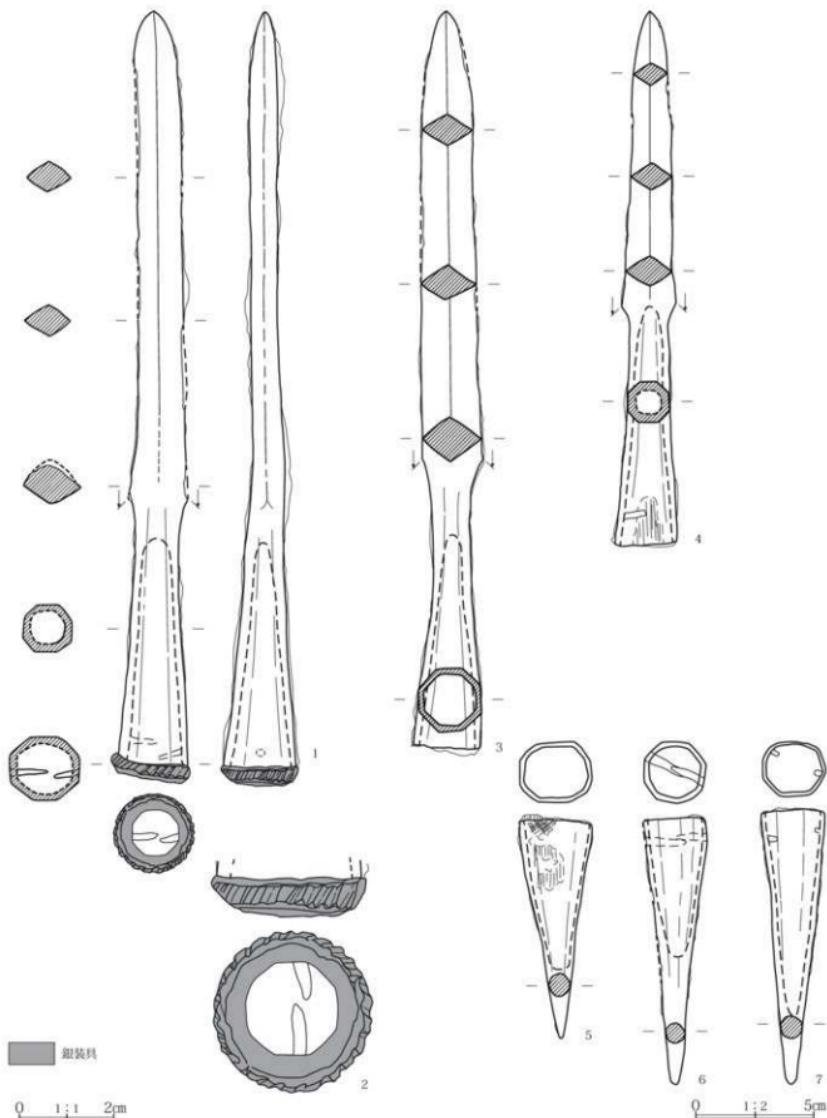
3. 銀装・鹿角装鉾の類例

金井東裏遺跡出土鉾は銀と鹿角を併用して装飾した日本国内でも唯一と考えられる鉾である。ここでは、銀や鹿角で装飾が施された類例の観察結果を以下記述する。

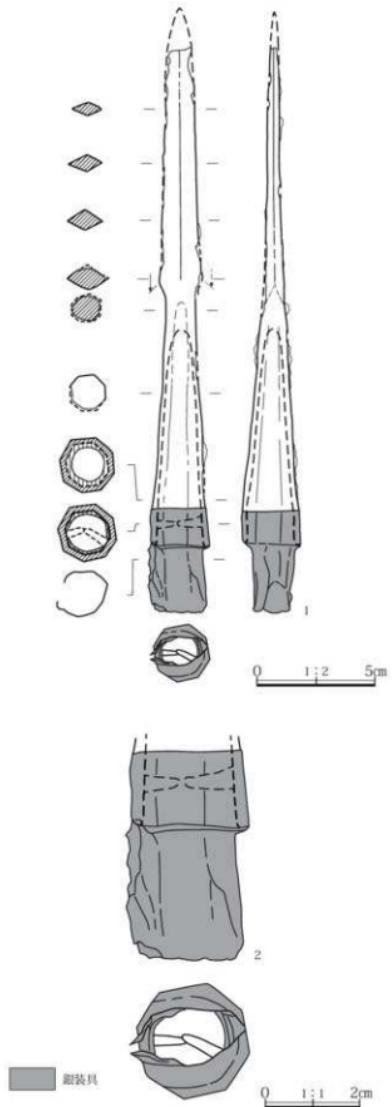
- ① 物集女車塚古墳例(京都府向日市)(図2)(山中・秋山1988)

物集車塚古墳は、墳丘長48m、後円部徑31m、前方部幅38mの2段築成の前方後円墳である。円筒・盾・衣笠形埴輪を持つ。片袖式の横穴式石室で全長約11mを有する。初葬の組合せ式家形石棺以外に2ないし3棺の追葬を推定している。副葬品は装身具(広帯式冠・耳環・鏡・玉類)、武器(鹿角装振り環頭大刀・銀装刀・刀子・鉾・鐵・小刀)馬具(鉄地金銅張「字形鏡板付襷)、須恵器(T K10(新相)～T K209であるがほとんどがT K10である)が出土している。

この古墳からは、3本の鉄鉾と石突が出土している。いずれも石棺の周辺を中心とした所から出土するが、鉾と石突の対応関係は明らかではない。ここでは、銀装具の対比ということで、銀^{II}装具を持った鉾(図2-1)



第2図 物集女車塚古墳出土 銀装鉢・鉢・石突実測図 (1・3~7 S=1/2, 2 S=1/1)



第3図 伝群馬県出土 銀装鉾 実測図 (1 S=1/2, 2 S=1/1)

を中心取り上げてみる。

鉄鉾は鎌がひどく、現状の形から外形や細部の特徴を明らかにするのはかなり難しいが、肉眼観察によると鉾身は全長31.6cm、刃部長20.6cmで、刃元幅2.4cmで断面菱形の細身で、なだらかな斜め闇を持つ。袋柄は、断面八角形の袋部の可能性が高いと考えたので、図ではそのように表現した。八角形であろうとした根拠の一つは、他の2本出土している鉾(図2-3・4)及び3本出土している石突(図2-5~7)がいずれも八角形である可能性が高いことである。共伴する鉾及びセッティになる可能性のある石突がともに八角形の可能性があれば、銀装鉾も八角形である可能性が高まる。目釘は2本相対するようになし、袋柄端から約1cmの所にあり、木質が一部遺存しており、木柄を有していたものと考えられ、木柄も八角形の可能性が高い。

銀装具(図2-2)は、幅9mm、厚さ0.2mmのもので、中央の円環部が高くなっている、そこに斜めの刻み目が施されている。幅3mmの上端部は、鉄鉾身内部に装着され、5~6mmほどの円環状の高まりの上面に斜めの刻み目が全部で25箇所施されている。円環部の内部には木質が入るものと思われ、おそらくその木質自身に刻み目が施されていて、その刻み目に合わせて上から押圧して円環部に刻み目を施しているものと考えている。この技法は、金井東裏遺跡例の鹿角装具が、刻み目の下にあり、同じように刻み目が鹿角自身に施されていて上からの押圧により円環部に刻み目を施すと想定しているものと同じである。振り環頭大刀の環頭の造りと外形形状類似する両者を見ると、銀装具の作り方は極めて近い形を取るものと考えて良いだろう。時期的には、金井東裏遺跡例より1段階物集女車塚古墳が新しくなり、6世紀中頃である。

② 伝群馬県出土例(天理参考館蔵品)(図3)(朴天秀 1999)

天理参考館に所蔵されている伝群馬県出土の銀^{II}装の多角稜鉾(図3-1)である。断面菱形の鉾で、全長21.1+cm、刃部長10.0+cmで、刃元幅1.7+cmの細身で、明瞭な斜め闇がある。

袋部は内外面とともに明瞭な八角形を有しており、刃の鎌線状に多角袋部の棱線が乗らないもので、鎌軸に沿って鉾を置いたときに袋部が平らな面を形成しているので安定する。目釘は、袋部端部から1cmの所に、相対する方向から打ち込んでいる。袋部内部には木質も認められ、木柄があったことが確実に言える。

銀装具(図3-2)は、長さ4.4cmで厚さ0.2~0.3mmの薄板を袋柄端部より1.5cm上の所まで巻いた後、八角錐の袋部上面に押圧して被せることにより多角形の形に成形する。さらに、木柄部では段差により3mmほど細くなるので、少し絞り込んだ後、木柄部2.7cmのところまで伸ばすものである。木柄部にまかれている装具部はかな

り、変形が激しく一部割れているが、やはり角を意識しての稜線がいくつか認められるので、木柄も八角形に加工されており、銀装具もその形態に合わせていることが想定される。銀装具を固定するにあたり、小孔などが確認できないことから、鉢留めにより固定したものでは無いと考えている。銀板の一部を割いて木柄との段差に較り込んで押圧して固定し、鍛接したものと現状では考える。

この銀装具の形態は、金井東裏遺跡例の鹿角装具下部の装具と同じ幅広の銀薄板による装具と近いが、装着方法などは異なり、金井東裏遺跡例が、銀板に小孔を開けて鉢留めしているのに対して、鉄袋柄と木柄の段差を利用しての押圧と鍛接で留めている。

③ 国越古墳例(熊本県宇城市)(図4)(乙益重隆 1967・1984)

国越古墳は、埴丘長62.5m、後円部径36.2m、前方部幅22.5mの丘陵頂部削り出しの上に埴丘を築き上げた前方後円墳である。円筒・人物・盾形埴輪が出土している。石室は奥行2.85m、幅2.16mの横穴式石室で、中央通路を挟んで左右に二個の屍床を設け、その奥に副床があり、さらに奥壁に沿って平入りの入口を有する家形石棺を置く。石棺や石棺奥壁には鍵ノ文で四色の文様を施している。東屍床より、鏡・耳環・鐵・大刀、西屍床より人骨2と鏡・耳環・玉類・鉢が、副床には農工具・鐵・銅鏡・馬具・鉢2・銅石突2が、石棺内には人骨2体・鏡、鹿角²⁵装鉢・装身具・鐵・帶金具などを出土している。

ここで、鹿角装鉢についての比較を行うために、主に石棺内より出土した鹿角装鉢について記す。

鹿角装鉢(図4-1~3)は、現在鹿角装具と鉢は分離しており、本来どの鉢に装着されたものかはっきりしない所がある。

そこで、昭和41年の報告(乙益1967)に出ている鹿角装具が装着された状況での写真を基に復元すると、鉢の全長などからすると、現存している3つの鉢のうちの最も小型の鉢と組み合わさることを確認した。鉢(図4-1)は、全長18.2cm、刃部長11cm、刃元幅1.5cm+で、断面菱形の細身で、明瞭な斜め闊で、袋部が八角形を有する可能性が高いものである。鹿角装具を装着した復元図(図4-2)を示す。

鹿角装具(図4-3)は、最大径3.5cm、上端径2.7cm、下端径(2.2)cm、高さ現状で2.8cmの球形状で、上端には少し立ち上がりが認められる。下端部は破損がひどくはっきりしない。厚みは最大の所で4mmである。さらに、球形体部には3ヶ所、下から斜め上に往5mmの穿孔がある。鳴鏑などを見ると、音を出すための穿孔は、斜めに上から下に穿孔するのが普通なので、あるいは、逆になっている可能性も考えたが、出土当時の鉢に装着されている写真などから、本来この穿孔方向であると考えた。

球形中央部と上端部には、溝で上下を区画した珠文帯が1周巡っている。この珠文により区画された上下に直弧文を全面に施している。直弧文の分析は金井東裏遺跡の本報告で行なうつもりである。

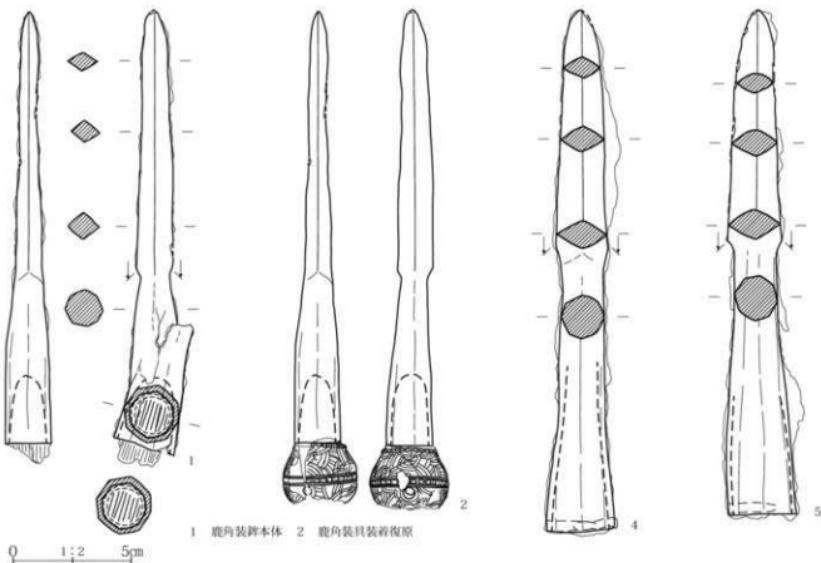
この他に2本、断面菱形でやや広身の八角形袋部を有する鉢(図4-4・5)がある。

この鹿角装具は、金井東裏遺跡例に比べると、球形であることなども含めてかなり形態が異なる。時期的には、鐵鏡や小型農工具の様相からすると追跡も考慮して、MT15~TK43型式平行となる可能性がある。石棺内から出土していることなどから初葬に伴う遺物と考えられ、金井東裏遺跡例よりほんの少し時期的に新しい。直弧文があること、いずれも八角形袋部の鉢に伴う装具であることなどは同じであるが、鉢身の形態や、装具の形、装着状況などに違いがあるもので、同じ鹿角装具であるが、異なる系統と考えている。

以上、銀・鹿角という2つの材から装飾された装飾鉢について閲覧する資料について観察できたものについて記述した。

金井東裏遺跡例と近いものは、銀装具では、物集女車塚古墳例である。物集女車塚古墳例と、伝群馬県出土の銀装具について調査したが、物集女車塚古墳例は、鉢身の形式は細身で異なるが、袋部端部の銀の装具は全く同じ形式のものと考えて良いだろう。時期的には少し物集女車塚古墳例のほうが新しいが、同じ系統のものと考えられる。もう一つの幅広の銀装具は、伝群馬県出土の銀装具が同じ幅広の銀板を巻いて装具としているものであるが、袋柄端部と、鹿角装具端部という装具の装着場所が異なることや、装着方法も金井東裏遺跡例が、銀板端部に3つの小孔を開けて下の鹿角装具に小さい鉢で留めているのに対して、伝群馬県出土例は、鉢身本体に押着して一部削いた箇所を鍛接し、鉢身端部と木柄の接合部の段差を利用して、固定させているものと考えているので、装着方法も異なるものである。銀装具は、いずれも朝鮮半島(特に、百濟・大伽耶)に類例が多く、半島からの影響と考えて良い。ただし、円環部への刻み目は、振り環頭大刀の環頭に通じる技法で後の技法の系列の中で考えられるもので、半島と後の要素がミックスされている。

鹿角装具の類例は、全国で一つ、国越古墳例のみである。国越古墳も時期的にはTK10~TK43型式の須恵器が伴うもので、初葬については鐵鏡の様相などを見ると6世紀前半~中ごろとして良いものと思われる。時期的には金井東裏例より少し新しく、形態的にも球形状で、円筒形を呈する金井東裏遺跡例と異なる。ただし、直弧文を全面に施すことなど類似する点もあり、同じように鹿角を利用して装具となすことを意識した作品として重要なである。鹿角装具が、日本独自のものと断定するのは躊躇するものもあるが、少なくとも数多くの鹿角装品が

第4図 国越古墳出土 鹿角装鉾・鹿角装具・鉾実測図
(1, 2, 4, 5 S=1/2, 3 S=1/1)

特に中期後半から後期前半に国内にあることは事実で、直弧文の施文とともに、今の所これを在地的な要素と考えて良いと思われる。

つまり、金井東裏遺跡例の鎖・鹿角併用装鉾は、半島的なものと在地的なものをミックスして作り上げた武器で、その幅広な鉾形態などからしても、外に向かって見せることを意識しているものと考えられる。

4. 群馬県内出土鉾の類例

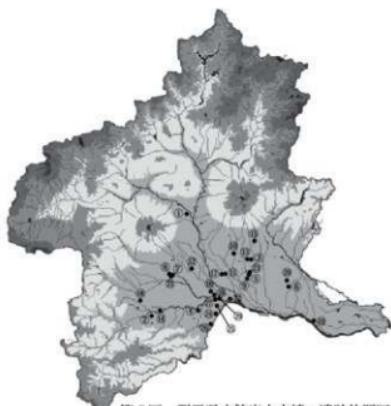
県内からは、49本もの数の鉾が出土している。4世紀後半～7世紀前半まで万遍なく出土している。金井東裏遺跡出土鉾の位置づけを行うために、県内出土鉾について現状で観察・測図できるものの図と観察結果を以下記述する。時期が古いものから新しいものへと記述する。

また、今回観察できなかったり、あるいは観察できたが、遺存状況が悪く測図できなかったものについても参考資料として別に簡単に記述した。

- ① 北山茶臼山西古墳例(富岡市南後箭)(図6-1)
(田口正美 1988)

北山茶臼山西古墳は、墳丘長28m、後方部幅17.7m、前方部幅16.2mの前方後方墳である。主体部は木棺直葬で、鎖、鉾、斧、刀子、鉢、ガラス小玉が副葬されていた。4世紀後半と推定される。

鉾は、全長22.5+cm、刃長13.5cm、刃元幅2.6+cmの



第5図 群馬県内鉄出土古墳・遺跡位置図

①金井東東古墳 ②北山茶臼山西古墳 ③赤堀茶臼山古墳 ④十二天古墳 ⑤達磨山古墳 ⑥鶴山古墳 ⑦長瀬西古墳 ⑧若田大塚古墳 ⑨藤手塚古墳 ⑩大胡町5号古墳 ⑪鶴巻塚古墳 ⑫井出二子山古墳 ⑬前二子古墳 ⑭久保道跡 ⑮埋塚古墳 ⑯鶴貫銀塚古墳 ⑰金冠鬼塚古墳 ⑱下高田古墳1号古墳 ⑲古海松塚2号古墳 ⑳二つ山1号古墳 ㉑鶴貫塚古墳 ㉒若手塚古墳 ㉓堀塚4号古墳 ㉔藤岡288号古墳 ㉕神浦中4号古墳 ㉖美里中 ㉗高崎市岩鷹町 ㉘高崎市鹿原町 ㉙鹿原町宇原

鏡を持たない断面四角形の広鋒形で、明瞭な斜闇を有する。袋柄部は、刃部に近い部分は、断面椭円形に近く刃部の厚みにそのまま移行する。袋柄端部に近いほうは、ほぼ断面円形である。表裏に袋柄部の主軸に直線状の亀裂が入り、あわせか鍛接の痕跡の可能性がある。また目釘孔かと思われる径2mmの孔が現状の袋柄端部から1cmのところにある。袋部の空洞部がどこまであるかは、中に銷の固まりがあるため分からぬ。

前期後半の貴重な例で、劍身形の典型的な鉄である。

② 若田大塚古墳例(高崎市若田町) (図6-2)

(田島1981・1999)

若田大塚古墳は、直径29.5mの2段築成の大型円墳である。円筒埴輪を持ち、主体部は自然石乱石積の竪穴式石室である。副葬品は鉄、横矧板類留短甲、鏡、石製模造品や鐵、大刀が出土したようである。5世紀後半~6世紀前半と推定される。鉄鉢は2本出土しており、金銅装具を持つものと両頭広鋒形のものがある。ここでは、実際に観察できた金銅装具を持つ鉢を中心に記す。

金銅装鉢(図6-2)は、全長22.5+cm、刃長11.3cm、刃元幅1.6cmの三角穂式の鉢身で、闊も明瞭に分かる斜め闊である。重要なのは、袋部の金銅装具で、装具は、厚み0.1~0.15mmで、長10.7cmの円筒形別造りである。袋端部の下から見ると、周りが炭化状になった柄と思われる木質の中心に鉄かと想定される棒状のものがあり、鉢身から延びる茎状のものである可能性がある。²⁶この鉄棒の周りを包むように円筒状の金銅装の装具を目撃

で木柄に打ち付けて装着しているものと考えている。

もう1本の鉢(図10-5)は、全長47.2cm、刃部長27.0cm、刃元幅4.4cmの両頭広鋒形の鉢である。斜め闊で、袋部は断面円形の可能性がある。目釘があり、袋部内部に木質が残る。この鉢は実見していない。

③ 鶴巻塚古墳例(前橋市朝倉町) (図6-3・4)

(八木1902、大図1938、加部1994)

鶴巻塚古墳は墳丘長86mの前方後円墳で、埋葬施設は粘土椁を有している。副葬品には、劍菱形杏葉や石製模造品が共伴する。5世紀後半~6世紀前半と推定される。

鉄鉢は2本出土している。うち1本は戠形のものである(図6-3)。全長23.7+cm、刃長10.3+cm、刃元幅1.8cm、刃部が珍しい刀身形のものである。上に接合する可能性がある刃部は、厚みや幅が微妙に異なり、別の刀の破片である可能性がある。刃部がある反対側に枝支があり、枝刃部は基部上部には棟が見えており、枝刃部下部は上部に比べ細い。先端に行くにつれ刃が両方にある可能性が高く、現状では両刃と想定する。袋部は、やや不明瞭であるが断面八角形の厚み2mmの多角袋部である。木質が袋部内部に詰まり、袋部の空洞部の先端は不明である。

もう一本の鉢(図6-4)は、全長28.8cm、刃部長13.9cm、刃部元幅1.2+cmの刃部の長い三角穂鉢である。闊は無いものと見える。袋部ははっきりと分かる断面八角形の多角袋部である。袋部端部から、9mmの箇所に径2mmの目釘孔がある。

刀身形の戠と三角穂式の鉢のセットで副葬された重要な例である。

④ 大胡町5号古墳例(前橋市茂木町) (図7-1)

(松本1981)

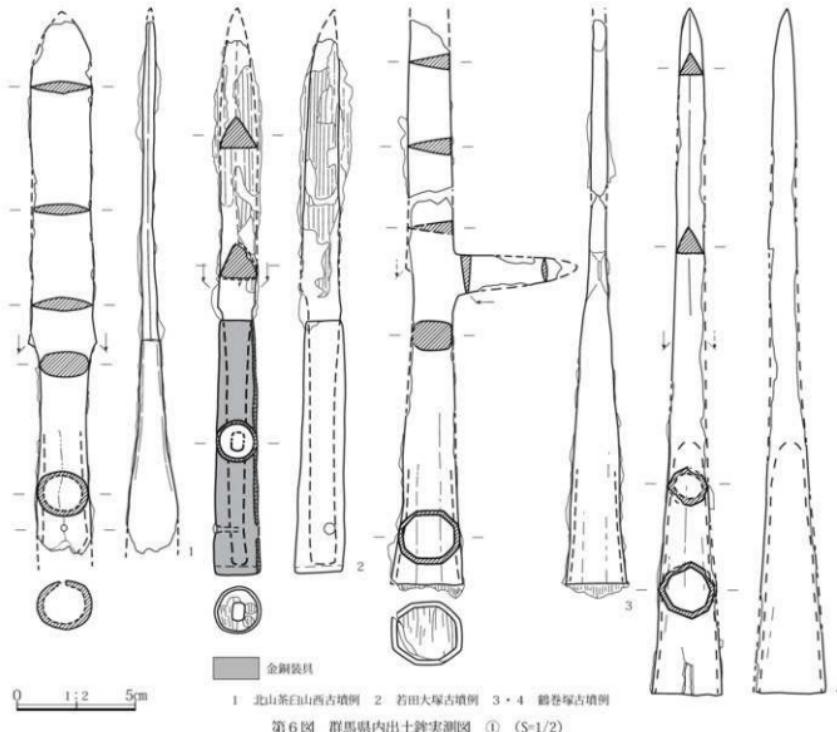
大胡町5号古墳は、直径14.4mの円墳で、竪穴式小石椁が3基並ぶ。1号石椁は鐵、2号石椁は勾玉、3号石椁からは劍、銅小環が出土し、鉢は、3号石椁東端から外65cmの位置から、縱に突き刺した状態で出土した。5世紀後半~6世紀前半と推定される。

鉢は、全長21.9cm、刃部長9.4cm、刃部元幅1.9cmの断面菱形の狭鉢形である。闊ははっきりとは分からぬが、あるものと推定している。袋部は、緩い断面八角形を持つ多角袋部である。袋部側に、主軸線に沿って割れが入っているもので、あわせか鍛接の痕跡と考えられる。目釘は確認できていない。

⑤ 前二子古墳例(前橋市西大室町) (図7-2~6)

(前原1993、右島・前原2015)

前二子古墳は、墳丘長93.7m、後円部径68.8m、前方部幅64.8mの2段築成の前方後円墳である。円筒・器財・人物・馬形埴輪などが樹立されている。両袖型の全長13.75m、玄室長5.15mで羨道長が8.60mと羨道が狭長な横穴式石室で、県内では初現の横穴式石室の一つで



第6図 群馬県内出土鉄実測図 ① (S=1/2)

ある。

副葬品は、ガラス玉などの装身具、振り環頭大刀柄頭、大刀、鉢、石突、鐵讐、双葉劍菱形杏葉、劍菱形杏葉、輪鎧、鞍金具、小型農工具、鑿状工具、鉗状鉄製品、須恵器などが出土している。6世紀前半と推定される。鉄鉢は2本、石突は3本出土している。

鉢のうち1本(図7-2)は全長18.8+cm、刃部長7.2+cm、刃元幅2.0+cmの断面両端の広鋒形の鉢で、刃部はあまり大きくなりない小型の鉢の可能性が高い。明晰な斜め闇を有しており、袋部は、明晰ではないが、断面八角形の多角袋部である可能性が高い。袋部内部に木質が明瞭に残る。目釘は残存部から確認できない。

もう1本(図7-3)は、全長10.0+cm、刃部長6.5+cm、刃元幅2.3cmの断面菱形の狭鋒形の鉢である。刃部上部や袋部下部が破損しており全体の復元は難しい。残存部から、明晰な斜め闇があること、袋部は断面八角形の多

角袋部を持つ可能性が極めて高いものである。刃部に幅5mmの断面方形の棒状品が錯着している。

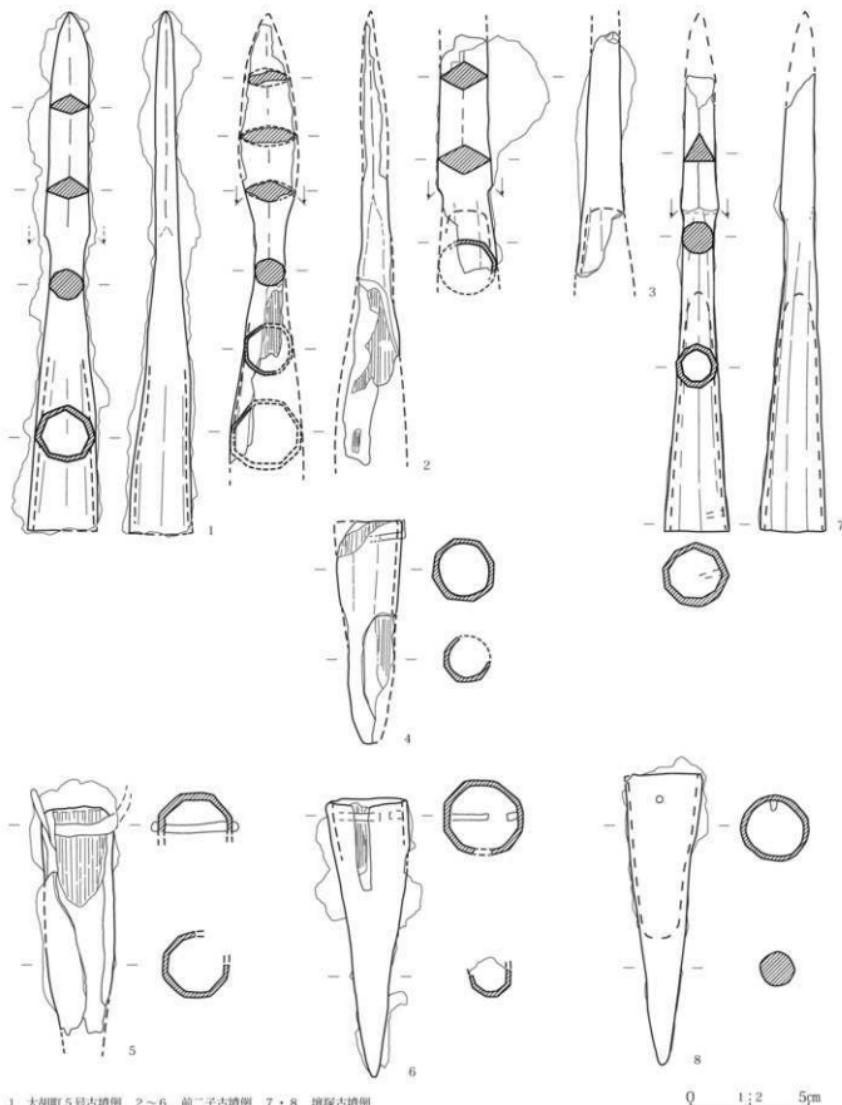
石突は、全長9.4cm、幅2.0+cmのもの(図7-4)、全長9.6+cm、幅2.9cmのもの(図7-5)、全長11.7cm、幅3.5cmのもの(図7-6)計3本ある。いずれも断面八角形の八角袋部の可能性が高いもので、遺存する鉢と対応関係にあることが言える。いずれも目釘があるが、長9.6+cmの石突(図7-5)には、U字形の特徴的な目釘がある。

⑥塙塚古墳例(前橋市粕川町月田)(図7-7・8)

(尾崎1950)

塙塚古墳は直径25mの2段築成の円墳である。円筒・器財・人物埴輪があり、須恵器大甕が埴頂部に配置されている。主体部は全長7.4mの片袖型乱石積横穴式石室である。直刀、小刀、鉢、石突、刀子、鐵、耳環、玉類が出土している。6世紀中頃と推定される。

鉢(図7-7)は、全長19.2+cm、刃長5.6+cm、刃元



1 大胡町 5号古墳例 2~6 前二子古墳例 7・8 墓塚古墳例

第7図 群馬県内出土鐘・石突実測図 ② ($S=1/2$)

幅1.5cmの三角種式である。極めて刃の短いものである。袋部は、明瞭に分かる断面八角形の八角袋部である。袋部端部から7mmの箇所に目釘がある。

この鉢と共伴した石突(図7-8)は、全長12.3cm、元幅3.2cmの断面円形のものである。通常、鉢に多角袋部があれば、それに共伴する石突も同じ多角形であるのが普通であるが、このように断面形が異なるものもある。

⑦ 久保遺跡例(富岡市曾木)(図8-1)(井上1987)

久保遺跡は、篠川を南に臨む径12m、高さ1mの円形基壇の中に、土師器(パン箱100箱以上)・須恵器(約30)・滑石製模造品(7000以上)・銅鏡・鉄製劍形品・鉢・鐵・鉗・刀子・鎌・耳環・玉類と多様な祭儀の品が出土した祭祀遺構である。6世紀中頃と推定される。

鉢は1本出土した。全長22.5cm、刃部長14.5cm、刃部元幅1.85cmの、断面菱形の厚みのある狹鋒形で、闊は明瞭でない。闊が無い可能性もある。袋部があり括がらず、刃部からそのまま直線状に移行する形である。袋部は明瞭な八角袋部である。目釘はある可能性が高い。袋部内部に木質の痕跡は認められない。

⑧ 下高田衣沢1号古墳例(富岡市妙義町下高田)(図8-3)(津金澤1993)

下高田衣沢1号古墳は、全長36m前後、後円部径22m以上、前方部幅20m以上の前方後円墳である。埴丘は削平を受けており正確な規模は不明である。素環鏡板付櫛、耳環、銅鏡、大刀、鉢、鐵が副葬品として出土している。6世紀後半に比定される。

鉢は1本出土している。全長が40.1cmと極めて大きく、刃部長(16.1+)cm、刃元幅(2.8+)cmである。断面は菱形の細身のもので、闊ははっきりしない。袋部は、断面八角形の八角袋部の可能性が高い。目釘・目釘孔・木質痕跡は認められない。あるいは、木柄を外した状況で副葬した可能性がある。

⑨ 古海松塚2号古墳例(大泉町古海)(図8-2)

(関本2002)

古海松塚2号古墳は径23mの円墳で、円筒・朝顔・人物埴輪が出土している。主体部は全長7.4m、玄室長4.9m、玄室幅2.4mの両袖式横穴式石室である。副葬品は、大刀、鉢、鐵、刀子が出土した。6世紀後半に比定される。

鉢は、全長14.8+cm、刃部長5.2+cm、刃元幅1.3cmの断面が方形の可能性の高い鉢で、刃先はおそらく突棒状か鑿状のものと想定する。柄部も袋部も断面形は方形でありこの方形がそのまま刃部まで移行して、先端に刃を形成するものと考える。

⑩ 赤堀4号古墳例(伊勢崎市五目牛町)(図8-4~8)(松村1978)

赤堀4号古墳は、径22.5mの円墳で、台形状の前庭を持つ。主体部は、割石乱石積の両袖式横穴式石室で、多

数の副葬品が出土した。被葬者は5体で、半島との関係性が考えられる縱斧(東1982、伊藤2001)、サルボの柄の可能性があるT字形鉄製品(望月1981)などいずれも半島との関わりが想定される副葬品が出土している。鉢、石突、鉢装具以外に、刀・刀子・耳環、鐵、壺鉢などが出土している。6世紀末~7世紀前半と推定される。

鉢2本、石突2本、鉄製の鉢装具が1つある。

鉢(図8-4)は、全長17.1+cm、刃部長5.5+cm、刃部元幅1.5cmの三角種式である。刃部が極端に短いのが特徴である。袋部は、断面八角形の多角袋部である可能性が高い。袋部端より1cmの箇所に目釘がある。

もう一本の鉢(図8-5)は、全長20.0cm、刃部長12.4cm、刃部元幅2.5cmで、刃部断面は、両丸造りで、広鋒形である。斜め闊で袋部へ至る柄部は断面隅丸方形状である。袋部断面は、六角形の可能性が高い多角袋部と考える。

石突は2つともに小形で、全長5.8+cm、元幅(1.4)cmの断面が円形に近いもの(図8-6)が、三角種式の鉢(図8-4)とセットになる可能性が高い。全長7.2+cm、元幅(2.2)cmの断面六角形のもの(図8-7)が、同じ、断面六角形の袋部を持つ広鋒形の鉢(図8-5)とセットになるものと考える。

鉄製の全長1.6cm、幅2.2cmの断面六角形を呈する鉢装具(図8-8)が出土している。断面六角形であることから、広鋒形の鉄鉢(図8-5)と同じ断面形の石突(図8-7)とセットになるものであろう。

⑪ 観音塚古墳例(高崎市八幡町)(図9-1~3)

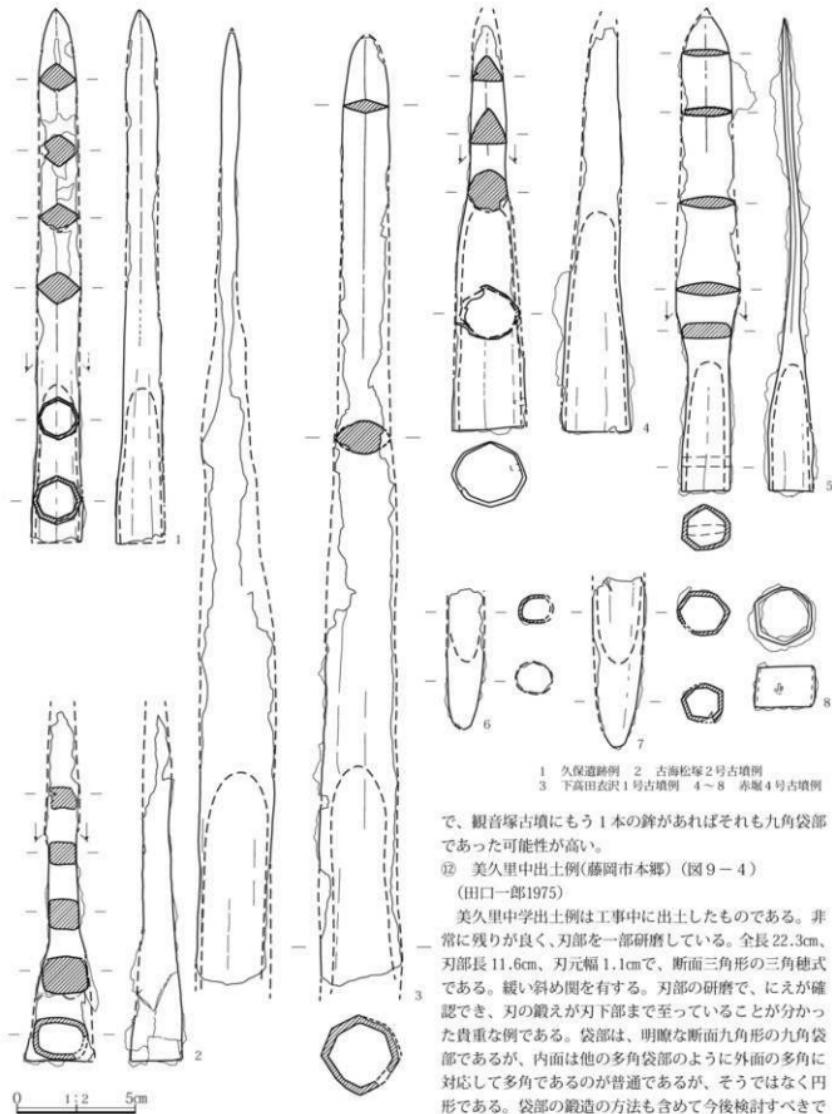
(尾崎・保坂1963、右島・瀧瀬1992)

観音塚古墳は埴丘長97m、後円部径74m、前方部幅91mの4段築成(前方部、後円部は3段)の最末期の前方後円墳である。少數の円筒・器財・人物埴輪を樹立する。全長15.3m、玄室長7.14m、玄室幅3.42mの巨石使用的東日本最大級の両袖型横穴式石室である。出土遺物は、鏡、耳環、銅鏡、銅承台付蓋鏡、銀装主頭大刀、銀装大刀、鶏冠頭柄頭、主頭柄頭、刀子、鉢、石突、銀製御金具、鐵鐵多数、甲小札多数、杏葉、雲珠、辻金具、木装鏡、工具類、須恵器など大量の副葬品が出土している。6世紀末~7世紀初頭と比定される。

観音塚古墳からは、鉢1本と、石突2本が出土した。

鉢(図9-1)は、全長23.9+cm、刃部長10.4+cm、刃元幅1.25cmの断面三角形の三角種式である。緩い斜め闊を有する。袋部は、明瞭な断面九角形の九角袋部である。目釘は2個確認できる。袋部内部には木質の痕跡が認められない。

石突は、2個大型のものが出土している。全長14.9+cm、幅2.6cmのもの(図9-2)と、全長14.3cm、幅2.8cmのもの(図9-3)で、目釘が確認でき、いずれも木質も遺存している。いずれも九角袋部の可能性が高いもの



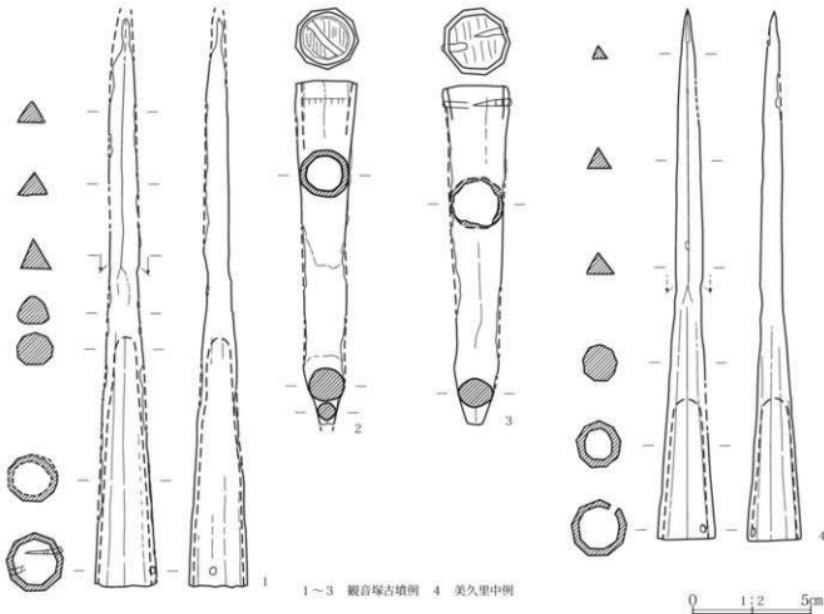
第8図 群馬県内出土鉢・石突・装具実測図 ③

1 久保道跡例 2 古海松塚2号古墳例
3 下高田衣沢1号古墳例 4~8 赤堀4号古墳例

で、觀音塚古墳にもう1本の鉢があればそれも九角袋部であった可能性が高い。

⑫ 美久里中出土例(藤岡市本郷)(図9-4)
(田口一郎1975)

美久里中学出土例は工事中に出土したものである。非常に残りが良く、刃部を一部研磨している。全長22.3cm、刃部長11.6cm、刃元幅1.1cmで、断面三角形の三角種式である。緩い斜め間を有する。刃部の研磨で、にえが確認でき、刃の鍛えが刃下部まで至っていることが分かった貴重な例である。袋部は、明瞭な断面九角形の九角袋部であるが、内面は他の多角袋部のように外面の多角に対応して多角であるのが普通であるが、そうではなく円形である。袋部の鍛造の方法も含めて今後検討すべきである。袋部端部より4mmの箇所に径3mmの目釘孔が開いています。



第9図 群馬県内出土鉢・石突実測図 ④

ている。ただし、内面には木質の痕跡が無く、あるいは木柄を外した状況で副葬した可能性もある。6世紀末～7世紀初頭に比定される。

以上は、実物を観察できた資料の記述であるが、以下記述するのは、実際に見ることが出来ていない資料かあるいは実見できたが、遺存状況が悪く測図できなかった資料で、今回の検討に際して参考にすることが出来る資料を簡単に時代順に記す。

◎ 赤堀茶臼山古墳例(伊勢崎市赤堀今井町)
(図10-16) (後藤1922)

赤堀茶臼山古墳は墳丘長45.2mの帆立貝式古墳である。円筒・朝顔・器財埴輪が出土している。二つの木炭櫛があり、1号櫛からは、鏡、三角板革縫短甲、鎌、斧、鉾、石突、刀、石製模造品(刀子・勾玉・白玉)が出土している。5世紀初頭に比定される。

鉾は、全長29.0cm、刃部長12.0cm、刃元幅1.7cmの断面菱形の無闇で、袋柄は円形の可能性が高く、山形抉りである。実見していない。

◎ 十二天塚古墳例(藤岡市白石) (図10-2)
(志村1989)

十二天塚古墳は、長軸36.8m、短軸26.8mの長方形墳で、円筒・朝顔形埴輪がある。表採資料として、剣、鉾、短甲、鎌、小型斧、石製模造品(杵・劍・有孔円板・刀子)や水鳥形注口土器などが出土した。5世紀前半に比定される。

鉾は、全長(38.1+)cm、刃部長(29.0)cm、刃元幅3.0cmで、断面両丸で斜め闇を持つ可能性のあるものである。袋柄は、断面隅丸形である。実見していない。

◎ 達磨山古墳例(伊勢崎市五目牛町) (図10-8～10)
(尾崎1951、1981)

達磨山古墳は、径35mの大型円墳で、円筒埴輪が配置されている。墳丘頂部に箱式棺状石室(A・B)2、粘土櫛1がある。5世紀前半から中頃に比定される。

A号石室は、全長3.9m、幅0.8mの大型であるが、深さが無く、遺物埋納用の石室の可能性もある。A号からは、剣、大刀、鉾、石突、鎌、斧、鎌が出土している。

B号石室からは、鎌、小型斧が出土した。粘土櫛からは大刀、鉾、鎌が出土している。

鉾は3本遺存している¹⁷。いずれも、断面両鋸造りの広鉾形のものである。

全長24.5cm、刃部長12.9cm、刃元幅2.0cmの両鍔造り（両丸造りの可能性もある。）斜め闇の狭鋒形で、袋部は断面円形で、山形抉りである（図10-8）。

全長28.2cm、刃部長11.0cm、刃元幅2.0cmの両鍔造りで斜め闇の狭鋒形で、袋部は断面円形で、山形抉りである（図10-9）。

全長30.6+cm、刃部長13.3+cm、刃元幅2.3cmの両鍔造りで斜め闇の狭鋒形で、袋部は断面円形で、山形抉りである（図10-10）。

実見したが、遺存状況悪く、略測を行ったのみである。

㊂ 鶴山古墳例（太田市島山上町）（図10-3・11・12・39）（尾崎1951、右島1986～1991）

鶴山古墳は、墳丘長95m、後円部径41m、前方部幅55mの前方後円墳で、葺石・埴輪を持たない。

後円部頂部に箱式棺柱の石櫛を持ち、櫛内から、武器・武具として、短甲・3・冑・劍・1・大刀・6、農工具として刀子・鎌・斧及び石製模造品の刀子・鎌・斧、盾の存在が想定される盾闇金具や盾飾りの貝殻などを出土した。石櫛外・北側の粘土櫛状の施設から鉢・鐵が出土している。武器・武具の大量出土を見た古墳として重要である。5世紀中頃に比定される。

鉢は4本出土している。基本的に断面両丸～両鍔の広鋒形・狭鋒形と、尖棒状の鉢の2つに分かれる。

広鋒形のものが1例、狭鋒形が2例ある。広鋒形は、全長36.9+cm、刃部長18.9+cm、刃元幅3.6cmの両丸造で斜め闇を持つ八角袋部の可能性が高い直基式である（図10-3）。狭鋒形の1つめは、両鍔造の全長(25.0)cm、刃部長11.5cm、刃元幅1.8cmの狭鋒の鉢で、斜め闇を持ち、八角袋部の可能性が高く直基式である（図10-11）。2つめは、両鍔造りの全長35.0cm、刃部長17.5cm、刃元幅2.1cmの狭鋒の刃部の長い闇で、斜め闇を持ち、八角袋部の可能性が高く直基式である（図10-12）。

断面方形の尖棒状の鉢は、全長37.8cm、刃部長20.0cm、刃元幅1.0cmである。刃先端の形状は、尖棒状か盤状のものか判断つかないが、尖棒状の可能性が高い。袋部断面は四角形で直基式である（図10-39）。

実見したが、遺存状況悪く、略測を行ったのみである。

㊂ 長瀬西古墳例（高崎市剣崎町）（図10-17）（後藤1937、黒田1999）

長瀬西古墳は、直径30mの大型円墳である。円筒・家形埴輪が出土する。主体部は、埴頂部・南側テラス部の2箇所に円礎を使用した竪穴系の石櫛を築いている。埴頂部の石櫛は削平されて規模は不明である。

埴頂部の主体部からは、鏡・装身具・石製模造品（鏡・斧・鎌・刀子）、三角板革縫式短甲・鉢・石突・鐵が出士している。5世紀中頃～後半に比定される。

鉢は、全長35.5cm、刃部長15.0cm、刃元幅2.0cmで、断面菱形の斜め闇を有するもので、袋部の形態は、八角

袋部の可能性がある。袋柄端は山形抉りである。多角袋部と山形抉りの共伴例は少ないので貴重である。実見していない。

㊂ 繩貫觀音山古墳例（高崎市繩貫町）（図10-26～34）（徳江1999）

繩貫觀音山古墳は、墳丘長97m、後円部径61m、前方部幅63mの2段築成の前方後円墳である。円筒・朝顔・器材・人物埴輪群が配置されている。内部主体は、全長12.6m、玄室長8.12m、玄室幅3.95mの側壁に角閃石安山岩使用の削石を組み上げた両袖式の横穴式石室である。副葬品は、鏡、耳環、金銅製鈴付大帶などの装身具類、頸椎大刀、振り環頭大刀、三累環頭大刀、大刀、小刀、刀子、鉢・石突・鐵・弓飾金具、異形冑・小札甲・胸当・籠手・關當などの武器・武具類、金銅製心葉形鏡板付轡、金銅製環状鏡板付轡、鉄製環状鏡板付轡、金銅製心葉形杏葉・金銅製花弁付鈴付雲珠・金銅製花弁付鈴付辻金具、金銅製円形板形座金・金銅製步搖付飾金具・鉄製雲珠などの馬具類、鑿・鑿などの工具類、銅製水瓶・須恵器・吊手金具など大量的遺物が出土している。6世紀中頃～後半と推定される。

鉢は9本出土している。石突とともにかなり鉢・欠損が著しく、本来の形状の確認は難しい状況である。全長は27.9cmから25.2cmまでに含まれる。身部は断面三角形の三角穂式である。闇は斜め闇で、袋部については断面円形をなすもの3例と、断面八角形が3本・断面九角形が2本と、不明1本に分かれるようである。袋部端部は直基式である。全て袋柄内面に木質が遺存している。目釘は1本のみ確認できた。石突は、5本で、鉢との組み合わせは不明である。図面を見ると、うち3本は多角である可能性が高い。

多角袋部の鉢に対して断面多角形の石突という対応関係があるので、今後鉢とともに検討する中で対応関係を明らかにできる可能性がある。実見していない。

㊂ 房子塚古墳例（玉村町下茂木）（図10-37）（大野1903、大図1938、橋本1994）

房子塚古墳は、墳丘長45mの前方後円墳で主体部は不明である。玉類・銅鏡・刀・鎌・銀製弓弭・銅鏡が出土している。6世紀末に比定される。

鉢は、全長29m、刃部長14cmで、大型の三角穂造りの無闇の鉢である。袋部は断面九角形で直基である。実見していない。

5. 群馬県内出土鉢の編年（図10）

以上紹介した、県内出土鉢からみた分類と編年を行う。鉢は大きく両鍔造（両丸造）の広鋒形と狭鋒形、断面菱形の狭鋒形、断面三角形の三角穂式、刃先が尖る尖棒式、断面刀刃の刀身式の6つに区分できる。この6系統ごとに変遷を述べ、その中で、袋部端部の造りや袋部の断面

多角形化についても言及する。

基本形は、両端・両丸造りの形式であるが、幅広い広鎌形のものは、県内では、北山茶白山西古墳例(図10-1)が初現で、その後大型化する一群がある。5世紀前半の十二天古墳例(図10-2)、中頃の鶴山古墳例(図10-3)、そして6世紀に至る金井東裏遺跡例(図10-4)や若田大塚古墳例(図10-5)である。すでに、高田により指摘されている(高田2002)が、幅広くして、見せる意識が働いている一群である。金井東裏遺跡例がこの中に入っていることは重要な点である。

同じ鎌造りや両丸造りであるが、狭鋒の一群がある。5世紀前半の達磨山古墳例(図10-8~10)から中頃の鶴山古墳例(図10-11・12)、大胡町5号墳(図10-13)へと繋がる。

この形態の鉢と非常に近いが、断面が厚く、菱形を呈し、間も無いかあるいは目立たない一群がある。5世紀前半の赤堀茶白山古墳例(図10-16)から、長瀬西古墳例(図10-17)、前二子古墳例(図10-15)、久保遺跡例(図10-21)、下高田衣沢1号墳例(図10-22)へと続く。特に重要視すべきは、銀装鉢の物集女車塚古墳例(図10-18)・伝群馬県出土例(図10-19)、鹿角装鉢の国越古墳例(図10-20)など装飾鉢の一群がいずれもこの一群に入る可能性が高いことである。同じ装飾鉢でありながら、金井東裏遺跡例(図10-4)とここで大きく異なる。ただし、いずれも三角穂式であることに装飾鉢の特徴がある。

三角穂式は、5世紀後半から6世紀前半の若田大塚古墳例(図10-23)と鶴巻古墳例(図10-24)があり、全国的にみてもその出現は早い。さらに塙塚古墳例(図10-25)、統いて觀音山古墳で9本もの三角穂式(図10-26~34)を見る。6世紀末~7世紀初頭には、觀音塙古墳例(図10-37)・房子塙古墳例(図10-38)・美久里中例(図10-36)・赤堀4号墳例(図10-35)などがある。6世紀~7世紀初頭にかけて三角穂式が盛行する。この形式の鉢は、別造りの金銅装袋部を持つ若田大塚古墳例(図10-23)以外は、現在実見している限りでは、すべて多角袋部であり、時期的に前半のものはすべて八角形である。6世紀末の最終段階になると赤堀4号墳例(図10-35)以外は、九角形となる。九角形袋部は時期を定する一つの要素となる可能性が高い。若田大塚古墳例(図10-23)の金銅装の袋部は、前述したように円筒形の金銅板で別造りの極めて特殊な例である。さらに、鉢身に木質が残り、鞘があったことが分かる数少ない例である。これに対し金井東裏遺跡例(図10-4)は、鉢身に獸毛が付いていることで、獸皮を鉢身に巻いた可能性を示す貴重な例である。現在出土しているほとんどの鉢身に木製の鞘の痕跡がないのは、あるいは獸皮を直接鉢身に被せていたことを示すのではないかと想定している。獸皮の残りが悪いので、その痕跡が残ることはあまりないが、よ

く観察すると獸皮が確認できるものが今後出てくる可能性がある。

刃先が尖り、そこに至るまでの断面が袋部・身部ともに断面四角形のものを尖棒式とする。県内には2例ある。鶴山古墳例(図10-39)と古海塙塚2号古墳例(図10-40)である。珍しい形式の鉢である。

さらに、刀身式でありながら枝刃も有するいわゆる戟形の鉢が鶴巻塙古墳例(図10-41)から出土している。戟は全国でも4例しかなく、非常に珍しいものである。日本ではあまり使われなかった形式のものである。三角穂式と共存するという組み合わせでも珍しい例である。

袋部端部の造りは、山形抉りが5世紀前半~中頃に、赤堀茶白山古墳例(図10-16)・達磨山古墳例(図10-8~10)・長瀬西古墳例(図10-17)にあるが、ほぼ5世紀代に納まる。初現期と5世紀後半以降の展開期には、直基が全盛で、特に5世紀後半以降の展開期に関しては多角形袋部の盛行とも関係があるだろう。

多角袋部であるが、県内で実見した限りでは、初現期の北山茶白山西古墳例(図10-1)・達磨山古墳例(図10-8~10)及び、尖棒式の鉢を除いて、鶴山古墳例(図10-3・11・12・39)・長瀬西古墳例(図10-17)を契機に、ほとんどすべてが、八角形で、6世紀末になると九角形が現れている。このように、錯て觀察しづらいが、良く見ると袋部の断面は円形ではなく、多角形の可能性があるのが多いのではないかと考える。今後の検討課題にしたい。

群馬では7世紀半ば以降の鉢の例は無く、古代に通じる変遷は不明である。

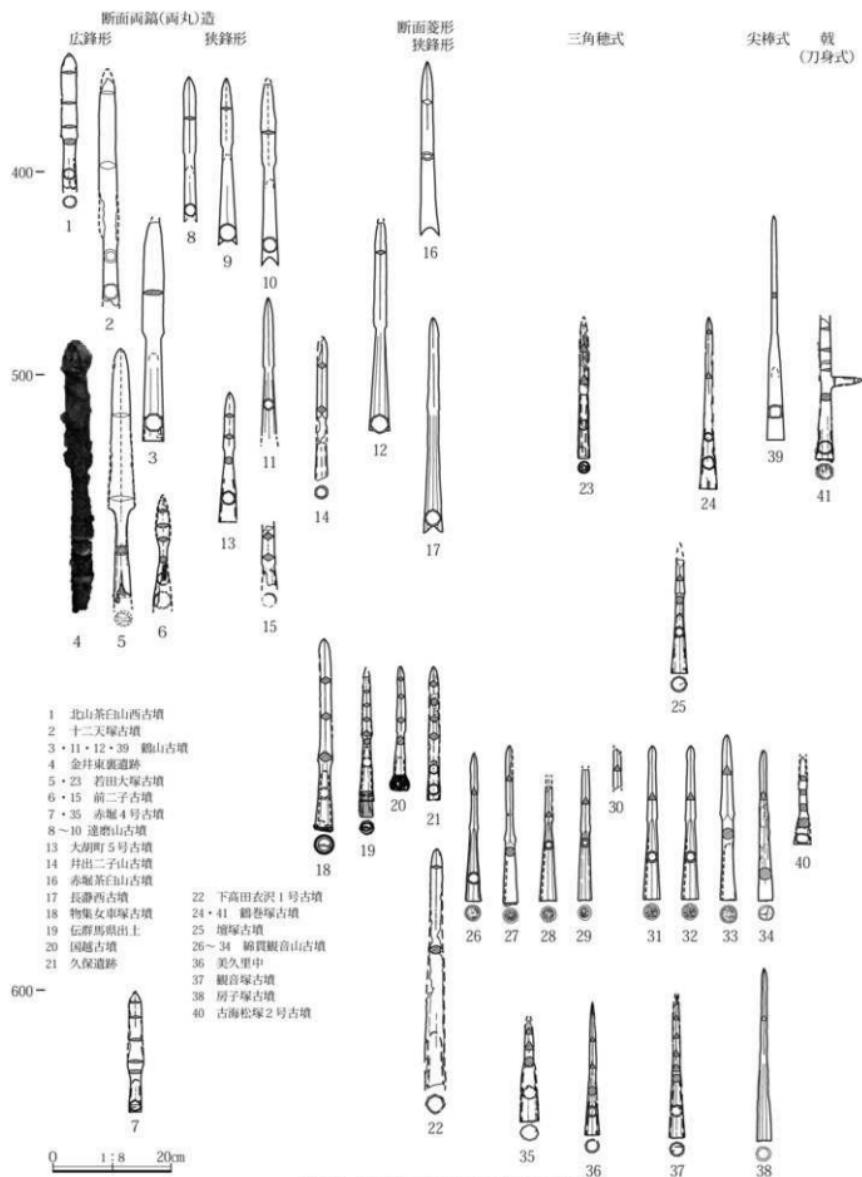
鉢の編年以外の墳形・古墳規模と、甲冑・馬具などの副葬品と鉢との相関関係については機会を改めて検討することにする。

まとめ

金井東裏遺跡の銀・鹿角併用装鉢は、銀装具を有し、多角袋部を持つという半島系の技術と、振り環頭に通じる刻み目や、鹿角装に直弧文を施すという在来伝統的な技術を持ち、半島の先進的なものと伝統的なものを複合して持つという特徴がある。このことは、先進のウマ飼育・鉄器生産などの技術を保持した金井東裏遺跡の集団の性格を示すものとして象徴的である。このすぐ後に、大和王権創始の可能性のある三角穂式鉢が鶴巻塙古墳例・若田大塚古墳例・塙塚古墳例など全国的に見ても先駆けて群馬で出現しており、新たな鉢の動きとそれから窺える大和王権と地方の関係を示していくことになる。

今回は、日本以外の朝鮮半島の資料に触れることができなかった。今後はそれらの地域も含めた金井東裏遺跡出土の銀・鹿角併用装鉢の検討を行っていきたい。

本編は、平成27年度自主研究の成果の一部である。



第10図 装飾鉾・群馬県内出土鉾編年図(S=1/8)

第1表 裝飾矛・鉤内出土鉄・石突一覧表

お世話になった人々・機関（敬称略・順不同）

石川雅復・植葉泰代子・上野洋平・内山修一・梅本康広・木崎康弘・木村龍生・倉地啓子・小畠雅美・小島純一・小林よし江・坂口太郎・坂本泰斗・清水豊・杉井健・鈴木一・園本寿雄・高田貢太・高津弘・田野倉武男・長井正欣・中島直樹・橋本達也・日野宏・福田匡朗・藤阪和延・藤沢敦・藤森健太郎・藤原部代・前原豊・丸山真史・右島和夫・水田雅美・山崎健・横尾好子・横澤真一・横瀬賀賀謙・若狭敏

伊勢崎市教育委員会・大泉町教育委員会・群馬考古資料館・熊本県立装塗古墳館・群馬県教育学部・高崎市教育委員会・玉村町教育委員会・天理参考館・東京大学総合研究博物館・富岡市教育委員会・藤岡市教育委員会・文化庁・前橋市教育委員会・向日市教育委員会

註

- 註1 製鉄であることは、下部の装具も含めて、柳田明信氏（奈良県立歴史考古研究所）の調査で同定された。
- 註2 鹿角製の判断は、山崎健氏の独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所の鑑定による。
- 註3 製鉄の判断は、肉眼観察によるもので、蛍光X線分析等の自然科学研究は行っていない。
- 註4 製鉄の判断は、肉眼観察によるもので、蛍光X線分析等の自然科学研究は行っていない。
- 註5 鹿角製の判断は、肉眼観察によるもので、専門家の鑑定によるものではない。
- 註6 X線での確認はしておらず、あくまで肉眼観察による想定である。
- 註7 告報されている出土上鉄の数より1本多い。石突は螺旋式きなきなかった。遂巣山古墳出土は間違いないものと思われ、今後は出土した主体部との対比を行う必要がある。

引川参考文献

- 東湖 1982 「東アジアにおける鉄斧の系譜」『森貞次郎博士文化論集』
- 伊藤雅文 2001 「新羅斧考」『能登半島の考古学』石川考古学研究会
井上唯雄 1987 「二ツ山古墳1号墳」『藤田町誌』第2回資料編(上)
- 井上太 1988 「久保道跡」『富岡市史』自然編原始古代と世紀編
- 白井勘 1985 「古墳出土物の分類と編年」『日本古代文化研究』2
- 大庭団之介 1938 「上毛古墳群監視馬鹿史跡名跡天然記念物調査報告書
- 太田博之 2001 「古墳時代の「斧」」『考古学』梅浦重昭先生追念記念
- 大野延太郎 1908 「古ノ国波佐郡芝村見古器物」『東京人類學雑誌』15卷26号
- 尾崎直左雄 1950 「群馬縣柏川村埋塚古墳調査報告」『群馬大學紀要』3
- 尾崎直左雄 1951-1 「名無名・仮称塚原古墳發掘調査報告書」
- 尾崎直左雄 1951-2 「群馬縣太田市鷲山古墳」『日本考古学年報』
- 尾崎直左雄 1953 「蕨手塚古墳発掘調査報告書」群大・尾崎研究室
- 尾崎直左雄 1957 「群馬縣佐波郡蕨手塚古墳」『日本考古学年報』5
- 尾崎直左雄 1963 「上毛八幡塚古墳」『群馬縣史』
- 尾崎直左雄 1981-1 「遂巣山古墳」『群馬縣史』資料編3 群馬県
- 尾崎直左雄 1981-2 「蕨手塚古墳」『群馬縣史』資料編4 群馬県
- 益々重隆 1967 「宇止郡不知火町國越古墳」『昭和41年度改文財緊急調査報告』
- 益々重隆 1984 「国越古墳」『熊本県装飾古墳総合調査報告書』
- 加部二生 1991 「御瀬峯塚古墳」『前方後円墳精鑑北東開闢』山川出版
- 加部二生 1991 「金冠塚山王二子山古墳発掘概報」前橋市教育委員会
- 金吉祐 1998 「5~6世紀新羅の武器変化相とその意義」『第1回国立博物館東京学術大会発表要旨』
- 黒田見 1999 「駒ヶ嶺長瀬西古墳」『高崎市史』資料編1 原始古代
- 後藤守一 1928 「上野佐波郡農村今井茶臼山古墳」帝室博物館
- 後藤守一 1928 「原始時代の武器と武装」『考古学講座』第1巻
- 後藤守一 1937 「上野国源水郡八幡村大字劍崎字長瀬古墳」『古墳発掘品調査報告』帝室博物館
- 小林行雄 1959-1 「鉄矛」『図解考古学辞典』東京創元社
- 小林行雄 1959-2 「古墳の話」岩波書店
- 志村哲 1986 「十二天塚古墳の造営年代について」『群馬県史研究』29号
- 末永雅雄 1938 「日本上代の武器」
- 松山秀宏 1993 「群馬県出土の鉄鉗について」『群馬県内古墳出土の武器・武具』群馬県古墳時代研究会
- 松山秀宏・櫻岡信也は2014年『群馬県渋川市金井東裏遺跡の発掘調査概要』『日本考古学』38号
- 鈴木一 2012 「鷹嘴鉄鉗の意義」『マロク古墳出土品を中心とした古墳時代中期武器戦鬥の研究』国立歴史民俗博物館

本寺寿寿 2002 「古海松塚古墳群」大泉町教育委員会

高田健二 1992 「新製武器」『群馬校洞古墳』東亜大学博物館

高田貢太 1998 「群塙副鉄鉗の性格」『考古学研究』45-1 考古学研究会

高田貢太 2002 「朝鮮半島南部地域の三国時代古墳副鉄鉗についての考察」『古代武器研究』3 古代武器研究会・選賀県立大学考古学研究室

高田貢太 2001 「三角形式鉄鉗の基礎整理」『定東塚・西塚古墳』岡山県北衙町教育委員会

高田貢太 2014 「4鉄鉗の編年と系譜」『古墳時代の日朝関係』吉川弘文館

高橋自 1912 「古の鉄鉗」『考古学雑誌』3-3

田口一郎 1975 「藤岡市、美九里中学校・美九里小学校所蔵の遺物」『いふき』8・9号併用号 本校高

田口正美 1988 「鉄鉗の置づけ」『大島上城遺跡・北山茶臼山西古墳』(財)群馬県歴史文化調査事業団

田島信男 1989 「若田大塚古墳」『群馬県史』資料編3

田島信男 1999 「若田大塚古墳」『新編高崎市史』資料編1 原始古代

津金吉吉茂 1993 「下高田衣沢(号)塙」『妙義町誌(上)』妙義町

塙越凡夫 1981 「神流中学校校庭4号古墳」『群馬県史』資料編3

徳川秀夫 1999 「新編貫頭山古墳」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

仁木亮 2004 「古墳時代における長柄武器について」『古代学研究』165

宍木秀夫 1999 「製鉄鉗の性格とその地域性」『國家形成の考古学』

橋本博文 1994 「房塙時代古墳」『前方後圓墳集成東北・関東編』山川出版社

藤本卓哉 2007 「古墳時代鉄鉗の袋について」『元興寺文化財研究所創立40周年記念論文集』(財)元興寺文化財研究所

古谷信 1907 「赤堀村地蔵山の古墳」2『赤堀村史』考古学会

前原豊 1993 「古二子山古墳」前橋市教育委員会

松村一昭 1978 「赤堀村地蔵山の古墳」2『赤堀村史』考古学会

松本浩一 1981 「大胡町5号塙」『群馬県史』資料編3

右町和夫 1986 ~1991 「鶴山古墳出土遺物の基礎調査1~4回」『群馬県立歴史博物館調査報告書』2~7号 群馬県立歴史博物館

右町和夫・瀧澤芳一他 1992 「根岸古墳調査報告書」高崎市教育委員会

右町和夫・前原豊 2015 「アジアから見た前二子山古墳記録集」資料集

前橋市教育委員会

村田嘉雄・本村豪義 1983 「東京国立博物館図版目録」古墳遺物編東回II

望月幹代 1981 「桶木県足利市十二天古墳の再検討」『JUSEN』361

茂坂一郎 1980 「古墳出土の鉄鉗について」『宮跡觀音寺山古墳群の研究』

八木三郎三 1967 「古墳時代の模造品について」『東京人経済雑誌』196

山中伸・秋山浩三 1988 「物集車東古墳」向日市教育委員会

若林徹・石橋宏 2009 「井出二子山古墳」高崎市教育委員会

挿図出典

図1 (公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団による写真資料

図2 向日市教育委員会にて実測、トレス

図3 天理参考館にて実測、トレス

図4 熊本県教育委員会所蔵、熊本県立装飾古墳館にて実測、トレス

図5 群馬県立歴史博物館にて出土上鉄の位置を入れて作図

図6-1 (公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団にて実測、トレス

図6-2 親塙原古資料館にて実測、トレス

図6-3・4 東京大学総合研究博物館にて実測、トレス

図7-2~6 前橋市教育委員会にて実測、トレス

図8-1 富岡市教育委員会にて実測、トレス

図8-2 大泉町教育委員会にて実測、トレス

図8-3 小林よし江様宅にて実測、トレス

図8-4~8 伊勢崎市赤堀歴史民俗資料館にて実測、トレス

図9-1~3 群馬考古古資料館にて実測、トレス

図9-4 高津品質館にて実測、トレス

図10-1 富士村1980より改図、トレス

図10-2 桐原1999より改図、トレス

図10-3 佐野2009より改図、トレス

図10-4~16 後藤1922より改図、トレス

図10-17 後藤1937より改図、トレス

図10-26~34 桐江1999より改図、トレス

図10-38 大野1903より改図、トレス

図10で以上あげた例以外の図は図2~9図を改めて縮小してトレス

榛名二ツ岳渋川テフラ(Hr-FA)噴火時の火碎流が 古墳時代建築物に与えた衝撃力の推定

— 金井東裏遺跡 1号掘立柱建物倒壊痕跡からの検討 —

亀山ひろみ¹⁾・若井明彦²⁾・杉山秀宏³⁾

¹⁾群馬大学大学院理工学府博士前期1年 ²⁾群馬大学大学院理工学府 ³⁾(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

- 榛名火山の噴火と金井東裏遺跡
- 1号掘立柱建物について
- 検討の手法

4. 旧表土の物性値の推定

- 掘立柱建物に作用した衝撃力の推定
- 火碎流の力学条件についての考察
- まとめ

— 要旨 —

本稿は、榛名火山の古墳時代の噴火で発生した火碎流により被災した群馬県渋川市金井東裏遺跡に関する建物の倒壊のデータを使用して地盤工学に基づく三次元解析を行い、火碎流の衝撃力を推定するものである。これにより今まで、具体的なイメージが湧かなかった火碎流の衝撃の度合いについて、推定ではあるが数値データが与えられることによりイメージを持つことが可能となる。

金井東裏遺跡は、6世紀初頭の榛名二ツ岳渋川テフラ(Hr-FA)の噴火の際に発生した、数度にわたる火碎流によって壊滅的な被害を受けている。1号掘立柱建物は初期段階の火碎流(S_1)によって倒壊し、その柱穴は火碎流の流下方向にゆがみ、地盤変形を生じている。本研究では、この倒壊時の地盤変形をもたらした火碎流(S_1)について、1号掘立柱建物の柱穴の土層断面、エレベーション等の図面による倒壊のデータと、土質試験等によって得られた地盤の強度等のデータから、地盤工学に基づく三次元解析を行い、火碎流(S_1)の衝撃力を推定する。

その結果、柱穴と同規模の変形が生じる際に掘立柱建物に作用する力積は7.3～14.5kNsであると推測される。この値は、今回の解析で設定した条件下においては、質量250～500kgの物体が初速度30m/sで衝突した際の力積に相当するものである。ただし、この衝突物の質量、速度が直接火碎流(S_1)のものと等価とはいえないことに注意する必要がある。また、掘立柱建物に作用する衝撃力のみに着目しているため、実際の火碎流全体が与えることができる衝撃力はより大きなものと考えられる。

キーワード

対象時代 古墳時代
対象地域 渋川市 金井東裏遺跡
研究対象 掘立柱建物 火碎流衝撃力

はじめに

小札甲を着たままの状態で人物が発見されるなど、古墳時代に榛名火山で発生した火碎流で被災した金井東裏遺跡からは、火碎流により倒壊した建物がいくつか発掘調査された。ただ、それらは被災建物の構築材は流されてしまったか、腐朽してしまっていて、ほとんど遺存していない。建物の痕跡から、火碎流の衝撃力は、相当なものであったことが推測できるが、具体的にどの程度の力なのかは分っていない。そこで、本稿では良好なデータが残る遺構から、どの程度の衝撃力があったのかを土木工学の分析に基づき想定する。

倒壊した建物の中で、衝撃力を推定できるデータを採取できたのが1号掘立柱建物である。ここでは、1号掘立柱建物の柱の倒壊に伴う、柱穴の変形のデータを使用して、地盤工学による三次元解析による火碎流の衝撃力の推定を行う。この火碎流の衝撃力の推定により当時の火碎流がどの程度のものであったのかを想定値で示し、そのことで、その衝撃力について具体的なイメージを持つことができるであろう。

まず、榛名山の火山噴火と火碎流の衝撃力を推定するデータを提供する1号掘立柱建物についての説明を杉山が行い、1号掘立柱建物のデータに基づく衝撃力の三次元解析を、亀山・若井が行い、最後に三者で今回の分析で分かったことを記す。

1. 榛名火山の噴火と金井東裏遺跡

榛名山二ツ岳火口付近では、古墳時代後期に大規模な噴火が2回発生した。そのうちの最初の爆発に伴う降下火山灰と火碎流により、給源北東5kmに位置する金井東裏遺跡は被災している。6世紀初頭に発生した噴火では、榛名二ツ岳洪川テフラ(Hr-FA)と呼ばれるテフラ

が北東～南東方向に降り、山麓一帯を数度の火碎流が襲った。さらに山麓に堆積したテフラが降雨により流れ出した火山泥流も発生している(早田1989など)。噴火の季節は、火山灰に覆われた火山灰降下直前の田で、田植えの最中として初夏と推定されている。(原田・能登1985)^{①)}

噴火に伴うテフラは現在、便宜的に15層($S_1 \sim S_{15}$)に区分されている(早田2006)。最初の噴火はマグマと水が接触して起きた水蒸気マグマ爆発で、火山灰が球状の塊や泥漿となって降り注いでいる(S_1)。その後小規模な火碎流が噴出し、東側山麓に堆積した(S_3)。この火碎流が甲を着た古墳人などの人々やムラを襲い全滅させたもので、1号掘立柱建物もこの火碎流により倒壊したと考えられている(杉山・桜岡他2014)。その後の一連の水蒸気マグマ爆発につづいて、大規模な火碎流(S_7)が発生した。この火碎流により、完全にムラは埋め尽くされました。この火碎流は高速で、東麓一帯のみならず、赤城山西面～子持村南麓に至る広範囲に襲ったものである(早田2006)。金井東裏遺跡で確認される火山噴出物は、おもに S_1 、 S_3 、 S_7 と考えられており、衝撃力を推定するのは、このうちの火碎流(S_3)である^{②)}。

2. 1号掘立柱建物について(第2・3回)

1号掘立柱建物は、調査地9区の中央部、境界で区画された屋敷地内の3棟(竪穴住居・平地建物・掘立柱建物)の建物のうちの1棟である。床面から約100個の赤玉が出土した。焼土の痕跡は無く、火を使用している様子はほかがえない。遺構の性格は、火どころが無く、多数の赤玉が床面に安置されている所から、作業場か乾燥場の可能性を考えている。

建物のデータを上げる。柱間1.6mの2間×2間の方形建物で、柱総数は8本である。平面積は、10.2m²である(第2図-1)。 S_3 降下火山灰の上を歩いて1号掘立柱建物に入る多数の足跡から、入口は南西にあることが分かった。調査途中の段階で保存の方向で調整が行われた結果、調査も一部に留めることになった。そのため、P1～P8まである柱穴の内、火碎流で不明瞭になったP4以外に、P2・6～8の柱穴の調査を途中で中止し、P1・3・5の3本のみ完掘した。完掘した柱穴は、深さ60～65cm、下底幅20～30cmである。

うち、P1(第2図-1・3)は、平面でみると、火碎流(S_3)により、柱が北東方向に倒れて床面に柱の窪みの痕跡が長60cm、深さが基部で10cmほど残り柱の傾斜60°である。柱穴内の土層の断面図から、柱が倒れた後に柱根が腐朽して残った土層から柱の倒壊の様子が分かる。

P3(第2図-1・3)は、柱が北東方向に倒れて床面に柱の窪みの痕跡が長110cm、深さが基部で5cmほど残り柱の傾斜45°である。柱穴内の土層断面からは、柱根



第1図 榛名山二ツ岳と金井東裏遺跡の位置

A 榛名山二ツ岳 1 金井東裏遺跡
2 中筋遺跡 3 黒井峯遺跡 4 白井・吹屋遺跡群
(国土地理院 20万分の1 地図図「長野・宇都宮」)

が倒壊により、柱穴の壁を崩している状況が窺える。

P5(第2図-1・2)も、柱が北東方向に倒れて床面に柱の産みの痕跡が長50cm、深さが基部で15cmほど残り柱の傾斜50°である。特に柱が倒壊する際に、倒壊方向の反対側に柱穴の壁を抉るようにしており、その下からの圧力で地面上の土も盛り上がっている状況である。

P1・3・5とともにそれぞれ、火碎流に相対した位置の違いにより、倒壊状況が異なっている。

次に、衝撃力推定のための家の想定復元を行う。まず、柱である。柱材は腐朽してしまい材質は不明である。柱の材は、金井東裏遺跡の5世紀後半の焼失竪穴住居の炭化材の材質鑑定で分った例では、クリとコナラが多い。また、同じIIR-FA火碎流で被災した中筋遺跡では、コナラ・クヌギ・クリを主に使用している(大塚1988・1993)ので、この建物でもそれらのいずれかを使用した可能性が高い。柱の太さは、柱廻り後の土層断面や、柱穴底径などから、径10cmと想定した。また、柱の長さは、柱穴底まで柱根が到達していると考えて、地面から深さ65cmとし、地上に出ていている部分を160cmとして全長は225cmと想定している。

床も含めた建物構造であるが、赤玉が約100個床面に置かれていることや、総柱でないことなどから、高床建

物(倉庫)と考えず、平地式の掘立柱建物とした。赤玉が東に、柱間をまたいで出ているので、あるいは東面には壁が無い形態である可能性もあるが、分析モデルを単純化するということから、壁は四周を巡っていると想定した。壁材についても情報が無いが、板材で壁を構成したとは考えられず、中筋遺跡の平地式建物にあるような、草壁状のものを想定した。

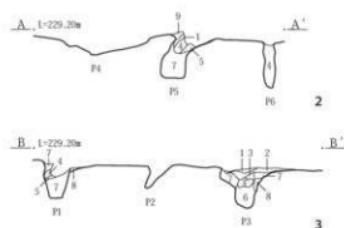
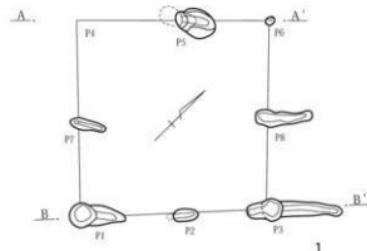
屋根構造及び屋根材についても、一切情報が無い。黒井峯遺跡のように軽石の堆積状況や雨落溝などにより、屋根構造が分かる場合があるが、当建物ではそのような情報を得ることができず、最も単純な、茅葺の切妻造の屋根(屋根角度45°)を想定した。また、入口が南西にがあるので、平入りの建物として、東西に棟を持つ形とした。

最終的に想定した住居の形態は、柱径10cm、地面からの柱の高さ160cmで、東西に主軸を持ち、南西に入口を持つ、茅葺草壁の平入り切妻造掘立柱建物とした。

火碎流は、溝状の衝撃痕跡から、西から東に向けて建物の妻方向の西面に向かってほぼ直線状に直撃したといふ想定で、衝撃力の分析を行なうこととする。

3. 検討の手法

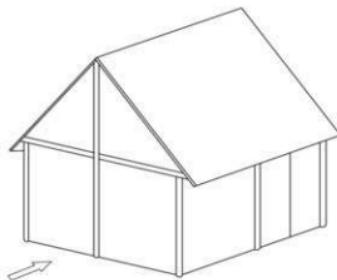
金井東裏遺跡の集落が火碎流に覆われた状況からも、甚大な被害であることは容易に推定される。火山が身近



第2図 1号掘立柱建物平面図・断面図 (1/80)

1号掘立柱建物 上層注記

- 1 S₁上部層中心層
- 2 S₂上部層と灰黄褐色土(10YR4/2)まじる。
- 3 灰黄褐色土(10YR4/2)
- 4 S₄下部層中心層、一部上層土まじる。
- 5 S₅下部層と灰黄褐色土(10YR5/2)まじる。
- 6 S₆下部層と灰黄褐色土(10YR4/2)まじる。しまりやや弱。
- 7 灰黄褐色土(10YR4/2)ローム上5%、S₈下部層5%含む。しまりやや弱。
- 8 灰黄褐色土(10YR4/2)ローム上20%含む。しまりやや弱。
- 9 灰黄褐色土(10YR4/2)ローム上5%含む。炭化粒極少量含む。



第3図 1号掘立柱建物復元図 (1/80)

である我が国においてその被害の検討、把握は非常に重要である。しかし、火碎流自体の持つ危険性もあり、その挙動を把握することは困難である。1992年の雲仙普賢岳火碎流の物理計測(谷口他 1996)は数少ない観測事例の一つであり、破壊力が大きい本体部を避け、サージの風圧を計測している。このような観測事例が少ない中で、火碎流の挙動を推定しているのが現状である。

本研究では、金井東裏遺跡に残されている地盤変形をもとに、掘立柱建物にどの程度の力が作用したのかという点に着目し、火碎流(S₃)の威力を簡易的に推測することを試みる。火碎流が掘立柱建物に到達した際、一瞬のうちになぎ倒したと仮定すると、衝撃力として作用したとみなすことができる。すなわち、火碎流の威力を「ある一定の質量および速度を持つ物体が衝突する際に作用する力」として簡易的に扱うことが可能となる。この条件のもと、三次元動的FEM解析によって、ある一定速度および質量の物体が、掘立柱建物を模擬したモデルに衝突した際の、地盤(以降、旧表土と表記する)の挙動を再現し、火碎流が与える衝撃力について検討する。

4. 旧表土の物性値の推定

4-1. 旧表土に実施した各種土質試験

解析で用いる物性値を算出するため、旧表土の土質試験を実施した。旧表土の周辺を掘削^(注3)、乱れの少な

い状態で一辺約30cm四方のブロック試料(第4図)と50cmの試料(第5図)を採取した。土質試験により得られた各基本物性値を第1表に示す。

粒度試験により得られた粒径加積曲線を第6図に示す。細粒分含有率(粒径75μmでの通過質量百分率)が57%と、細粒分を多く含む高液性限界のシルトである。

4-2. おもりの落下実験(旧表土の動的抵抗力の把握)

旧表土の動的な抵抗力を把握するため、ステンレス鋼のおもりを自由落下させ、旧表土の沈下量を測定した。実験に使用したおもりの条件を第7図に示す。

実験結果を第2表に示す。おもりが接地する直前の鉛直下向きの速度vは、空気抵抗を無視し、力学的エネルギー保存則より、次式から簡易的に算出した。

$$v = \sqrt{2gh}$$

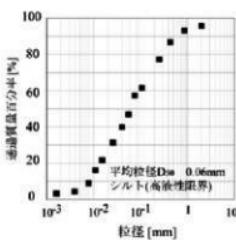
ここに、g: 重力加速度、h: 落下高さである。

4-3. 旧表土の物性値推定のための逆解析

旧表土の物性値を把握するため土質試験と落下実験を行ったが、解析する上で未知の物性値が複数存在する。これらの値を推定するにあたり、実験で得られた物性値や経験式(Hara et al. 1974)を用いて、物性値を4通りに設定し、落下実験の再現解析(逆解析)を行う。解析結果と落下実験結果とを比較し、妥当性の高いと思われる



第4図 ブロック試料



第6図 粒径加積曲線

第1表 旧表土の物性値	
最大密度	ρ_{max} 1.06 [g/cm ³]
最小密度	ρ_{min} 0.81 [g/cm ³]
潤滑密度	ρ_s 1.23 [g/cm ³]
乾燥密度	ρ_d 0.87 [g/cm ³]
土粒子密度	ρ_p 2.60 [g/cm ³]
間隙比	e 1.99
液性限界	w_L 109.6 [%]
塑性限界	w_P 63.1 [%]
塑性指数	I _P 46.5
自然含水比	w 68.9 [%]



第5図 5cmの採土円筒



第7図 おもりの条件

第2表 落下実験結果値		
落下高さ [cm]	沈下量 [cm]	接地直前の速度 [m/s]
No. 1	42	0.59
No. 2	84	0.93
No. 3	117	1.75
		4.8

ものを選出し、本解析で用いる旧表土の物性値とする。第8図に逆解析に用いる有限要素(二次要素)分割図を示す。旧表土におもりが接している状態を表し、x軸、y軸について対称性を利用した。また、衝突後におもりの運動方向が間もなく反転し、やがて剥離するような力学条件を表現するため、おもりと旧表土が接触する面にはインターフェイス要素(薄層)を設けた。

解析で使用する物性値を第3表に示す。おもりは弾性体とし、一般的なステンレス鋼の値を参考とした。逆解析を行なうにあたり、第4表のように4ケースの条件を設けた。旧表土の構成則はUWモデル(Wakai・Ugai 2004)である。

また、おもりには各ケースともに鉛直下向きに $v=4.8 \text{ m/s}$ の初速度を与えて解析をする。これは、落下実験から算出した接地直前の速度であり、このときの地表面の沈下量は 1.75 cm であった。今回は実験ケースのうちもっとも沈下量の大きいケースに着目した。実験での沈下量と、解析によって得られた沈下量を比較することで、仮定したケース群の妥当性を検討する。

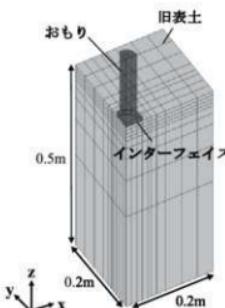
上記の各解析ケースの結果について記述する。第9図に示す点A～Dの4点について、算出された沈下量を第5表に示す。各ケースの沈下量について、粘着力と土の強度は比例するため、粘着力が大きいケースでは沈下量は小さくなる。これらの結果の比較から、実測に合致する

も近い沈下量として、ケース3を本解析で用いる旧表土の物性値として採用した。

5. 挖立柱建物に作用した衝撃力の推定

5-1. 解析条件

実験と解析から推定した地盤の物性値を用いて、掘立柱建物に作用した衝撃力をについて検討する。前述のように、持続的に通過する火砕流の先端部が掘立柱建物に到達し、間もなく建物が引き倒されたという仮定に基づいて、



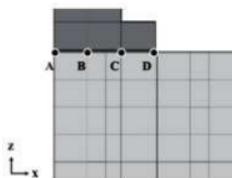
第8図 落下実験の逆解析に用いる有限要素分割図

第3表 落下実験の逆解析に用いる物性値

材料	モデル	ヤング率 $E[\text{kN/m}^2]$	ボアソン比 $\nu[-]$	粘着力 $c[\text{kN/m}^2]$	内部摩擦角 $\phi[\text{deg}]$	単位体積重量 $\gamma[\text{kN/m}^3]$	Rayleigh減衰 α	Rayleigh減衰 β
おもり	線形弾性	$2.0E+8$	0.3	-	-	77.4	0.172	0.002
インターフェイス	接触時には線形弾性 剥離時には剛性ゼロ	旧表土と同値	0.3	-	-	$1.0E-20$	0.172	0.002

第4表 各ケースでの旧表土の材料定数

ケース	モデル	ヤング率 $E[\text{kN/m}^2]$	ボアソン比 $\nu[-]$	粘着力 $c[\text{kN/m}^2]$	内部摩擦角 $\phi[\text{deg}]$	履歴パラメータ b_{YGD}	履歴パラメータ n	単位体積重量 $\gamma[\text{kN/m}^3]$	Rayleigh減衰 α	Rayleigh減衰 β
1	UWモデル	$1.8E+4$	0.3	13.8	0	2.2	1.6	14.4	0.172	0.002
2		$2.1E+4$								
3		$2.4E+4$								
4		$2.6E+4$								



第9図 地表面沈下量の出力点

第5表 各ケースでの地表面沈下量

	粘着力 $c[\text{kN/m}^2]$	各点での沈下量 [cm]			
		A	B	C	D
ケース1	13.8	2.29	2.44	2.43	2.31
ケース2	16	1.95	2.08	2.05	1.93
ケース3	18	1.63	1.74	1.75	1.71
ケース4	20	1.47	1.57	1.61	1.55

て解析を行う。解析では、この火砕流の作用をある飛翔物体(以降、衝突物と記す)による衝突に置き換える、その衝撃力について考察する。

推定されている掘立柱建物の復元図(第3図)をもとに、第10図のように掘立柱建物に衝撃力が作用する際の有限要素分割図を作成した。旧表土上に掘立柱建物があり、柱は一边10cmの正四角柱^[14]に簡略化し、下端65cmが地中に埋められている。掘立柱建物の一面に一樣の力が作用するものと仮定し、衝突物には初速30m/s^[15]を与える。屋根の張り出しの部分は計算結果への影響が小さいものとみなし、簡略化した。また、対称性を利用し、掘立柱建物の半面のみで有限要素を作成した。

解析に使用する物性値を第6表に示す。衝突物と掘立柱建物は弾性体とし、旧表土は前述のように採用した物性値を用いた。柱は立木の状態でのスギ^[16]のヤング率(藤本・田所2008)を参考とした。また、壁・屋根は、材の形状や強度等を推定することが困難であるため、今回は厚さ10cmとし、衝突物と接する面での壁の剛性判別が、柱1本のものと等価となるようにヤング率を決定した。

衝突物については、壁・屋根と等しい値のヤング率を与えた。衝突物は、火砕流の作用を模擬するために設定したため、その質量とヤング率には決まった値ではなく、それぞれの値を変えると、結果として作用する力積の大きさが様々に変化する。なお、予備検討の結果、作用した力積の大きさが等しければ変形結果はほとんど変わらないことが示されているため、今回は作用した力積のみに着目することで、衝突物の質量とヤング率は任意の値を与える。衝突物の単位体積重量は、掘立柱建物一棟に対する衝突物の質量が250、500、1000kgとなるように与え、3通りの条件で各解析を行った。作用する力積を大きく左右する要因が質量であることから、2倍ずつ変化させた値とした。

5-2. 解析結果

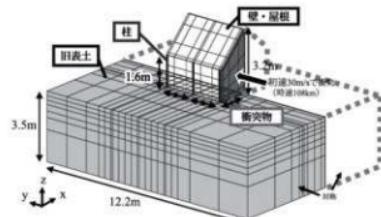
第11図に各解析ケースにおける、せん断ひずみ図、残留変形図(等倍率)、衝撃力の時刻歴を示す。上段から順に、衝突物の質量が250、500、1000kgの場合の解析結果を示している。せん断ひずみ図と残留変形図の右向きを衝突の方向(y軸正の向き)としており、これらは柱が3

列設置された断面を示している。また、衝撃力の時刻歴は、各時刻における衝突面に作用する衝突方向の力であり、今回は計算の簡単化のため並進力にのみ着目していることに留意されたい。ここでは、衝撃力の積分値すなわち力積が、掘立柱建物に作用した力の合計であると考える。

残留変形図は、点線が衝突前、実線が衝突終了後を示している。衝突物に対して前列の柱は抜け上がり、後列の柱は下方に押し込まれる傾向にある。掘立柱建物の中心について時計回りの力を受けている。衝突方向での柱穴の断面図(第2図-1・3)にて、P1とP3を比較すると、衝突面に対して後列であるP3の方が、前列となるP1よりも柱穴の下端が深い位置であることが分かる。このため、実際に被害を受けた際にも、同様の挙動を示した可能性が示唆される。一方で、変形図のみでは、柱の背面の地盤が破壊され、ゆるんで陥没する様子がわかりにくいで留意する必要がある。

次に、せん断ひずみ分布をもとに、陥没部分に対応する主働破壊領域について検討する。ひずみの大きい範囲は応力が集中しており、ある値(破壊時せん断応力)まで達すると、地盤が塑性化し、破壊及び大きな変形が発生する可能性が高いと考えられる。

なお、旧表土が破壊するときのせん断ひずみについては、以降の手順で判断した。第12図に旧表土の物性値を用いた繰り返し載荷によるせん断応力-ひずみ履歴曲線



第10図 衝撃力が作用する際の有限要素分割図

第6表 衝撃力推定の解析に用いる材料定数

材料	モデル	ヤング率 E [kN/m ²]	ボアソン比 ν [-]	粘着力 c [kN/m ²]	内部摩擦角 φ [deg]	単位体積重量 y [kN/m ³]	Rayleigh減衰 α	β
衝突物	線形弾性	4.5E+5	0.3	-	-	m=250のとき 3.37 m=500のとき 6.7 m=1000のとき 12.3	0.172	0.002
インターフェイス	接触時には線形弾性、剥離時には剛性ゼロ	4.5E+5	0.3	-	-	1.0E+20	0.172	0.002
柱	線形弾性	7.0E+6	0.3	-	-	7	0.172	0.002
屋根・壁	線形弾性	4.5E+5	0.3	-	-	2	0.172	0.002
材料	モデル	ヤング率 E [kN/m ²]	ボアソン比 ν [-]	粘着力 c [kN/m ²]	内部摩擦角 φ [deg]	履歴パラメータ b/g0 n	単位体積重量 y [kN/m ³]	Rayleigh減衰 α
旧表土	UWモデル	2.4E+4	0.3	18	-	2.2 1.6	14.4	0.172 0.002

の例(UWモデル)を示す。モール・クーロンの破壊規準に基づく、旧表土の破壊時せん断応力は $\tau_c = c = 18.0 \text{ kN/m}^2$ である。安全率を考慮し、破壊時せん断応力の95%(第12回中点線: $\tau = 17.1 \text{ kN/m}^2$)程度に達するとき、すなわち旧表土のせん断ひずみが約0.035程度以上に達するとき塑性化が顕著になると判断し、第11図のせん断ひずみの濃淡スケールの黒色閾値を0.035として描画してある。

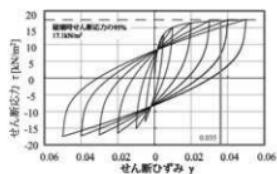
柱穴の調査では柱の傾斜が分かっているものも一部あるが、柱穴自体は、柱に押されただけでなく火碎流が削り取るなど様々な要因で形成されている可能性があるため、柱の変形だけでは評価することが難しい。そこで、今回は地盤の破壊された範囲に着目し、柱穴と比較した。実測されている柱穴の断面図(第2回-1・3)とせん断ひずみ図による破壊した地盤の範囲を比較すると、衝突物の質量が250~500kgの場合、すなわち約7.3~14.5kNの力積が作用したとき、柱穴と同規模の変形が生じるものと推定される。ただし、今回の解析においては、火碎流の作用を飛翔物体の衝突という簡単なモデル化により表現しているので、上述の質量の数値そのものは物理的意味を有しておらず、ここでは掘立柱建物に作用した力積の値のみに着目すべきことに注意が必要である。

6. 火碎流の力学条件についての考察

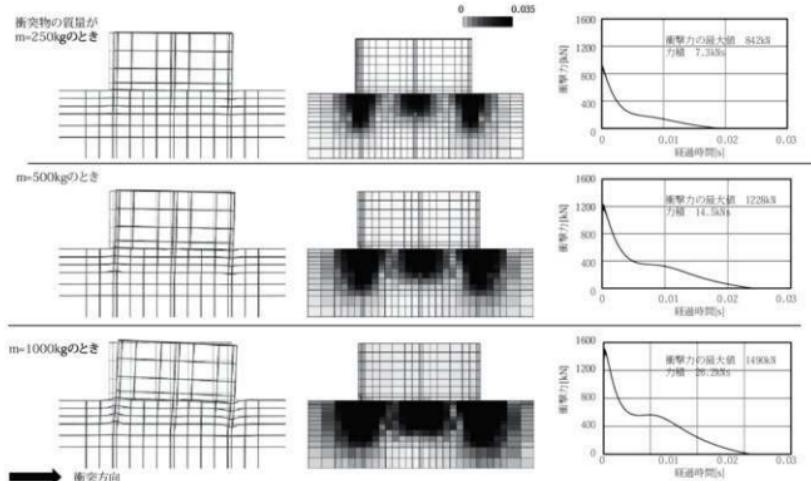
解析では、ある物体が瞬間に力を与える衝撃力に着目してきたが、実際には火碎流は流体ととらえられている。解析で推定された力積に基づき、火碎流のパラメータについて考察する。

一定速度の流体中の物体が、流体から受ける力(流体抵抗力F)は次式で表される。

$$F = \frac{1}{2} C_D \rho S V^2$$



第12回 旧表土の物性値を用いて描いた
UWモデルによるせん断応力-ひずみ履歴曲線の例(実線)
(点線:破壊時せん断応力の95%の値)



第11回 衝突物の質量を変化させた各解析ケースにおける
残留変形図(左列)、せん断ひずみ図(中央列)、衝撃力の時刻歴(右列)

ここに、 C_D : 抵抗係数、 ρ : 流体の密度、 S : 物体の代表面積、 V : 流体と物体との相対速度である。

ここで、作用する力を流体抵抗力としてとらえたとき、解析で推定された力積を發揮しうる火砕流の条件について考える。今回想定した掘立柱建物の形状から、 $C_D = 1.12$ 、 $S = 8.1 \text{ m}^2$ とする。火砕流の密度は $0.84 \sim 2.4 \text{ kg/m}^3$ との推定値が報告されているため(石川・山田 1995)、中央値である 1.62 kg/m^3 とすると、速度と力の作用する時間の関係は第13図のようになる。

実際に到達した火砕流の速度を $V=10 \sim 30 \text{ m/s}$ と仮定すると、掘立柱建物に 14.5 kN/s の力積を与えるためには $2 \sim 20 \text{ s}$ が作用したこととなる。ただし、これはあくまで火砕流が作用してから草壁が吹き飛び、柱が折れるなどして掘立柱建物が断面を維持できなくなるまでの時間であり、火砕流自体の継続時間はさらに長いという可能性は否定できない。

また、被害痕跡から推定される、倒壊した柱の傾斜はおよそ $45 \sim 60^\circ$ であるが、解析の結果では同様の傾斜が得られなかった。このような違いがみられることについて、以下の要因が考えられる。
① 実際にはある一定時間をかけて徐々に引き抜かれており、柱の下端が少し抜かれた状態では最初の状態より、水平に倒された際の水平剛性が小さくなかったこと
② 掘立柱建物の中を吹き抜ける風の風圧によって、鉛直向の力が作用していたこと等の可能性がある。よって、瞬間的な力だけでなく、静的な力による変形等も検討することによって、より精度の高い推定の手法を確立することが望ましい。

まとめ

火砕流の被害痕跡に着目し、地盤の強度から火砕流の衝撃力を推定することを試みた結果、被害状況とおおよそ整合のとれる変形傾向が得られた。また、火砕流(S_3)が掘立柱建物に及ぼした衝撃力は $7.3 \sim 14.5 \text{ kN/s}$ とみられる。これは解析で設定した条件下においては、質量 $250 \sim 500 \text{ kg}$ の物体が初速度 30 m/s で衝突した際の力積に相当するものである。ただし、この衝突物の質量・速度が直接火砕流(S_3)のものと等価とはいえないことに

注意する必要がある。本検討では、火砕流の一部が掘立柱建物に及ぼした力積のみに着目したため、火砕流全体が与えることができる衝撃力はより大きなものであると考えられる。

また、今回は掘立柱建物の形状を茅葺草壁切妻造と仮定したが、実際の形状は判明していない。あらゆる可能性を考慮するためには、今後、異なる形状を想定した分析を行なうことが望まれる。

なお、榛名火山のテフラについては、早田勉博士にご教示いただいた。ここに記して御礼を申し上げる。

註

註1) 季節については、いくつかの見解がある。同じように初夏とする見解(坂口2013)以外に、秋とする考え方(大塚1985)もある。

註2) 実際に火砕流から誕生した火碎サージ、Hr-Fa のテフラについては、早田勉博士に同作業を依頼し、その結果を参考に記述した。

註3) 1号掘立柱建物周辺は保存が決定し、日表土壤分析のための物理値を採取の土質試験と落合実験の為の試料採取は行なない。そこで、南側の調査区の地盤がほぼ同じ状況である7区で試料採取を行った。

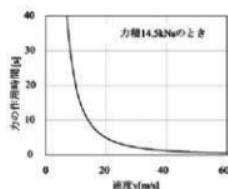
註4) 実際は木を切り出し、加工はされておらず、円柱形である可能性が高い。しかし、柱の断面形状による影響は少ないと考え、簡略化した四角柱形として計算した。

註5) 露天芸賀岳火砕流の観測速度が $8 \sim 37 \text{ m/s}$ との報告(宇井・鶴田 1993・山田1994)を参考とし、今回は 30 m/s とした。

註6) 本文中に記述のように、柱材にはコナラ・カエデ・クリを使用した可能性が高い。しかし、強度の引張されているものが、スギのデータしかなかったため、今回はスギの強度データを使用した。

引用参考文献

- 石川芳治・山田孝 1995 「構造物に作用する火砕流流体力」『土木学会技術資料』Vol.37 No.1 pp.46-51.
 宇舟忠英・鶴田まり・大田合同観測班 地震班 1993 「メラビ型火砕流の発生過程一露天芸賀岳第6ドームでの観測結果」『火山』第38-2号 pp.45-52.
 大田信彦 1985 「群馬県渋川市中村遺跡におけるミニ水田出土のイネモミ資料」『考古学研究』124 考古学研究会 pp.8-11.
 大坂昌彦 1986 「中筋遺跡(第2次)」pp.42-47. 渋川市教育委員会
 大坂昌彦 1993 「中筋遺跡(第7次)」pp.40-60. 渋川市教育委員会
 堀口一 2013 「榛名二号洪沢田テフラ(Hr-Fa)」 榛名二号伊香保テフラ(Hr-FF)およびそれらに起因する火山泥流の堆積時間と季節に関する考古学的研究』『第四紀研究』52-4 pp.97-109.
 杉山秀宏・桜岡正和ほか 2014 「群馬県渋川市金井東裏遺跡の発掘調査概要」『日本考古学』38 日本考古学協会 pp.79-89.
 早田勉 1989 「6世紀における榛名火山の2回の噴火とその災害」『第四紀研究』27 pp.297-312.
 早田勉 2006 「古墳時代の榛名大噴火-火山灰からさぐる噴火のうつりかわり」『はるな30年物語』pp.54-66. かみつけの里博物館
 古川充亮・中田節也・鍛冶桂子・三軒一義・鍛冶裕介・松島健 1996 「群馬県火砕流の物理的測定の試み」『月刊地球』月外15号 pp.112-117.
 Ibaraki, A., Hyata, T., Niwa, M., Tanaka, S. and Barroso, T. 1994 「Shear Modulus and Shear Strength of Cohesive Soils」[Soils and Foundations] Vol14 No. 3 pp.1-12.
 Irikat, A., Ugai, K. 2010 「A Simple Constitutive Model for the Seismic Analysis of Slopes and Its Applications」[Soils and Foundations] Vol.44 No. 4 pp.83-97.
 藤本 達平・田所 賢一 2008 「優良品種の選抜技術支援(次代検定林の材質調査)」『高知県立森林技術センター平成20年度研究成果報告書』pp.31-32.
 原田哲弘・能登健 1984 「火山災害の季節」『群馬県立歴史博物館研究紀要』No.5 pp.1-21.
 山田孝 1994 「火砕流の運動・堆積機構と災害防除に関する砂防学的研究」『北海道大学農学部演習林研究報告』第52巻 第1号 pp.22-84.



第13図 流体抵抗力に換算したときの速度と作用時間の関係

東日本の古代製鉄技術の展開

— 箱形炉の導入から豊形炉への変遷 —

笹澤 泰史

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1.はじめに | 6.上野の箱形炉の分類と変遷及びその系譜 |
| 2.東日本を中心とした箱形炉の研究史 | 7.豊形炉に残る箱形炉の技術系譜 |
| 3.豊形炉の系譜に関する研究史 | 8.東日本の箱形炉から豊形炉への製鉄技術の変遷 |
| 4.問題の所在とその解決方法 | 9.おわりに |
| 5.上野の箱形炉 | |

— 要旨 —

本稿では、主に上野で検出された箱形炉に対して考察を加えた。東日本に7世紀後半から一気に大型の箱形炉が検出される状況は、律令政権の支配的構造とからめて評価されており、これまでの研究史を振り返ると、東日本の製鉄技術の源流は近江にあるとの解釈が主流である。しかし、今回の分析では、近江以外の吉備の系譜とみられる製鉄技術の痕跡や上野独自の炉の構造がみられたことから、東日本への製鉄技術の導入には、鉄鉱石を原料とする近江の製鉄技術がそのままもたらされたのではなく、砂鉄原料に熟練した吉備の技術者が関与しながら、東日本で新たな製鉄技術の開発があった可能性があると解釈した。

一方、箱形炉の技術的な展開については、概ね横置きから縱置きに変遷する炉の設置方向が、両側排溝(炉の小口両端からの排溝)から片側排溝(炉の小口片側からの排溝)への操業形態の変化を表象していることを提示した。

さらに、東日本で8世紀前半から展開する豊形炉の系譜については、高炉で焼成した送風管を使用する朝鮮半島の系譜が認められる一方、前代の箱形炉から引き継がれた構造が確認できることから、東日本の箱形炉の技術者が、朝鮮半島の炉高の高い製鉄炉を模して開発した製鉄炉である可能性が高いことを示した。

今回の分析により、7世紀中頃以降に導入された東日本の製鉄技術は、現地の条件に適した生産性の高い技術が求められ、常に新たな技術が試行されていたことが明らかになった。

キーワード

対象時代 飛鳥・奈良・平安時代
対象地域 東日本
研究対象 製鉄遺跡

1.はじめに

古代上野地域における製鉄の初現を示す遺構は、東日本最古級である7世紀中頃の前橋市三ヶ尻西遺跡の箱形炉である。上野では、7世紀中頃から8世紀前半には箱形炉による製鉄が行われ、その後、8世紀中頃から10世紀には竪形炉、10世紀からは西浦北型の小型自立炉へと変遷している¹⁾[笹澤2007b]。一方、日本列島における本格的な製鉄の開始時期には諸説あるが、吉備の6世紀後半の検出されている方形の箱形炉がその初現で、その後、7世紀後半には、列島各地へ大型の箱形炉による製鉄技術が拡散したという見解が研究者間でほぼ共通した認識になっている。

本稿は、東日本の製鉄導入期に設置された箱形炉とその後の竪形炉への展開について検討し、その技術的・歴史的背景に迫るものである。今回の検討では、近年、本格的に調査・報告された太田市西野原遺跡・同峯山遺跡の調査成果を受けて、上野で検出された箱形炉の形態を再検討し、製鉄導入期の箱形炉の変遷を概観する。次に、竪形炉と箱形炉の比較検討を行い、東日本の箱形炉から竪形炉への製鉄技術の変遷をみていくたい。

2. 東日本を中心とした箱形炉の研究史

箱形炉の呼称は、光永真一による岡山県キナザゴ製鉄遺跡の報告[光永1980]が初出で、以降、箱形炉という名称が一般化し、現在に至っている[上緒2006]。これまでに炉底から炉頂部まで完存した箱形炉の検出例ではなく、その構造は、残存する炉底、地下構造、炉壁などから推測されている。箱形炉の具体的な送風方法は明らかではないが、平面形状は約60～1m×1～3m程度の方形から長方形を呈し、炉体の長軸側の炉壁に複数の送風孔が設置され、「送風方向と排滓方向の軸線が炉内で直交する」ことを特徴としているとされている[第1図]。その系譜については、朝鮮半島や中国大陆などで、日本列島の箱形炉の祖型に位置づけられるような遺構が検出されないこともあり、研究者間の意見の一致を見ない²⁾。

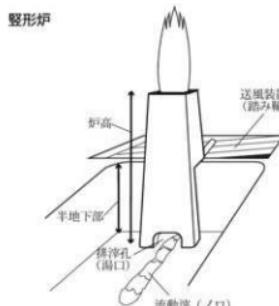
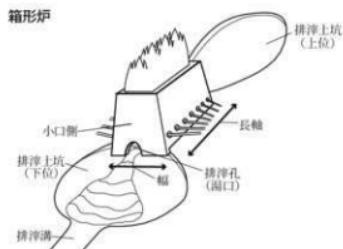
1987年には、たたら研究会により、シンポジウム「日本古代の鉄生産」が開催され、この時点における箱形炉研究の到達点として、①箱形炉と竪形炉という二つの製鉄技術により古代の製鉄が成り立っており、それぞれ異なる背景、異なる目的によって地域的に分布していること、②日本列島にはまず箱形炉が分布し西日本はそれを発展させていくが、東日本では箱形炉から竪形炉に急速に転化していくこと、③箱形炉は6世紀後半には中国地方に出現しており、6世紀末から7世紀初頭には近畿地方にも分布し、7世紀後半には東北南部へ広がり、関東では現在の千葉県・茨城県に限っては7世紀末に箱形炉が出現したこと等が示された[たたら研究会1987]。

現在までのところ、日本列島で最も古い製鉄遺構は、

6世紀後半の吉備の千引カナクロ谷遺跡の箱形炉である。その平面形状は1辺1m未満の方形を呈するものである。一方、その他の地域では、長軸2m前後の平面形状長方形の大型の箱形炉が主体である。この形状の箱形炉の検出は陸奥南部で突出しており、東日本では、東山道の上野・武藏・陸奥、北陸道の越前・加賀・能登・越中・越後、東海道の尾張・伊豆・相模・下総・常陸で検出されている。

箱形炉の全国的な分類は土佐雅彦と穴澤義功が先鞭をつけており、炉形分類の基礎となっている。

土佐は、日本全国で発掘された製鉄炉およびその痕跡を4分類し、炉床部の平面形が100×50cm程度の長方形の焼土部や掘り込みとして確認されているものを長方形箱形炉とした。土佐は「長方形箱形炉が操業ごとに炉を構築し直した可能性がある」と、「出現の時期が6世紀末から7世紀初頭にまで遡ることなどを指摘した。土佐は、長方形箱形炉の分布状況から、「各地の自給をまかなくのみならず、他地域へむけでの鉄素材生産をも担っていた製鉄炉」であるとし、さらに半地下式竪形炉の出現により長方形箱形の系譜が途絶える地域があることから、「長方形箱形炉の技術が各地に拡大したもの」、



第1図 箱形炉と竪形炉の復元図

技術者の確保や経営主体、労働編成のありかたなどに問題を抱え長方形箱形炉が十分に根をおろさなかつた地域がある」ことを指摘した[土佐1981]。

穴澤は、古代製鉄炉を長方形箱形炉と半地下式菱形炉に分類し、長方形箱形炉を大蔵池南型、門田型、野路小野山型、石太郎C型の4つに細分した。穴澤は「長方形箱形炉は、北九州から中国地方を中心に畿内・北陸・南関東まで分布が認められ、古墳時代中期から始まる我が国の鉄生産の一翼を担う製鉄炉である」とし[穴澤1982、1984b]、「東日本の箱形炉は、滋賀県大津市野路小野山遺跡の技術系譜である」とした[穴澤1994]。

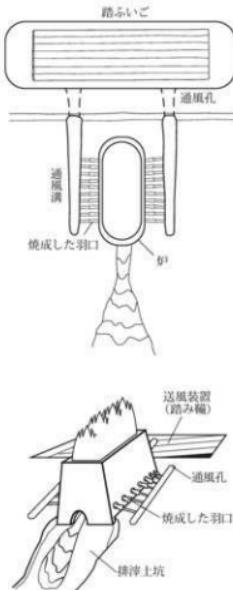
寺島文隆、安田稔は、福島県浜通り地方で発見された武井地区製鉄遺跡群・大坪地区製鉄遺跡群・金沢地区製鉄遺跡群の7世紀後半から9世紀後半の製鉄炉を3期に分けて整理した[寺島1989、安田1996]。寺島らによれば、「7世紀後半の箱形炉は長軸を等高線に平行、8世紀第1から第3四半期は等高線に直交するように設置する」という(寺島らは前者を「横置き」、後者を「縦置き」とした)。それ以後、寺島らの等高線に対する箱形炉の設

置方向を視点にした分類は、多くの研究者に援用されるようになる(以下、本稿でも箱形炉の設置方向を「横置き」・「縦置き」と呼称する)。さらに、寺島らは「8世紀第4四半期から9世紀以降には、他地域には見られない炉の小口の一方に踏み幅が付設する箱形炉が登場する」ことを示した[第2図]。

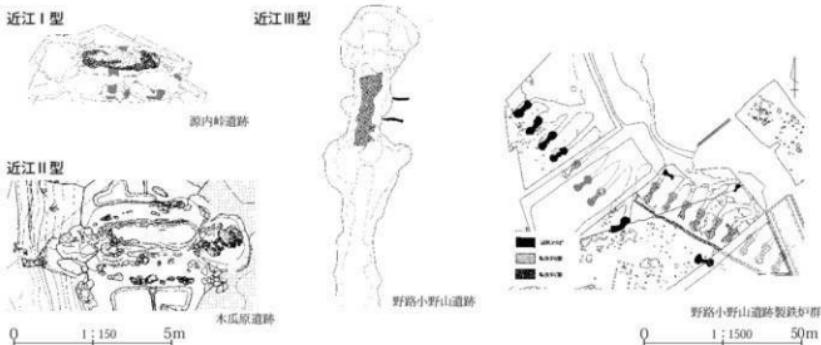
一方、能登谷(2005)は、寺島らの変遷案をもとに、陸奥南部における製鉄炉の変遷をI~V期の5段階に分けて整理した。能登谷は陸奥南部の製鉄技術について「7世紀後半は、西日本の影響」、「8世紀前半は、関東の影響」を受けていたとした[能登谷2005]。能登谷は前者の系譜の根拠として、近江の製鉄炉の形態との類似性や吉備の横口付きの炭窯の検出、後者の根拠として常陸や武藏の土器の出土をあげている。

大道和人は、6世紀後半から10世紀頃までの近畿周辺の播磨・丹後・近江の箱形炉を「等高線に対する設置方向」と「炉の規模」でA~D類に4分類し、その動向を整理した[大道2002]。大道の分類は、等高線に対する炉の設置方向と炉の長軸規模(「2m以上」と「1m前後」)の組み合わせによるもので、横置きで長軸2m以上をA類、横置きで長軸1m前後をB類、縦置きで長軸2m以上をC類、縦置きで長軸1m前後をD類とした。大道はA類を「畿内地域に多く見られる箱形炉の型式」であるとし、「出雲・吉備など古墳時代から箱形炉が認められる地域に普遍的に存在せず、各地域では7世紀後半から8世紀前半という製鉄技術が広がる時期にのみ分布が認められる」ことから、「近江の瀬田丘陵地域の製鉄技術が各地へ移転した」と評価した[大道2007]。B類については、播磨と近江の一部に見られ、美作に分布の中心があることから、「B類は美作の影響がある箱形炉」としている。C類については、丹後の一部と近江に分布し、代表的な野路小野山遺跡、平津池ノ下遺跡で数基が並んで検出されていることから、「短期間で複数基の箱形炉を用いた製鉄操業が行われていた」とし、この型式が、「技術的な変遷の上で出現したのか短期間操業を目的に出現したのかが課題である」とした。D類については丹後の1遺跡のみで他に類例がないことから「遺跡内での製鉄炉変遷の一現象である」とみている。

大道は、その後、炉の設置方向に排溝の有無を分類基準に追加して、近江の製鉄炉を1~3型に再分類した。すなわち、近江1型(源内崎型)はA類で排溝のないもの、近江2型(木瓜型)はA類で排溝のあるもの、近江3型(野路小野山型)はC類の箱形炉である[大道2014][第3図]。さらに、大道は、東日本各地に広がった箱形炉の操業について「長続きせず、原料や燃料、また生産する鉄質に大きな影響を受けながら短期間のうちに製鉄炉を導入・改良・開発していく」とした[大道2000]。



第2図 陸奥の踏み幅付き箱形炉
(上図は飯村(2005)をトレース、下図は復元図)

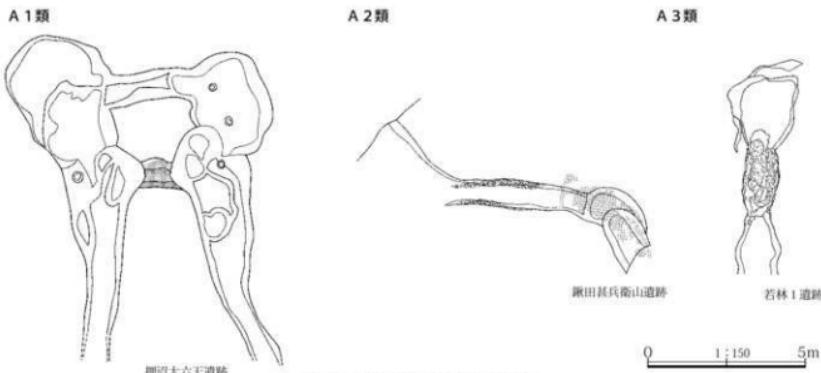


第3図 近江の箱形炉[大道2014]

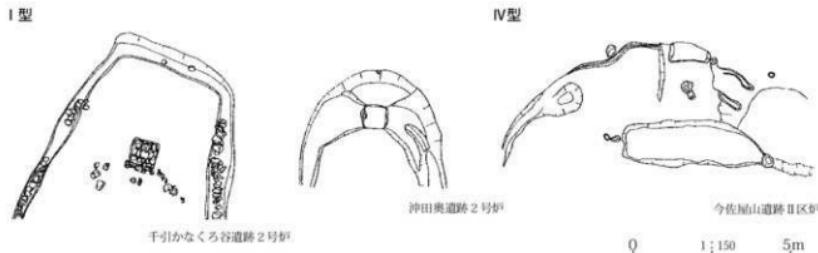
千葉県下の28遺跡の製鉄炉を分類した神野信は、箱形炉をA 1～A 3類の3つに分類して整理した。神野の分類は「横置き」(A 1類・A 2類)と「縦置き」(A 3類)の分類を基本とするが、尾根に設置された「横置き」で排溝溝を伴うものをA 2類、伴わないものをA 1類として、横置きを細分した。神野はそれぞれの系譜についても言及し、A 1類が7世紀後半の滋賀県大津市源内峠遺跡や8世紀前半の同木瓜原遺跡などの琵琶湖沿岸地域の製鉄炉群[大道2001b]、A 2類が7世紀の丹後半島の製鉄炉群[増田1996・1997]、A 3類が7世紀前半の北部九州地方の系譜である可能性があるとした[神野2005] [図4]。

上椿武は、中国地方の箱形炉の地下構造の形態をI～IV型に大別して検討した。この中で地下構造の長軸比が

2対1に収まるI型が、現在の岡山県に偏在し、長軸規模が2対1～6体1の細長いIV型が、出雲を中心に美作・備中・安芸・伯耆・出雲・岩見の広い範囲で検出されていることを示した。上椿は、「I型が、古墳時代後期から終末期を中心に古代まで見られる箱形炉で、奥坂遺跡群などのように大規模で集中的」とし、「IV型が、7世紀後半以降に東北南部から北部九州まで確認されている箱形炉と同系譜で、中世を中心として古代から近世初頭にまで見られる」とした[第5図]。上椿は、「7世紀後半以降に製鉄技術が全国に拡散するものの、それ以降も、鉄が徵税対象とされているのは中国地方であることから、中央からの視点では鉄生産の中心は中国地方にあった」と指摘した[上椿2000]。



第4図 千葉県下の箱形炉[神野2005]



第5図 中国地方の小型箱形炉(I型)と大型箱形炉(IV型) [上村2000]

吉備地域では、花田勝広が箱形炉を平面形状でA～Dの4つに大別し、それぞれを地下構造と残留滓の状況で細分した。花田は炉の地下構造の形態から防湿施設有無を想定してA～Dを細分類し、「炉の地下構造の差異が全て生産能力や操業方法の違いとは言えない」としつつも、「鉄鉱石・砂鉄の原料差あるいは、製鉄技術者の技術系譜や集団総括首長の勢力エリアを示すと考えたい」とした[花田2002]。地下構造と鉄鉱石・砂鉄原料の関係については、穴澤が「古墳時代後期の地下構造のしっかりとした鉄鉱石系から、地下構造をやや略す砂鉄系に変遷する」[穴澤1994]とした一方、光永真一は「(吉備)の炉の下部構造の退化傾向は、移入した技術の簡略化を示すもの」とした[光永1992、第5図の1型の左図から右図への変遷]。

真鍋成史は、7世紀後半以降の箱形炉の炉底に残留した滓を3分類し、①銅塊が生成、②流れ鉄が生成、③操業中のトラブルで小鉄塊が生成した痕跡であるとした。真鍋は、炉底に残留した滓に、中国地方の小型の箱形炉と同様の操業の痕跡が見られるとし、7世紀後半以降に各地へ広がった大型の箱形炉は、古墳時代に成立した中国地方の箱形炉の技術系譜であるとした[真鍋2007]。

筑紫の8世紀後半を主体とする元岡・桑原遺跡群を検討した菅波正人は、炉床の形態・規模・下部構造からⅠ～Ⅲ類に分類し、切り合いで關係から製鉄炉が縦置きから横置きに変遷することを示した[菅波2006]。元岡・桑原遺跡の箱形炉は、初期段階から長軸1m未満の規模のもので、幅は40cmから60cmへと大きく変遷する。これに対し村上恭通は、筑紫の元岡・桑原遺跡群の箱形炉は古墳時代後期の箱形炉とは構造が異なるとし、やや大型の箱形炉として筑紫に導入された箱形炉が必要最小限に小型化したと解釈した[村上2007]〔第6図〕。

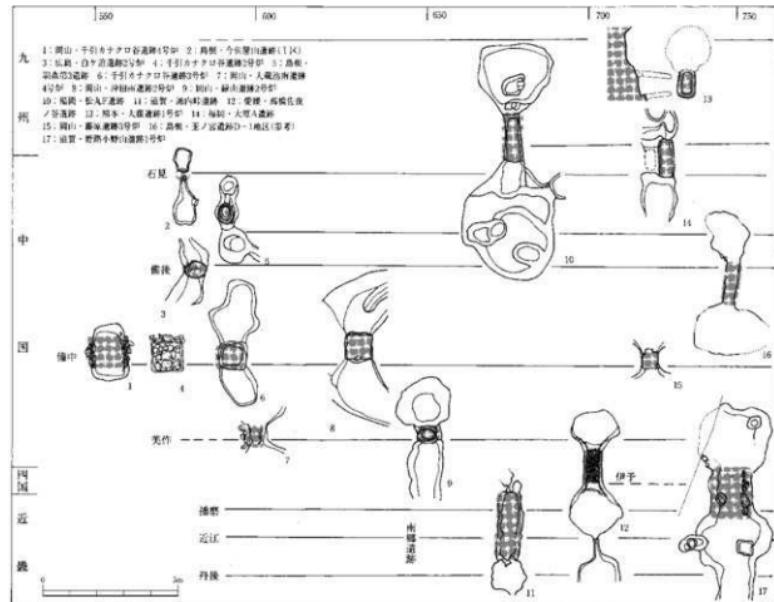
村上は、これまでの箱形炉研究を総括し、「この時期から地方で必要となった鉄は、近畿地方(琵琶湖周辺)や中国地方で生産された鉄を再分配するのではなく、条件が揃って可能であれば輸送の必要なない現地生産を促



第6図 筑紫元岡・桑原遺跡群の製鉄炉の変遷[菅波2006]

した」とし、この時に広まった鉄アレイ型の大型の箱形炉を「国家標準型製鉄炉」と呼称した[村上2006]。さらに、村上は「中国山地で古墳時代後期から見られる箱形炉が畿内周辺で改良・大型化され、列島各地へ広まった」と考え、中国山地で7世紀後半以降も小型の製鉄炉が使用され続けている点については、「古墳時代後期からの伝統的な鉄生産が継続的に行われていた」とした[村上2007]〔第7図〕。

近江の箱形炉の系譜については、村上が古墳時代後期の中国山地の箱形炉に求める一方、大道は「吉備と近江の製鉄炉の構造を比較すると技術交流の様相をみてとる



第7図 西日本における古墳時代～古代の製鉄炉の変遷 [村上2007]

ことができない」〔大道2014〕とし、中国山地の箱形炉とは異なる技術系譜を求めている^y。

3. 肪型炉の系譜に関する研究史

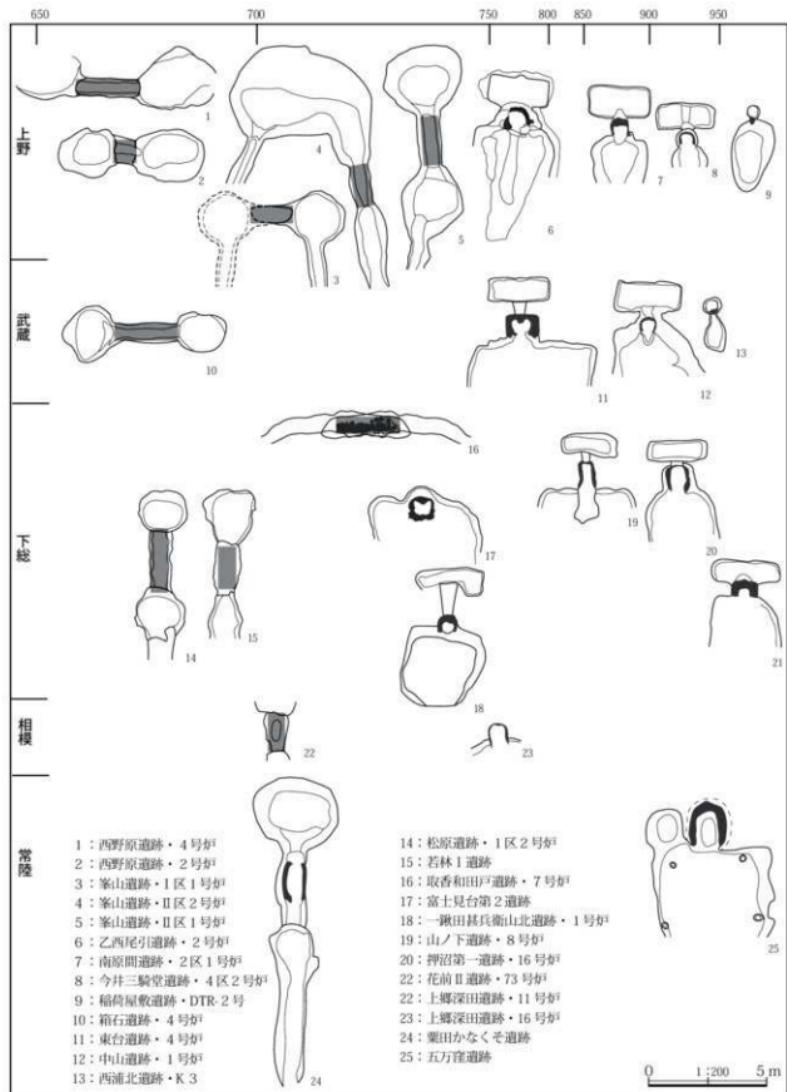
上野では、脂肪型炉出現以降、箱形炉が見られなくなることが明らかになっており〔笹澤2007b〕、土佐(1981)らが指摘してきしてきた「脂肪型炉の出現により箱形炉の系譜が途絶える地域」であるといえる。ここで、関東地方における古代以前の製鉄炉の変遷をまとめると、第8図のようになり、上野のような変遷が関東地方に共通した炉形変遷であることがわかる。前述したとおり、陸奥南部では、脂肪型炉の出現以降、脂肪型炉に見られる踏み輪(送風機)が付設する独自の形態の箱形炉が出現しており〔寺島1989、安田1996、能登谷2005、飯村2005〕、東日本の箱形炉の展開には、脂肪型炉の出現が大きく関わっていると考えられる。

高橋一夫は、長方形箱形炉が西日本、脂肪型炉が東日本で検出されることから、それを「西の炉」・「東の炉」とした。脂肪型炉の構造が、箱形炉と大きく異なることから、高橋は脂肪型炉を「間接的に箱形炉の影響を受けながら、東国独自で発生した炉と考えたい」とした〔高

橋1983〕。

村上英之は、脂肪型炉の構造を「日本独自のものではなく、原始的なシャフト炉に系譜がある」としている。さらにその源流について、「8世紀の中国の製鉄が原始的なシャフト炉の段階にあったはずではなく、脂肪型炉を検出した陸奥南部の新地町向田A遺跡や下総の花前II遺跡で面獣脚型が出土することなどから、(脂肪型炉の系譜は)渤海に代表される東北アジアの可能性が考えられる」とした〔村上英1990〕。村上(英)の面獣脚型の出土に着眼した指摘は、東日本への製鉄技術の伝播が、韓半島や西日本ルート以外にもある可能性を示唆した。

山中章は、長岡京の金属器生産をまとめ、遺構としての炉はないが、出土した遺物や炭灰の検出などから、「(長岡京内で)箱形炉と脂肪型炉による製鉄が行われた」とした。山中は都城の溶解炉を考える遺構が、脂肪型炉の本来の系譜であるとし、桓武朝の東北への軍事的な制圧などを契機に東日本へ脂肪型炉と鋳造用溶解炉が導入されたと論じた〔山中1993〕。山中の指摘は、東日本での脂肪型炉の初現が8世紀前半である点で再検討の必要があるかもしれないが、都城の溶解炉を脂肪型炉の系譜とした新たな視点を示した。



第8図 関東地方の製鉄跡の変遷

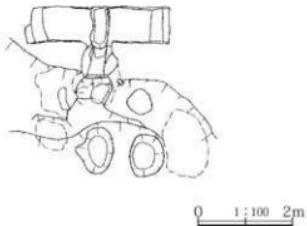
穴澤は、「日本列島には箱形炉と堅形炉の大きく2種類に分かれる製鉄技術があり、いずれの技術も大陸の本格的な製鉄炉との断絶があり、(日本列島の製鉄技術は)朝鮮半島南部の精鍊鍛冶炉の一種を転用した可能性がある」とした[穴澤1994]。さらに堅形炉については「朝鮮半島の調査例に(堅形炉と)極めて類似したものが確認され、律令国家により、直接的な技術導入が図られた可能性が高い」とした[穴澤2003]。大道和人は、これに対して、「穴澤の意見は、穴澤の精力的な鉄研究の中から導き出された結論であると考えられ、大いに評価できると考えられるが、各論を根拠付ける遺跡や遺構・遺物の具体的な事例が示されておらず、第3者が穴澤の論考の検証をすることができないのは問題である」とした[大道2006]。

松井和幸は、堅形炉を関東及びその周辺で開発された可能性が高い製鉄炉であるとし、その根拠に砂鉄原料をあげた。松井によると、「踏み轍や土製羽口を装着する堅形炉の構造は、東日本の高チタン砂鉄を還元するのにより適した炉形である」という。そして、「列島外に起源がなければ、西日本に分布する円筒形炉や堅形炉の可能性がある」とし、現在までのところ、具体的な資料による検証は難しいが、「堅形炉は(堅形炉に前出する)西日本の円形炉に、踏み轍の構造が伴って変形したが形の可能性がある」と推察した[松井2001]。

大道は、韓国で検出されている三国時代の製鉄炉が「①踏み轍の遺構が検出されていない、②自立炉の構造が認められる、③湾曲した大口径羽口がある」といった堅形炉と異なる特徴を有する[第9図]ことを根拠に、堅形炉は三国時代の製鉄炉と直接的な系譜関係を追うことができないとし、その系譜を都城周辺の金属溶解炉に求めた。大道は、近江の鍛冶屋敷遺跡の溶解炉と堅形炉の構造を比較し、「(鍛冶屋敷遺跡の溶解炉は)踏み轍を使用

する送風方法が同じで、直線的な大口径羽口を使用する点で技術的な類似点があり、堅形炉の源流であると考えられる」とした[第10図、大道2006]。今までのところ、堅形炉の成立期が8世紀前半に対して、検出されている溶解炉が8世紀中頃であり、「時間的接点に課題がある」[神野2003]と指摘されたが⁴、大道は、古代の土器研究(1997)の「東日本における7世紀から8世紀の土器の年代観に再検討の余地がある」とした指摘から、東日本の堅形炉の時期を再検討する必要があるかもしれないとした[大道2006]。大道の指摘は、堅形炉と溶解炉の構造の類似性から説得力があるが、出現時期の問題と祖型とする溶解炉の源流を何におくかという点で、検討の余地があるかもしれない。

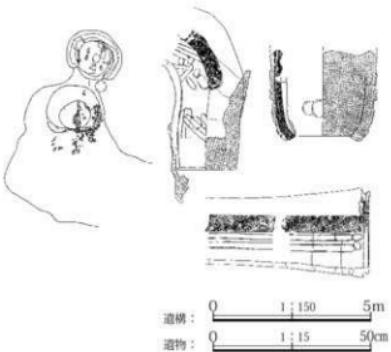
ここまで堅形炉の系譜についての論考をあげてきたが、堅形炉初現以前にその系譜とみられる構造の遺構が検出されていないことから、決定的な論が示されたとは言い難く、その系譜について、研究者間の意見の一致を見ない。



第10図 鍛冶屋敷遺跡の金属溶解炉



第9図 韓国三国時代の製鉄炉(左:沙村製鉄遺跡[孫明助ほか2001],右:石帳里鉄生産遺跡[李榮勲ほか2004])



4. 問題の所在とその解決方法

これまで見てきたとおり、能登谷が陸奥南部の箱形炉の系譜を近江の他に丹後や関東、神野が房総の箱形炉の系譜を近江の他に丹後や北部九州などにも求める以外、東日本の箱形炉の源流は近江にあるという意見が研究者間のほぼ共通した認識になっている。その重要な根拠の一つが、大道の「(横置きの大型箱形炉が)畿内地域に多く見られる型式であり、出雲・吉備など古墳時代から箱形炉が認められる地域には普遍的に存在せず、各地域では7世紀後半から8世紀前半という製鉄技術が広がる時期にのみ分布が認められる」という指摘である。しかしながら、近江では鉄鉱石、東日本では砂鉄を製鉄原料に使用しており、これまでの研究では使用する原料の違いから生じる操業技術の差を配慮した技術系譜の議論が十分であったとは言い難い。鉄鉱石と砂鉄は同じ磁鐵鉱ではあるが、操業で使用する際の粒径は大きく異なり¹⁴、近江の製鉄技術をそのまま東日本に導入したのではなく、操業を順調に行なうことが難しかったと推察される。鉄鉱石と砂鉄のいずれも製鉄原料として扱っていた吉備でも、箱形炉の構造と使用原料との関係を言及することが難しい中で、その関係を紐解くことは困難であるかもしれないが、遺構や遺物には操業内容を表象する痕跡が少なからず残存している可能性があり、検討する余地がある。

さらに、豊形炉の系譜については諸説あるが、決定的な論は提示されていない。これまでの論考は、箱形炉と豊形炉の形態があまりにも異なることから、外来技術の伝播を前提に、豊形炉と同形態あるいは類似した炉の提示を試みようとしたものがほとんどであった。しかしながら、豊形炉には、前代の箱形炉からの連続する製鉄技術やそれを表象している構造が出土した遺構や遺物に残存しており、箱形炉から豊形炉への連続性を在来技術、変化を外来技術の模倣による在来技術の変化として捉えれば、新たな論の展開が期待できるかもしれない。これまで、上野では箱形炉の資料が少なかったこともあり、箱形炉と豊形炉の具体的な資料の比較・検討をする機会はほとんどなかったが、これらを比較することによって、豊形炉の系譜を再検討する余地がある。

5. 上野の箱形炉

(1)概要

上野における製鉄技術導入期の製鉄炉の炉形は箱形炉で、7世紀後半から8世紀前半に限られている。現在までのところ、その数も、前橋市三ヶ尻西遺跡、同松原田遺跡、太田市西野原遺跡・同峯山遺跡の4遺跡10基のみで[第11図]、8世紀中頃以降は約50遺跡検出されている豊形炉が主体である。以下に箱形炉を検出した遺跡の概要を示す。



第11図 上野の箱形炉検出遺跡位置図[荒澤2007b]

①前橋市三ヶ尻西遺跡 三ヶ尻西遺跡は赤城南麓に位置し、横置きの箱形炉が2基検出されている¹⁵。地下構造は、2基とも断面が船底形の浅い形状で、棒状の木炭を炉床下に敷いている。鍛冶工房を含む12軒の竪穴住居の出土土器から、箱形炉は7世紀中頃に比定され、東日本最古級である[穴澤1994、小島1997、赤熊2007]。

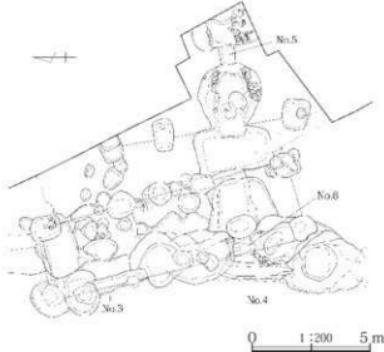


第12図 三ヶ尻西遺跡の箱形炉[小島1997、今村編2008]

②前橋市松原田遺跡 松原田遺跡は前述した三ヶ尻西遺跡北2kmに位置する。縦置きの箱形炉1基が検出されている。遺跡の西に接する東原遺跡では地下式の登り窓が、焚き口から放射状に8基並んで検出されている[小島1997]。箱形炉の幅は0.8m、長さ1.6mを測る。炉の両端に設置された排滓土坑は直径3m程の不整円形で、谷側の排滓土坑には幅約0.5mの排滓溝が設置されている。現在までのところ、箱形炉の時期を確定できる資料は報告されていない[小島1985]。

③太田市西野原遺跡 八王子丘陵西の萩塚扁状地上に位置する。長軸2m未満の横置きの箱形炉2基と、長軸1m未満の平面形状ほぼ方形の箱形炉2基が検出されている[第13図]。前者と後者は重複しており、長軸2m未満の箱形炉の方が古い。箱形炉は、鍛冶工房や堅穴住居群の出土土器から7世紀後半に比定されている。箱形炉周辺では、製鉄から鉄器製作一連の工程が行われていたことが明らかになった^b[谷藤・笹澤2007]。

自然化学分析[大澤2010]では、「生成した鉄は製錬滓との分離が不十分な軟鉄から銅の割合が高かったのではないか」という考察と同時に、「鉄塊系遺物に下げ脱炭の可能性を示す組織、楕円鍛冶滓にねずみ鑄鉄が付着する資料、亜共晶組成白鑄鉄組織局部に残す棒状鉄製品といった3点の鑄鉄の存在が本遺跡の鍛冶作業に反映されていて決して無視できない」との見解がなされ、箱形炉での鑄鉄生成及び鍛冶工房での脱炭工程の可能性も示された。



第13図 西野原遺跡の箱形炉群[谷藤他2010]

④太田市峯山遺跡 金山丘陵北端に位置する。3基の箱形炉が検出されている。長軸規模が不明な横置きの箱形炉1基と長軸2m未満の縦置きの箱形炉2基が検出されている。

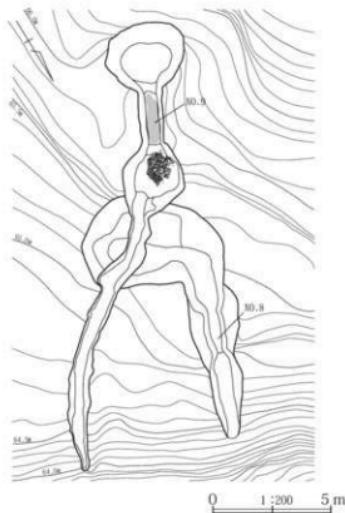
横置きの箱形炉は炉の一部と片側の排滓土坑が削平され、完全な構造は明らかではないが、上位の溝は炉を巡るように、下位の溝は谷へ直線状に伸びており、上位が防湿用、下位が排滓用の溝であると考えられる[第17図No. 7]。地下構造は、船底形の浅い掘り込みである。排滓土坑からは後述する残存状況が良好な大型の炉壁片が出土している[第16図]。

一方、縦置きの箱形炉2基は重複しており、高等線に対する下位から上位へ製鉄炉を作り替えていくことがわかる[第14図]。下位の古い縦置きの箱形炉(No. 8)は特

殊な形状で、上下両方の排滓土坑に排滓溝が設置されている。上位の排滓土坑は不正円形で巨大、下位は炉の幅とほとんど変わらない形状である。新しい上位の縦置きの箱形炉(No. 9)は、所謂鉄アレイ形で、上位の排滓土坑には排滓溝がなく、下位の排滓土坑に排滓溝が設置されている。地下構造は、古い炉が礫を敷いた丁寧な作り、新しい炉が船底形の浅い掘り込みである。

出土した鉄塊系遺物の自然化学分析によると、「局部的には鉄組織が確認されるものの、共析組織(炭素0.77%レベル)から過共析組織(炭素0.77%をやや超える)までの鋼が複数確認されており、鋼が生成しやすい炉内環境であった可能性が高い」とのことである[大澤2010b]。3基とも操業終了時に排滓土坑に流し出されたと見られる流動滓がそのままの状態で出土している。

峯山遺跡では、箱形炉に伴う鍛冶工房が検出されており、製鉄から鉄器生産の一連の工程が遺跡内で行われていたと考えられる^b。箱形炉は、鍛冶工房の共伴土器から8世紀前半に比定される。



第14図 峰山遺跡 縦置きの箱形炉の重複

(2)立地

赤城山南麓や八王子丘陵・金山丘陵などでは、現在でも、森林資源が豊富な地域から箱形炉が検出されており、製鉄に必要な木炭を確保しやすい地域に箱形炉が設置されていることがわかる。さらに、箱形炉が検出されている

周辺の小河川では現在でも容易に砂鉄が採取でき、原料砂鉄も容易に採取できる環境であったと推測される。

三ヶ尻西遺跡・西野原遺跡・峯山遺跡などで見られるように、製鉄炉とセットで鍛冶工房や堅穴住居が設けられており、製鉄から鍛冶まで行う技術者の集落が拠点的に設置された様相が確認できる[笹澤2007b]。

(3) 製鉄原料

① 砂鉄 前述したとおり、古代上野における製鉄原料は砂鉄である。鉄鉱石を使用したと考えられる製鉄炉は検出されていない。日本列島を概観すると、今までのところ、古代において製鉄原料として鉄鉱石を使用しているのは愛知県小牧市狩戸遺跡以西の地域であり、東日本は砂鉄を原料としている¹⁴。

上野では現在でも、赤城山麓や榛名山麓を開拓する河川では、多くの砂鉄が採取でき、吾妻川・砂居川、鮎川などで砂鉄の自然科学分析が行われている[大澤1975、大澤・鈴木2007]。県内で分析された採取砂鉄は、二酸化チタンが4.0～8.99%であり、陸奥南部の太平洋沿岸地域の22%以上、房総地域の12～18%、武藏北部の10%前後と比べると、やや低めの値を示している。冶金学の分野では、8%を境に高チタン系の砂鉄は銑鉄生産に向くといった研究成果も示されています[久保ほか2010]。この研究成果を援用すれば、上野を除いて東日本は原料の面で銑鉄生産に向く地域が多いといえるかもしれない。陸奥南部、房総地域、武藏国では、堅型炉に錫型が伴う遺跡が多く知られているが、今までのところ、上野では、堅型炉に錫型の出土が伴う調査例はなく、堅型炉に銑鉄生産が直接結びつく資料は検出されていない¹⁵。

② 木炭 これまで、上野で検出された箱形炉に伴う木炭の樹種同定を行ったのは、西野原遺跡と峯山遺跡で、前者がクヌギ、クリ、エゴノキ、後者が、ハンノキ、クヌギである。確実に箱形炉に伴う炭窯は検出されていない。

が、炭窯は地下式の窯窓が主体で、横口付きの炭窯は、唯一、高崎市下室田中里見遺跡で検出されている。下里見遺跡周辺では箱形炉の炉底塊が出土している[笹澤2010a、谷藤・笹澤2010]。

③ 炉材 峰山遺跡では、箱形炉を構築する際に粘土を取り出した土坑が検出された。炉材は、所謂ローム土層が主体である。短く切ったスサを多量に加えており、脆弱な胎土にスサを混入することで補強して、炉を構築したと考えられる[笹澤2010a]。肉眼観察では、箱形炉と堅型炉で、ほとんど炉材に変化がない。上野で検出される炉壁の耐火度は、箱形炉、堅型炉とも低く、1,100～1,200°Cである¹⁶。

(4) 鉄滓

上野の箱形炉の出土鉄滓を全量分類している遺跡では、流动滓が約8割から9割を占めている[笹澤2010a、笹澤・谷藤2010]。遺物として出土している流动滓は両遺跡合わせて、40トン以上あり、そのほとんどは、滓質が断面は光沢のある灰褐色を呈している。西野原遺跡・峯山遺跡の整理作業では、国選定保存技術(玉鋼製造(たら吹き))保持者である木原明氏(村下)に、たらら操業の際に排出される滓と、出土した遺物の比較検討を行っていただいた。木原明村下は、「出土したノロ(流动滓)を見ると、鉄と滓の分離が良好で、操業が順調であったことがわかる。」とコメントされている[笹澤2010a]。

6. 上野の箱形炉の分類と変遷及びその系譜

(1) 構造の整理

検出された上野の箱形炉の構造を整理すると以下の通りになる[表1]。

① 規模 箱形炉の規模は長軸2m未満のものと、長軸1m未満のものがある。前者が主体で、後者は西野原遺

表1 群馬県 箱形炉一覧

遺跡名	所在地	No.	長軸規模	設置方向	地下構造	排水構造	分類	時期	特徴
三ヶ尻西 前橋市		1	2m未満	横置き	タイプ1	タイプ1	A.1	7世紀中	鍛冶工房を含む12軒の堅穴住居と併存。製鉄から製品製作まで一貫した工程。出土鉄製品：無茎鍬など。
		2	2m未満	横置き	タイプ1	タイプ1	A.1	7世紀中	
西野原 太田市		3	2m未満	横置き	タイプ1	タイプ1	A.1	7世紀後半	長軸2m未満(No.3、4)から1m未満(No.5、6)へ変遷。鍛冶工房を含む7世紀後半での集落あり。製鉄炉の周辺には砂鉄が集中した溝・小劇場・鍛冶工房あり。鍛冶工房からは基部に粘土塊が付着した特徴的な鋤口が出土。製鉄から製品製作まで一貫した工程。出土鉄製品：鍬先丸・有茎鍬など。
		4	2m未満	横置き	タイプ1	タイプ1	A.1	7世紀後半	
		5	1m未満	横置き	タイプ3	タイプ1	B	7世紀後半	
		6	1m未満	—	タイプ3	タイプ1	B	7世紀後半	
峯山 太田市		7	—	横置き	タイプ3	タイプ2	A.2	8世紀前	No.8、9が重複し、No.8が古い。No.8の上位の排水溝上坑は巨大で排水溝を伴う。下位の排水溝上坑は溝状。No.9は両端に円形の排水上坑。下位の排水溝上坑のみ排水溝を設置。8世紀前半の鍛冶工房と併存。製鉄から製品製作まで一貫した工程。出土鉄製品：ほとんどなし。
		8	2m未満	縦置き	タイプ2	タイプ3	C.1	8世紀前	
		9	2m未満	縦置き	タイプ3	タイプ4	C.2	8世紀前	
松原田	前橋市	10	2m未満	縦置き	—	タイプ4	C.2	不明	三ヶ尻西遺跡に隣接。砂鉄埋納土坑検出。

跡で2基(No. 5・6)検出されている。西野原遺跡では、前者と後者が重複しており、前者が古い。

②設置方向 箱形炉の設置方向は、横置きと縦置きがある。7世紀中頃の三ヶ尻西遺跡、7世紀後半の西野原遺跡は横置き、8世紀前半の峯山遺跡には横置きと縦置きがあり、時期不明の松原田遺跡は縦置きとなる。横置きは7世紀中頃から8世紀前半、縦置きは8世紀前半と、横置きが縦置きに先行している。

③炉床 西野原遺跡・峯山遺跡では、炉床が破壊されて検出されており、採業後に炉底から生成物を取りだしていた事がわかる(第15図)。地下構造上位の覆土はその痕跡。ただし、出鉄主体の鉄押しのような操業であっても、最終的に炉底に生成鉄が残存すれば、炉底を破壊して生成物を取りだすので、炉底の検出状況から、生成された鉄質を推察することは難しい。

④地下構造 地下構造については、3分類が可能である[第15図]。

地下構造タイプ1 この構造は、断面が船底形の浅い掘り込みで長軸方向に長い棒状の木炭を敷くタイプである。上野における製鉄導入期である三ヶ尻西遺跡や西野原遺跡で共通している点で重要である。今までのところ、棒状の木炭を長軸方向にそのまま敷く構造が、近江や吉備などの製鉄先進地域にない事から、上野独自の地下構造の特徴であると捉えることができる。

地下構造タイプ2 この構造は、深い掘り込みで、底に礫を敷くタイプである。8世紀前半の峯山遺跡でみら

れ、掘り込みは深さ80cmを測る。底部に礫を敷く構造は、近江の源内岬遺跡、野路小野山遺跡、平津池ノ下遺跡、尾張の西山遺跡、猪山戸遺跡、陸奥の向田E遺跡、伊予の高橋佐夜ノ谷II遺跡など各地で確認できる。

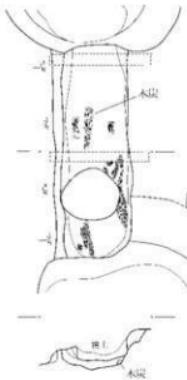
地下構造タイプ3 この構造は、断面が船底形の浅い掘り込みのタイプである。上野の箱形炉では、7世紀後半から8世紀前半まで幅広い時期で見られる。地下構造タイプ1の構造から、木炭を除いた構造であることから、地下構造タイプ1の簡略形であると捉えることができ。峯山遺跡では、地下構造タイプ2と地下構造タイプ3が重複しており、地下構造タイプ2の方が古い。

⑤排溝構造 排溝構造は、炉の設置方向に関連しており、炉の設置方向と排溝土坑の組み合わせで、3つに大別できる。すなわち、横置きで両端に同規模の不正円形の排溝土坑、縦置きで上位が大型の不正円形で下位が溝状の排溝土坑、縦置きで上位がやや大きめの不正円形で下位がやや小さめの不正円形の排溝土坑の構造である。これに排溝溝の有無を加えると、以下の4タイプの排溝構造に分類できる。

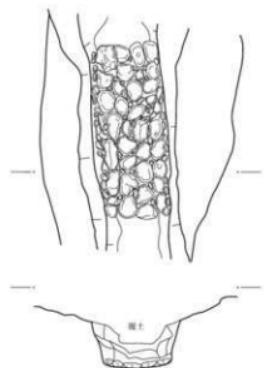
排溝構造タイプ1 この構造は、横置きで左右対称の不正円形の排溝土坑があり、排溝溝がないタイプである。7世紀中頃から後半の上野における製鉄導入期に見られる。7世紀後半に比定される[第17図 No. 3~6]。

排溝構造タイプ2 この構造は、横置きで左右対称の不正円形の排溝土坑があり、排溝溝を設置するタイプである。峯山遺跡では、約半分の遺構が壊されており、全

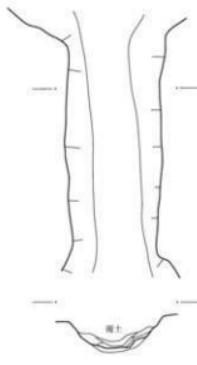
地下構造タイプ1



地下構造タイプ2



地下構造タイプ3



0 1:50 1m

第15図 上野の箱形炉の地下構造の分類

ての構造が明らかにされなかったが、炉の両端に排溝土坑と排溝溝が設置されていた可能性が高い。8世紀前半に比定される[第17図 No. 7]。

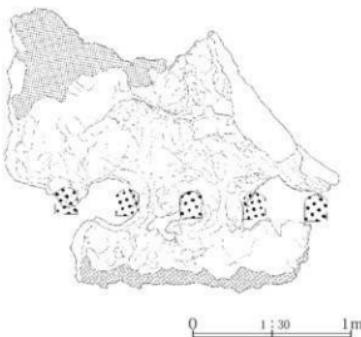
排溝構造タイプ3 この構造は、縱置きで上位が大型の不整円形、下位が溝状の排溝土坑で、両端の排溝土坑に排溝溝を設置するタイプである。このような構造は、8世紀後半を主体とする筑紫の元岡・桑原遺跡群で見られるが(第6図のI類とII類)、炉の規模も異なり、上位の排溝土坑に排溝溝を設置する構造だけで、系譜の同一性を主張するのは無理があるかもしれない。すなわち、このタイプの上位の排溝土坑に設置された排溝溝は、小口谷側一方への排溝(以下、このような小口下位一方への排溝を片側排溝とし、小口両端からの排溝を両側排溝と記述する)を狙った縱置きの箱形炉を設置したものの、上位の排溝土坑でも溝を谷部に排出する必要が生じたためにやむなく設置された排溝溝であると理解できる。このタイプは、後述する排溝構造タイプ4と重複しており、タイプ3が古い。8世紀前半(前)に比定される[第17図 No. 8]。

排溝構造タイプ4 この構造は、縱置きで、上下位に不整円形の排溝土坑があり、下位の排溝土坑に排溝溝を設置するタイプである。このタイプは、野路小野山遺跡に代表される近江など、東日本で典型的に見られる縱置きの排溝構造である。下位の排溝土坑のみに排溝溝が設置されていることから、片側排溝を表象していると推察される。8世紀前半(後)に比定される[第17図 No. 9]。

⑥送風構造 峯山遺跡で出土した大型の炉壁片は、炉底から送風孔までの高さや送風孔間の距離が明らかで、箱形炉の送風構造を考察する上で重要な[第16図]。具体的には、峯山遺跡の送風孔の芯々間の間隔は11cmであるが、近江の灘内岬遺跡出土炉の送風孔の芯々間の距離は、20~25cm程度である。送風装置の能力にも左右されるので、一義的な関係とは言えないが、上野の狭い送風孔の間隔は、炉内の送風量を増し、木炭の燃焼スピーディを速くする工夫であると理解できるかもしれない。砂鉄は鉄鉱石原料に比べ粒径が小さく³⁰、炉底まで届く時間が短くても溶解・還元され易い。上野で出土する炉壁の耐火度は1,200°C以下と、近江の約1,450°Cに比べて200°C以上も低く³¹、短時間の操業時間にしか耐えられないものであったと推定される。

近世たらに「一土(炉材の粘土)、二風(送風)、三村下(操業者)」という言葉があるように、製鉄では炉に使用する土が、順調な操業を行うために最も重要な要素の一つである。製鉄技術の先進地から東日本へ、送風システム(送風機)と技術者は移植できても、数トンにもなる土を搬入することは困難で、現地で採取する必要があつたことであろう。操業で耐火度の高い炉材の方が有利であることは明らかであるが、上野では9世紀後半の堅型

炉でも耐火度の低い炉材が使用され続けているところをみると、製鉄炉に適した耐火度の高い炉材の発見が困難であったのかもしれない。



第16図 箱形炉の大型炉壁片(峯山遺跡) [笛澤2010]

(2) 分類

以上の構造の整理から、上野で検出された箱形炉を、設置方向と規模で、A~C類に大別する。すなわち、A類が横置きで長軸2m未満、B類が横置きで長軸1m未満、C類が縦置きで長軸2m未満である。次に、それらを地下構造と排溝構造で細分すると以下の通りになる[表1、第17図]。

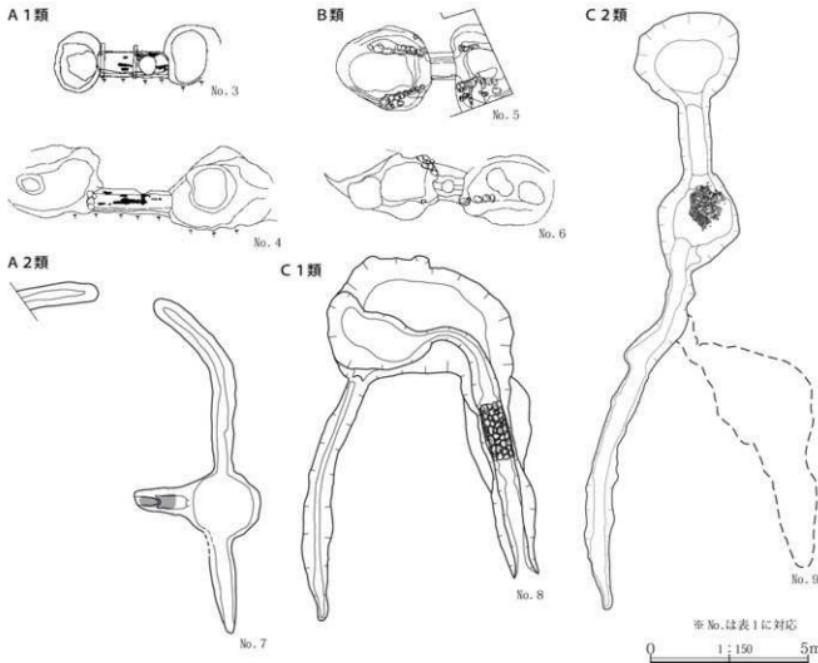
A 1類 横置きで長軸2m未満。地下構造タイプ1、排溝構造タイプ1。三ヶ尻西遺跡と西野原遺跡で検出されている。特に、近江や吉備などの製鉄技術先進地域にない棒状の木炭を長軸方向に敷く地下構造(地下構造タイプ1)には両遺跡の緊密な技術系譜が確認できる。7世紀中頃から後半に比定される。

A 2類 横置きで長軸2m未満。地下構造タイプ3、排溝構造タイプ2。前述した、砂鉄原料に対応したと推測される送風構造の痕跡が確認できる大型の炉壁が出土している[第16図]。8世紀前半に比定される。

B 類 横置きで長軸1m未満。地下構造タイプ3、排溝構造タイプ1。炉の小口側面に礫を組む。7世紀後半に比定される。7世紀後半に比定される。A 1類に後出する。

C 1類 縦置きで長軸2m未満。地下構造タイプ2、排溝構造タイプ3。地下構造に礫を敷く形態と、縦置きでありながら上位の排溝土坑にも排溝溝が設置されている点で特徴的である。8世紀前半(前)に比定される。

C 2類 縦置きで長軸2m未満。地下構造タイプ3、排溝構造タイプ4。8世紀前半(後)に比定される。



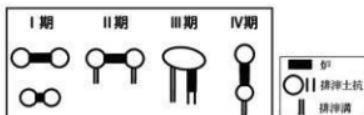
第17図 上野の箱形炉の分類

(3)変遷

横置きのA 1類が7世紀中頃から後半と最も古い。三ヶ尻西遺跡のA 1類が7世紀中頃、西野原遺跡のA 1類が7世紀後半であることから、三ヶ尻西遺跡から西野原遺跡への連続性がみられる。さらに西野原遺跡ではA 1類とB類が切り合っており、A 1類に次いで小型のB類が出現したことがわかる。

縱置きが横置きに後出しており、縱置きに表象される片側排溝は、横置きの両側排溝より新しい製鉄技術と捉えることができる。地下構造と排溝構造が特徴的な縱置きのC 1類は、峯山遺跡での遺構の切り合い関係から、典型的な縱置きの排溝構造を持つC 2類より古い事がわかる。C 1類では上位の排溝土坑にも排溝溝が設置され、完全な片側排溝の構造ではなく、後出するC 2類では、排溝溝の設置が、谷部側の排溝土坑のみになり、片側排溝の操業形態が確立したと捉えることができる。以上のように、横置きから縱置きへの変遷が、両側排溝から片側排溝への技術変遷を表象していることがわかる。さら

に、この排溝技術の変遷に着目して、上野の箱形炉の変遷のモデル化を試みると、第18図のようになる。



第18図 上野の箱形炉の変遷モデル

I期 箱形炉両側排溝である。排溝土坑に排溝溝は設置されない。A 1類、B類。長軸2m未満と1m未満のタイプがある。7世紀中頃から後半の東日への製鉄導入期にあたる。

II期 箱形炉両側排溝である。排溝溝が設置され、排溝土坑からの効率的な排溝が意識される。A 2類。8世紀前半。

III期 箱形炉片側排溝を狙った縱置きの設置方向であ

るが、山側の排溝土坑にも排溝溝が設置され、縱置きであるが、片側排溝であったとは言い難い。片側排溝の試行期である。C 1 類。8世紀前半(前)。

IV期 箱形炉片側排溝。谷側の排溝土坑のみに排溝溝が設置される。片側排溝の操業形態が確立する。C 2 類。8世紀前半(後)。

(4)系譜

現在までのところ、三ヶ尻西遺跡の箱形炉が東日本最古級の箱形炉であることから、A 1 類が、東日本初現期の箱形炉の構造である可能性が高い。A 1 類には、製鉄先進地域ではない独自の地下構造が見られることなどから、近江の箱形炉⁴の構造そのものが導入されたのではないか、上野で新たに開発された構造があると考えられる。

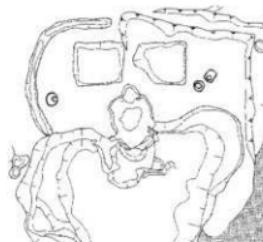
B 類は、現在までの発掘成果によると、その後の東日本で定着しないようであるので、7世紀後半段階の試行的な操業であったと理解できる。長軸 2m 未溝の A 1 類から一気に長軸 1m 未溝の B 類へ変化している点から見て、B 類の操業は、長軸 1m 未溝の箱形炉の操業を知る吉備の製鉄工人の関与があった可能性が高い。現在までに検出されている東日本での 7 世紀後半の箱形炉の展開を見れば、東日本への新たな製鉄技術の導入は、近江で操業されていた長軸 2m 規模の箱形炉に求められていたことがわかるが、前述したとおり、近江の製鉄炉は鉄鉱石原料であり、砂鉄原料を扱う東日本への製鉄技術の導入には、大型の箱形炉を操業していた近江の技術者だけではなく、砂鉄原料に熟練した吉備の技術者が関与していた可能性が高い。すなわち、東日本への製鉄技術の導入は、列島の製鉄先進地域の技術者の総力を結集して進められたことが推察される。

前述したとおり、C 1 類の地下構造タイプ 2 は各地に類例があるが、その後、C 2 類では、在地の系譜と見られる地下構造タイプ 3 が採用されており、縱置きの導入段階のみに外来的丁寧な作りの地下構造が試行された可能性がある。

7. 積形炉に残る箱形炉の技術系譜

これまで、箱形炉と積形炉の形態があまりにも異なることから、積形炉の系譜は、新たな外来技術の伝播を前提に議論されてきた。しかし、積形炉の平面形状や送風方法を再検討すると、箱形炉と積形炉の技術系譜が繋がるとみられる痕跡が、いくつか確認できる。

第 1 に、積形炉の平面形状が、隅丸方形で箱形炉に近いものが多い点である。すなわち、朝鮮半島の三国時代の製鉄炉は第 9 図の慶尚南道密陽市沙村製鉄遺跡などのように円形を基本としているが⁵、積形炉は遺構及び炉壁片から見ても、4 辺の直線を有する隅丸方形が主体である[第 8、19 図]。

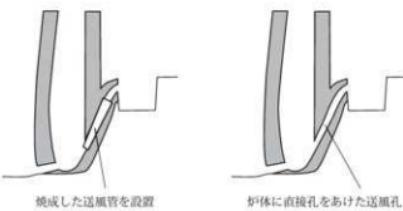


0 1:100 2m

第19図 陸奥・柏木遺跡の竖形炉

第 2 に、積形炉の送風方法に、箱形炉からの技術系譜と見られる炉壁に直接孔をあける構造がある点である[第 20 図]。すなわち、積形炉には、焼成した送風管を使用するタイプ(積形炉送風タイプ 1)と、炉体に直接送風孔をあけて構築するタイプ(積形炉送風タイプ 2)があるが、タイプ 2 の構造は、焼成した羽口を用いなくても製鉄が行えることを知る日本列島在来の箱形炉の製鉄技術者の関与が想定される[飯澤 2015]。

積形炉は、炉の後背部に送風管(孔)を一本設けた高炉の構造を有する朝鮮半島の技術系譜上にある一方で、以上のような箱形炉の系譜を残す在来技術の痕跡が確認できる。つまり、積形炉は、朝鮮半島の製鉄技術そのものが伝播したのではなく、その構造を模して、日本列島の箱形炉の工人によって開発された製鉄炉であると推察することができる。



第20図 積形炉の送風(左: タイプ 1、右: タイプ 2)

一方、これまでの積形炉の送風方法の検出例を見ると[高崎 2012]⁶、陸奥南部と下總で検出されている積形炉がタイプ 1 である点と、上野の積形炉がタイプ 2 である点が特筆される[表 2]。さらに、陸奥では、8世紀前葉から箱形炉にも焼成した小型の送風管が設置されていることが確認されており[能登谷 2005、飯村 2005、門脇

2015] ^{xx}、箱形炉・菱形炉を問わず、焼成した送風管による製鉄技術が定着している。焼成した送風管の分布域は、高チタン砂鉄の分布域と一致しており[表2]、今後はその関連も検討する必要があろう。

表2 箱形炉の送風タイプ一覧

地域	送風タイプ	検出数	遺跡名	砂鉄中の 二酸化チタン
陸奥	タイプ1	14	長瀬、大船追A、向田A、 鳥打B、山田A、南入 A、割田E	22%以上
上野	タイプ2	4	乙西尾引、南原間、今井 三騎堂	4~9%
武藏	タイプ1	6	大山田区、猿貝北	10%前後
	タイプ2	4	大山10・11次、東台	
下総	タイプ1	2	山ノ下製鉄、宮後原	12~18%

8. 東日本の箱形炉から菱形炉への製鉄技術の変遷

(1) 東日本の古代製鉄炉の変遷のモデル案

前項で、排滓技術に着目して上野の箱形炉の変遷をモデル化し、上野の横置きから縱置きへの変遷が、両側排滓から片側排滓への技術変遷を表象していることを示した。一方で、陸奥で見られる踏み轍を設置する箱形炉の形態は、上位の小口を完全に塞ぎ、下位のみに排滓機能を持たせる完全な片側排滓の箱形炉の構造と理解できる[第2図]。陸奥では8世紀後葉以降、この形態の箱形炉が主体となっており、日本最大規模といわれる陸奥の製鉄を支えた箱形炉は、完全な片側排滓による操業形態であったと理解できる。

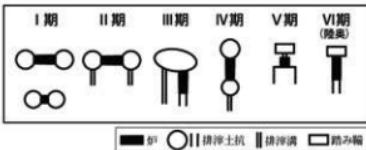
以上の、特に排滓技術に着目した菱形炉から陸奥の箱形炉の変遷を、前述した上野のI~IV期に加えて東日本の製鉄炉の変遷のモデル化を試みると、以下のようになる[第21図]。

I~IV期 第18図参照。

V期 菱形炉(高炉化)片側排滓。山側に送風装置(踏み轍)の痕跡がある。谷側のみに排滓土坑が設置される。完全な片側排滓。8世紀前半から10世紀後半。焼成した送風管を使用したタイプと直接炉壁に孔を開けて送風孔を構築するタイプがあり、前者が先行する。

VI期 箱形炉片側排滓。山側に送風装置(踏み轍)の痕跡がある。谷側のみに排滓土坑と排滓溝が設置される。完全な片側排滓。8世紀後葉に出現。陸奥で出現し、発達する。

今回のIからVI期の変遷は、上野の製鉄炉の変遷モデル案であり、今後、東日本各地域を網羅したモデル案を提示していきたい^{xx}。



第21図 上野と陸奥を基盤とした東日本の製鉄炉変遷モデル

(2) 箱形炉の展開とその技術的・歴史的背景

日本列島における製鉄の開始時期は諸説あるが、確実な遺構で証明できる時期は6世紀後半、古墳時代後期であり、その分布は中国地方、中でも吉備で見られ、丹後や筑紫にもあるといわれている[村上2007他]。このような日本列島の鉄生産は7世紀中頃から後半になると大きな画期を迎える。これまで製鉄技術がなかった地域へ箱形炉による製鉄技術が一気に広がるのである。その歴史的背景については、律令政権の支配的構造と絡めて積極的な評価がなされており、現段階では研究者間で共通した認識に達するまでになっている[上椿2006]。上野では、近年、伊勢崎市三軒屋遺跡、新田郡衙遺跡などの古代官衙跡や東山道駿馬に関わる遺構が數多く報告されており、この時期の中央集権国家を目指したインフラ整備の様相が具体的に明らかになってきた。三軒屋遺跡では、郡衙建設以前に設置された鍛冶工房が検出され[出浦・大澤・笛澤2010、出浦・笛澤2013]、こうした官衙建設のための鉄素材の供給などは、在地に設置された箱形炉に期待されていたものと推測される[笛澤2015]。前述した上椿の指摘にもあるように、鉄が徴税されているのは中国地方のみで、中央政権の視点では鉄生産は中国地方にあり、東日本での製鉄は現地消費を基本に成立していたと考えられる。しかしながら、近年の発掘成果では、陸奥南部における製鉄遺跡が列島で突出していることが明らかになっており[吉田2015]、今後は、光仁朝から桓武朝の蝦夷政策に加えて、陸奥のインフラ整備や律令国家の軍備を支えた東国軍の軍團組織で必要とされた鉄素材がいかにこの時期に求められていたかを検討すると共に「租・庸・調の衰退から、9世紀には交易鉄に移行する」[福田1989・上椿2000]との指摘を踏まえて、突出了した陸奥の鉄の生産量を検討する必要があるかもしれない。

また、筆者は、上野の初現期の箱形炉は、鉄鉱石を原料とする近江の箱形炉の製鉄技術がそのまま移植されたものではなく、大型箱形炉による操業技術を有する近江の製鉄工人と、砂鉄製鉄に卓越した製鉄工人が連携して、上野で開発した箱形炉であると考えた。つまり、東日本への製鉄技術の導入は、各地の製鉄先進地域の技術者が集められ、東日本で開発された大型箱形炉により進められたのではないかと推察した。その歴史的背景には、白

村江の大敗前後の国家的危機に伴い急ピッチで進められた東日本のインフラ整備があり、この時期から、列島の鉄生産は「列島内での拠点的な鉄生産」から、「列島総力をあげた鉄生産」へと切り替わると考えるのである。

さらに、技術的には、上野の横置きから縦置きへの変遷は、両側排滓から片側排滓への技術変遷を表している事を示した。そして、その技術変遷を基軸に東日本の製鉄炉の変遷をモデル化すると、第21図のようになり、陸奥の小口山側に踏み薙が付設する大型箱形炉の開発を、箱形炉の片側排滓技術の完成と位置づけた。片側排滓は、排滓を効率的に行うには有利であるが、一方で、小口に設置された湯口には、湯口から棒状の工具で炉内を突き回すことによって操業中のトラブルを回復させる機能もあり、湯口から距離の長い大型箱形炉での片側排滓操業は、両側排滓操業に比べて不利であるともいえる。それにもかかわらず、陸奥で排滓を優先した完全な片側排滓による大型箱形炉が完成した背景には、鉄生産拠点地域として列島から技術の高い製鉄技術者が集結され、製鉄技術が発達してきた歴史的な背景と共に、順調な排滓による安定した操業を支える良質な製鉄原料(砂鉄・炉材)の確保が可能であった地質的環境の優位性があつたことが推察できる。

(3) 積形炉への変遷とその技術的・歴史的背景

積形炉については、7世紀後半から8世紀にかけての東国への渡来人の移配などの歴史的背景から、一部の研究者の間では渡来人による朝鮮半島の製鉄技術の伝播が指摘されてきた。とりわけ武蔵では、8世紀中頃を前後に多くの新羅人が移配され、新羅郡が置かれた歴史的な背景から、彼らが積形炉をもたらしたとする意見も提示されている〔赤熊 2006など〕。確かに、積形炉は「高炉で焼成した大口径の送風管を1本使用する」基本構造から、朝鮮半島の技術系譜上にあると考えられる。しかし、積形炉と朝鮮半島の製鉄炉には送風管の形状や半地下下構造などの構造的な違いもあり、直接的な伝播は想定しにくい状況である。

一方で、積形炉には、箱形炉からの伝統的な技術の痕跡が見られ、日本列島の製鉄工人の関与を想定することができる。そこで本稿では積形炉を日本列島の箱形炉の技術者が朝鮮半島の製鉄炉の構造を模倣して開発した製鉄炉と位置づけた。すなわち、その半地下構造は、脆弱な構築土で朝鮮半島の製鉄炉のような炉高を確保するために、日本列島の製鉄工人が開発した構造であると推察する。

さらに、積形炉がほぼ同時期に陸奥から関東一帯までの広範囲に広がる点から見れば、8世紀前半の東日本で朝鮮半島のような安定した鉄生産を求めた製鉄技術の変改があったと考えられるかもしれない。古代製鉄において、次工程を考慮すれば、求められていた製鉄は、安

定した鉄生産であろう。つまり、一度の操業で、多くの鉄を流し続ける操業が、最も生産性が高く、さらには次工程の鉄器生産にも有利である。仮に、大型の箱形炉を用いて炉底に大型の鋼塊が生成されてしまえば、当時の技術や装置では、大型の鋼塊を割るのは非常に困難で、一方、鉄が生成されれば、鍛冶が可能な大きさに割り取る事は容易で、鍛冶工程で鉄の炭素量を調整すれば、利器に必要な銅を容易に得ることができる。すなわち、積形炉は、箱形炉の製鉄技術者が、安定的な鉄生産を行っていた朝鮮半島の製鉄炉の炉形を模倣し、技術の開発に努めた製鉄炉であると理解できる。

それでは、伝統的な箱形炉の操業を行っていた技術者が、積形炉のような全く構造の異なる製鉄炉を試行して開発するのであろうか。現在、伝統的な操業を行ったたら製鉄を知る我々にとって、このような疑問が生じるのは当然である。しかし、これまで見てきたとおり、古代の日本列島では伝統的な吉備の小型の箱形炉による製鉄技術があったにもかかわらず、近江では大型箱形炉の出現があり、その大型箱形炉でさえ、数十年の間に、あらゆる地下構造、炉の設置方向などが試行され、絶えず、生産能力の向上を目指した技術革新が行われていることがわかる。製鉄には、鉄鉱石や砂鉄の採取から、木炭製造、窯炉まで考えると、莫大な労働力が必要であり、操業技術による鉄の生産量の差異は最も重要視されるところであろう。莫大な労働力に対して費用対効果の少ない製鉄技術は淘汰され、常に新たな製鉄技術が求められていたことは想像に難くない。一方、本格的な製鉄技術の拡散を見ると、朝鮮半島の製鉄の初現が3世紀から5世紀、西日本が6世紀後半、東日本が7世紀後半と、交流がある地域間でも、容易に伝播しない技術であることがわかる。これは、製鉄技術が国の礎となり、国力に直結する鉄器を無尽蔵に生産させる技術であるため、製鉄技術が管理されていたからであると考えられよう。すなわち、朝鮮半島の製鉄技術が安定的な鉄生産を行う事のできる技術であったとしても、その技術の核心に迫る炉の設計や操業技術は容易には日本列島に伝播せず、その概要のみが伝わり、それを模倣した技術が生じることが起りうると考えるのである。

9. おわりに

以上のように、筆者は東日本において、7世紀中頃の列島の総力を挙げた砂鉄原料に適した大型箱形炉の開発と、その後の積形炉の開発に見られる鉄生産を求めた技術革新があったことを想定したが、東日本の各地で実際に鉄生産が成功していたかについては、検討を要すると考えている。特に、今回主に検討した上野は、積形炉の時期になっても他地域に比べて古代の鉄鑄造の鋳型の出土が極端に少なく、現在までの資料では、順調な鉄

鉄生産が行われていたとは言いがたい地域である。今後は、製鉄実験による研究成果や鍛冶遺跡の遺物を検討しながら、各地で生成された鉄質について慎重に検証していきたい。

一方、古代における日本列島最大の製鉄遺跡群といわれる陸奥の太平洋岸沿岸地域は、先述した高チタン砂鉄が採取でき、炉材の耐火度も1,300～1,500℃程度と高く、銹鉄生産に向く原材料が確保できた地域であったと考えられそうである。さらに、8世紀後葉以降は、豊形炉が操業されているにもかかわらず、踏み轍を付設した箱形炉が主体となっており、陸奥ではこのタイプの箱形炉による安定した銹鉄生産が行われていた可能性が高いと考えられるかもしれない。今後は、さらに、具体的な資料を検討しながら、より詳細な東日本の製鉄技術の展開を検証していきたい。

謝辞 本稿を執筆するに当たり、穴澤義功先生、小倉純一先生、村上恭通先生をはじめ、相京建史氏、相沢清利氏、赤熊浩一氏、阿部朝衛氏、飯村均氏、石守晃氏、井上唯雄氏、板谷宏氏、梅澤克典氏、上椿武氏、大澤正己氏、大道和人氏、岡野茂氏、角田徳幸氏、門脇秀典氏、金子彰男氏、神野信氏、神谷佳明氏、北野重氏、木原明村下、金想民氏、金武重氏、櫛部大作氏、久保善博氏、小島純一氏、小島敦子氏、小杉山大輔氏、齊藤英敏氏、坂本嘉和氏、佐々木正治氏、佐々木義則氏、笛田朋孝氏、佐藤公昭氏、三瓶秀文氏、白石聰氏、新海正博氏、神保佑史氏、菅波正人氏、鈴木勉氏、鈴木瑞穂氏、閑晴彦氏、孫民助氏、高崎直成氏、谷藤保彦氏、津野仁氏、外山政子氏、長家伸氏、横崎修一郎氏、西田健彦氏、能登谷宣康氏、長谷川涉氏、濱崎範子氏、深澤敦仁氏、藤井勲氏、堀尾薫氏、前沢和之氏、前原豊氏、松尾充晶氏、真鍋成史氏、ミッセル田中氏、宮田忠洋氏、山梨千晶氏、山本晃平氏、安田稔氏、吉田秀亨氏より多大なるご教示をいただきました。

筆者は、穴澤先生の精力的な研究活動に導かれ、製鉄遺跡の研究を開始し、鉄にかかる一からのご指導をいただきました。また、村上先生には、計り知れない鉄に関する視点・考察をご教授いただきました。そして約10年にもおよぶ製鉄実験への参加の機会を与えていただいていることに深く感謝申し上げます。その際に、木原村下をはじめとする、たたら製鉄の関係の方々から何う操業技術に関する貴重なお話は、筆者の研究を支えるものです。さらに、村上先生・笛田先生には、両先生のグローバルな研究成果をご教授いただいたと共に、韓国での資料調査の機会を与えていただき、地方で研究する筆者に東アジアへの視点を広げる貴重な経験をさせていただきました。心より感謝申し上げます。

本稿は、小倉純一先生にご指導をいただいた修士論文

の一部を基礎に、(一社)日本鉄鋼協会鉄鋼プレゼンス研究調査委員会「鉄の技術と歴史」研究フォーラム(東京工業大学 大岡山キャンパス本館)での発表[穴澤2015]を再検討してまとめたものです。ご指導くださった小倉先生、発表の機会を与えてくださった穴澤先生、数々のご教示をいただきました出席者の方々には深く感謝申し上げます。

最後に、いつも温かいご指導をいただきております、古代製鉄研究に情熱を捧げる諸先輩方に深く感謝申し上げます。

なお、本稿は、平成24年度公益財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究助成金を受けた成果の一部です。

註

¹ 東日本最古といわれる三ヶ尻西遺跡の箱形炉の時期を穴澤(1994)は7世紀後半、小島(1997)は7世紀後半、赤熊(2007)は7世紀中頃としている。筆者は西澤(2007)において7世紀後半としていたが、その後、神谷氏による三ヶ尻西遺跡は7世紀中頃とした方が適切ではないかとのご指摘をいただき、以降、7世紀中頃としている。

² 穴澤(2007)では、西浦北型製鉄炉を研究時に僅に豊形炉としたが、その後の再検討により、小型自立炉とした[穴澤2009]。

³ 朝鮮半島の三国時代以前の製鉄炉は大口部の送風装置を用いた内径が1m程度の円形炉である。近年発掘された韓國全羅道金堤市金山山頂谷遺跡などの高麗・朝鮮時代(18世紀)の箱形炉は日本の箱形炉とは構造が異なり、系譜関係を見出すのは困難であると指摘されている[村上2011、角田2014]。

⁴ その後、踏み轍付きの箱形炉の初現期は8世紀後葉であるとの研究結果まとめられた[能登谷2005、飯村2005]。本稿では8世紀後葉とする。

⁵ これまで大這是、近江の箱形炉の系譜を韓國忠西北道道郡川池山面石船里道路A-4号炉に求められる可能性を指摘したが[大道2007]。その後、A-4号炉は豊形炉ではなくという意見が出され、近江の箱形炉の祖型を朝鮮半島の事例に求めることは難しいとしている[大道2014]。

⁶ 神野は豊形の初現を7世紀末としている[神野2003]。

⁷ 舟底は操業前に難く伸びて用いていた筋跡が確認されている[大道・門脇1999]。

⁸ 前記取り模様から推測すると、炉の規模は、長軸約185cm、幅約60cmを測る。

⁹ 7世紀後半の西野原遺跡では、上野の他時期には見られない基部が薄く開き特徴的な羽口が出土している。この羽口は通常の羽口とは粘り塊が付着しており、送風装置と羽口がしっかりと固定された組合せが確認できる。古墳時代の鍛冶工房の検出は、富岡市土丹生屋敷山遺跡などの数遺跡に限られているが、上丹生屋敷山遺跡では、成分調整の必要のない鐵素材を加工した作業内容であったことが示されている[穴澤2009・添澤2006]。一方、西野原遺跡の鍛冶工房では不純物除去の精錬から製品製作の鍛鍊鍛治までの工程が推定されており[大澤2010a]。出土した羽口は、製鉄導入期にもたらされた精錬鍛冶工房の導入段階で使用された逆風方法の跡跡である可能性がある。

¹⁰ 8世紀前半の峯山遺跡では、体部の長軸方向に直線的なナデの整形がある特徴的な羽口が出土している。このような体部縦方向に魔力的な整形のある羽口は伊予の佐夜ノ谷遺跡でも検出されている。村上は、佐夜ノ谷遺跡の羽口について、「奈良の平城京(右京八城一房十四城)や法隆寺、飛鳥の川原寺など、律令国家の成立に重要な地域で出土しており、政権との関係を強く示唆している」としている[村上2006]。本資料は、製鉄導入期に伴い各地にもたらされた精錬技術と関連している可能性もあり、類例の

増加を持って検討していきたい。

* 元総社貢海道跡で箱形炉が1基、横口式炭窯を検出した高崎市下田道路周辺で箱形炉の跡が検出されており(笛添2011)。様名山南麓や国府推定地南に隣接する地域でも箱形炉が操業されていたことが明らかになります。特に国府推定地周辺での箱形炉の検出は、鉄生産と鉄器消費地との関連、中央集権国家体制を目指したインフラ整備に伴う森林資源の伐採と製鉄用木炭原料の関係を考える上で貴重な資料になるかもしれません。今後、報告を待つて検討したい。

* 角田(2014)古代箱形炉-観察を参照

* 久保ほか(2010)の成果を援用すれば上野は出銘にいく砂鉄の性質と推定されるからかもしれない。

* 西野原道路(箱形炉中段の炉壁)1,120℃、同(箱形炉中段下段の炉壁)1,144℃、峯山道路(箱形炉上段の炉壁)1,187℃、同(箱形炉下段の炉壁)1,185℃、南原間道路(箱形炉上段から中段の炉壁)1,154℃。7世紀後半の西野原道路より8世紀前半の峯山道路の方が、耐火度が若干高いが、9世紀後半の南原間道路の箱形炉(砂鉄焼結付き、上へ中段か)は低い。峯山道路の箱形炉では炉壁の上段と下段で耐火度の差がない。

* 訳文参照

* 近江の箱形炉の炉壁の耐火度は、源内軒道路の炉壁上段で1,495℃、炉壁中段で1,440℃である。

** 菅村製鉄道路1~4号炉の石組みは下部構造であるが、この下部構造の石組みは自立の自重を支えるための構造であると解釈され、炉の構造も平面形状円錐の自立炉であると考えた。一方、炉形炉の構造は、半地下部に掘り込まれた道構で確認され、平面形状円錐のものもあるが、多くは直線の4辺を有する正長方形を呈する。

* タイプ2の構造が研究者に認識されるようになったのは大山道路10・11次(栗原2005)以降であるので、さらなる検討が必要である。

* 門脇(2015)は、高チタン砂鉄による技術対応として、「炉理を多く溶かし、過量を増やす必要がある」と論じ、「炉理に直接穿孔する送風孔では、送風孔の耐熱性が弱いであるために、耐火度の高い羽口を装着しても、送風を維持した」と推測した。陸奥で実施された送風管が直着した根拠を原料砂鉄に求めた門脇の論考は、重要な研究である。

* 東日本の横置きの箱形炉である下述の取香和田戸道路7号炉(第8回図15)、陸奥の大船道(道路29・30号)などは下の道所道路ののりの履模・排列構造が共通しており、その系譜関係が注目される。

引用文献・主な参考文献

- 赤熊浩一 2006 「新羅建都と古代武藏國の鉄生産」『埼玉の考古学』埼玉考古学会
赤熊浩一 2007 「古代武藏國の鉄生産-箱形炉と炉形炉」『研究紀要22』(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
赤熊浩一・闇岡潤 2006 「箱石道路跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第327集(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
東 嶋 1999 「古代東洋の鐵と鐵」(著)水谷永水
宍澤義助 1984 「製鉄道路からみた鉄生産の展開」『季刊考古学』8号、雄山閣
宍澤義助 1994 「古代東國の鉄生産」第2回企画展図録「古代東國の産業-那須地方の産業と製鉄業」(橋本頼立監修)風土記の丘資料館
宍澤義助 2003 「古代鉄生産に関する考古学的考察」『近世からたら製鉄の歴史』丸善ブランケット株式会社
鷹村 均 2005 「律令国家の對蝦夷政策・相馬の製鉄道跡」新泉社
石川俊英・相沢清利 1989 「柏木道路Ⅱ-古代製鉄炉-」発掘調査報告書一多賀城市文化財調査センター
出山崇・大澤正己・笛添泰史 2010 「鍛冶遺構」「三軒屋道路II」伊勢崎市教育委員会
村和昭嗣 2008 「みどり市周辺の鉄業遺産」岩宿博物館45回企画展図録岩宿博物館
上村 勝 2000 「日本本近代の鉄生産-中国地方製鉄道路の地下構造を中心として」『製鉄史論文集』たら研究会

上村 武 2006 「箱型炉の研究史」『日本列島における初期製鉄・鍛冶技術に関する実証的研究』愛媛大学法文学部

大澤正己 1982 「千葉県下道路出土の製鉄関係遺物の分析調査」『千葉県文化財センター研究紀要7』(財)千葉県文化財センター

大澤正己 2009 「上丹生産地の道路出土複数鍛冶治の金属学的調査」『丹生地区遺跡群・群馬県富岡市教育委員会

大澤正己 2010a 「製鉄・鍛冶関連遺物の金属学的調査」『西野原道路(5)(7)』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

大澤正己・別所健一・平井寿一・大崎隆史・松村浩 1990 「野路・小野山道路発掘調査報告書」滋賀県教育委員会・草津市教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会

大道和人ほか 2001 「源内軒道路」滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会

大道和人・木村 2002 「近畿地方における古代の鉄生産」『畿内地方における鉄と銅の技術と文化的展開』社会共創工学会2002年度秋季シンポジウム論文集』(社)日本鋼鉄協会学会部門社会鋼鉄部門会編

大道和人 2003 「天下式地形の系譜」『考古学に学ぶV』(同志社大学考古学シリーズ)同志社大学考古学シリーズ刊行会

大道和人 2006 「箱型炉の研究史」『日本列島における初期製鉄・鍛冶技術に関する実証的研究』愛媛大学法文学部

大道和人 2007 「製鉄炉の形態からみた瀬田丘陵生産道路の鉄生産」『考古学に学ぶIII』(同志社大学考古学シリーズ)同志社大学考古学シリーズ刊行会

大道和人・門脇秀典 2009 「丹波の鉄生産-技術系譜と背景-」『篠山歴史民俗博物館紀要』第20号篠山歴史民俗博物館

大道和人・門脇秀典 2014b 「古代東江・美濃・尾張の鉄筋石製鍊道路」『東海地方における鉄と金属の技術と文化』鉄鋼プレゼンス研究調査委員会2014年度秋季講演会シンポジウム論文集』(社)日本鋼鉄協会学会鋼鉄プレゼンス研究調査委員会

大道和人・門脇秀典 1999 「出土鉄鉢石に関する分割工程と粒度からの検討-一本木原道路-」『紀要』第12号(財)滋賀県文化財保護協会

大道和人ほか 2006 「鶴代屋敷跡」滋賀県教育委員会

小堀信一郎 1998 「富士見台第II道路C地点」『千葉県の歴史-資料編考古3』(財)千葉県史料研究財團

角田徳幸 2006 「韓国における製鉄道路研究の現状と課題」『古代文化研究』14年号(財)大韓民国文化遺産研究会

角田徳幸 2014 「たたら製鉄の成立と展開」清文堂

門脇秀典 2010 「横大道路」財团法人福島県文化振興事業団

門脇秀典 2015 「羽口が装着された箱型炉のかぎについて」『森浩一先生に学ぶ』同志社大学考古学シリーズX』

神野 信 2005 「房総平島における古代製鍊道路」『研究紀要24~30周年記念特集』(財)千葉県埋蔵文化財センター

川島哲志 1993 「日本の製鉄技術の開始時期をめぐって」『中国地方製鉄道路の研究』広島大学文学部考古学研究室編 漢水社

河瀬正利 2004 「前近代日本におけるたたら吹き製鉄の成立」『文化的多様性と比較考古学』考古学研究会50周年記念論文集

金想民 2010 「韓半島における鉄生産研究の動向」『季刊考古学』113号、雄山閣

橋本大作 2007 「高橋佐夜ノ谷II道路」愛媛県今治市教育委員会

久保博善・久保田邦親 2010 「真砂鉄と赤目砂鉄の分類-たらら製鉄実験から明らかになったチタン鉄鋼の役割」『たらら研究第50号』たらら研究会

栗原潤 2005 「大山道路 第10・11次埼玉県立精神医療センター施設整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書」(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団栗原潤

栗原潤 2004 「千葉県二俣川タウン知-市原市押沼大六道跡(上編)」(財)千葉県文化財センター

小島純一 1985 「深津地区II道路群」勢多郡川村町教育委員会

- 小島純一 1997「古代の製鉄の村―赤城南麓に製鉄遺跡を追う―」『ぐんま地域文化』18号(財)群馬県地域文化振興会
- 西澤泰史 2006「古代上野国群馬郡都有馬郷の鉄生産」『研究紀要24』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 西澤泰史 2007a「群馬県における古代製鉄遺跡の出現と展開」『研究紀要25』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 西澤泰史 2007b「群馬県における古代製鉄遺跡の出現と展開」『研究紀要25』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 西澤泰史 2008a「群理文2号鉄及び3号鉄による整形炉の製鉄実験報告」『研究紀要26』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 西澤泰史 2008b「群馬県埋蔵文化財調査事業団による整形炉の製鉄実験報告」『鉄の歴史―その技術と文化―フォーラム第10回公開研究発表会論文集』日本鉄鋼協会会員講演会
- 西澤泰史 2009a「古代群馬の西浦北型製鉄炉」『上毛野の考古学Ⅱ』群馬考古学ネットワーク
- 西澤泰史 2009b「上丹生屋敷山遺跡における5世紀中頃の鉄器生産と鉄瓶発見の意義」『丹生屋敷山遺跡群馬県富岡市教育委員会
- 西澤泰史 2010a「茅山遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 西澤泰史 2010b「古代の榛名地域における鉄・鉄器生産について」『榛名町史資料編』原稿、古代・榛名町誌編纂委員会
- 西澤泰史 2011「古代の榛名地域における鉄・鉄器生産」『榛名町史通史編上巻 原始・古代』榛名町誌編纂委員会
- 西澤泰史 2015「近年の群馬県における整形炉の調査動向」『最新の古代製鉄遺跡調査・研究特集:鉄鋼プレゼンス研究会委員会第9回フォーラム講演会論文集』(社)日本鉄鋼協会会員講演会
- 瀬見 浩 1982「東アジアの初期鉄器文化」吉川弘文館
- 菅波正人編 2006「福岡市元岡・桑原遺跡の調査の概要」2006「鉄と古代国家」愛媛大学考古学研究室、今治市教育委員会
- 孫明助 2012「百済の鉄器文化」孫明助先生追悼記念事業会
- 孫明助・伊藤映 2001「密陽沙村製鉄遺跡」国立金海博物館
- 高崎直成 2005「東製鉄遺跡・東大遺跡IV(第15・18地点)」大井町教育委員会・埼玉県大井町遺跡調査会
- 高崎直成 2012「半地式整形炉の羽口について」『たら研究』たら研究会
- 高橋一夫ほか 1979「埼玉県立がんセンター埋蔵文化財発掘調査報告 大山崎玉県教育委員会
- 高橋一夫 1983「古代の製鉄」『講座・日本技術の社会史 第5巻 採鉱と治金』日本評論社
- 谷務保彦・西澤泰史 2010「西野原遺跡(5)(7)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 儀 国一 1933「古米の砂鉄製鍊法」丸善株式会社
- 寺島文隆 1981「古代・中世の製鉄遺跡(東日本)」『考古学ジャーナル』No.313 ニュー・サイエンス社
- 寺島文隆 1991「東北地方」『日本古代の鉄生産』六興出版
- 上佐雅彦 1981「日本古代製鉄遺跡に関する研究説一とくに炉形を中心にして」『たら研究会』第24号 たら研究会
- 上佐雅彦 1994「播磨の鉄」『風土記の考古学』播磨風土記の巻 同成社
- 能登谷宜康 2005「金沢地区の古代鉄生産」『福島考古』第46号 福島県考古学会
- 花田勝広 2002「古代の鉄生産と渡来人―儀政権の形成と生産組織―」『雄山閣』
- 平子順一 1988「上郷深田遺跡発掘調査概要」横浜市埋蔵文化財調査委員会
- 福島県文化センター 1991~98「原町火力発電所関連遺跡調査報告1~IX」
- 福田豊彦 1989「文献資料からみた古代・中世の製鉄」『考古学ジャーナル』313 ニュー・サイエンス社
- 増田孝彦・岡崎研一ほか 1993「遠所道路」(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 松井和幸 2001「古代生産論」『日本古代の鉄文化』雄山閣
- 前沢和之 1986「古代上野国鉄の動向とその基調―東国経営の回廊地帯―」

- 「内陸の生活と文化」地方史研究協議会編、雄山閣
- 真鍋成史 2007「製鉄が生む複雑津について」『考古学に学ぶⅢ』(同志社大学考古学シリーズⅢ)同志社大学考古学シリーズ刊行会
- 光永貞一 1992「製鉄と鉄道」『古都の考古学的研究』(下)山陽新聞社
- 第31号 たら研究会
- 村上恭通 1998「倭人と鉄の考古学」シリーズ日本史のなかの考古学 青木書店
- 村上恭通 2007「古代国家成立過程と鉄器生産」青木書店
- 村上恭通 2011「金堤隱谷遺跡の製鉄炉の構造と技術」『金堤長興隠谷製鉄遺跡』大韓文化遺産研究センター
- 村上恭通・上柳 武・大道和人・北野 重・真鍋成史・坂井朋孝 2006「日本列島における初期製鉄・鍛冶技術に関する実証的研究」愛媛大学法文学部
- 村上恭通・大道和人・木原明・柳部大作・西澤泰史・菅波正人・能登谷宜康 2006「鉄と古代国家」愛媛大学考古学研究室、今治市教育委員会
- 安田 稔 2005「古代陸奥国行方郡の鉄生産」『国土资源考古学』創刊号 国土研究所
- 横田洋三 1996「木瓜原遺跡」滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会
- 吉田秀享 2015「福島県内の古代製鉄遺跡群」『特別文化財講演会 古代における日本最大の製鉄遺跡群』公益財團法人東京都スポーツ文化事業団 東京都埋蔵文化財センター
- 李榮勲・甲鐘煥・尹鍾均・成在賢 2004「關川石報里鉄生産遺跡発掘調査報告書」(国)国立清州博物館

奈良・平安時代の墳墓出土の 墨書・刻書土器に関する一試論

高島英之

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

1. 奈良・平安時代の墳墓から出土した墨書・刻書
土器の全般的特徴

2. 供献・副葬された墨書・刻書土器

3. 骨蔵器ないしその蓋に直接文字が記入された例
おわりに

— 要旨 —

全国的にあまり類例は多くはないが、奈良・平安時代の墳墓から出土した骨蔵器や、墳墓から出土した供獻型土器に文字が記されたものが屡々見られる。

いずれも一、二文字しか記されていないものがほとんどで、集落遺跡から出土する墨書・刻書土器の様相と全く変わらないものが多い。しかしながら、そこに記された文字が出土した墳墓周辺ないし近隣の集落遺跡から出土する墨書・刻書土器の文字と共に通じて、被葬者の生前の生活圏が類推できたり、あるいは明らかに死者を意識して記されたとしか考えにくいような事例があつたりと、葬送儀礼や被葬者とあながち無関係とは言い難いような文字が記された事例が存在することが明らかになってきた。

小稿では、奈良・平安時代の墳墓遺構から出土した主な墨書・刻書土器47例73点と骨蔵器石櫃に直接文字が刻書された1例1点について、資料に即した検討を加え、骨蔵器へ文字を記入する行為は、阿波国造碑のような墓碑、あるいは、現在までに16例が発見されているわが国古代の墓誌の類例などに見られるような被葬者の顕彰、被葬者名の表示とは全く別の次元にある、在地社会における呪術・祭祀の原理の中で行われた行為であったことを明らかにした。

キーワード

対象時代 奈良・平安時代

対象地域 東日本

研究対象 墓誌・墨書・刻書土器、墓葬

はじめに

墨書・刻書土器が、数少ない古代文字資料の中における新出の文字資料として、つとに注目されていることは周知の通りである。

近年の研究により、それらの多くは村落内での祭祀や儀礼にあたって用いられたものであることが明確になってきた(平川2000、高島2000、荒井2005、三上2014など)。土器に文字を記入する行為とは、日常什器とは異なる非常日の標識を施すことであり、祭祀に用いる土器を日常什器と区別し、疫神・祟り神・悪靈・鬼等を含んだ意味においては神・仏に属する器であることを明記するためのものと言えよう(松村1993a・b)。

奈良・平安時代の集落遺跡出土の墨書・刻書土器は、とりわけ関東地方からの出土例が非常に多い。これはその地域においてただ単に、発掘調査の件数が抜きん出て多いからという理由だけではなく、当該期の東国村落の特質である。

それらは、1文字だけが記されたものがほとんどなので、文字の意味は如何様にも解釈できるものが多く、記された文字そのものの意味を確定することはなかなか難しい。また、早く8世紀初頭のものもあるが、村落内で本格的に広まっていくのは9世紀になってからである。9世紀から10世紀にかけて飛躍的展開を遂げ、早くも10世紀の内に急速に減少してしまった。その一方、東海地方では、中世でもなお土器に墨書きすることが行われ続けている様子が判明している。

墨書・刻書土器の使われ方は、それぞれの土器に文字を記した人びとそれぞれが果たしていた当時の社会的な役割と密接に関わるのだから、墨書・刻書土器がどのような使われ方をしたのかと言うことを解明かすことだが、当時の社会のしくみやあり方を解明することにつながるわけである。つまり、それぞれの墨書・刻書土器の用途や機能を解明することによって、そうした人的関係の背後にある律令官司制のシステムや、村落構造を明らかにすることが可能であり、さらにはそのような諸関係の総体としての古代社会像の解明につながっていくのである(佐藤2001)。そこに、墨書・刻書土器研究の意義が存在するのである。

今回は、そのような墨書・刻書土器についての基礎的な研究の一環として、全国的にあまり類例が多いわけではないが、奈良・平安時代の墳墓から出土した骨蔵器や、墳墓から出土した供穀型土器に文字が記された例を取り上げて検討し、わが国古代の墨書・刻書土器の資料的性格や用途・機能解明に向けての一助としたい。

奈良・平安時代の墳墓から出土した骨蔵器や、墳墓から出土した供穀型土器に文字が記された例は、いずれも一、二文字しか記されていないものがほとんどで、集落遺跡から出土する墨書・刻書土器の様相と全く変わらない

いものが多い。中には、記された文字が葬送儀礼や墳墓という出土遺構と全く関係しないような、墨書・刻書土器の骨蔵器への単なる転用に過ぎないとか見られない事例もないわけではない。

しかしながら、墳墓から出土した墨書・刻書土器に記された文字が、出土した墳墓周辺ないし近隣の集落遺跡から出土する墨書・刻書土器の文字と共通していく、被葬者の生前の生活圏が類推できたり、あるいは明らかに死者を意識して記されたとしか考えにくいような文字が記された事例があったりと、そこには記された文字が、葬送儀礼や被葬者とあながち無関係とは言い難いような事例が存在することが明らかになってきた。

小稿では、奈良・平安時代の墳墓遺構から出土した主な墨書・刻書土器47例73点と横穴墓出土の骨蔵器石櫃に直接文字が刻書された事例1例について(以上第1表)、資料に即した検討を加え、骨蔵器へ文字を記入する行為が、在地社会における呪術・祭祀の原理の中で行われたことを明らかにし、その背景について考えてみたい。

1. 奈良・平安時代の墳墓から出土した墨書・刻書土器の全般的特徴

奈良・平安時代の墳墓から出土した主な墨書・刻書土器47例73点を第1表に示した。内訳は、刻書土器が7点、うち焼成前刻書が5点、焼成後刻書が2点、墨書き土器が66点であった。他に石製骨蔵器(石櫃)に刻書された例が1例である(第1表-47の静岡県伊豆の国市北江間横穴群大北支群)。

墳墓から出土した墨書・刻書土器の圧倒的な僅少さに驚かされる。一遺跡から出土した墨書・刻書の、その遺跡から出土した奈良・平安時代の土器の総数に占める割合は、一遺跡から千点を超える墨書き・刻書土器が出土した遺跡であっても、数パーセントに過ぎないと言わってきたが(平川2000c)、それでも沖縄地方を除く全国各地から古代の墨書・刻書土器がおよそ10万点も出土していることを鑑みれば、あまりにも僅少であると言えよう。墳墓から出土した墨書・刻書土器とは、それほど希な事象と考えるべきなのである。

なお、第1表-1の秋田県秋田市湯ノ沢F遺跡出土の9世紀後半の土師器杯底部外面に記された文字は、発掘調査報告書では蝦夷の「夷」と訓まれているが、近年の研究では「奉」と読むべきことが明らかになっている(平川2001、小口2002)。また、第1表-4の群馬県藤岡市白石根岸遺跡2号土壙墓出土の9世紀後半の土師器杯の大部外面2箇所に墨書きされた5点の資料については、発掘調査報告書に掲載されている釈文に疑義を感じたので、実物を実見調査の上、筆者の個人的学説として、筆者の責任において釈読した釈文をここでは提示した。その他の釈文はすべてそれぞれの調査者、調査機関によつ

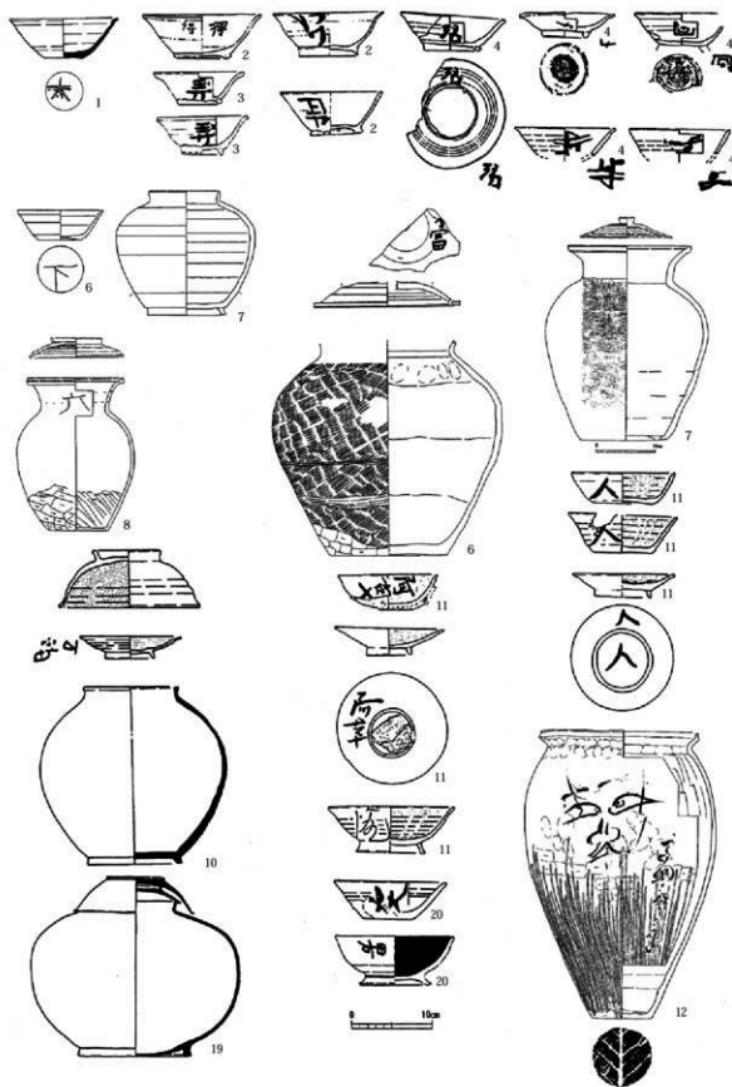
第1表. 墳墓から出土した主な古代の墨書・刻書土器

出土遺跡名	遺跡所在地	遺跡の種類	出土遺構	種別	文字	年代	器種・文字の部位	土器用途
1 畠ノ沢F遺跡	秋田県秋田市	上墳墓群	3号上墳墓	後成前 刻書	奉	9C後	上師器杯底部外面	供獻副葬
2 下佐野遺跡	群馬県高崎市	集落・上墳墓	AIS-071号上墳墓 AIS-313号上墳墓	陽書 阴书	得 田郎2点	9C前 9C前	須恵器杯体部内外面正位 2箇所 上師器高台付碗体部外面正位	供獻副葬
3 熊野堂遺跡	群馬県高崎市	集落・上墳墓	第2地盤K123号上墳墓	墨書	玉万2点	9C前	上師器高台付碗体部外面正位	供獻副葬
4 白石岸岸遺跡	群馬県藤岡市	集落・上墳墓	2号上墳墓	墨書 墨書 墨書	郷 万2点 寺2点	9C後 9C後 9C後	須恵器高台付碗体部外面正位 須恵器高台付碗体部外面正位 須恵器高台付碗体部外面正位	供獻副葬 供獻副葬 供獻副葬
5 桜木郡芳賀町 山古志字極見山	桜木郡芳賀町	不明	耕作中に偶然的に出土	墨書	万富	9C後	須恵器蓋体部外面正位	骨藏器蓋
6 桜木郡芳賀町 文子谷字中峰山	桜木郡芳賀町	不明	耕作中に偶然的に出土	後成前 刻書	下	9C後	須恵器蓋体部外面正位	骨藏器蓋
7 宇都宮市下桑野(前畠)	桜木郡宇都宮市	不明	工事中に偶然的に出土	墨書	木	9C後	須恵器蓋体部外面正位	骨藏器蓋
8 松原遺跡	茨城県水戸市	火葬墓	土坑跡	後成前 刻書	六	9C初	須恵器壺體部外面正位	骨藏器
9 美城郡城里町 郡山西吹上	茨城県城里町	不明	耕作中に偶然的に出土	墨書	日下西家	8C後 ~10C	須恵器蓋体部外面正位	骨藏器蓋
10 鹿の子遺跡	茨城県石岡市	集落・墓域	火葬墓 1号土坑路(上墳墓)	墨書 墨書	万福 大・四	9C末 9C前	上師器高台付碗体部外面横位 上師器碗体部外面正位	骨藏器蓋 供獻副葬
11 鹿の子C遺跡	茨城県石岡市	国府工房・集落	46号上墳墓 121号上墳墓 122号上墳墓	墨書 墨書 墨書 墨書	人 人 人 桜	10C前 10C前 10C前 10C前	上師器碗体部外面正位 上師器碗体部外面正位 上師器高台付碗体部外面 上師器高台付碗体部外面正位	供獻副葬 供獻副葬 供獻副葬 供獻副葬
12 北の谷遺跡	茨城県石岡市	不明	工事中に偶然的に出土	墨書	(人面) 馬頭 部飾	9C前	上師器蓋体部外面正位	骨藏器
13 茨城県石岡市 高須	茨城県石岡市	不明	工事中に偶然的に出土	墨書	宍丸	10C後	上師器蓋体部外面正位	骨藏器
14 茨城県坂東市 乍作	茨城県坂東市	火葬墓	耕作中に偶然的に出土	後成後 刻書	是道	9C	須恵器高环体部外面正位	骨藏器蓋
15 石塚北遺跡	茨城県土浦市	集落・墓域	1号火葬墓跡	墨書	横	9C中	須恵器蓋体部外面	骨藏器蓋
16 石塚南遺跡	茨城県土浦市	集落・墓域	1号火葬墓跡	墨書	長	9C前	須恵器蓋体部外面	骨藏器蓋
17 伝人入子ノ台 遺跡	茨城県美浦村	集落・墓域	3号火葬墓	墨書	大伴	8C後	須恵器蓋体部内面	骨藏器蓋
18 大門遺跡	茨城県阿見町	墓域	2号火葬墓	墨書	父	9C後	上師器高台付碗底部外面	骨藏器蓋
19 美城郡行方市 五造若海	茨城県行方市	不明	耕作中に偶然的に出土	墨書	勝生	9C後	灰釉器高台碗体部外面正位	骨藏器蓋
20 下野原西方遺 跡	茨城県下妻市	集落	1号上墳墓	墨書	戸大	9C末	上師器杯	供獻副葬
					田方	10C前	上師器高台付碗	供獻副葬
21 大塙遺跡	埼玉県熊谷市	集落・墓域	1号上墳墓	墨書	右・右 左2点	10C初 10C初	上師器碗体部外面正位 上師器碗体部外面正位	供獻副葬 供獻副葬
22 埼玉県富士見 市水子字地蔵山	埼玉県富士見市	集落	単独出土	墨書	倍子	9C中	須恵器皿底部外面	骨藏器蓋
23 桐原木遺跡	埼玉県秩父市	集落	1号上墳墓	墨書	水	9C末	須恵器碗体部内面正位	供獻副葬
24 吏原遺跡	埼玉県川口市	火葬墓・土壤基附	2号火葬墓 8号火葬墓	墨書 小測福 墨書 小測福	8C後 8C後	須恵器蓋体部外面横位 須恵器蓋体部外面横位	骨藏器蓋 骨藏器蓋	
25 大竹後遺跡	埼玉県川口市	火葬墓	耕作中に偶然的に出土	墨書	万	9C初	上師器蓋体部内外面正位 2箇所	骨藏器
26 田川遺跡	千葉県袖ヶ浦市	火葬墓	火葬墓	墨書	千万	9C前	須恵器碗底部外面	骨藏器蓋
27 直田作遺跡	千葉県木更津市	墓域	1号火葬墓	墨書	母	8C後	上師器碗底部内面	骨藏器蓋
28 大作台遺跡	千葉県木更津市	集落・墓域	土坑跡	墨書	万丸小	9C中	上師器蓋体部外面正位	骨藏器
29 武ノ遺跡	千葉県印旛原	墓域	地下式土坑SC07	墨書	(符縁) 2点	8C後	須恵器碗体部外面横位	骨藏器蓋
30 山児塚遺跡	千葉県市原市	集落	上坑跡	後成後 刻書	安	8C後	上師器蓋体部外面正位	骨藏器
31 香ノ遺跡	千葉県印旛原市	古墳群・墓域	方形火葬墓周溝	墨書	下	8C後	上師器杯底部内面	供獻副葬
32 芭花遺跡	千葉県松戸市	不明	耕作中に偶然的に出土	墨書	国脚	8C後	上師器高环脚部倒位	骨藏器蓋
33 五井歩道跡	千葉県千葉市	集落・墓域	南地(002号址)	墨書	万	9C前	須恵器蓋体部外面正位	骨藏器
34 鹿乃寺ニユーラ タウン施設 3地 点	千葉県印旛原	駅城	69号土坑	墨書	立井	9C中	須恵器蓋体部内面正位	骨藏器蓋
35 千葉県佐原市 八舟	千葉県佐原市	不明	耕作中に偶然的に出土	墨書	鷹	9C前	須恵器蓋体部外面正位	骨藏器蓋
36 林小原子台遺 跡	千葉県多古町	墓域	20号跡(火葬墓)	後成前 刻書	家長	8C後	上師器蓋体部外面正位	骨藏器上 跡
37 上持台遺跡	千葉県多古町	墓域	29号跡(方形周溝状跡) 周溝	墨書	市	8C後	須恵器蓋体部内面正位	供獻副葬
38 大作遺跡	千葉県佐倉市	墓域	29号跡(方形周溝状跡) 周溝	墨書	市	8C後	須恵器蓋体部内面正位	供獻副葬
39 大宮ノ大新田 第一遺跡	千葉県綾瀬市	集落・墓域	上墳墓	墨書	老	10C後	上師器碗体部外面横位	供獻副葬

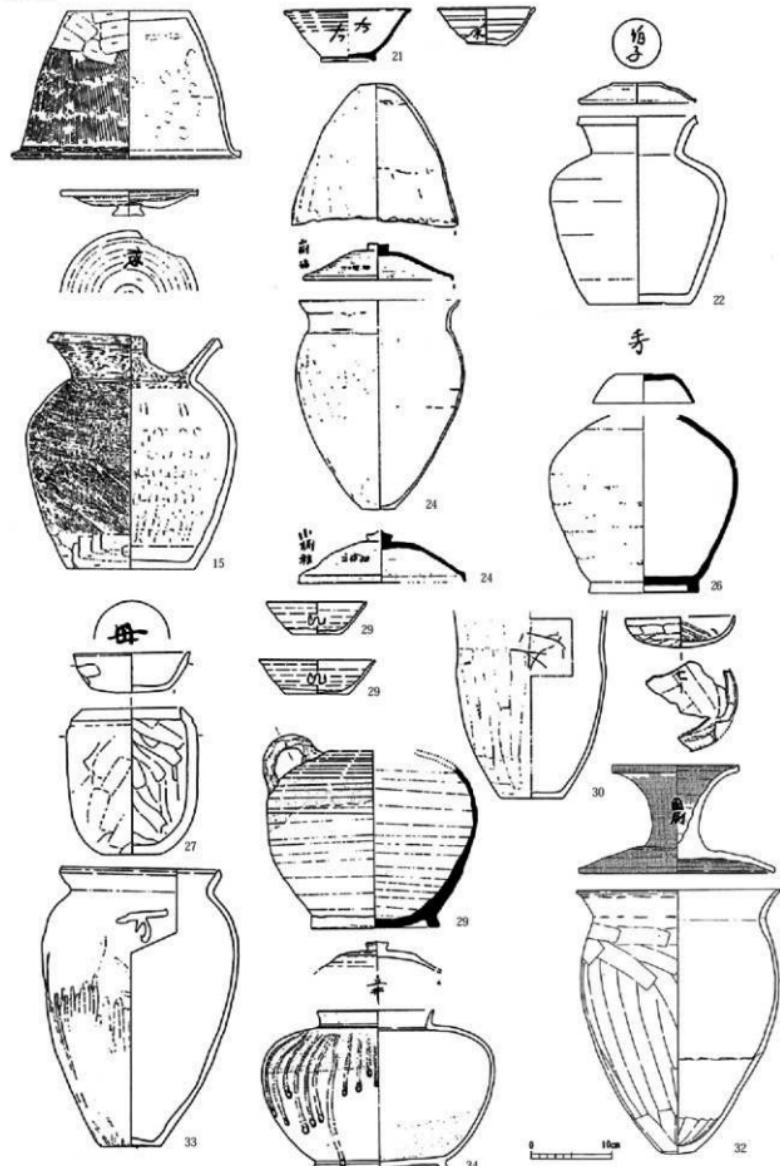
出土遺跡名	遺跡所在地	遺跡の種類	出土遺構	種別	文字	年代	器種・文字の部位	上器用途
40 西大作遺跡	千葉県我孫子市	集落・墓域	火葬墓	墨書	久須彌× 久須× 久須× 千カ× 食都× ×豆布都久須 部下依女 久須良千依女	9C前	土師器蓋体内部横位 土師器蓋体外部横位	骨蔵器
41 平山台横穴墓	東京都日野市	横穴墓群	I号横穴墓	墨書 墨書	上井十 8C中	須惠器蓋体外側 須惠器杯底内面正位	供獻副葬	
42 武藏府内館跡高輪・美 好町地区	東京都府中市	集落・墳墓	M33-S11埴跡	墨書	孝酒	8C中	須惠器杯底外側	供獻副葬
43 敷根不動原遺跡	神奈川県横浜市 都筑区	集落・墓域	田号土壤墓	墨書 印力	10C前 10C前	須惠器杯体外側正位 須惠器杯体外側正位	供獻副葬 供獻副葬	
44 北尾横穴墓群	神奈川県大磯町	横穴墓群	3号横穴墓	燒成前 刻書	天	8C前	須惠器短颈壶体外側	供獻副葬
45 五輪堂遺跡	長野県千曲市	集落・墓域	2号火葬墓	墨書 墨書	月 曾寺村	9C後 9C後	灰釉陶碗底部外側 土師器杯體内部横位	供獻副葬 供獻副葬
46 石上遺跡	長野県松本市	集落・墓域	I号木棺墓	墨書	□得 得 得 得 得	9C後 9C後 9C後 9C後 9C後	灰釉陶器長頸壶体外側正位 須惠器杯底外側 須惠器杯底外側 須惠器高台付皿體部外側 須惠器高台付皿體部外側	供獻副葬 供獻副葬 供獻副葬 供獻副葬 供獻副葬
47 北江間横穴墓	静岡県(伊豆の国) 市大北支群	横穴墓群	24号横穴墓	刻書	若舎人	7C末	I-II号石棺側面正位	骨蔵器
48 柳沢遺跡	静岡県島田市	墳墓	火葬墓	墨書	神殿	8C初	須惠器杯底部外側	供獻副葬

文献

- 秋田市教委「秋田市秋田臨空港新都市開発保全文化財調査報告書」1984・1986
- (財)都営地下鐵文化財調査委員会「上越新幹線関係埋蔵文化財発掘調査報告第11集」下野道遺跡1地区・寺前地区(1)」1989
- (財)都営地下鐵文化財調査委員会「上越新幹線関係埋蔵文化財発掘調査報告第14集」熊野堂遺跡(2)」1990
- (財)都営地下鐵文化財調査委員会「上越新幹線関係考古資料」第18回企画展「古代の火葬と祈り—骨蔵器に記された文字—」1994
6. 市立史編纂委員会「市町村史」1. 自然・原始社会・中世編 片山町 1990
7. 宇都宮市教育委員会「宇都宮文化年報」7・1988
- (財)茨城県教育財团「茨城県教育振興文化調査報告」11・1981
- 茨城県史編纂委員会「茨城県歴史 原始・古編」1985
10. 石岡市教育委員会「石の道跡発掘調査報告書」(第一次)(第二次) 1995～96. 山武考古学研究所「石岡市鹿の子道跡発掘調査報告書—精神傳導者授業施設建設に伴う調査」1991
- (財)茨城県教育財团「鹿の子道跡・遺構・遺物」1983
12. 吉澤哲「茨城県立石岡市の古道跡出土の人骨と書式の検討」(茨城大学先史学・考古学研究) 10・1999
13. 土浦上高井原塚ふるさと歴史の里「里原考古資料館」第18回企画展「古代の火葬と祈り—骨蔵器に記された文字—」2013
15. 土浦上高井原塚ふるさと歴史の里「里原考古資料館」第18回企画展「古代の火葬と祈り—骨蔵器に記された文字—」2013
16. 土浦上高井原塚ふるさと歴史の里「里原考古資料館」第18回企画展「古代の火葬と祈り—骨蔵器に記された文字—」2013
17. 美浦村教育委員会「里原人子ノ道跡—日中韓朝人の古道と美浦トランジン・セントアーバニア苑跡に伴なう埋蔵文化財発掘調査報告書」2011
18. 財团法人茨城県教育財团「谷ノ沢跡・花園跡・手取跡・大字道路—一般国道468号都賀郡中央通路白鳥車道新設工事地内埋蔵文化財調査報告書」2004
19. 宮坂光次「勝生の歩きの道を跡に伝える『足跡』」(『史前雜誌』1-1, 1929)
20. 千代田町教育委員会「下野町万葉跡」1993・3
21. 出雲綱吉「大垣跡」(東日本埋蔵文化財研究会第5回東日本埋蔵文化財研究会 東日本における奈良・平安時代の墓制—墓制をめぐる諸問題—) 1995
22. 会田忠「山道遺跡出土の骨殖」(富士市山道跡調査会研究紀要) 6・1990
23. 鹿児島市教育委員会「福縁山遺跡」1986・3
24. 川原義和「山道跡出土の骨殖」(富士市山道跡調査会研究紀要) 6・1990
25. 桃木立命博物館「企画展火葬釋事第一・古代人の死と死—」1995
26. 千葉県文化財保護委員会「千葉市立柏原跡調査報告書」1976
27. 芝津広志「文化財企画展」(柏原跡調査報告書) 1980
28. 木更津市教育委員会「大船山道跡発掘調査報告書」7・2003
- (財)千葉県文化財センター「市原市二道跡」1996
- (財)市原市文化財センター「二道跡」1987
31. 千葉市立大学森吉跡発掘調査会「千葉市立大学森吉古墳群の調査」1983
32. 松川市教育委員会「松川市文化財調査小額18 松川市山田地区調査確認調査報告書」1987
33. 千葉県教育委員会「龍角寺跡調査報告書」1981.3
34. 龍角寺跡調査報告書」1982
- (財)千葉県文化財センター「多古工業跡地調査報告書」1985.3
- (財)千葉県文化財センター「佐野市大作遺跡」1990.3
37. 38. (財)千葉県文化財センター「佐野市大作遺跡—佐倉第3工芸窯地造成に伴う埋蔵文化財調査補助費」1990.3
39. 佐子市教育委員会「佐子市大作丹新田遺跡第一地点調査報告書」1988.3
40. 我孫子市教育委員会「我孫子市埋蔵文化財小額8集～第9集 西大作遺跡第1次～第2次」1992～1993
41. 東京都教育委員会「都内六都墓袋形調査会議」1978
42. 岩中市教育委員会「府中市山道跡調査会」(武藏府内館跡山道跡調査報告書)21-高倉・美好町地域の調査5-」1999
43. 横浜市埋蔵文化財調査会「飯根不動原遺跡発掘調査報告書」1981
44. 大磯町教育委員会「大磯町文化財調査報告書」第39集 北中尾横穴墓群」1992
45. 久須市教育委員会「五輪堂遺跡」1991
46. 松本市教育委員会「河津・石上・鶴田遺跡」1991
47. 伊豆長岡町教育委員会「大北横穴墓群」1981
48. 大塚麻衣ほか「島田市柳沢遺跡について」(「静」静岡県立島田東高等学校郷土研究部研究会 1961)



第1図 墓から出土した主な墨書・刻書土器の例(1)



第2図 墓から出土した主な墨書・刻書土器の例(2)



第3図 墓から出土した主な墨書・刻書土器の例(3)

て公表されたものに拠っている。

あくまでも個人による集成であるため、遺漏や脱漏も少くないことが危惧するが、現在までのところ畿内を含む静岡県以西やあるいは畿内の文化・習俗・文物がストレートにもたらされたところがある東北地方の城柵・官衙遺跡周辺では全く類例が見あたらない。

火葬墓からの出土の場合、まず、墨書・刻書土器が骨蔵器そのものであるのか、それに直接伴うもの、例えば骨蔵器の蓋として使用された土器である場合などと、副葬品ないしは葬送者に対する供献儀礼の中で使用された土器に区別される。

土葬による土壤墓から出土したものは、いずれも葬送儀礼に伴う飲食物の供獻、あるいは副葬品としての食器として埋納されたものと考えられる。また、墓前祭祀、祖先祭祀など、墓そのものの年代より後の時代に被葬者の子孫が行った祭祀や儀礼等の行為に伴うものである場合も想定でき、遺物そのものが示す年代が、ストレートに墓そのものの造立年代を示すとは限らないケースもあり得るので、遺物が示す年代観と遺構の年代との関係には注意を要する。

葬送儀礼に伴って供獻されたものについては、祭祀や儀礼の場での使用という墨書・刻書土器本来の用途・機能と容易に結びつき、集落などで出土する墨書・刻書土器との共通性が伺えるのはある意味当然と言えよう。

また、土器の焼成前に文字が刻書されている場合は、概して土器の使用・消費の側における論理や用途・機能と、文字の内容とが全く関わらないものである可能性も存在しており、文字の内容を墳墓や葬送儀礼と関連づける際には、より慎重な史料批判が必要になる。

集成した墳墓出土墨書・刻書土器70点の類例のうち、直接、骨蔵器などの埋葬具ではなく、供獻、あるいは副葬品として埋納された墨書・刻書土器の数は41例であり、集成した資料72点の半数以上を占めた。

骨蔵器に文字が記された例では、蓋に記されたものが20例(第1表-5・6・7・9・10・15・16・17・18・19・22・24・26・27・29・32・34・35)であり、骨蔵器の口の蓋を塞いださるにその上に被せられた土器に文字が記された例が1例(36)あり、骨蔵器そのものに記されたものは10例(第1表-8・12・13・14・25・28・30・33・40・47)に過ぎなかった。文字が記された骨蔵器も、蓋も、そのほとんどが、既存の土器の転用であった。

なお、今回は検討の対象とはしないが、古墳を対象とした祖先祭祀のために供獻された平安時代の墨書土器が古墳の周溝から出土した例が存在するが(宮讃1993、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館2013)、墳墓に供獻、あるいは副葬された墨書・刻書土器の類例には、明らかに遙か後の時代に祖先祭祀のために供獻、あるいは埋納されたような事例を見いだすことは出来なかった。

骨蔵器関連の土器に直接文字が記されている例は、供獻ないしは副葬された墨書・刻書土器の事例よりも若干少ない。このうち骨蔵器そのものに文字が記された例が、静岡県伊豆の国市北江間横穴墓群大北支群24号横穴墓出土の石櫃に直接刻書された例(第1表-47)を含めて11例(第1表-8・12・14・25・28・30・33・36・40・47)。骨蔵器の蓋として使用された土器に文字が記されたものが20例で、製品化された蓋(第1表-3・6・7・9・15・16・17・24・34・35)ばかりに止まらず、杯や椀、高台付皿など蓋以外の器種の土器を倒位にして使用されたものも少なくなかった(第1表-10(高台付皿)・18(高台付碗)・22(皿)・26(杯)・27(杯)・29(杯)・32(高杯))。

なお、刻書土器7点(第1表-1・6・8・14・30・36・44)は、焼成前刻書、焼成後刻書いずれの例においても骨蔵器に記されたものが多く、7点中の4点(第1表-8・14・36・44)を占めた。

第1表にまとめた通り、墳墓から出土した墨書・刻書土器は、ごく一般的な集落遺跡出土の墨書・刻書土器同様、記されている文字は一文字ないし二文字程度のものがほとんどであった。この点は、現在までのところ、畿内を中心に西日本各地で出土している16例の古代の墓誌や、2例が確認されている買地券の類例との類似性やそれらの影響は皆無であり、墓誌や買地券とは異なる論理の下に記された文字であると言いかつて良いだろう。

なお、わが国古代の墓誌は、金属製・石製・埴輪などの長方形板状材・直方体材ないし骨蔵器に死者の名前、生前の地位・官職、系譜・経歴、埋葬地名、追悼文などを記し、墓に埋納したもの。墓碑が墓外に立てられるのに対し、墓内に埋納されるところに特徴がある(奈良国立文化財研究所飛鳥資料館1979、大阪府立近つ飛鳥博物館2004、村木2005、小笠原2013)。

墓誌を埋納する風習は中国に由来し、中国では後漢代から行われていた。魏・晋代に墓前に顕彰碑を立てるところがたびたび法令によって禁止されたことによって、墓内に埋納する墓誌が盛行するようになったと言われている(村木2005、小笠原2013)。

わが国では7世紀から8世紀にかけて行われた。現存するわが国の7~8世紀の墓誌は16例あり、さらに現物は現在のところ失われているが、記録により存在が確認できるものが他に2例ある(奈良国立文化財研究所飛鳥資料館1979、大阪府立近つ飛鳥博物館2004、村木2005、小笠原2013)。

現存する古代の墓誌の中で最古の紀年を有するものは、大阪府柏原市中原分松岳山出土の船首王後墓誌で、戊辰(668)年の年紀を有する。また、最も新しい年紀を有するものは大阪府南河内郡太子町春日出土の紀吉維墓誌で、延暦3(784)年である。

形態は長方形板・直方体・有蓋楕型・筒型などが見られ、長方形板型のものと有蓋楕型のものは金属製のものに限られ、一方、直方体型のものは石製・埴製のものに限られている。有蓋楕型のものは骨蔵器であり、骨蔵器に墓誌を記されたものは、現時点で出土しているものではいずれも蓋部に記入されている。金属製の骨蔵器は、仏教の舍利容器の影響によるものである。

形状・内容ともに、同時代の中国の墓誌に比べて非常に小型かつ簡素であり、そこにわが国古代の墓誌の特色がある。同時代の中国の墓誌の文体を完全に踏襲しているのは、奈良県香芝市穴虫から出土した咸奈真人大村(707年慶雲4年没、正五位下少納言)墓誌の例のみであるが、墓誌は碑に刻るものである同時代の中国に比して、わが国にはそのような例は皆無である。

現存するわが国古代の墓誌は、いずれも貴族・官人地方豪族・高僧に限られているが、例えば723年(養老7)没の太安萬侖(從四位下)と729年(神亀6)没の小治田安萬侖(從四位下)の墓誌のように、同時期の同位階の貴族の墓誌でも、墓誌の製作技法や記載内容、付属品などに差異がある。また六位以下の下級官人や地方豪族の墓誌が形態・文内容とともに必ずしも簡素というわけではない。わが国古代の墓誌には、官位や身分に伴う序列や差は規定されていなかったようである。

日本古代の墓誌の類例では、骨蔵器に直接墓誌が記されたものではなく、現時点で出土しているものはいずれも骨蔵器の蓋に墓誌が記されている例で、奈良県香芝市穴虫から出土した咸奈真人大村墓誌(慶雲4(707)年没、正五位下少納言、金銅製)、岡山県矢掛町東三成出土の下道朝臣團圓陪依母墓誌(和銅元(708)年没、銅製)、鳥取県鳥取市府町出土の伊福吉部徳足比堯墓誌(和銅元(708)年没、從七位下、銅製)の3例のみである。このほか、現存するものは小断片ではあるが、骨蔵器の筒型の外容器に墓誌が記された奈良県生駒市有里町出土の僧・行基墓誌(天平21(749)年没、大僧正、金銅製)も、同系統のものと考えて良いだろ。

わずかな例とは言え、わが国の墓誌には骨蔵器本体に文字が記されたのではなく、いずれも蓋の部分に文字が記されていることは、墨書・刻書土器でも骨蔵器そのものに文字が記されたものよりも骨蔵器の蓋に文字が記されたものの方が多いということと共通しており、興味深い。

一方、買地券とは、本来は土地の売買証明書であるが、古代の中国・朝鮮半島では、墓地を購入した証明書として、石や金属を板状に加工し、被葬者の生前の官位官職、姓氏名、年齢、居住地、墓地の所在地、墓地の購入価格、範囲などが記入され、墳墓に副葬された。中国では前漢から近世にかけて広くみられ、元来は、実際の墓地そのものの土地に関することが記されていたが、次第にそれ

が冥界の架空の土地の権利書になったり、神々を証人や裁判官に比定するなど、信仰的な要素が強くなってくる。朝鮮半島では、百濟・武寧王(462～523年、百濟第25代王、在位502～523年)陵から発見された墓誌が買地券の体裁を探っている(李2012)。

わが国古代における買地券の事例は、現在までのところ、福岡県太宰府市の宮ノ本遺跡出土のものと(太宰府市教育委員会1980)、近世に備中国(現在の岡山県倉敷市)で出土した埴製の谷田部益足買地券(間壁1980、岸1980)の2例のみである。

墓誌では、ごく少数ながら骨蔵器の蓋や外容器に記された例があるものの、奈良・平安時代の墳墓から出土した墨書・刻書土器の例には、多文字のものは1例のみであり、先述した通り、大方のものは1文字ないし2文字程度の文字の記載にとどまっており、これらが墓誌や買地券の影響を受けたとは全く考えにくい。

2. 供献・副葬された墨書・刻書土器

先述した通り、奈良・平安時代の墳墓出土の墨書・刻書土器の中で、墳墓に供献ないし副葬されたものは42点(第1表-1～4・10・11・20・21・23・31・37～39・41～46・48)あり、墳墓から出土した古代の墨書・刻書土器の半数以上を占めている。刻書は2点(第1表-1・44)で、他40点は墨書である。

供献ないし副葬された墨書・刻書土器が出土した墳墓は、茨城県石岡市鹿の子遺跡出土の9世紀前半の土師器杯の体部外面に正位で「大」・「四」と墨書されたもの(第1表-10)、東京都府中市武藏国府関連遺跡高倉・美好町地区出土の8世紀中葉の須恵器杯底部外面に「孝酒」と墨書されたもの(第1表-42、門田2010)、長野県松本市五輪堂遺跡から出土した9世紀後半の灰釉陶器碗の底部外面高台内に「月」の一文字が墨書されたものと同じく9世紀後半の土師器杯の体部外面に横位で「豊寺寺」と墨書されたもの(第1表-45)の3例以外は、現在のところほとんどが土葬の土壙墓(第1表-1～4・10・11・20・21・23・31・39・41・43・46・48)もしくは方形周溝墓の溝からの出土である(第1表-37・38)。また、1例のみであるが、神奈川県大磯町北中尾横穴墓群3号横穴墓(第1表-44)のような、横穴墓出土のものがある。

墨書・刻書土器が出土した古代の方形周溝墓では主体部が発見されたものは1基も無かったが、他の類例からみて火葬墓と考えられる。

第1表-44の神奈川県大磯町北中尾横穴墓群3号横穴墓出土の9世紀中葉の須恵器短頸瓶の体部外面に倒位で「天」の文字が焼成前に刻書された例は、墳墓への供献・副葬という土器の用途と記された文字とが関連しない可能性が高い。

なお、東京都府中市武藏国府関連遺跡高倉・美好町地

区で検出されたM33-S11墳墓から出土し8世紀中葉の須恵器杯底部外面に「孝酒」と墨書きされた土器は、骨蔵器である土師器長副葬の内部に落ち、破片になった状態で発見された(門田2010)。墨書き土器の釈文から、埋葬された死者の靈魂に対して「孝酒」を奉獻したものと考え、供獻・副葬の用途に分類したが、元来は骨蔵器の蓋に使用されていたものが、土圧によって破壊され骨蔵器内部に落下した可能性も考えられる。

墳墓に供獻・副葬された墨書き・刻書土器で、出土状況からみて明らかに埋葬時よりも後の時代に供獻・副葬されたことが明白なものはなかった。

記載内容では、第1表-11の茨城県石岡市鹿子のC遺跡の12号土壙墓から10世紀前半の土師器碗体部外面に横位で「阿古女」と記されたもの2点が、明らかに人名であり、被葬者もしくは供獻した側の人物の名前である可能性があり、特筆できる。

また、第1表-45長野県千曲市五輪堂遺跡2号火葬墓から出土した9世紀後半の土師器杯の体部外面に横位で墨書きされた「農村寺」の文字は、在地社会における葬送にあっても仏教信仰との関わりが存在していたことを如実に示すものとして注目出来る。

関東地方、とくに千葉県内における古代の集落遺跡では、集落内に展開する堅穴建物跡群の中に、しばしば四面庇の掘立柱建物跡が検出され、その周囲から仏具や仏教的な信仰に関わるような文言が記された墨書き土器が出土し、村落内における仏堂と考えられているが(須田1985ほか)、こうした村落内寺院の付近からは「寺」と一文字記された墨書き土器ばかりではなく法号による寺名が記された墨書き土器が出土するケースもまま見受けられる。また、全く仏堂や何らかの建物跡の痕跡すら見あたらないような場所からも往々にして「寺」と記された墨書き土器が出土するケースもある。古代の在地社会の人々の意識では、例え1字の仏堂であったとしても法号を有する寺院なのであり、さらには仮に仏堂や施設すら無くとも、何らかの仏教的な信仰に基づく儀礼を行なう場所・空間は、その儀礼が行われている間は「寺」と称されていたのだと考えられるので(荒木2009)、「農村寺」と記された墨書き土器の出土は、仏教的な信仰に基づいた宗教的な儀礼が行われたことの証左となろう。本来的には、火葬という葬法自体が仏教との関連で導入されたと考えられるので、火葬墓から仏教的信仰を示す文言が記された墨書き土器が出土することは、ある意味当然なのであるが、そのような資料の実例は実際には非常に少ないので、火葬墓と仏教的信仰との関連を如実に示す物質的な資料としては重要な例と言えるのである。

この火葬墓から北東に約50mの位置から内面黒色処理された土師器杯が10枚重なって出土し、何らかの祭祀に関わる所とと考えられる。報告書に依れば遺構は作伴な

いとのことであるが、この10枚重ねで出土した土師器杯のうちの7点に体部外面に横位で2号火葬墓から出土した墨書き土器と同じ「農村寺」の文字が墨書きされ、仏教信仰絡みの宗教行為や儀礼が行われたものと考えられる。

この10枚重ね土師器杯を使用して行われた宗教的行為が、埋葬に当たっても行われたのか、あるいは双方から出土した土器に墨書きされた文字のみが共通するだけで、集落で行われた祭祀・儀礼と、墳墓で行われた儀礼とが全く異なるものであったのかは遺物の出土状況からは判明し得ない。しかしながら集落内の祭祀の遺構と墳墓から出土した墨書き土器に、同じ文字、しかも寺院名とおぼしき文言が記されていると言うことは、双方に関わる思想に何らかの共通点が存在していたと見なければならないまい。

墳墓から出土した墨書き・刻書き土器の中でも、供獻・副葬されたものは、とりわけ一般的に集落の堅穴建物跡などから出土する墨書き・刻書き土器と全く変わらないものがほとんどであるが、本例は、墳墓出土の墨書き・刻書き土器と集落内出土の墨書き・刻書き土器とがともに同じ文字が記されたケースとしても重要な資料である。

第1表-37の千葉県多古町土持台遺跡の29号跡(方形周溝墓)から出土した8世紀後葉の2点の須恵器蓋の体部外面に正位で記された「市」の文字及び、第1表-38の千葉県佐倉市大作遺跡の6号方形周溝墓から出土した8世紀後葉の土師器杯底部外面に記された同じく「市」の文字は、字形から見れば「市」と誤読出来るが、「万」の異体字である可能性もあり(『新訛華厳經音義私記』)、そうであれば集落遺跡等から出土するごく一般的な墨書き・刻書き土器に多い文字の一つと言うことになる。

このほか第1表-48静岡県島田市柳澤遺跡の火葬墓から出土した8世紀初頭の須恵器杯の底部外面に「神殿」と記された例も、記された文言から見て埋葬に関わる祭祀・宗教的儀礼との関係を偲ばせる。

以上、墳墓から出土した供獻・副葬された墨書き・刻書き土器に記された文字は、集落等から一般的に出土する墨書き・刻書き土器と全く変わらないものの圧倒的多数であり、墳墓に供獻・副葬されるという用途・機能自体は、墨書き・刻書き土器に記された文言にはほとんど反映されていないということが判明した。

また、それらの器種は、供獻・供食という用途に合致したものばかりであると同時に、また、「日本書紀」崇神10年条に、三輪山のオモノヌシノカミが小蛇に姿を変えて妻のヤマトトヒメノミコトの箸箱の中に姿を隠していたという伝承や、「常陸國風土記」那賀郡茨城里条に、神の子の器自体に神が依ますことが文献史料にみえる。なお、この説話で、代代として供獻した器がまず杯であり、次いで瓶であったという点も注目に値する。集落遺跡から出土する祭祀関連墨書き土器の9割以上が杯型の土

器であり、壺型のものがそれに次ぐという出土状況は、こうしたほぼ同時代の説話に見える祭祀の具体像と合致している。特に一般的な墨書き土器は、その大多数が杯型土器であることや、東国の大集落遺跡出土の人面墨書き土器には杯型のものが多く見られると言う点も、依代という機能から説明できる（高島2012b）。東国の大集落遺跡出土の人面墨書き土器に杯型のものが多く見られるのは、東国の大集落遺跡に特に顕著な、文字のみ記された墨書き土器の影響によるとも考えられる（高島2012）。

墳墓に供獻・副葬される際に行われた祭祀・宗教的儀礼等の行為は、集落内で墨書き・刻書き土器を使用して行われる祭祀・儀礼と同じなし・かなり類似・共通した思想・信仰の下に行われていた可能性が高いように思われる。

3. 骨蔵器ないしその蓋に直接文字が記入された例

先述したように骨蔵器そのものに墨書き・刻書きされた例は、供獻ないしは副葬された墨書き・刻書き土器の事例よりも若干少ない。このうち骨蔵器そのものに文字が記された例が、静岡県伊豆の国市北江間横穴墓群大北支群24号横穴墓出土の石櫃に直接刻書された例（第1表-47）を含めて10例（第1表-8・12～14・25・28・30・33・36・40・47）、骨蔵器の蓋として使用された土器に文字が記されたものが20例で、製品化された蓋（第1表-3・6・7・9・15・16・17・24・34・35）ばかりに止まらず、杯や碗、高台付皿など蓋以外の器種の土器を倒位にして使用されたものも少なくなかった（第1表-10（高台付皿）・18（高台付碗）・22（皿）・26（杯）・27（杯）・29（杯）・32（高杯））ということは前にも述べた通りである。さらに、骨蔵器の口を蓋で塞いださるにその上に被せられた土器に文字が記された例が1例（第1表-36）である。

なお、刻書き土器7点（第1表-1・6・8・14・30・36・44）は、焼成前刻書・焼成後刻書いずれの例においても骨蔵器に記されたものが多く、7点中の4点（第1表-8・14・36・44）を占めた。

極端に言えば後世の奉獻の可能性をも否定できない副葬・供獻された墨書き・刻書き土器に比して、埋葬と同時期に記されたと考えられる骨蔵器ないしその蓋と言った埋葬具そのものに文字が記された例では、葬送という行為が、記された文字に多少なりとも反映しているのではないだろうか。

先述した通り、焼成前に刻書きされたものは、特に須恵器については土器の生産段階である窯場で記入されたものであり、消費地からは離れた場所であることから、消費段階における土器の用途・機能と、記された文字内容とが関連しない可能性が一般的には高い。これらのうち、第1表-6の栃木県芳賀町文谷字中峰山出土の骨蔵器の蓋として使用された9世紀後葉の須恵器蓋の体部外面に

正位で「下」と刻書きされたものや、第1表-8の茨城県水戸市松原遺跡火葬墓跡から出土した骨蔵器として使用された9世紀後葉の須恵器壺頭部に「六」と刻書きされたものなどは、骨蔵器及びその蓋という用途に関わる文字とは考えにくい。

一方、土師器では焼成前に刻書きされた例でも骨蔵器という土器の用途と関連するような文字が記された例がある。第1表-36千葉県多古町の林小原子台遺跡20号跡（火葬墓）から出土した骨蔵器として使用された8世紀後半の土師器壺の体部外面に、焼成前に「家長」と刻書きされた例は、骨蔵器に遺骨が納められた被葬者の人名に関わる文言、あるいは吉祥文字的な意味での記入であった可能性が考えられる（門田2013）。

骨蔵器ないし骨蔵器蓋に墨書き・刻書きされた吉祥文字的な例としては、第1表-5の栃木県芳賀町市塙字權現山出土の骨蔵器蓋として使用されていた9世紀後葉の須恵器蓋の体部外面正位に「万富」と墨書きされた例、第1表-10の茨城県石岡市子の遺跡の火葬墓から出土した骨蔵器の蓋として使用されていた9世紀末の土師器高台付皿の体部外面に正位で「万福」と墨書きされた例、第1表-19の同じく茨城県行方市玉造若海から出土した骨蔵器の蓋として使用されていた9世紀後葉の灰釉陶器高台付碗の体部外面に正位で「勝生」と墨書きされた例、第1表-22の埼玉県富士見市水子字地蔵山から出土した骨蔵器の蓋として使用されていた9世紀中葉の須恵器皿底部外面に「伯子」と墨書きされた例、第1表-24の埼玉県川口市呑原遺跡の2号及び8号火葬墓から出土した8世紀後葉の須恵器蓋の体部外面に横位で「小潤福」と墨書きされた例2点、第1表-25の同じく埼玉県川口市大竹後遺跡の火葬墓から出土した骨蔵器として使用されていた9世紀初頭の土師器壺体部内外2箇所に「万」と墨書きされた例、第1表-26の千葉県袖ヶ浦市荒田遺跡の火葬墓から出土した骨蔵器の蓋として使用されていた9世紀前葉の須恵器杯底部外面に「千万」と墨書きされた例、第1表-33の千葉県千葉市五井歩道跡の南地点002址から出土した骨蔵器として使用されていた土師器壺の体部外面に正位で「万」と記された例、第1表-30の千葉県市原市山見塚遺跡の土坑跡から出土した骨蔵器として使用されていた8世紀後葉の土師器壺の体部に正位で「安」と土器焼成後に刻書きされた例など枚挙に暇がないくらいであり、集落遺跡等から出土するごく一般的な墨書き・刻書き土器と共通する特色である。ただ、第1表-25の同じく埼玉県川口市大竹後遺跡の火葬墓から出土した骨蔵器として使用されていた9世紀初頭の土師器壺体部内外2箇所に「万」と墨書きされた例のように、集落遺跡などから一般的に出土する墨書き・刻書き土器には、土師器壺の体部外面に一文字を大書する例はほとんどないので、この例は、記されている文字自体は、集落遺跡などから一般的に出土する墨書き・

刻書土器と何ら変わりはないものの、骨蔵器としての用途を意識した文字の記入である可能性が高い。

何せ1文字・2文字の記載なので、如何様にでも解釈が可能であるいう不確実性が高い部分は否定できないものの、吉祥的な内容を有する文字であれば、地名・人名に用いられることも当然の如く少くない。多様な解釈が可能であり、その点、文字内容を特定することが困難なところに限界を感じる。

先掲した、第1表-19の茨城県行方市玉造若海から出土した骨蔵器の蓋として使用されていた9世紀後葉の灰釉陶器高台付碗の体部外面に正位で「勝生」と墨書きされた例、第1表-22の埼玉県富士見市水子字地蔵山から出土した骨蔵器の蓋として使用されていた9世紀中葉の須恵器皿底部外面に「伯子」と墨書きされた例⁽¹⁾、第1表-24の埼玉県川口市咲原遺跡の2号及び8号火葬墓から出土した8世紀後葉の須恵器蓋の体部外面に横位で「小測福」と墨書きされた例2点などは、単なる吉祥文字として記入されたと見られるばかりではなく、人名ないしその一部を構成する文字である可能性も決して低くはない。人名の一部の文字を省略したり、人名の一部を構成する文字を記すことによって、その人物そのものを示すような例は、古代の私印や焼印等の例にも多く、そのようなことが古代社会においてごく一般的に行われていたことが明らかになっている(高島2000bほか)。

墳墓に供獻・副葬された土器に記されたものでは、明らかに人名ないしその一部を記したと考えられる例は非常に少なかったのに比して、骨蔵器ないし骨蔵器の蓋として使用された土器に記された文字には、明らかに人名や立場を示すような文言が記されている例がある。例えば、第1表-9の茨城県城里町那珂西吹上出土の骨蔵器の蓋として使用されていた須恵器蓋の体部外面に正位で「日下西家」と墨書きされたもの、第1表-12の同じく茨城県石岡市北の谷遺跡出土の9世紀前葉の土器蓋の体部外面に正位で人面とともに「馬飼部磨〔〕」と墨書きされたもの、第1表-13の同じく茨城県石岡市高浜から出土した10世紀後葉の土器蓋の体部外面に正位で「宕丸」と墨書きされたもの、第1表-14の同じく茨城県坂東市矢作の火葬墓から出土した骨蔵器の蓋として使用された10世紀後葉の須恵器高环の体部外面に正位で「是道」と焼成後に鋭利な筆や針のような恐らくは金属製の道具で刻書された例、第1表-17の同じく茨城県美浦村信太子ノ台遺跡3号火葬墓から出土した骨蔵器の蓋として使用された8世紀後半の須恵器蓋の体部内面に「大伴」と墨書きされた例、第1表-19の同じく茨城県阿見町大日遺跡の2号火葬墓から出土した骨蔵器の蓋として使用された9世紀後葉の土器蓋高台付碗底部外面に「父」と墨書きされた例、第1表-27の千葉県木更津市苗見作遺跡出土の骨蔵器の蓋として使用されていた8世紀後葉の土器蓋底部内面に

「母」と墨書きされた例、第1表-28の千葉県木更津市の大烟台遺跡の土坑跡から出土した骨蔵器として使用されていた9世紀中葉の土器蓋の体部外面に正位で「万小丸」と墨書きされた例、第1表-35の同じく千葉県佐原市大倉から出土した骨蔵器の蓋として使用されていた9世紀前葉の須恵器蓋体部外面に正位で「鷹」と墨書きされた例、先掲したが、第1表-36の千葉県多古町林小原子台遺跡20号跡(火葬墓)から出土した、骨蔵器外蓋として使用された8世紀後半の土器蓋の体部外面に、焼成前に「家長」と刻書された例などがある。もっとも、この資料については、先述したように、骨蔵器に遺骨が納められた被葬者の人名に関わる文言とも、また、あるいは吉祥文字的な意味での記入であった可能性の双方が考えられる⁽²⁾。

第1表-19の茨城県阿見町大日遺跡の2号火葬墓から出土した骨蔵器の蓋に「父」と墨書きされた例、第1表-27の千葉県木更津市苗見作遺跡出土の骨蔵器の蓋に「母」と墨書きされた例もまた、特徴的である。

「父」「母」と言う文言は、当該期の集落遺跡などから一般的に出土する墨書・刻書土器の例にほとんど無い文言である。「父」「母」の文字は、古代社会においては、人名にも使用されることもあったが、この場合においては人名の一部を記したものとは考えにくく、それらの葬送を行った人々にとっての父・母の遺骨を納めたもので、そのための文字の記入を考えるのが妥当であろう。

第1表-12の茨城県石岡市北の谷遺跡出土の9世紀前葉の土器蓋の体部外面に正位で人面とともに「馬飼部磨〔〕」と墨書きされたものについては、この土器の再調査を行い、再釈読の契機を作られた吉澤悟氏が、人面墨書き土器として村落内における祭祀に使用された土器が、後に、その祭祀を執り行った人物である「馬飼部磨〔〕」との関わりで、骨蔵器に転用されたもので、記された人物名が、被葬者そのもの、あるいはその由縁の人物であったことや、かつて祭祀行為に使用されたという特異性故にこそその土器が選ばれて、骨蔵器に転用されたという見方を示しておられるが(吉澤1999)、卓見と言うべきであろう。

人面を伴う墨書き土器が骨蔵器に使用されている例が、本例以外に、今までのところ全く見あたらないことや、人面墨書き土器を使用した祭祀・儀礼が、葬送に伴う宗教的行为・儀礼として行われたこと示すような事例も、現在までのところ皆無であること、この資料の特異性を物語って余りあるように思われる。ただ、第一義的には、人面と人名の墨書きは、村落内における祭祀・儀礼等の行為に関わるものであることは明白ではあるものの、転用後に骨蔵器としての利用が予定された時点で、そこに記されていた人名と被葬者との関連については、現段階においては全く不明であると言わざるを得ない。この点は、今後の資料の増加を俟って、さらに検討すべき課題である。

る。私も吉澤氏に倣って、本例における人面と人名の墨書と、葬送儀礼や被葬者との関係については、現時点では結論を保留したい。

骨蔵器ないし骨蔵器蓋に文字が記入された事例で、さらに注目すべき例としては、第1表-32の千葉県松戸市坂花遺跡出土の、骨蔵器蓋として使用された8世紀後葉の土師器高杯の脚部に倒位で「国厨」と墨書きされたものと、第1表-40の千葉県我孫子市西大作遺跡から出土した骨蔵器として使用された9世紀前葉の土師器裏の体部内面に倒位で「久須部×／久須×／久須×／千カ×／負郷カ×／⁺意布郷久須部千依女」と、体部外面に横位で「久須波良部千依女」と墨書きされたものの2点がある。

まず、第1表-32の資料であるが、土師器高杯の脚部に倒位で墨書きされた「国厨」の文字は、国府の厨家を示す語で、国府内で行われる儀礼に伴う公的な饗宴に際して食膳供給を行う施設のことである(平川2000a)。

儀制令元日国司条にみえるように、元日朝賀の饗宴に際しては、国司が國府の財政の中から経費を支出して郡司等に酒食を供することになっており、さらに、郡司告朔の儀、吉祥晦過法会などの国庁における恒例及び臨時の行事に際しては様々な饗宴の場が設定されていた。国厨の職掌の第一は、こうした国府における恒例・臨時の行事や儀礼に伴う公的な饗宴に際して食膳供給を行なうことであった。また、様々な史料から、国司館、あるいは国府外における饗宴や、部内巡回・赴任等の国司の公務旅行に際して、出張先に国府所属の厨家で調整された酒食である「国厨之餼」が届けられるケースも想定出来る。「国厨」と記された土器の意味は、平川南氏が指摘しておられるように、そこに盛られた酒食類が「国厨之餼」であることを表示したものである(平川南2000a)。

諸官衙における厨房保管の食器は、元来が膨大な数量にのぼるものと考えられるが、それにもかかわらず、出土土器全体の中における「厨」の文字が記されたものの数があまりにも少ないことや、「国厨」「(某)郡厨」と記された土器が、それぞれの国府や郡家からかけ離れた場所から出土することも少なくないことから考るならば、「厨」という文字が土器に記入されたことの意味を、従来言られてきたように「厨施設がその食器を保管・管理する上で食器の所有・所属を明示するために記録した」という点(津野1990・1993、石毛2002、中山2002)のみに集約しきれるものではない。

また、国厨や各郡厨からは、各官衙内外に酒食が供給されたわけであるから、「国厨」「(某)郡厨」記載土器などが出土した場所が、それらの官衙内の厨施設の所在地そのものと即断することは出来ない。国司の国内巡回に伴って「国厨之餼」「(某)郡厨之餼」が供給され、酒食が消費された饗宴の場であった可能性もありうる(平川2000a)、また、国府・郡家の出先機関や下部組織が置か

れた場所との想定も成立しよう(高島2012c)。厨家は官衙における経済活動の拠点でもあり、交易や買付けなど、国府外における活発な活動も十分想定できるのである。

さらに、国府に上番、あるいは労働徴発された傭丁等に対して、各出身都厨家が食料を供給することがあったか、あるいは傭丁たちが出身郡単位に編成されて、これに関わる厨家が「某郡厨」という形で国府内に設置されていたことに因る可能性も平川南氏によって提示されている(平川2000a)。

なお、静岡県内の郡家遺跡である藤枝市御子ヶ谷・秋合両遺跡や、浜松市伊場遺跡、同市井通遺跡などにおける大溝からの大量的郡名記載土器の出土状況からは、祭祀・儀礼における郡名記載土器使用の可能性が想定できるところである。

その際に、それら「国厨之餼」・「(某)郡厨之餼」が供された先は、現実世界の貴賤に止まらず、神仏などに対するケースも考えられる。さらに言うなれば、實際には「国厨之餼」・「(某)郡厨之餼」でなくとも、そのような「高級・上等な酒食」とも言うべきブランドを騙つて国・(某)郡厨銘記載土器が供えられたケースさえ存在していた可能性が考えられる(高島2012c)。

本例を詳細に調査された松尾昌彦氏は、高杯の脚部に倒位で「国厨」の文字が墨書きされていることから、それが倒位で骨蔵器の蓋として使用されたことに伴う措置であり、「国厨」銘高杯の骨蔵器蓋への単なる転用ではなく、骨蔵器蓋として使用されるに当たってはじめて意図的に「国厨」の文字が記入され、「国厨」の文字があえて記入された理由は、被葬者が、生前、下総国府に勤務した官人であったことによるとの見解を示されておられる(松尾2002)。まさに卓見と言るべき非常に興味深い見解ではあるが、「国厨」の文字が倒位で記されているからと言って、当初から骨蔵器蓋としての利用を目的して「国厨」の文字が記入されたとまでは言い切ることは出来ないのではないか。「国厨」の文字が、国府厨家における食器の保管管理上の必要から記入されたわけではない以上、そこに記された「国厨」の文字が正位か倒位かと言うことは余り問題ではないように思われる。

また、供食・供獻の場で使用する以上、倒位で記すことはあり得ないという見解も成り立つかもしれないが、供食・供獻のための土器使用の場では底部の墨書きを見ることが出来ないにもかかわらず、底部に「国厨」と記されたものも多いので、倒位に記されていること 자체は、供食・供獻の場での使用を否定するものとは言い難い。

このように考えると、この資料については、必ずしも「国厨」の文字が、骨蔵器蓋としての使用に伴うものではなく、本来的な国府厨家での使用及び「国厨之餼」であるこの銘示のために「国厨」と記された土師器高杯の、骨蔵器蓋への転用と考える余地は残っているよう

思われる。しかしながら、一方で、松尾氏が言わるよう、骨蔵器蓋としての利用を契機に「国厨」の語が記入された可能性も、また完全に否定できるわけでもない。松尾氏が言わるように、骨蔵器蓋としての利用のために意図的に「国厨」の文字が記されたとすれば、被葬者の靈魂に対して「国厨之饌」という「高級・上等」な酒食を供獻するという意味のもとに記入された可能性も考慮しておくべきであろう。

では、次に、第1表-40の千葉県我孫子市西大作遺跡から出土した資料について検討する。

この骨蔵器として使用された9世紀前葉の土師器甕は、体部内面に倒位で「久須部×／久須×／久須×／千カ×／負郷カ×／×意布郷久須部千依女」と、体部外面に横位で「意宇郷久須波良部千依女 久須波良部千依女」と墨書きされている(辻1999ほか)。

周知の通り、久須波良部氏は、『続日本紀』天平宝字元(757年)三月乙亥(27日)条に

勅。自レ今以後、改藤原部姓、為久須波良部、君子部為吉美侯部。

見えるように、藤原仲麻呂政権下の天平宝字元(757年)に藤原部氏を改姓して付けられた氏名(ウジナ)であり、藤原氏の氏名をばかって制定された。それ以降は藤原仲麻呂脚後も藤原部に戻されることなく使用されづけた。9世紀後葉という土器そのものの年代観とも一致する。

土師器甕の底部から体部まで、高さ約1/4程度の出土であり、体部内面に倒位で記された人名の氏名(ウジナ)は判明するが、名前の方は欠失してしまっており、不明である。底部付近のみの残存であるため、元来、どのくらいの量の人の骨が納められていたのか判明しないが、体部内面に記された人名は複数人に及ぶものと考えられるにも関わらず、骨蔵器として利用された土師器長胴甕の大きさから見て、火葬人骨とは言え複数人の人骨が納められていたとはいさか考えにくい。内面に倒位で記されていたのは被葬者的人名ではないと考えるのが妥当であろう。内面に倒位で記された複数の人名は、葬送に関わった人々、すなわち被葬者の家族親族者等の人名で、外面に斜め方向に記された「意宇郷久須波良部千依女 久須波良 千依女」は被葬者名である可能性が高い。墳墓に供獻・副葬された墨書き・刻書土器の例、骨蔵器やその蓋に直接墨書き・刻書された例、共に被葬者名と思しき人名が記された事例は非常に少ない中で、被葬者名が記された可能性がかなり高い骨蔵器として注目出来よう。

これらのはか、第1表-29の千葉県市原市武士遺跡で検出された地下式坑SC07から出土した骨蔵器蓋として使用された2点の8世紀後葉の須恵器杯の体部に横位で記された文字は、一見すると「弓」の文字のように見えなく

もないが、文字そのものではなく道教・陰陽道等で使用されるまじない・魔除けの記号である符籙であり、この形態の符籙の使用例は古代の呪符木簡等に多く見られる(3)。骨蔵器及びその蓋に記された文字・記号が、祭祀・信仰直接に関わるものであることを示す貴重な類例であると言えよう。

骨蔵器ないし骨蔵器蓋に文字が記入された例では、それらの文字が被葬者があるいは葬送のための宗教的な儀礼を執り行った人々の名前や社会的な立場を示す言文が記されたような事例がまま見受けられ、墳墓に供獻・副葬された墨書き・刻書土器に比べて、葬送という目的に即して記された文字の割合は高い。それは、骨蔵器ないしその蓋に直接記入されるという特質に依るものと考えられる。

骨蔵器そのものに文字が記入された例よりも、むしろ骨蔵器の蓋の方に文字が記された例が多いことは、一般的に、日本古代の墓誌の類例に、骨蔵器の蓋や外容器に墓誌が記されている例があることの影響であると考えられてきたこともあったが、記されている文字の数量や内容から見れば、墓誌からの影響は全く考えにくい。

骨蔵器そのものよりも骨蔵器の蓋に文字が記される事例が多いということは、骨蔵器の蓋という土器の用途に依存のではないだろうか。

骨蔵器に蓋をする目的としては、骨蔵器に納められた遺骨の劣化・滅失を防止するための、言わば、遺骨の保護のためと考えるのがまず常識的なところであろうが、それに止まらず、死靈が現世に迷い出ることを封じ込めたり、あるいは逆に、外部から惡霊や魔物が骨蔵器内に侵入し、死者の安寧を脅かすことを防止するためにと言った目的のためと考えられなくてはない(長谷川1983~1989、仲山1993、吉澤1998)。

古代東国における火葬墓には、骨蔵器の口を複数枚の杯・椀・皿類で蓋をして塞いだり、あるいはそれらの蓋の更にその上から鉢・甕状の土器を倒位に被せて覆っているような事例が數多く存在する事実も、上記のような思想の存在を伺わせるように思われる。

骨蔵器に蓋をしたり、何重にも容器を被せて覆うことの具体的な理由や意味については、仏典等を含めて、そのことに触れている史料が全くないので(笠井2002)、推測するしかなく、科学的な根拠には乏しいが、上記のような考え方方が成り立つとすれば、破邪・除災という村落内における墨書き・刻書土器使用の目的である種共通する目的を有したが故にこそ、村落内における祭祀・儀礼等の行為を執り行う中で使用されるのと同じような墨書き・刻書土器が骨蔵器蓋に使用されたのだと整合的に解釈することが出来るのである。すなわち、骨蔵器蓋に墨書き・刻書土器を使用した人々にとっては、祭祀・宗教・信仰的な背景を持つ呪物としての墨書き・刻書土器の方が、普

通の土器を骨蔵器の蓋に使用するよりも、死者の魂を封じたり、あるいは死後の安寧を願ったりする上で、より有効であると感じられたからなのであろう。

ただし、骨蔵器及びその蓋として使用された墨書・刻書土器の類例が、墨書・刻書土器全体の類例に比して余りにも僅少であり、わが国古代の火葬墓における大多数の骨蔵器及び蓋に文字が記されていないという事実からみれば、この思想は、広く受け入れられたわけではなかつたと言わざるを得ない。

さらには、骨蔵器に収骨し、埋葬する前段階において、葬送した人々が墓前祭祀や宗教的な儀礼を行い、その場において使用された墨書・刻書土器を骨蔵器の蓋として被せ、墓中に埋葬した可能性も考えられる。骨蔵器蓋として使用された土器に、本来的に蓋として制作された土器のみならず、高环を含めた杯・椀が多いということは、そのことを端的に物語っているように思われるのである。

周知の通り、火葬は、仏教信仰の影響によるものと考えられている⁽⁴⁾。「続日本紀」によると、日本における火葬の嚆矢は、天武天皇の帰依を受けた法相宗の僧である道昭(舒明天皇元(629)年～-文武天皇4(700)年)の事例であり、天皇で最初に火葬されたのは、大宝2(702)年に崩じた持統天皇で、奈良時代以降には、上層階級の人々の間に急速に広まっていた。ただ、遺体を骨と灰になるまで焼き尽くす火葬では、強烈火力が必要なため燃料代がかかる上に、高度に専門的な技術が求められるため、非常に費用がかかる葬送方式であり、近代に至るまでは、一般民衆にまではなかなか普及しなかつたと言われている(小林1986、勝田2003、渡邉2001a・b、2004)。

古代東国においても火葬の背景には仏教的な信仰・思想があり、実際に火葬された人々は、一般庶民とは考えにくく、地方官衙における宮人層、郡領などの在地首長層、官度の僧尼などであったと考えられ、彼らこそが古代の在地社会に仏教信仰を伝播・浸透させた階層の人々であると考えられる。しかしながら、火葬に伴う骨蔵器やその蓋などに記された文字には、仏教信仰に関わる文言や仏教的な思想の存在を想起させるような文言は皆無であった。だからと言って、これらの火葬の背景に仏教的な信仰・思想の影響が皆無であるとは考えにくい。また、当時、火葬されたのが上記のような階層の人々であったとすると、彼らは文字を、言わば自由に扱うことが出来る能力を有した人々であり、そうした階層の人々が関わっている割には、骨蔵器やその蓋に文字が記入される事例は余りにも少ないというところにも疑問が残る。

このように、解決できなかった問題はいくつもあるものの、これまで見てきたとおり、骨蔵器及びその蓋や墳墓に供献・副葬された土器に文字が記入された例には、

吉祥句的な文字のみならず、被葬者か、あるいは葬送のための宗教的な儀礼を執り行った人々の名や社会的な立場を示すような文言が記された事例がまま見受けられ、墳墓に供献・副葬された墨書・刻書土器に比べて、葬送という目的に即して記された文字の割合はより高いということが判明した。その理由については、文字が記されたのが骨蔵器ないしその蓋という、埋葬に直接関わる器物であるという特質に依るものと考えられるのである。

おわりに

古代の東国では、集落内から瓦塔や瓦堂などが出土したり、集落内に仏堂と考えられる施設の跡が検出されたり、仏具やこれを模倣した土器などが出土したり、仏教関係の文言が記された墨書・刻書土器が出土するなど、仏教的信仰の、村落社会への伝播・浸透を如実に示すような遺物が出土する事例が数多く知られている(須田1985・2006、笹生2005・2014、門田2007・2008、井上2012など)。さらに、近年では、人面ではなく、明らかに仏面・仏画が描かれた墨書土器や刻書鋸鉢車の出土例も少なくない。古代東国の村落社会には、明らかに仏教的な信仰・思想が伝播していたのであった(高島2006)。

それにもかかわらず、仏教的な信仰・思想の影響を強く受けで伝播してきた火葬墓においては、仏教信仰・思想の影響を語るような文言が記された墨書・刻書土器の出土は、ほとんど見られなかった。火葬墓のみならず土壙墓であっても供献・副葬された墨書・刻書土器に、仏教信仰・思想を背景とするような文言が記されていた例は非常に少なかった。このことは、火葬の思想的背景や伝播の契機としての仏教的信仰・思想、また古代村落への仏教的信仰の浸透の度合いとは別個の問題であり、むしろ、墨書・刻書土器を使用して執り行われた祭祀・儀礼等の行為の背景としての、神仏習合的かつ在地における神祇祭祀・道教・陰陽道などの影響を受けた在地における祭祀の論理が前面に現れていると見るべきなのだろう。

墳墓に副葬・供献された墨書・刻書土器や骨蔵器蓋に墨書・刻書土器が使用された事例では、葬送に関わる人々、それが所謂、血縁・地縁に依るのかどうかは別としても⁽⁵⁾、墳墓への埋葬を前に、墓前祭祀や宗教的な儀礼を行い、その場において、疫神や悪霊・邪神を含んだ意味における神仏や死者への供応・供獻・神仏あるいは死者と現世の人々との、言わば人神供食的な儀礼等が行われ、そこで使用された墨書・刻書土器を骨蔵器の蓋として被せて墓中に埋葬したり、あるいは副葬したりと言った可能性が考えられよう。骨蔵器蓋として使用された土器に、本来的に蓋として制作された土器のみならず、高环を含めた杯・椀類の土器が多いということは、その

ことを端的に物語っているように思われるのである。

墳墓から出土する墨書・刻書土器に見られる文字内容やそれが記された部位や方向などすべての特徴において、集落遺跡からごく一般的に出土する墨書・刻書土器と共に通する部分が多く、墳墓から出土する墨書・刻書土器特有の特徴があまり顕著ではないということからは、前述したように、それら双方における墨書・刻書土器の基本的な思想的背景が共通しているゆえと見ることが出来る。

また、文字の記入内容から見て、墳墓に供獻・副葬された墨書・刻書土器、骨蔵器及びその蓋に文字が記された墨書・刻書土器は、同時代の貴族・官人階級の人々や高僧の墳墓に納められた墓誌や買地券の実例とはかけ離れており、それらの影響を受けて成立したものとは考えにくく、村落内における墨書・刻書土器を用いた祭祀・儀礼の延長線上に捉えるべきものであることも明らかに出来たことである。

古代の葬送において、墨書・刻書土器という道具(祭具)は、決して広く使用されたものではなかった。

古代における葬送については、宮都に居住した皇親・貴族・上級官人層など上層階級の人々のものについてさえ、史料が非常に乏しく、明らかにされていない部分が多い。ましてや在地社会においては、さらに不明な点が多く、出土資料を集成してみても、直率に言つて隠難瘴癆の感が否めないところであったと言うのが偽らざるところである。上記のような結論が得られたことを明示し、未解決の課題については、今後の資料の増加を俟って、さらに検討を加えていきたいと考える。

なお、小稿を纏めるに当たっては吉澤悟氏(奈良国立博物館学芸部列品室長)より数々の有益なご教示を賜つた。明記して深甚なる感謝の誠を捧げるものである。

また、小稿は、公益財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団平成27年度職員自主研究指定研究活動の成果の一部である。

註

- (1) 「某子」という人名は、9世紀であれば女性名であり、しかも貴族階級などに限られるわけで、東国村落には存在しないと考えられる。しかしながら、9世紀段階とはい、當時、東国で火葬されたのは、地方官人や在地首長クラス、官度の階級程度に限られたものと考えられ、「某子」という女性名も、全くあり得なくはないと考える(舟田文輔2006「日本の女性名—歴史的展望」; 国書刊行会)。
- (2) 古代においては、家の長を意味する「家長」の語は無かったものと考えられるので、家の長という社会的な地位・立場を意味した言葉ではなく、人名「ヤカナガ」か、あるいは家の栄榮を願う吉祥的な言文かと考えられる。なお、「家の」文字は、奈良時代には「ヤケ」と訓まれる。この資料は8世紀後葉の年代頃が与えられているので、記された「家の」文字

は、「イヘ」ではなく「ヤケ」と訓むべきであろう(吉田孝 1983「イヘとヤケ」「律令国家と古代の社会」(吉田孝)岩波書店 pp71~122 初版1976)。

律令制で、行政上、社会組織の最も下位の単位とされたのは「戸」であり、戸は、普通2~3の小家族を含む20~30人程度の大家族で形成されている。小家族それぞれの長に相当する人物は、もちろん実質的には存在したであろうが、彼らのこととは「家長」ではなく、おそらく「家主」と呼ばれていたであろう。

(3) 例えば、静岡県浜松市伊場遺跡出土30号木簡「怪怪符」など(浜松市教育委員会「伊場遺跡総括編(文字資料・時代別総括)」2008 p32)。

(4) ただし、6世紀後半から出現する古墳の様式一つである「まど塚」や横穴式木棺粘土室と呼ばれるスタイルのものの中には、火葬が行なわれた痕跡があるもの認められている。

また、2014(平成26)年2月、長崎県大村市の竹松遺跡において、弥生時代後期(2世紀ごろ)の箱式石棺墓21基、火葬墓4基、土坑墓7基の計32基の墓が検出されたが、墓室に接して焼けた人骨片が散布された場所が発見された。これが火葬だとすれば、わが国においては、仏教伝来の遙か以前から火葬が存在することになるが、現在までのところ、それらは極めて例外的な特異な事例と言えるのではないかだろう。

(5) 高崎市山名町の金井沢碑(神龜3(726)年にみられるよう「知識」を結ぶ了仏を組合として氏族結合である可能性も存在しよう。

参考・引用文献

- 荒井秀嗣 2002「神に捧げられ土器」『文字と古代日本—神仏と文字—』(平川南、沖森卓也、柴田永道男、山中章)、吉川弘文館 pp5~45
- 荒井秀嗣 2006「龜神と墨書き土器」『古代の信仰と社会』(国士大学考古学研究会)六・二四書 pp217~248
- 荒木志津 2009「寺」は施設名か—寺の外から出土する寺墨書き土器—『明治大学古代学研究紀要』11 pp1~20
- 石毛彩子 2003「義河国志太郡衛・益頭郡衛と墨書き土器」『古代官衛・集落と墨書き土器-墨書き土器の機能と性格をめぐらべ-』(奈良文化財研究所) pp79~102
- 福田奈津子 2015「律令官人と葬地一郡城か本拠地か—日本古代の喪葬儀礼と律令制」(福田奈津子)吉川弘文館pp90~112(初版2004)
- 井上利樹 2012「古代東国社会の成立と崩壊」(総合研究大学院大学文化科学研究所日本歴史研究専攻2012年度博士學位請求論文)
ac1.soken.ac.jp/A0001/thesis/B217/B217.htm
- 大阪府立近畿鳥類博物館 2004「古墳から奈良時代墳墓へ—古代律令国家の墓制—」
- 小笠原好彦 2012「日本古代の墓誌」『日本古代学』4、明治大学古代学研究所 pp.19~37
- 小川雅史 2002「コメント 墓書き土器研究の一事例—「夫」字の場合—」『法政史学』58 PP20~25
- 笠井純一 2002「改葬作況—文獻史料を通してみた奈良・平安時代の葬法の一概」『金沢大学文化財研究』3・4 pp109~127
- 勝田至 2003「死者たちの中世」、吉川弘文館
- 金子裕之 1984「平城京と葬地」『奈良大学文化財学研究』3 pp67~103
- 岸 俊男 1980「矢田部益足買地券」考証」「倉敷考古館研究集録」15 pp38~45

- 黒崎 直 1980「近畿における8・9世紀の墳墓」『奈良国立文化財研究所 研究論集』VI pp89~126
- 小林 克 1986「平安時代火葬墓の性格とその背景」『史載』37 pp23~35
- 小林義孝 1997「古代墳墓から出土する鉄板について」『立命館大学考古学論集』1 pp389~410
- 小林義孝 1999「古代墳墓研究の分析視覚」『古代文化』51-12 pp2~12
- 小林義孝 2005「古代墳墓研究の第一段階」『財團法人大阪文化財センター・日本民家集落博物館・大阪府立齊原博物館・大阪府立近畿鳥博物館2003年度共同研究実績報告書』pp2~12
- 川井真一 1998「古代火葬墓の造営とその背景」『古文化談叢』41 pp113~155
- 西生 衛 2005「神仏と村原觀の考古学」、弘文堂
- 西生 衛 2014「日本古代の祭祀考古学」、吉川弘文館
- 静岡県埋蔵文化財調査研究所 2007「古道遺跡」
- 静岡市教育委員会 2005「ケイセイ古道」第5次発掘調査報告書
- 清水みき 1991「食料供給官名を記す墨書き器に関する一考察」『京都考古』59(京都考古刊行会) pp1~5
- 菅原祥友 2010「居宅と火葬墓」「まほろん(福島県文化財センター白河館)研究紀要」2009 pp51~64
- 細田 勉 1985「平安初期における村落内寺院の存在形態」『古代探査』II(早稲田大学出版会) pp112~145
- 細田 勉 2006「古代の村落寺院とその信仰」『古代の信仰と社会』(国士館大学考古学会)六一書房 pp35~78
- 高島英之 2000a「群馬県前橋市元社寺田道跡出土の墨書き器・墨書き木製品」『古代出土文字資料の研究』(高島英之)東京堂出版pp227-247(初出1996)
- 高島英之 2000b「古代の私印」「古代出土文字資料の研究』(高島英之)東京堂出版pp317-345(初出1999)
- 高島英之 2006a「仏龕・人面墨書き器からみた古代在地社会における信仰形態の一様相」「古代の信仰と社会』(国士館大学考古学会)六一書房 pp131~156
- 高島英之 2006b「東国集落遺跡入面墨書き器再考」「古代東国地域史と出土文字資料』(高島英之)東京堂出版pp298~341(初出2004)
- 高島英之 2012a「墨書き土器落葉記論説」「出土文字資料と古代の東國』(高島英之)同成社 pp3~38(初出2000)
- 高島英之 2012b「古代田舎と多文字墨書き器」「出土文字資料と古代の東國』(高島英之)同成社 pp39~88(初出2009)
- 高島英之 2012c「都名記墨書き・刻書き小考」「出土文字資料と古代の東國』(高島英之)同成社 pp8~12(初出2010)
- 高野政昭 1997「古代火葬墓の一形態について一天理市西山火葬墓群を中心として」『宗教と考古学』(金澤先生の古稀をお祝いする会) pp287~314
- 太宰府市教育委員会 1980「宮ノ本道跡」
- 雷貴嗣史 2003「君津地域における人名墨書き器について」『史館』32 pp13~12
- 辻 史郎 1999「研究余録『意布原久須波良部』の墨書き器」「日本歴史』615 pp68~77
- 津野 仁 1990「地方官衙跡出土の墨書き器・所管名墨書き器からみた上器の供給管理消費をめぐって」『古代』89 pp253~267
- 津野 仁 1993「地方官衙の墨書き器」「月刊文化財』362 pp30~34

- 土浦市上高津貝塚ふるさと歴史の広場 2013「第18回企画展 古代の火葬と祈り—骨蔵器に記された文字—」
- 栃木県立博物館 1995「企画展 東国火葬始—古代人の生と死—」
- 伸山英樹 1993「古代東国における墳墓とその問題点」『栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター研究紀要』1 pp1~13
- 伸山英樹 1995「古代における墳墓の展開」「唐澤考古』14 pp1~15
- 奈良国立文化財研究所附属資料館 1979「日本古代の墓誌」、同朋舎
- 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 2013「2013年度秋季特別展 美酒発掘」p78
- 長谷川 厚 1983「歴史時代墳墓の成立と展開(1)特に相模・南武藏の火葬墓の様相を中心として」『古代』75・76 pp88~122
- 長谷川 厚 1987「歴史時代墳墓の成立と展開(2)特に南武藏相模の火葬墓の成立をめぐって」『古代』84 pp134~162
- 長谷川 厚 1989「歴史時代墳墓の成立と展開(3)・南武藏地域の展開期の火葬墓の構造と軌跡をめぐって」『古代』84 pp154~176
- 浜松市教育委員会 2008「伊場道跡総括編(文字資料・時代別総括)」
- 原 明芳 1998「信濃の古代墳墓」「長野県考古学会誌』86 pp1~49
- 東日本埋蔵文化財研究会 1995「第5回東日本埋蔵文化財研究会東日本における奈良・平安時代の墓制・墓制をめぐる諸問題」
- 平川 南 2000a「『刷』墨書き器論」「墨書き土器の研究」(平川南)吉川弘文館pp259~324、初出1993
- 平川 南 2000b「墨書き土器からみた役所と古代村落」「墨書き土器の研究」(平川南)吉川弘文館pp158~201、初出1993
- 平川 南 2000c「墨書き土器とその字形」「墨書き土器の研究」(平川南)吉川弘文館pp259~324、初出1991
- 平川 南 2001「青森県野木道跡出土の『夫』墨書き土器」「青森県文化財調査報告書第54集 野木道跡発掘調査報告書』II(青森市教育委員会) pp75~80
- 藤枝市教育委員会 1991「志太郡断跡(御子ヶ谷道跡・秋合道跡)」
- 藤枝市教育委員会 1986「静岡県藤枝市郡道路発掘調査概報」III
- 藤枝市教育委員会 1986「静岡県藤枝市郡道路発掘調査概報」
- 前田実知雄 1985「律令官人の墓」「季刊考古学第9号 古墳の形態とその思想」pp78~82
- 間壁賀子・間壁賀子 1980「天平宝字7年矢田部益足之買地券文の検討」「倉敷考古館研究集録』15 pp1~37
- 松尾昌彦 2002「『刷』墨書き土器考—松戸市坂花道跡出土例をめぐって—」「古代東国政治史論」(松尾昌彦)雄山閣 pp265-53 初出1994
- 松村惠司 1993「古代集落と墨書き土器」「駿台史学会第26回日本古代シンポジウム法律国家の成立と東國」(駿台史学会)
- 松村惠司 1993b「特集!墨書き土器の世界」から『月刊文化財』363 pp24~25
- 三上善子 2015「日本古代の文字と地方社会」、吉川弘文館
- 宮廣文二 1993「周溝出土の墨書き土器について」「立石道跡Ⅲ—駿府区立石Ⅲ丁目43番第3地区発掘調査報告書』(駿府区道跡調査会) pp157~159
- 村木二郎 2005「墓石・墓碑・買地券」「文字と古代日本4—神仏と文字ー」(平川南、沖草卓也、柴原永道男、山中幸)、吉川弘文館 pp126~147
- 村田文夫・増子章二 1993「南武藏における古代火葬骨蔵器の基礎的研究(上)」「川崎市市民ミュージアム研究紀要』2 pp1~52
- 村田文夫・増子章二 1994「南武藏における古代火葬骨蔵器の基礎的研究(下)」「川崎市市民ミュージアム研究紀要』3 pp45~83
- 門田誠一 2007「古代東国出土紡錘車軸書の仏教の顕文—埼玉県巨樹原遺

- 跡出土資料の積義ー』『佛教大学文学部論集』91 pp23 ~ 33
- 門田誠一 2008 「奈良・平安時代の仏教関係物とその意味—土器・陶製造物・石製品を中心としてー」『佛教大学アジア宗教文化情報研究所研究紀要』4 pp1 ~ 35
- 門田誠一 2010 「孝酒(墨書き土器)の史的環境—武藏國府関連出土資料の検討ー」『佛教大学文学部論集』94 pp35 ~ 49
- 門田誠一 2013 「墨書き土器の吉祥語と史的背景—「天福来」の検討を通じてー」『佛教大学宗教文化ミュージアム研究紀要』19 pp1 ~ 21
- 山中敏史 1994 「古代地方火葬跡の研究」、 塚書房
- 山中敏史 2003 「都衛における食器管理と供給」『古代官衙・集落と墨書き土器-墨書き土器の機能と性格をめぐって~』(奈良文化財研究所編) pp103-136
- 吉澤 哲 1995a 「煙の末々—日本における火葬の導入と展開過程に寄せる情念ー」『企画展 東国火葬事始—古代人の生と死ー』(茨木県立博物館)
- 吉澤 哲 1995b 「茨城県における古代火葬の地域性」『土浦市立博物館紀要』6 pp1 ~ 42
- 吉澤 哲 1996 「常陸国における古代火葬墓の分布とその背景」『考古学雑誌』(筑波大学出版会) pp213 ~ 228
- 吉澤 哲 1998 「古代火葬墓の骨蔵器埋納方法について—関東地方における地域性把握と倒位埋葬の意味についてー」『日本考古学協会第64回総会研究発表要旨』pp118 ~ 121
- 吉澤 哲 1999 「茨城県石岡市北の谷遺跡出土の人面墨書き土器の検討」『筑波大学先史学・考古学研究』10 pp76 ~ 90
- 吉澤 哲 2001 「穿孔骨蔵器にみえる古代火葬墓の造営理念」『日本考古学』12 pp69 ~ 92
- 吉澤 哲 2003 「人からみた古代火葬墓の被葬者像」『日本考古学協会第69回総会研究発表要旨』pp95 ~ 98
- 吉澤 哲 2004 「火葬墓の出現と広がり」『千葉県の歴史 資料編考古4 遺跡・道標・遺物』(千葉県) pp95 ~ 975
- 吉澤 哲 2006 「無頭頭形骨蔵器にみる諸問題」『古代の信仰と社会』(国士館大学考古学会)六一書房 pp157 ~ 183
- 李宇泰(稲田奈津子訳) 2012 「韓国の買地券」『都市文化研究』14 pp106 ~ 119
- 渡邊邦雄 2001a 「律令墓制における上葬と火葬」『考古学研究』154 pp37 ~ 52
- 渡邊邦雄 2001b 「畿内における8・9世纪の火葬の動態」「実証の地域史—川村行弘先生頌寿記念論集ー』 pp425 ~ 435
- 渡邊邦雄 2004 「畿内における律令墓制の展開と終焉過程—副葬品から見た8・9世纪の墳墓ー」『日本考古学』17 pp43 ~ 65

八郎太郎伝説からみた十和田aテフラの噴火とその災害

矢 口 裕 之

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

1. 十和田aテフラの噴火と年代
2. シラス洪水と八郎太郎の伝説
3. 十和田aテフラとラハール
4. 八郎太郎の伝説と湖水形成譚

5. 八郎太郎の伝説と伝播

6. 伝説の背景
7. 十和田aテフラの噴火と災害

おわりに

—要　旨—

平安時代に十和田火山から噴出した十和田aテフラは、毛馬内火碎流堆積物やラハールが秋田県米代川沿いに大規模な土砂災害をもたらした。その降下火山灰は東北地方南部まで分布し、各地の古代遺跡で発見される。この噴火は十和田火山噴火エピソードAと呼ばれ、日本列島における有史以降で最大規模の噴火である。

江戸時代に米代川沿いのラハールから埋没家屋が発見され、これらは記録に残された。最近になって発見された埋没家屋は、胡桃館遺跡や道目木遺跡で発掘調査が行われた。

この地域に残された八郎太郎の伝説は、この土砂災害が地域に語りつがれた災害伝承ではないかと考えられた。

秋田県と周辺地域に広がる八郎太郎の伝説は、十和田aテフラの噴出源や土砂災害が起きた河川の狭窄部が主な舞台であり、伝説の一部は噴火に伴う各地の災害を語り継いだ可能性が高い。伝説が残された地域の水系には、十和田aテフラ起源のラハールが存在したことが想定される。

十和田aテフラの噴火と北東北の広域にわたる土砂災害について、八郎太郎の伝説を通して検討し、新たな噴火と災害像を構築した。

キーワード

対象時代 平安時代

対象地域 北東北

研究対象 十和田aテフラ 八郎太郎 火山灰考古学

はじめに

平安時代の十和田火山の噴火は、大湯火碎堆植物-1(大湯第1軽石)、大湯火碎堆植物-2(大湯第2火山灰)、大湯火碎堆植物-3(大湯第3軽石)が噴出し、大規模な爆発を伴って大湯火碎堆植物-4、大湯火碎堆植物-Sと毛馬内火碎流堆植物が噴出した。毛馬内火碎流堆植物から上昇した火山灰は南南西方向に降下し、これらは十和田aテフラと総称される。降下火山灰は東北地方南部まで分布しており、各地の遺跡から発見されている。

毛馬内火碎流と火碎流から発生したラハールは秋田県米代川沿いに及び、流域の花輪(鹿角)盆地から大館盆地にかけて土砂災害をもたらした。

この噴火は十和田火山の噴火エピソードAと呼ばれ、日本列島における過去2000年間の中でも大規模な噴火である(町田1995,早川・小山1998)。

米代川流域では、江戸時代と現代にラハールから埋没家屋が発見された。江戸時代の発見は古文書に記録が残され、現代の発見例は北秋田市の胡桃館遺跡や大館市の道目木遺跡などで発掘調査が行われた。このような平安時代の埋没家屋に関連して、近年ではこの地域に残された八郎太郎の伝説は、平安時代の十和田火山の噴火災害が後世に伝えられたと紹介する書籍や広報物、Webのコンテンツなども多い。

筆者は十和田aテフラと毛馬内火碎流、シラス洪水と呼ばれる毛馬内火碎流のラハールについて現地で野外調査を行い(第1図)、米代川流域と秋田県周辺地域に伝えられた八郎太郎や白醍水の伝説が十和田aテフラの噴火に伴う災害伝承である可能性について検討した。また八郎太郎の伝説で湖水の形成に関係した地域について過去に災害が起きた可能性を検討した。なお、使用した写真

は全て筆者が調査中に撮影したものであり、空中写真はドローンや航空機から撮影した。

1. 十和田aテフラの噴火と年代

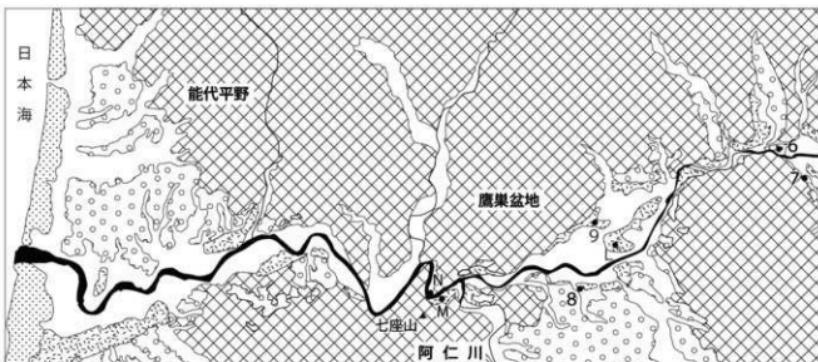
十和田火山は青森県と秋田県の県境に位置する活火山である。後期更新世の5.5万年前以降に大規模な噴火で十和田カルデラが形成され、1.5万年前には十和田八戸火碎流堆植物が噴出した(Hayakawa1985)。

十和田火山の後カルデラ期は、噴火エピソードL~Aと二の倉スコリアの噴出があり、十和田aテフラの噴火は最新の噴火エピソードAにあたる。これは古文書の記録に残されたイベントに比定され、噴火の年代は西暦915年と考えられた(町田ほか1981)。

十和田aテフラは降下軽石と火山灰及び火碎流堆植物と降下火山灰から構成されるが、毛馬内火碎流と降下火山灰は同時期の噴出物と考えられた(大池1972)。その後、降下火山灰は東北地方の各地に分布することが明らかとなった(山田・井上1990)。

十和田aテフラの噴出源である火口は、噴火の最後に御倉山溶岩ドームが火口を埋めて形成されたと考えられた(大池1976,Hayakawa1985)。また、十和田aテフラの噴出火口は、十和田湖の中湖火口とも考えられた(町田他1981,町田1995)。

最近の研究で御倉山溶岩ドームは、噴火エピソードDで形成されたことが明らかとなり、十和田aテフラは中湖火口から噴出したと考えることが妥当であると考えられた(工藤2010)。また、噴出源周辺の噴出物層序を再検討した最新の研究では、十和田火山平安噴火(噴火エピソードA)の噴出物はブリニー式噴火とマグマ水蒸気噴火による6ユニットからなり、その噴火は中湖火口



第1図 毛馬内火碎流・ラハールの分布と調査地点 地形面区分は内藤(1963,1966,1970,1977)を参考にした。

でマグマ噴火とマグマ水蒸気噴火のサイクルを2度繰り返し、火碎流を噴出して終息したと考えられた(広井他2015)。

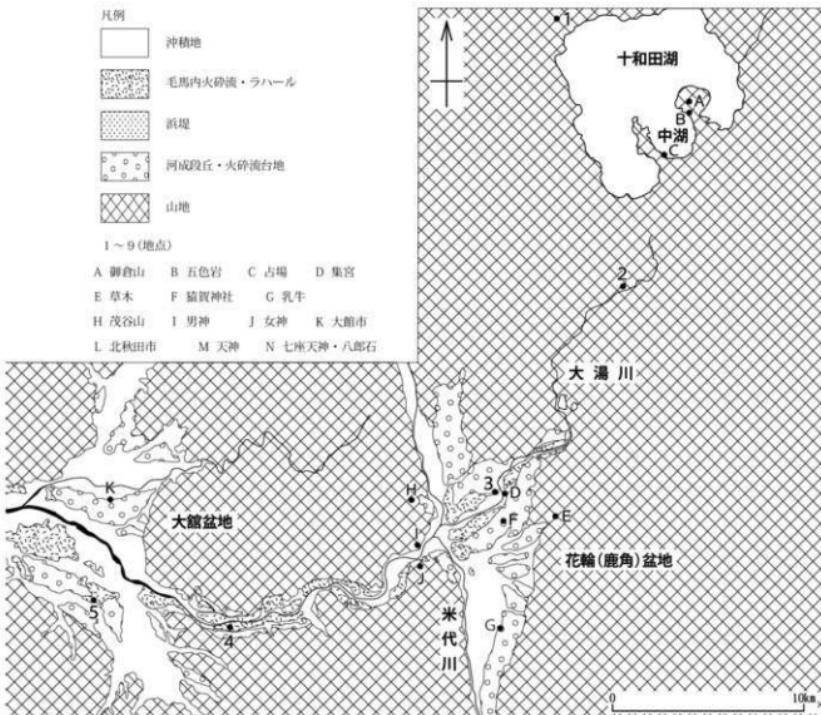
十和田aテフラの噴火によりもたらされた米代川流域のラハールは、上流の大湯川流域で大湯軽石や軽石流堆積物から転化したシラス洪水と考えられた(平山・市川1966、町田1996)。またラハールは、毛馬内火碎流の二次堆積物ではなく、湖水を起源とする水分量が多い低温の火碎流堆積物との見解も提示された(町田1995)。

十和田aテフラに関する文献リストは2002年までのものが集成されている(小口2002)。考古資料や文献史料から十和田aテフラの年代を論じたのは陸奥国分寺の発掘調査が最初である。七重塔基壇周辺に敷きめられた厚さ9~18cmの白土は十和田aテフラに対比され、テフラの年代はこれを挟む上下の文化層によって推定され

た。基壇を覆う焼土層は『日本紀略』の承平4(934)年の火災に比定された。また基壇下位の整地層に含まれる宝相花文や連珠文の軒瓦は貞觀12(870)年以降の製造年代としたこと。このどこから、白土の年代は10世紀前半と推定した(白鳥1980)。

胡桃館遺跡から出土した木材は、毛馬内火碎流のラハールで埋没した家屋の一部であり、部材の年輪年代は複数時に渡って公開された。机板(スギ)の最外年輪形成年は902年(奈良国立文化財研究所1990)、スギ材は672~900年の年輪形成年を示した(大河内2008)。このことからラハールの年代は10世紀初頭以降と考えられた。道木目遺跡からは1棟の埋没家屋が検出され(赤石1999)、家屋の部材(スギ)からは912年の伐採年が推定された(赤石他2000)。

十和田aテフラの噴火年代は、これらの考古資料や文



歴史料、年輪年代から延喜15(915)年に「出羽国に二寸の降灰があり桑が枯れた」との記述がある『扶桑略記』の噴火記録に比定するのが有力で(町田他1981,町田1995,早川・小山1998)、この年代は十和田の噴火年代としてほぼ定説化している。

2. シラス洪水と八郎太郎の伝説

八郎太郎の伝説は、秋田県を中心に北東北の各地に伝えられた物語で、話し言葉を媒体にする点で文字を媒体として伝わる文学とは異なり、伝承文学と呼ばれる文芸である。八郎太郎の話は、別名「三湖伝説」とも称される壮大な物語群から構成される。

八郎太郎の伝説と十和田火山の噴火によるシラス洪水には何らかの関連があるのではないかと考えられた(平山・市川1966)。これは物語に登場する八郎太郎と南相坊が争う場面が火山噴火を思わせることや八郎が八郎湯へと移動する際に河川を堰き止める話(以下、湖形水成譚と呼ぶ)がシラス洪水に重複することが理由である。八郎太郎の伝説とシラス洪水は地質学的な解釈によって結びつけられた。

平山らの考えはその後、積極的に評価され、八郎太郎の伝説は災害を受けた当時の人々が驚きの目で自然の猛威を観察し、言い伝えたためだとされた(町田1995,町田1996)。また、文献史学から地震と十和田火山の火山活動を結びつけた論考もなされた(伊藤1996)。

最近になって八郎太郎伝説と埋没家屋について詳細な検討が行われた(荒谷2009)。荒谷は近世以降に米代川流域から発見された埋没家屋と平山らの論考を詳しく検討し、近世以降の八郎太郎の伝説について文献史学の立場から整理と検討を行った。また八郎太郎の伝説は国文学や宗教学の立場からは「宗教上の出来事」を物語風に作り上げたと解釈されることを明らかにした。

なお、八郎太郎の伝説に関する文献は多岐にわたるので、県別に主要なものを挙げる(川合1970,戸川1975,小館1976,小形1976,森山1976,木崎1976)。

3. 十和田アテラルとラハール

秋田県花輪盆地から能代平野に至る米代川の流域は、1960～70年代に段丘地形の研究が精力的に行われた地域である(内藤1963,藤原1966,内藤1966,白井1966,平山・市川1966,内藤1970,内藤1977)。現地での地形や露頭の観察から毛馬内火碎流に伴うラハールが形成した地形や遺跡と伝説が生まれた場所を検討した。

(1)十和田カルデラ周辺

地点1：十和田湖滝ノ沢峠の毛馬内火碎流

十和田湖の中湖火口の北西対岸にあたる滝ノ沢峠は、カルデラ壁に相当し、国道454号沿いに厚さ7mの毛馬内火碎流が露出している(早川(1993)の14地点) (写真

1)。湖を渡った火碎流には、直径3cmの大の灰色軽石が多く含まれ、基質は細粒火山灰からなる。毛馬内火碎流は、峠を越えて青森県側の浅瀬石川水系に達したものと考えられる。



写真1 滝ノ沢峠の毛馬内火碎流

地点2：鹿角市十和田大湯白沢(大湯川)の大湯火碎堆積物1とラハール

十和田カルデラ南縁から流れる大湯川沿いの白沢では黒色土の上に厚さ10cm軽石と紫灰色火山灰が成層し、上位には厚さ40cmのラハールが露出している(写真2)。地表面を覆うラハールは直径10cmの大の亜円礫が多く含まれる。



写真2 鹿角市十和田大湯白沢の大湯火碎堆積物1とラハール

(2)花輪盆地

地点3：鹿角市大河原(大湯川)の毛馬内火碎流

大湯川右岸の大河原で堆積面を形成する厚さ2mの毛馬内火碎流が露出している(写真3)。火碎流には、直径2cmの大の軽石が多く含まれる。

花輪盆地北部の大湯川沿いは、十和田カルデラに近く十和田八戸火碎流堆積物やそのラハールが形成した高位段丘と低位段丘を構成する毛馬内面が見られる。地点3付近の毛馬内面は、毛馬内火碎流が形成している。

毛馬内火碎流のラハールは花輪盆地内で火碎流堆積物からラハールに変化するものと考えられるが、この付近

が火碎流堆積物の末端部と考えられる。花輪盆地のラハールは、米代川に小坂川や大湯川が合流する末広付近を頂点にして掌状に分布し、盆地の低位面である毛馬内面を形成している。

米代川はこの付近で県境の水系が北・東・南から合流



写真3 鹿角市大河原の毛馬内火碎流

し、流量を増して山地の河川狭窄部を通過している。このことから、毛馬内火碎流の堆積により大湯川は急激な土砂の供給を受け、土石流河川となって末広付近で急激な河床の上昇をもたらした可能性が高い。

花輪盆地は盆地の出口にあたる米代川狭窄部の閉塞によって氾濫原が形成され、一帯を滞水させてラハールが堆積したものと考えられる。

(3)花輪～大館盆地、米代川の十二所狭窄部

花輪盆地から大館盆地に至る米代川は、山地内の渓谷を蛇行している。この地域は高位段丘が認められず、現河床に近い低位面の毛馬内面が両岸に分布する。

河川の狭窄部に毛馬内面が形成されたのは、米代川が最近まで山地を削って形成した浸食面を急激にラハールが覆ったためであろう。これはラハールによって下流側の大館盆地の河床勾配が上昇し、この地域の米代川の土砂運搬量に対して堆積量が卓越したためかもしれない。

地点4：大館市道目木遺跡

大館盆地に近い米代川左岸に位置する道目木遺跡では、平成11(1999)年に圃場整備の工事でラハールから埋没家屋1棟が発見された(赤石1999)。検出された建物は平地式建物で、地面にスギを製材した床板材を敷いている(高橋2006)。建物からは土器や木製品が出土した(板橋2000)。

道目木遺跡が立地する毛馬内面は、標高75mの米代川沿いの低位面からなる。周辺には標高80m前後の中位段丘が段丘崖を伴って接し、南側から山地の北縁を開析した小河川が谷を形成している(写真4)。このことから道目木遺跡の集落は、水田可耕地と想定される米代川沿いの低地の縁に存在し、背景に畠作地が想定される台地と接し、水田経営に必要な小河川の水系沿いを選択して營

まれたものと想定される。

(4)大館盆地



写真4 道目木遺跡

大館盆地の中央を流れる米代川には、大森川や長木川が合流し、十和田八戸火碎流堆積物やそのラハールからなる高位段丘が分布する。米代川の左岸には広い範囲に毛馬内火碎流のラハールが堆積し、毛馬内面を形成している。毛馬内面の各所からは江戸時代に埋没家屋の検出が相次ぎ、記録に残された。

十和田火山の噴火から1100年が経過した今(2015)年は、秋田県理蔵文化財センターの確認調査により大館市でラハールに埋没した竪穴建物が検出された。新聞等で報道されたことで大きな関心を呼び、11月に行われた現地説明会には、雨天の中で大勢の市民が訪れた(写真5)。

地点5：大館市片貝家ノ下遺跡



写真5 片貝家ノ下遺跡の現地説明会

遺跡は、米代川から2kmほど離れた引矢川と犀川に挟まれた毛馬内面に位置する。調査では平安時代の竪穴建物12棟が検出され、そのうち3棟がラハールより埋没した竪穴建物である(秋田県理蔵文化財センター 2015)。S13竪穴建物は、ラハール中に屋根が残された状態で埋没しており、屋根材が変化したと考えられる暗灰色シルトが「ハの字」状に断面で観察される。屋根の上位には、細粒の黄褐色重石質火山灰からなる降下火砕物が認めら

れ、建物が十和田aテフラ降下後にラハールによって埋没したことが明らかである。遺構は3ヘクタールに及ぶ事業地から遺跡の確認調査で発見されたもので、今後の発掘調査の行方が注目される。

片貝道ノ下遺跡は調査途中であり、集落の全貌は明らかでないが、さらに低い場所で引欠川が形成した谷が検出されたという。遺跡は周辺に中位段丘が接し、段丘上には縄文時代の狩猟地や平安時代の集落遺跡である片貝遺跡が立地する。

このような遺跡の立地条件は、前述の道日本遺跡と共に通しており、背後に高台をひかえて、河川が形成した低地の水田可耕地の近くに集落が形成されたものと想定される。

これらの集落の在り様は、この地域における古代の農耕開発の途上にある開拓集落の姿を現しているものと想定される。

地点6：大館市岩瀬赤岩神社のラハール

米城川右岸の岩瀬では川沿いに毛馬内面を形成する厚さ2mのラハールが露出している(写真6)。ラハールは成層し、直径2~1cmの大軽石が多く含まれる。周辺からは江戸時代に埋没家屋6棟が発見されたという(高橋2006)。



写真6 北秋田市岩瀬 赤岩神社のラハール

地点7：大館市大披

米代川沿いの埋没家屋は現在まで9遺跡から発見されている(田口1987, 高橋2006)が、大館市引欠川沿いの大披(写真7)では、安永4(1775)年に家屋4棟が発見され、家具や農具が出土した。周辺を踏査すると畑の表土にラハール起源の灰色軽石が多く散布しており、地形面が軽石を多く含む堆積物で形成されたことを示唆する。また大被付近の毛馬内面は、引欠川の浸食により数mの比高差をもつ段丘崖が形成されている。江戸時代に発見された家屋は段丘崖の何れかから掘り出されたものであろう。

大披集落に近い場所から慶応年間に埋没家屋が検出され、曲げ物などの遺物が出土したという。向田崖付近は

引欠川沿いに比高差のある段丘崖が認められる。



写真7 大館市大披の毛馬内面

(5)鷹巣盆地

鷹巣盆地の南寄りを流れる米代川には、南から小猿部川や阿仁川が合流し、阿仁川右岸の大野台には4面の段丘面が分布する。

米代川の両岸に広がる毛馬内面の微高地にはラハールが堆積しているが、中央部の広範囲は開析を受けて谷底となっている(写真8)。



写真8 上空から鷹巣盆地を望む

米代川は鷹ノ巣盆地の西側で再び山地の狭窄部を通過する。二ツ井町の七座山北方は渓谷となっており阿仁川と合流した米代川は幅300mほどの河道となり、船毛川の合流部から再び川沿いの低位面を形成しながら日本海側の能代平野に至っている。

大館～鷹巣盆地周辺に堆積したラハールは、花輪盆地の末広と同様に七座山付近の河川狭窄部の閉塞により盆地内の広範囲に分布している可能性が高い。

地点8：北秋田市小勝田(小ヶ田)

文化14(1817)年に埋没家屋3棟が発見されたといい、有名な菅江真澄の埋没家屋図が残されている。小勝田付近の毛馬内面は、小猿部川が形成した谷底平野を埋めるように低位面が広がり、河川沿いには開析された崖地形が存在する。現在では植生に覆われ、詳細な地形観察が

困難である(写真9)。



写真9 上空から小耕田を望む

地点9：北秋田市胡桃館遺跡

胡桃館遺跡は、昭和36(1961)年に鷹巣中学校に隣接する野球グラウンドの整備で土器が出土し、昭和38(1963)年に建物の一部が発見された。昭和42～44年度(1967-70)に行われた発掘調査ではラハールから4棟の建物と柵が発見され、土器や木製品、墨書き土器や墨書きされた扉板が出土した(秋田県教育委員会1968, 1969, 1970, 北秋田市教育委員会2008)。

遺跡は市街地の北西部にあり、現状も市立鷹巣中学校に隣接するグラウンドで、現地には秋田県指定文化財となった出土物や家屋の部材が保存されている(写真10)。



写真10 胡桃館遺跡

4. 八郎太郎の伝説と湖水形成譚

(1)文字に残された八郎太郎

秋田県を中心に青森県や岩手県に伝わる八郎太郎の伝説は、様々な物語の型式を有するが、一般には秋田県米代川を舞台にした話に代表されている。これは八郎が十和田湖から八郎湖へ移り、やがて田沢湖に至ったとする三大湖沼の物語が後世になって誕生したからであろう。

主人公の八郎太郎や南祖坊が登場する記録は、古いものでも江戸時代中期に遡り、享保16(1731)年の『津軽一統志』や延享元(1744)年の『柞山峯之嵐』、明和3(1766)

年の『出羽秋田七座山天神宮縁起』や天明8(1788)年の菅江真澄による『いわてのやま』などがあげられる(荒谷2009)。

また寛政年間(1789～1800)の『封内郷村誌』にも記述があるという(坂本1996)。荒谷も坂本も八郎太郎伝説の起源は『三国伝記』にあるとし、16世紀前半、天文年間の『津軽郡中名字』にも記述があるので、これらは15世紀前半に近江の善勝寺の僧玄棟による『三国伝記』に遡るとされた(佐々木1990)。

文字で伝えられた八郎太郎の伝説に対して民話として各地に伝えられた伝承文学は、話の内容や表現も多岐にわたる。最近になって編集された伝説は、現代的に話が解釈されている可能性もあるので資料の扱いには注意が必要である。

(2)八郎太郎の伝説

本文では多岐にわたる八郎太郎の伝説から湖水形成譚に関して詳しく伝えているものを抜粋し、概要を紹介する。ここで引用したのは秋田県大潟村総務企画課(2008)が作成した「八郎太郎伝説」をもとに再構成したものである。

十和田湖に近い鹿角市草木で生まれた八郎太郎は、山の仕事で仲間と十和田の山奥に行きました。八郎太郎が炊事の際に仲間の分まで焼いたイワナを食べてしまうとのが泥沼、沢の水を飲みほした。すると八郎太郎は龍に変わってしまったのです。仲間と別れた八郎太郎は山の中に逃げ込んで沢を堰き止め十和田湖をつくり、その主となったのです。

あるとき南部の出身で熊野の修業僧であった南祖坊は、十和田湖を訪れ、ここがお告げにあった永住の地と悟りました。こうして龍になった八郎太郎と南祖坊は十和田湖を争って壮絶な戦いとなりました。

八郎太郎は八つの頭をもつ龍にかわり、南祖坊と戦いました。静かな湖は急に荒れ狂い、雷鳴が響き、山々が鳴動しました。戦いは七日七晩続きましたが、最後は南祖坊の力が勝りました。八郎太郎は力尽き、十和田湖を血で赤くに染め、湖を去ったのです。

勝者の南祖坊は、十和田湖へ沈み、湖の新たな主となりました。湖を追われた八郎太郎は故郷の鹿角に戻りました。米代川の雄神と雌神の間を堰き止めて湖をつくり、ここに安住したいと思いました。

八郎太郎は毛馬内の茂谷山に縄をかけて背負い川を堰き止めようとした。

鹿角の神様達は大湯のお宮に集まり八郎太郎を追い出すための相談をしました。そして鍛冶屋に金槌などをつくらせ、八郎太郎がせき止めた場所を壊しました。

鹿角の神様達に妨害された八郎太郎は、さらに米代川沿いに下って行きました。

鹿角を追われた八郎太郎は、きみまち坂付近で蛇行している米代川を堰き止めて湖にしようと思いました。七座山の神様達は相談し、天神様が八郎太郎と大きな石の投げくらべをすることになりました。八郎太郎が投げた石は米代川に落ちました。天神様は、大きな石を軽々と投げ、それは米代川を越えてきました。八郎太郎が驚いていると天神様は、川を堰き止めた堤防を、たくさんの中白ネズミによって穴を開けさせました。八郎太郎は、ここでも神様達に邪魔をされ、さらに下流へと行きました。

八郎太郎は天瀬川で老夫婦から一夜の宿の世話を受けました。八郎太郎はお礼として、明日の朝、鶴が鳴くと同時に大地が裂け、この地が大きな湖になると秘密を打ち明けます。老夫婦は八郎太郎の好意を受け、鶴が鳴く前に逃げることにしました。

翌朝、鶴が鳴くと大地は大きな湖となっていました。しかし、お婆は裁縫道具を家に取りに戻っていました。八郎太郎はお婆を助けようとして、お婆を対岸の芦崎に飛ばしてしまいました。

老夫婦は助かりましたが、川を挟んで離ればなれになりました、お爺は天瀬川の南の夫殿権現に、お婆は芦崎の姥御前神社になりました。そして、この地域では鶴をタブーとし、鶴を倒すことを禁じられました。こうして、現在の場所に八郎湯が誕生し、八郎太郎はここを永住の地としたのです。

(3)伝説の風景を読み解く

十和田湖

八郎太郎と南祖坊が十和田湖の廟権を巡って争う場面は、原典である『三国伝記』で「食合事七日七夜ナリ。動搖スル事雷轟如、力躍電光ニ似タリ。遂ニ八頭ノ龍食イ負テ、曳大海ニ入ント。」ある(荒谷2009)。

この場面は火山噴火を表現したものと解釈され、八郎太郎の伝説とシラス洪水を結びつけた原点である(平山・市川1966)。しかし天変地異を表す表現に雷鳴や電光などを用いることは多くの伝説や民話に共通するので、これらをもって噴火の状況と断定することは憚られる。

「秋田の昔話・伝説・世間話 口承文芸検索システム」に収録された『伝説乃鹿角』は、鹿角郡教育会が1931年に発行し、宮川村大日堂由来記に書かれたものが掲載されたもので以下に抜粋する。

「八頭の龍蛇かけ來たりて曰く「こは我が淵居なり。とくとく立ち去らぬにおいては、唯一口の餌食ぞ。」怒号終わるや否や荒れた湖上に16の角をさらけ、八つの頭を持つ大蛇現れ、南祖坊に飛びかかるとした。南祖坊は動ずる色なく、法華經八巻を誦え大蛇めがけて投げ、互いにしのぎを削りて合い戦う。八龍もたまりかね大血を引いて御倉山から何処ともなく逃げた。天より童子一

人舞下って言うとおり、南祖坊は湖底に飛び込めば朽の木生えていた所を己が住家と定めた。」(あらすじ)

また、鹿角市史では八郎太郎と南祖坊の争いが実に詳細に記述されており、興味深い。

「南祖坊は津々浦々をめぐり歩き、十和田湖へ来た時、洞窟の中に鉄のわらじを見つめた。ここがお告げの場所かと、岩頭で経を読み始めると、湖底からさっさと立ち去れとの大音声が響いた。神のお告げで自分が湖の主になると告げると、八つの頭と十六本の角を持つ巨大な龍があらわれ、火をふく舌を捲きあげて飛びかかってきた。

南祖坊が静かに経文を読むと、その一字一字が劍となつて八郎太郎の蛇体につき刺さった。そして経を衣の襟にさすと南祖坊も九頭の龍となって戦う。八郎太郎は着ていたケラの毛一本ずつを小さい龍にしてかみつかせる。激しい闘いは七日七晩におよんだが、ついに八郎太郎が真っ赤な血を噴しながら御倉半島をはい上がり、逃げ去った。五色岩、千丈幕、赤根岩が赤いのはその血の跡である。南祖坊は最も深い中の湖にひそみ、湖の主となつた。(『草木の八郎太郎』要約)」(鹿角市1996)。

鹿角市史の出典は『草木の八郎太郎』の要約とされているが、解説で十和田山の噴火や軽石流、川に沿って流れたシラス洪水の有様が伝説となった可能性を触れており、逆に噴火を念頭に置いて編集され、一部の表現が誇張されている可能性は捨てきれない。

しかし、八郎太郎の伝説に描写された舞台は、伝えられ方や表現が様々であるが、湖水形成譚に登場する場所の特定は明らかである。これは伝説の舞台背景を指し示す指標なのではないだろうか。

八郎太郎が血を流逝した場所は、御倉半島周辺の五色岩などである(写真11)。南祖坊は勝者として青龍権現になり十和田神社に祀られるが、神格化の象徴である入水地は占場(写真12)と伝承されている(小館1976)。

そしてこれらの場所は明らかに十和田火山中湖火口の西と東岸に位置しており、広大な十和田湖の中で伝説の風景が中湖に限定されることとは明白である(写真13)。花輪盆地

十和田湖を追われた八郎太郎は、花輪盆地北部で湖水形成譚展開する。ここでも盆地周辺の地名が記されており、容易に伝説の場所が特定できる。前出の鹿角市史には以下の続きがある。



写真11 御倉山と五色岩



写真12 十和田湖の占場



写真13 瞰湖台から中湖火口を望む

「さて敗れた八郎太郎が生れ故郷へ帰り、高い山へ登つてあたりを眺めると、西の方で米代川、小坂川、大湯川の三つの川が合流する。男神、女神のせまい谷あいが目に付いた。そしてあの谷間を埋めて三つの川の水をためれば、大きな湖もできると考え、毛馬内の茂谷山を運ぼうとブドウのツルを集めて長い網をない始めた。

鹿角の四十二人の神々はこれを知って驚き、大湯の下の方に集まって評定した。集宮の地名はこのことによる。そして八郎太郎へ石の礫をぶつけることに決め、石を切

り出すために花輪福士の日向屋敷にいた十二人の鍛冶にカナヅチ、ツルハシ、タガネなどを沢山作らせ、牛について集宮まで運ばせた。あまり重たいので血を吐いて死ぬ牛がおり、そこは血牛一乳牛と呼ばれている。これに気づいた八郎太郎は、あきらめて茂谷山の中腹にかけた網をほどいたが、その跡は今でも残って見える。」(鹿角市1996)

伝説の場面に登場する男神と女神の谷は、米代川の末広の後窄部(写真14)に比定される。谷の北にある茂谷山(茂谷山から石を)を運んで盆地の出口を堰き止める計画は、現代のダム建設にも通ずるものがあるだろう。

伝説の中身は漠然とした絵空事を展開するものだが、部分的に狭い範囲を示した地名や象徴的な地形を示唆して、何かを伝えていることにどのような意味があるのだろうか。

物語の冒頭で語られる八郎太郎の生誕地は鹿角の草木とされる。この場所は大湯に近い山麓の小集落で、十和田や鹿角を一望する高台である。これこそはこの伝説の舞台を見渡した大きな風景の視座を示唆するものかもしれない。



写真14 上空から末広を望む

大湯の集宮は鹿角の神様が集まつた場所とされ、現在も大湯川沿いの小丘にお宮がある。ここは毛馬内火碎流が堆積した低位面上に浮き出た孤立丘である(写真15)。大湯川沿いに達した毛馬内火碎流は、わずかな標高差で集宮を埋めきれなかった。火山島のハワイではこのような場所をキブカと呼び、溶岩に取り残されたオアシスのような意味がある。

これらの知見は現代の自然科学的な観点から導き出されたものだが、伝説に埋めこまれた位置情報は現代の科学的観察のポイントに十分に符合する。こうしたことから伝説の中に埋め込まれたメッセージは、過去の自然現象を伝えるために残されたキーワードではないかと類推させる。

七座山

花輪盆地を追われて米代川を下った八郎太郎は、比内地方に湖水を形成しようとして、ここでも地元の神に追われる。



写真15 集宮神社

「秋田の昔話・伝説・世間話 口承文芸検索システム」に収録された『二ツ井町史』から引用した物語は、以下が要約である(二ツ井町史編さん委員会1977)。

「比内は一大湖となり八郎太郎の安住の所となった。八座の神様は太郎を他に移したいと相談したがまとまらず、七座の神様に任せることにした。

天神様が八郎太郎に力比べを持ちかけ、八郎の投げた石より大きな石を投げ、八郎はびっくりした。

すると天神様は男鹿半島の方にひろびろした所があるのでお前の住家にすればと言い、米代川の浅い水で進むことができない八郎のため、神々に話し、湖水を作っている白ネズミに山に穴をあけるよう命じた。ネズミは水を通し、八郎太郎は波に乗って潮流を下った。」

大館や鷹巣盆地でも湖水形成譚が継続し、伝説の舞台は七座山のきみまち阪に移動する。この付近で阿仁川が合流した米代川は、大平山地や白神山地を刻んで蛇行しながら大きな谷を形成する。この山間を通過した米代川は上流の内陸盆地から下流の能代平野からなる海岸平野に至って日本海に達している。

花輪盆地から流れたラハールは、大館盆地や鷹巣盆地で氾濫し、広範囲を灌漑させた。急激に埋め立てられた集落の一部が埋没家屋として保存された。こうした洪水の元になる土砂ダムが推定される場所は、七座山の麓にある米代川の狭窄部にほかならない。

この地には米代川の右岸に七座神社が鎮座し、七座神社は別名が天神七座神社や七座山天満宮と呼ばれることから物語の天神様に比定される。また川の中には八郎太郎の投げたと伝わる巨石も存在しており(写真16)、両岸に伝説の痕跡が残されている。

しかし、巨石も神社などの痕跡は、ほとんどが八郎太郎の伝説に導かれ、後世になってから比定され、誕生したものであろう。それらは十和田湖の占場や南祖坊の縁



写真16 八郎太郎の投げた石と七座山

起を持つ十和田神社、花輪盆地の集宮や草木も同じことだと思われる。

それではこれらの伝説地はまったく荒唐無稽なものなのだろうか。逆説的に考えれば、それぞれの場所が人々によって古代から言い伝えられた場所であるから、後世になって痕跡が生まれ、保存されたのではないだろうか。やはり火のないところに煙は立たないのである。やはりこれらの場所は、伝説の指し示すところに他ならないのではないかと思われる。

このように米代川流域に伝わる八郎太郎の伝説に見られる湖沼形成譚は、十和田湖の中湖火口を起点に毛馬内火碎流の末端である大湯川を介して、ラハールが堆積面を形成した花輪盆地や鷹巣盆地の河川狭窄部に話の主要ポイントが存在する。そして伝説が示した地名や地形のキーワードは、過去に起こった何かを伝えるための伝承である可能性が極めて高い。

そしてこれらの伝説の舞台が十和田火山平安噴火の災害地域に重複していることは、紛れもない事実と考えてよいだろう。

5. 八郎太郎の伝説と伝播

(1)各地の湖水形成譚

八郎太郎の伝説は、米代川流域や八郎潟、田沢湖を舞台にして多くの物語が残されているが、隣接する青森県や岩手県の一部にも八郎太郎の伝説が伝えられている。

特に地元の神々に妨害されて湖水形成を断念する話は、米代川のそれと類似したり、重複したりしている。このような湖水形成譚は青森県岩木川の相馬、平川の大鰐、浅瀬石川の黒石、南部地方の五戸川の倉石、馬渕川、新井田川の島守、岩手県紫波町の北上川犬吠森などで認められ、各地に八郎太郎が河川を堰き止める場所が存在する(小館1976)。

(2) 浅瀬石川の黒石

青森県黒石市に伝わる八郎の伝説は、八郎の出身地が黒石となっている。

現在の黒石温泉周辺の浅瀬石川を堰き止めようとした八郎は、中野不動に谷められ上流の一ノ渡村で再挑戦する。ここでも十和田様に叱られたので十和田湖に逃げ込む(坂本1996)。これ以降の話は南祖坊との争いから八郎潟へと発展し、米代川流域の物語を共有している。

同じ黒石でも八郎の展開が異なる話もある。十和田湖での南祖坊との争いから逃れた八郎は、浅瀬石川に合流する中野川を堰き止めようとするが、中野不動に追い払われる。再度にわたり八甲田山の合子沢川上流のコツメでも挑戦するが、ここでも八甲田の神様に怒られて追い出されてしまう(森山1976)。

また、八郎は平川流域の大鶴、古懸、碇ヶ関に湖水をつくろうとしたが、古懸の不動に妨害され、大鶴の大日様に導かれて八郎潟へと辿り着く(森山1976)。この展開では、話に南祖坊や十和田湖が登場しない。

黒石温泉には、八郎の堰き止めの舞台となった場所が伝わる。中野不動の周辺には八郎が笊(エビ)で土を盛ろうとした跡の小山が、蟻虫の一エビと呼ばれている(写真17)。この場所は八甲田山を上流域とする中野川と浅瀬石川の合流点に相当し、中野不動が鎮座する。また浅瀬石川上流の一ノ渡には、蟻虫坂から連んだ土がこぼれた小山があり、川には八郎石があったとも伝えられる。



写真17 黒石温泉の蟻虫の一エビ

(3) 岩木川の西目屋

岩木川の上流にある青森県西目屋村に伝わる八郎の伝説は、八郎の出身地が西目屋村になっている。目屋の谷川を堰き止めようとした八郎は、岩木山の神に追われる。再び大鶴で平川を堰き止めようとした八郎は、阿闍羅羅稚現に叱られて十和田湖に逃げ込んだ(森山1976)。これ以降は南祖坊との争いから八郎潟へと移動する展開となる。

西目屋村西部の見返り坂は岩木川が渓谷を刻み、河床には八郎岩が残されている(写真18)。岩木川は白神山地

の渓谷を通過し、盆地内で蛇行しながら段丘面を形成する。いわばこの周囲は、山地と台地の境界に位置する河川流域に属している。



写真18 岩木川の八郎岩

(4) 新井田川の十日市・島守

青森県八戸周辺や新井田川の島守盆地には八郎や八ノ太郎の伝説が残されており、八郎の出身地は八戸の十日市や島守とされている。

島守の八ノ太郎は是川を堰き止めようとして夜に土を運ぶが、島森の神様が相談して虛空藏様が真似た顛の声に傾倒する。八ノ太郎は十日市に逃げたが犬に吠えられ、さらに鳥屋部屋に逃げた(森山1976)。

八ノ太郎が八戸の蟹沢川を堰き止めようとして、土を運んでモリを作った。明神様の別当の飼い犬が八ノ太郎を吠えて追い払った。モリは犬森と呼ばれた(森山1976)。

島守で生まれた八郎太郎は、鍼で掘った土をモッコで運び、巻に山を盛って新井田川を堰き止めようとした。島守四十七社の神様は島守という森に集まって相談し、八郎太郎を十和田湖に追い出した(南郷村中央公民館1982)。

これらの伝説に残された地名はそれぞれ現存し、新井田川と蟹沢川が合流する地点が十日市である。十日市を流れる蟹沢川右岸には犬森が望める(写真19)。

島守盆地を流れる新井田川は、南郷村から新井田川渓谷を通過し、丘陵を穿入蛇行している(写真20)。

島守の巻は、新井田川が盆地を通過して渓谷に入る河川狭窄部にあたり、それは米代川流域の花輪盆地末広と同じ地形的な環境にある。

(5) 相坂川(奥入瀬川)の十和田市大和田

十和田市大和田の沼は、八ノ太郎が休んで腰を下ろした場所が沼になったという。相坂川の水を飲んだ時につけた手形や歩いた足跡がオノ神や東山に残された(森山1976)。

十和田市大和田の沼は、現地の踏査で特定できなかった。しかし、相坂川左岸に鎮座する大和田神社の南側

は、相坂川の段丘が河川によって浸食されて東西270～340m、南北340mの馬蹄形の凹地を形成している。この特異な谷が八ノ太郎の伝説の沼ではないだろうか。



写真19 上空から十日市と犬森を望む



写真20 上空から島守盆地巻の渓谷を望む

(6)白髭水と猿賀神

青森県津軽地方に伝わる白髭水伝説は、八郎太郎の伝説と直接の関係ではなく、いわば花輪(鹿角)と津軽を舞台とした洪水伝説の一つとして関連するかもしれない。

蝦夷を攻めた上毛野田道は陸奥で戦死し、その墓を暴いた蝦夷は大蛇と化した田道の靈に襲われた。田道の靈は大湯に近い鹿角の猿賀野に祀られたが、鉄明28(567)年に津軽や南部地方に白髭水と呼ばれる大洪水がおきて田道の靈は津軽に流れ着いた。

それは現在の平川市尾上の権現平で、白馬に乗り春の流木を舟として大石の上に神が現れたという。これを近くに祀ったものが猿賀神社である(川合1970, 坂本1996)。

猿賀神社が創建する平川市尾上は、浅瀬石川と平川に挟まれた扇状地に位置し、両河川の氾濫源とは距離がある。また、秋田県鹿角と両水系の間には山地があり、山を越えてくる洪水は常識的には考えにくい。しかし、火山噴火で生じたシラスを白髭水や白髪水と表現することがあり、十和田湖の20～30kmの範囲にある水系での事例であることから、火山災害を別の視点で表した伝説な

のかもしれない。

6. 伝説の背景

(1)伝説の背景にあるもの

昔話とよばれる地域に伝えられた伝説は、様々な民衆の想いが言葉を介して人づてに伝わり、今日に至ったものと思われる。これには地域に伝わる地名の由来や地域に起きた特異な出来事を伝えたものがあるだろう。

八郎太郎の伝説は、話が伝わり残された範囲が極めて広く、物語の内容も多岐にわたり様々な展開が存在する。

このことは、それぞれの地域に伝えられた伝説が主人公を介して結合し、逆に伝播した伝説が、それぞれの地域で生まれた話と結びついて展開しながら残された可能性を窺うことができる。

こうしてみると15世紀前半に成立したといわれる『三国伝記』や14世紀後半の『神道集』などには、法華經の功德によって大蛇や龍を調伏する説話が見られ、これらが八郎太郎伝説の共通の基盤を構成しているものと考えられる。

しかし、今回検討した八郎太郎の伝説は、南相坊との争いや湖水形成譚に地名や地形が登場する場面が多くあり、漠然とした表現で物語が展開することが多い伝説の中において極めて特徴的なものではないかと考えられる。

また堰き止めに関わる伝説の場所には、河川沿いの小丘が登場し、八郎太郎の盛土と伝わるものは「ダイダラボッチ」伝説との共通性が認められる。さらに、八郎太郎が八郎湖に至る天瀬川の場面で登場する老夫婦は、「足名椎」と「手名椎」であり、芦崎の姥御前神社の周間にには娘の「柳名田比売」を祀った神社も鎮座する。このことは、八郎湖に至って八郎太郎は、八龍として八岐大蛇の民間信仰に習合していることになる。

このように八郎太郎の伝説の背景には、詳細な場所を伝えるエピソードと巨人信仰や日本神話の姿が複合しているように見受けられる。こうした複雑な背景を有する物語の中から地域の伝承だけを抽出し、共通する意味を想像すると、そこにはどのような伝説の「失われた輪」が見えるのだろうか。これは今後の研究で大きな意味の「八郎」に関わる伝説を見通す鍵となるものと考えられる。

(2)平川や浅瀬石川のラハール

近年、青森県津軽地方で埋蔵文化財の発掘調査から十和田aテフラ起源のラハールが検出されている。

これらは浅瀬石川扇状地の前川遺跡(笛森他2009)や岩木川が形成した津軽平野に位置する五所川原市の十三盛遺跡(鈴木・佐藤2013)である。

前川遺跡では平安時代の水田を覆う層厚20～50cmの十和田a起源のラハール(柴2009)が検出された。また、

十三盛遺跡では層厚60cmのラハールが検出され、十和田aテフラの噴火後にラハールが低湿地に流入したことで高地が埋まり、微高地が形成された(小野他2012)。

毛馬内火碎流は、火口から十和田湖を越えてカルデラ縁での堆積が認められることから平川や浅瀬石川の上流に達した可能性は極めて高い。しかし、これらの水系の上流部は十和田八戸テフラなどのカルデラから噴出した火碎流が急斜面や渓谷を形成しており、毛馬内火碎流の堆積面は認められない。毛馬内火碎流は急峻な地形のため、ほとんどが浸食によって下流域に運搬されたと考えられる。

十和田湖の北西に位置する青森県の津軽地方は、浅瀬石川上流や浅瀬石川と中野川の合流点、平川水系の大鷲盆地などで八郎太郎の伝説による湖沼形成譚が残された。これらの地域には河川の狭窄部に類似する地形が存在するが、上流からのラハールによって河床が上昇し、米代川流域のように大規模な滞水域を形成した可能性は低い。氾濫の証拠となる地形面やラハールは未発見であるが、限定的に浅瀬石川の合流部などでラハールによる氾濫が起こった可能性を否定しない。

また浅瀬石川扇状地の前川遺跡でラハールが水田を埋めている事実は、上流部の浅瀬石川をラハールが流れ下ったことを示す決定的な証拠である。

このように米代川流域以外に津軽地方の河川で八郎太郎の伝説と十和田aテフラ起源のラハールが重複して存在することが認められる。

(3) ラハールを生み出した地形

考古学的手法を用いて火山災害を研究した丸山は、十和田aテフラの噴火に伴う平安時代の青森県及び岩手・秋田両県北部の集落遺跡を集成し、災害に伴う平安時代集落の推移を分析した(丸山2011)。これによれば、岩手県馬淵川中流域や青森県奥入瀬川流域で噴火後に集落が急減し、青森平野も減少に転じたことが明らかで、これらの周辺では逆に集落遺跡が急増する。このことは火山災害により集落の移動を伴った人々の避難行動であるとした(丸山2015)。

古代社会において当時の生活基盤をなす水田や畠など、生産域が壊滅的な被害を受けることは、集落を維持する原動力を見失すことになるだろう。

丸山の研究から米代川や浅瀬石川以外の地域でも噴火による災害が生じていたことは明らかで、十和田火山の周辺にある主要な大河川でラハールによる上砂災害が起きた可能性は極めて高いことが読み取れる。

しかし、毛馬内火碎流が及んだ地域は、火口から約20kmの範囲と考えられ、毛馬内火碎流のラハールが岩手川上流の西目屋や青森県南部地方、岩手県北上川などに直接の影響を及ぼすとは考えにくい。

それでは、どのような要因によって各地で土砂災害が

発生した可能性があるだろうか。第2図に湖水形成譚を生んだ地域と十和田aテフラの分布や十和田カルデラの火碎流の分布を示す。

十和田火山から遠く離れた津軽平野の十三盛遺跡に達したラハールには十和田aテフラ以外に微量なテフラが含まれ、ラハール以前の堆積物には十和田火山の複数のテフラ起源とされる火山ガラスが認められた(小野他2013)。前川遺跡でも同様にラハール以前の堆積物からは十和田八戸テフラ起源の火山ガラスや八甲田カルデラ起源の火山ガラスも認められた(柴2009)。

このようなテフラの再堆積は、十和田火山の周辺で平安時代の噴火以前から周辺の山地、丘陵や火碎流台地から恒常的にテフラが運搬・供給されていたことを示唆する。

そして平安時代の大規模噴火は、毛馬内火碎流や降下火山灰によって火山麓の植生破壊を進行させ、周辺の水系にラハールを生み出すトリガーとなった可能性がある。各地で生じたラハールは、過去の十和田カルデラから噴出した火碎流が斜面崩壊や土石流の発生により生み出した二次的なテフラではないだろうか。

こうして十和田aテフラが降下した地域では、溪谷や河川の狭窄部や合流部で氾濫が多発し、米代川の八郎太郎の伝説が伝播した各地で、さらに新たな伝説を生みだしたものと想定される。

7. 十和田aテフラの噴火と災害

八郎太郎の伝説から解釈した知見と最近の火山地質学の成果は、どのような噴火と災害の姿を読み解くことができるのだろうか。以下は、伝説を軸に再構築した十和田火山の噴火エピソードAである。

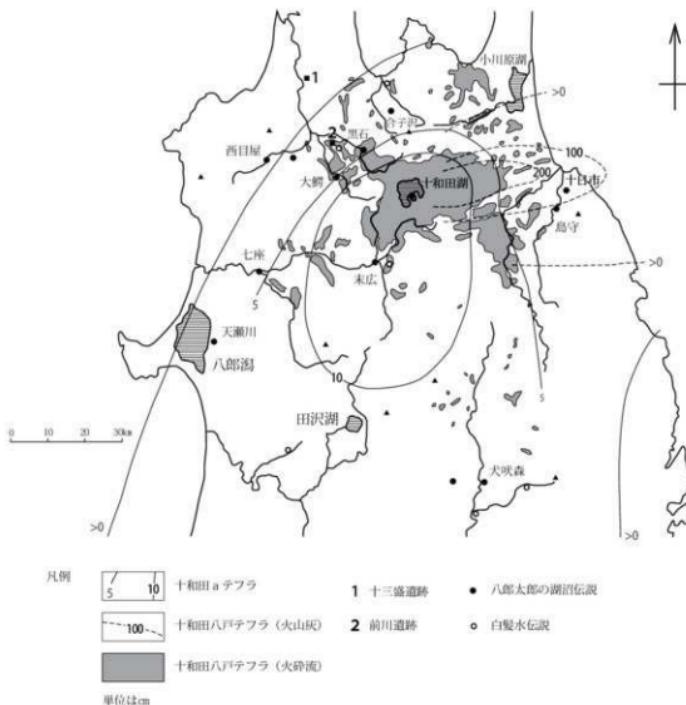
平安時代の延喜15(915)年夏に十和田火山で噴火が開始された。『扶桑記』に7月5日(ユリウス暦の8月18日、以下同じ)に平安京では朝日に輝きがなく月のようだと記されたので、この日まで噴火のクライマックスによる降灰が近畿地方にまで達していた。

南祖坊と八郎太郎の戦いは7日7夜とされたが、物語の表現から噴火の経過を推定することは憚られる。仮に噴火を示すものが7日だと仮定しても、それは1日ではなく、また1ヶ月にわたらないイメージをしたい。

噴火が起きた火口は、争いの場面から中湖火口に比定される。最初に噴出した大湯軽石は、ブリニー式噴火によつてもたらされ、火口から北西20kmに層厚10cm程度が降下した。

大湯軽石や大湯火山灰の噴火は、マグマに湖水が積極的に関与した噴火と考えられた(広井他2015)。おそらく最初の噴火は中湖にかつて存在した五色岩火山と御倉山溶岩ドームの端に形成された火口で生じたのだろう。

噴火のクライマックスは7月5日(8月18日)以前で毛



第2図 八郎太郎の伝説地と十和田火山のテフラ テフラの分布はHayakawa(1985)、町田・新井(2003)による。

馬内火碎流と十和田 a テフラの主体をなす細粒火山灰が爆発的な噴火によって噴出したと考えられる。この噴火で五色岩火山の山体の一部は破壊され、水深300mを越える現在の中湖火口が形成された。また御倉山溶岩ドームの中湖側の崩落壁は、この時に形成されたのだろう。

毛馬内火碎流の基質には軽石に混じって黒曜石片が多く含まれる。これは大規模噴火でマグマと湖水が接触し、マグマの急冷相が大量に生産されたためかもしれない。

噴火が終息すると再び十和田湖は静寂が戻りつつあった。湖に到達した人々は新たな中湖火口の景色を目撃したかもしれない。そして火口壁にはかつて五色岩火山を構成していた溶岩が大きな崖となって現れた。

鮮やかな真赤色の溶岩は、マグマの鉄分が高温酸化し

たものだが、人々の心には争いに敗れた八郎太郎の流血を彷彿させるものがあったに違いない。

噴火は終息したが花輪盆地に達した毛馬内火碎流は大湯川や米代川を氾濫させ、盆地の出口にあたる末広を埋め立てた。こうして河川の狭窄部を塞がれて、盆地の広範囲で河川が氾濫した。

低地を水田にして微高地に集落を営んだ人々は、大湯川からもたらされる白砂と水没していく集落を眺めては、茫然と立ち尽くす他はなかった。これが十和田湖から追われた八郎太郎の姿である。大湯川を埋めた火碎流に取り残された集落の小山は、シラスに出現した聖なる場所である。人々は特別に護られた場所として感じたのではないか。

やがて米代川は、狭窄部の土砂ダムを決壊させ、下流に洪水となって押し寄せた。七座山の麓の渓谷には、阿仁川からの流れも合流する。この場所でも再び土砂ダムを形成して、上流の盆地を溢水させたのだろう。やがてラハールは日本海側の能代平野まで到達するが、その頃には米代川を下る八郎太郎の噂が、北東北の各地に伝えられたことだろう。

『扶桑略記』の7月13日（8月26日）には出羽の国で灰が2寸積もり、桑の葉が枯れてしまったとの報告が北陸道を経由して平安京にも伝えられた。

前川遺跡でラハールに埋まつた水田から、畦畔や田面に残る足跡、丈が60～70cmの根元から倒れたイネが検出されており、埋没した季節は出穗期の8月上旬と推定された。

915年8月に起きた噴火は、秋季の降水によって各地で同時多発的にラハールを発生させ、噴火後の数年から數十年は周辺地域の斜面が崩落し、大量の土砂が供給され、洪水が多発する環境が継続したものと思われる。

低地を開拓し經營した水田や畠を失い、集落を捨てて移動した人々は、別の場所で新たな集落を形成した。

米代川を埋めた白砂は、水流で洗われた火山灰だから、やがて河原にはたくさんの砂鉄が濃集する。米代川を望む高台に移転した人々によって、鉄づくりの集落が営まれるのに、さほど年月は掛らなかった。

このように十和田火山の周辺地域にもたらされた大規

模な土砂災害は、各地で八郎太郎の伝説を共有する素地を生み出し、米代川流域を祖形とした八郎太郎の伝説が各地の被災体験とともに共有されて、伝承が生みだされたのではないだろうか。

おわりに

筆者は1993年3月にフィリピンのビナトゥボ火山を調査した。火口から25kmほどのサンマルセリーノ [San Marcelino] の下流では、白砂が貯いた火砕流の末端と河川を埋め尽くしたラハールの荒涼とした風景が広がっていた（写真21）。

1991年6月15日に噴火のクライマックスを迎えたビナトゥボ火山は、火山灰を高度34kmまで噴き上げ、火砕流は山頂の火口から16kmを流れぐった。この噴火で直径2.5kmのカルデラが山頂に形成され、噴火後には台風によって大量のラハールが発生した。この噴火は20世紀における世界最大の噴火となり、噴出したマグマの規模は10km³にも及んだ。

一方、平安時代の十和田アテフラの噴火は6.5km³とされ、大湯川を火砕流が流れぐった。20年前にフィリピンで見たシラスは、今から1100年前に大湯川で見られた風景に良く似た景色だったのかもしれない。



写真21 San Marcelinoの下流からビナトゥボ火山1991年噴火のラハールを望む

文献

- 赤石和幸1999「十和田火山、毛馬内火砕流に伴う火山泥流堆積物中から平安時代の埋没家屋の発見」『地質学雑誌』105-12, pp13-14
赤石和幸・光谷拓実・板橋範方2000「十和田火山最新噴火に伴う泥流災害一埋没家屋の発見とその樹木年輪年代」「地球惑星科学連携会議大会予稿集」(a-909)
秋田県教育委員会(1968)「胡桃館埋没建物発掘調査概報」秋田県文化財調査報告書第14集, pp.1-46
秋田県教育委員会(1969)「胡桃館埋没建物第2次発掘調査概報」秋田県文化財調査報告書第19集, pp.1-58
秋田県教育委員会(1970)「胡桃館埋没建物第3次発掘調査報告書」秋田県文化財調査報告書第22集, pp.46-61
秋田県埋蔵文化財センター(2015)「片貝奈ノ下道路見学会」現地説明会配布資料A3版。
秋田県大湊町史編纂企画課(2008)「八郎太郎伝説」「大湊町百科事典」Web : <http://www.ogata.or.jp/encyclopedia/history/>
荒谷由季子2009「理没家屋と八郎太郎伝説について」「火内」大館郷土博物館研究紀要9, pp.1-29

藤原健蔵1966「米代川流域の河岸段丘と十和田火山噴出物の関係」「東北地質」12-2, pp33-40
二ツ井町史編纂委員会1977「二ツ井町史」pp.1-682

Bayakawa Yukio 1985 Pyroclastic geology of Towada volcano,Bull.Earth.Inst.,Univ.Tokyo,60,507-592.

早川山紀夫1993「火山の地質巡査案内2：十和田湖」「群馬大学教育学部紀要自然科学編」41, pp53-78

早川山紀夫・小山直人1998「日本海をはさんで10世紀に相次いで起こった二つの大噴火の年月日—十和田湖と白瀬湖」「火山」43-5, pp403-407

平山次郎・市川賢一1966「1000年前のシラスと水」「地質ニュース」140, pp10-28

広井良美・宮本毅・田中倫久2015「十和田火山平安噴火(噴火エピソードA)」の噴出物層序及び噴火様様の再検討「火山」60-2, pp187-209

板橋範方2000「道日本道跡埋没家屋調査概報」「火内」大館郷土博物館研究紀要1, pp28-53

伊東一充1996「真鏡十一「陸奥国地大振動」と十和田火山についてのノート」「弘前大学国史研究」100, pp89-104

鹿角市1996「八郎太郎」「鹿角市史」第4巻, pp694-697

- 川合勇太郎1970「ふるさとの伝説」津軽書房,pp1-330
 木崎和廣1976「羽後の伝説」第一法規出版,pp1-176
 小口雅史2002「北日本の指標テフラ「十和田a」と「白瀧山」火山灰をめぐる諸研究」『弘前大学学園史研究』113,pp54-66
 小畠義三1976「水神電神・十和田信仰」北方新社,pp1-208
 工藤豊2010「十和田火山・御倉山溶岩ドームの形成時期と噴火推移」「火山」2,pp89-107
 曲田慶吉1975「伝説乃鹿の明治文献」pp.1-168
 町田洋・新井房夫・森脇浩1981「日本海を渡ってきたテフラ」『科学』51,pp562-569
 町田洋1995「古代の大災害が語る八郎太郎伝説」『講座「文明と環境」7 人口・疫病・災害』朝倉書店,pp114-118
 町田洋1996「秋田県大潟における毛馬内火砕流と十和田a テフラ—八郎太郎伝説が示唆する十和田湖噴火災害」『第四紀露頭集—日本のテフラ』日本第四紀学会,151
 町田洋・新井房夫2003「新編火山灰アトラス—日本列島とその周辺」東京大学出版社,pp1-336
 災山浩治2013「テフラを指標とした古代集落研究の方法—青森県の平安時代集落を例に」『弘前大学大学院地域社会研究科年報』8,pp7-27
 災山浩治2015「考古学手法を用いた火山災害研究—10世紀の巨大噴火と東北地方北部における人間活動」『考古学研究』62-2,pp43-55
 藤山泰太郎1976「陸奥の伝説」第一法規出版,pp1-183
 内藤博夫1963「秋田県鶴巣盆地の地形発達史」『地理学評論』36-11,pp655-668
 内藤博夫1966「秋田県米代川流域の第四紀火山碎屑物と段丘地形」『地理学評論』39-7,pp463-484
 内藤博夫1970「秋田県花輪盆地および大館盆地の地形発達史」『地理学評論』48-10,pp594-606
 内藤博夫1977「秋田県能代平野の段丘地形」『第四紀研究』16-2,pp57-70
 南郷村中央公民館郷土の昔を語る会1982「八郎太郎」「むかしへこ」1,pp13-14
 奈良国立文化財研究所1990「歴年標準パターンを応用した研究」『年輪による歴史を読む—日本における古年輪学の成立』奈良文化財研究所学報48,pp100-101
 小舟信夫1976「陸中の伝説」第一法規出版,pp1-187
 大池昭二1972「十和田火山東麓における完新世テフラの編年」『第四紀研究』11-4,pp228-233
 大池昭二1976「十和田湖の湖底谷」「十和田科学博物館」2,pp65-73
 小野暁介・片岡香子・海津正倫・里口保文2012「十和田火山b915噴火後のラハールが及ぼした津軽平野中部の堆積環境への影響」『第四紀研究』51-6,pp317-330
 小野暁介・片岡香子・海津正倫・里口保文・宮本真二2013「十三盛道路の地形・地質」「十三盛道路」青森県教育委員会,pp18-22
 大河内孝之2009「年輪年代調査」「胡桃原遺跡埋没建物部材調査報告書」北秋田市教育委員会,pp66-68
 既木吉加1996「津軽の伝説」北方新社,pp1-229
 佐々木孝二1990「北奥の民間信仰と伝承」『伝承文学論と北奥羽の伝承文学』北方新社,pp216-244
 斎森一朗・工藤知之・齊藤慶史2009「前川道路」青森県教育委員会394p
 齋正敏2009「田舎館村前川遺跡に産出する火山ガラスについて」「前川道路」第二・分冊、青森県教育委員会,pp19-24
 白井哲之1968「米代川流域における合浮石質段丘砂礫層に関する地形学的研究」『地理学評論』39-12,802-819
 白鳥良一1980「多賀城跡出土土器の変遷」「研究紀要」VII宮城県多賀城跡研究所,pp1-38
 路木和子・佐藤智生2013「十三盛道路」青森県教育委員会,26p
 田口勝一郎1987「國説秋田県の歴史」pp63-67
 高橋学2006「十和田火山とシラス洪水がもたらしたもの」「十和田湖が語る古代北奥の謎」経済書房,pp11-27
 丹川安章1975「羽前の伝説」第一法規出版,pp1-178
 山田一郎・井上光弘1990「東北地方をめぐる古代の珪長質テフラ“十和田—大海浮石”の同定」『第四紀研究』29-2,pp121-130

竈形土製品 再考

神 谷 佳 明

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

1. 研究史

2. 形態の分類

3. 分類から見えたこと

4. 出土遺跡・遺構から

おわりに

—要旨—

竈形土製品については、『考古学研究』に稻田孝司の論文が発表された以後、各地で出土した竈形土製品について地域での集成や検討がなされ、発表されている。今回は、こうした論考を紹介することによって各地域での竈形土製品の理解ができるところから発表順に掲載した。

次に今まで各論考で行われた分類を参考にしながら、全体の形態による分類を行った。今回の分類では特に焚口から掛口の間の形態に注目し、大分類として今まで一般的にみられる裁頭円錐形と土師器窓のような頭部を有する形態で分類、これに底の形態、掛けの形態などを考慮して大分類として2形態、中分類として3形態、小分類として21形態を提示するとともに成整形についても検討を行った。成整形では、竈形土製品については基本的に導入当初の整形であるハケ目による整形を踏襲しているが、一部地域ではヘラナデやナデ、須恵器技法である叩き締めが行われていることが提示できた。

また、分類からは、基本の裁頭円錐形を呈し、付け底形態がほぼ全国的に展開するが、一部の地域では地域色ともいえる形態が出現している。曲げ底形態は畿内を中心に斎宮や太宰府などの官衙と東海西部に分布がみられる。有頭形態は、山陰地方から北陸地方に展開し、一部関東地方へも導入されていることを提示した。

出土遺跡や遺構では、文献資料からも指摘されているように祭祀遺跡や遺構からの出土が多くみられる。本稿でも古墳時代の土器集積、奈良・平安時代の河道や溝、神社・寺院などの宗教施設などでの祭祀行為を作ら遺構からの出土例を取り上げた。こうした出土例をみると継承されている祭祀もみられるが、古墳時代と飛鳥時代以降の律令期では変化がみられることと西国と東国では竈形土製品についての捉え方が異なることを提示した。特に東国では、造り付け竈からの出土例がみられることから、竈神信仰の普及・浸透による影響による考え方、都城や畿内では竈形による祭祀であるのに対して東国では竈形土製品自体が竈神の依代となっていることを提示した。

キーワード

対象時代 古代

対象地域 全国

研究対象 竈形土製品

はじめに

筆者は、平成27年度発掘情報館最新情報展Ⅰ期の展示「置きかまと古代人」にて、20数年ぶりに「竈形土製品」^{注1}に取り組むことになった。本格的に取り組むのは拙稿「東国出土の竈形土器についての検討」^{注2}以来のことである。この間にも古代上野からは、十三宝塚遺跡、善慶寺早道場遺跡、富岡小舟遺跡、東前沖遺跡、大道東遺跡、本郷烟内遺跡、推定上野府域などから竈形土製品が出土している。その中で、大道東遺跡では出土遺物整理業務の一部を担った関係から出土した竈形土製品について「大道東遺跡出土の竈形土製品について」と題して若干の考察を行ったが、東日本を概観しただけの状態で見落としていた点も多くあると思われたが、時間的制約もあり不十分な状態での考察であった。

そして今回、展示について的一般向け解説を含めた講演を行うにあたり、再度広域に集成と竈形土製品の使用用途について資料の確認を行った。この結果、竈形土製品については文献資料より祭祀で使用されていたことが指摘されることから、「出土=祭祀」との結びつけを行なうことが多くみられる。しかし、文献からの結論を重視するあまり、遺構の性格を十二分に検討していない場面もみうけられた。こうしたことから、出土した竈形土製品の出土遺構の再検討を行うことにした。

また、竈形土製品については底の状態による分類の他に、焚口と掛口の間の形態から分類できることが知られているが、この要素だけでの分類では不十分な要素もみられることから、新たな分類を提示し、そこから見えて生きた竈形土製品と地域性についても若干の検討を行うこととした。

1 研究史

竈形土製品については、その出土例が増加するとともに特異な遺物の一つであることから各地で集成や考察がなされている。今回、こうした集成や考察を可能な限り紹介し、今後の研究の展開での参考についていただければと思い入手できたものを紹介する。当初、竈形土製品の研究は、古墳に埋葬されていたミニチュアの製品が中心であった。こうした研究としては、島田真彦^{注3}、小林行雄^{注4}、水野正好^{注5}、近野正幸^{注6}による論考がある。大型の実用品についての研究はやや遅れて行われている。各論考では、地域でのあり方を重視して先駆者の研究を開拓しているものが多くみられるが、原則的には発表順に記載したが、同一地域にわたって扱った論考についてはまとめて取り扱っている。なお、敬称は省略させていただいた。

1978年には、稻田孝司によって発表された「忌の竈と王権」^{注7}は、竈形土製品の実用についての検討と竈形土製品についての古代専制君主のひとかたならぬ関心を具

体化することを課題として取り組んでいる。この論考は以後の竈形土製品の研究に与えた影響は大きく、小林行雄や水野正好らの論考とともに竈形土製品についてのパブル的なものになっている。

まずは、竈形土製品について付け底と曲げ底による2形態に分類し、その変遷と地方色についての提示、さらに実用については文献資料を取り上げながら、竈形土製品の持つ祭祀の要素を明らかにしている。さらに王権と民衆での竈形土製品に対する扱いについても言及している。

1986年には、群馬県前橋市荒砥北原遺跡^{注8}から出土した竈形土製品は掛け口を2口もつ特殊な形態であることから鹿沼敏子は復元を行なうとともに、周辺地域での集成を行い、水野・稻田の論考をもとに律令国家の影響下で導入された祭祀具の可能性を示している。また、集落での竈形土製品を使用した祭祀は普遍的なものではないとの見方をしている。

1988年筆者^{注9}は、関東甲越地方から出土した竈形土製品の集成を行い、その性格について検討を行なった。集成を行なった地域では、堅穴建物、特に造り付け竈内部から竈形土製品が出土していることに注目し、竈神信仰での竈神に対する扱いからカマドに竈形土製品を祭ったのではないかと想定した。

水口由紀子は、1987年に『貝塚』^{注10}にて、以前に分析した多摩丘陵北部の集落で竈形土製品が出土していることに注目し、平安時代9世紀から11世紀に南武藏から出土した竈形土製品について稻田(1978)や金子^{注11}の研究と対比しながら、南武藏出土の竈形土製品の性格が異なる可能性について問題提起している。

その後、1990年には、『物質文化』^{注12}で竈形土製品を出土した多摩丘陵の集落遺跡を分析し、多摩ニュータウンNo.146遺跡、No.144遺跡の集落が土器生産に関する集落であるとし、同様に多くの竈形土製品を出土した土器生産に関する遺跡とされる千葉県袖ヶ浦市永吉台遺跡や千葉県小見川町妙見堂遺跡の分析も行い、土器生産集団と竈形土製品の関連に注目した。

また、従来の造り付け竈からが火處が変化する過程の時期に位置することと土器生産集団は、土器生産を行っていく中で、生活の場が居住地と生産地を往来することから、竈形土製品を祭祀の要素としてだけでなく日常の火處としても使用したことを想定している。また、永吉台遺跡では造り付け竈内に竈形土製品が埋め込まれていることに注目し、検討の必要性を説いている。

1990年には、中村信義^{注13}によって兵庫県内から出土した竈形土製品について集成と分析を行い、出土は官衙や豪族の居宅に関する遺構からで、その遺構から土馬、齊串、人形などの祭祀にかかわる遺物が多く出土していることから、祭祀に関する遺物と想定し、中央の影響の

強かったのではないかとしている。

1992年には、近澤豊明^[11]によって竈形土製品についてその形態での部位の定義と分類を行い、造り付け竈との比較、形式分類と変遷、各地から出土したものの傾向と出土状況について分析を行っている。形態分類では、稻田の分類に、掛けの下部が「く」の字を呈する形態を追加し3形態とし、各部位による差異での分類を行い、変遷を提示している。部位の定義した形態分類についてはその後の研究の基礎となっている。

岡野秀典は、1992年に甲斐型土器の研究集会で集成^[12]、変遷を提示した後、その後、「甲斐國の竈形土器」^[13]と題して新たに出土した竈形土製品の追加集成、観察を行い、共伴する遺物などを「甲斐編年」に対応させ変遷を提示している。また、竈形土製品の祭祀性についても研究成果をもとに検討を行い、祭祀での具体的な使用法までには至らないが、祭祀で使用された可能性が強いとしている。

1995には、湯原勝美^[14]によって拙稿(1988)・水口(1990)が関東地方の竈形土製品についての考察を発表した以降も出土例が増加しており、これらの集成を行うとともに、その中で房総から東北南部を中心から出土した竈形土製品についての観察を行い、形態的特徴を抽出し、地域差を明確にしている。

1996年には、上村安生^[15]によって古代伊勢・伊賀の煮沸具を扱う中で、竈形土製品についても斎宮出土のものを対象に変遷を提示するとともに斎宮以外から出土したものと比較し、違いがあることを提示している。

1997年には黒沢秀雄^[16]によって茨城県内から出土した竈形土製品についての集成を行い、出土構造をもとに変遷を提示している。その中で茨城県つくば市中台遺跡と真壁町八幡前遺跡から出土した竈形土製品には古墳時代6世紀に比定できるものが存在するとしている。関東地方では、古墳時代の竈形土製品の出土例がなく、その導入には渡来人が係っていたと想定している。

1997年には森泰通^[17]によって発掘調査、整理作業を担当している愛知県豊田市江古山遺跡は報告書刊行まで時間を必要とすることから、三河では例がないほど出土量が多い竈形土製品についての提示と出土の背景について検討している。江古山遺跡では丘陵上に5世紀代に古墳が築造され、6世紀末頃から古墳を避けるように集落が8世紀代まで営まれる。竈形土製品は、7世紀後半から8世紀前半にかけて10遺跡30例ほどが出土しており、使用状況や破片での出土から祖靈崇拜などの祭祀に使用されたと想定している。なお、報告書^[18]は2013年に刊行され、森はその中で、遺跡における竈形土製品の位置づけを行っている。

森(1997)が江古山遺跡の竈形土製品を発表した三河考古10号には、岡安雅彦^[19]によって三河での竈形土製品

の集成が、検討が発表されている。それによると三河では12遺跡から20例以上が出土しているとされ、これらについての形態的分析と変遷について提示している。それによると三河では曲げ庇が多く、付け庇は1例であるとしている。竈形土製品は7世紀前半に出現し、9世紀代までみられ、その整形はハケからナデへと変化し、時期が下ると把手や凸帯は形骸化するとされている。

1999年には、四柳嘉章^[20]によって石川県羽咋郡富来町高田遺跡では古墳時代5世紀後半から6世紀前半にかけての祭祀跡が調査され、竈形土製品も7点出土している。竈形土製品は、稻田が分類を提示した中にみられないことから新たに有庇竈-付け庇II類、無庇-II類を提示し、詳細な観察を行い、竈形土製品を祭祀具として取り入れた背景は、以前より存在する石燈籠などへの信仰が基になっていると指摘している。

1999年には、椿徹^[21]によって山口県豊浦郡豊浦町高野遺跡から5世紀後半から6世紀にかけての堅穴建物などから6例の竈形土製品が出土していることから、長門・周防である山口県から出土した竈形土製品の集成を行い、高野遺跡以外では4例がみられるとしている。この4例のうち2例は6世紀代で残り1例は8世紀代、もう1例は古代であるが時期不詳としている。奈良時代の例は周防国府跡からで他の出土例は集落である。集落からは堅穴建物が6例と多い。使用状況としては内間にススの付着が少なく、掛けの磨滅が顕著に観察できないことから、日常の火廻としてではなく祭祀などにおける「ハレ」のときに使用されたと想定されている。

2000年には、鈴木一有^[22]によって遠江の竈形土製品についての集成と三河との比較が行われた。それによると遠江では以前により掛けを2口のタイプを中心に14例が知られており、出土は大規模な祭祀空間とされている。静岡県浜松市笠井若林遺跡から出土した竈形土製品は1口タイプの裁頭円錐形で、隣接する三河出土と形態や整形で共通点はあるが、細部での違いは顕著であるとされている。

2001年には、千葉孝弥^[23]によって宮城県多賀城市多賀城跡外の方格地割りに位置づけられる多賀城市市川橋遺跡からは多賀城関連の遺跡の中でも竈形土製品が多く出土していることから、市川橋遺跡から出土した出土した竈形土製品を集成するとともに器形の特徴、成形性、年代について検討するとともに宮城県内から出土した竈形土製品の出土遺跡の性格から官衙に関する祭祀に使用されたと想定している。

2002年には、鳥羽英継^[24]によって長野県更埴市屋代遺跡から出土した竈形土製品を契機とし、竈形土製品を概観、屋代遺跡出土の竈形土器についての詳細な観察、長野県内から出土した竈形土製品の分析を行い、屋代遺跡出土の竈形土製品の使用目的を通じて遺跡の性格につ

いての究明を行っている。その性格について、稲田(1987)が提示した別火の火廻としての性格が強いとしている。

2003年には、岩橋孝則^[12]によって山陰地方に分布する土製支脚の集成・形式分類、分布の状況や盛衰と位置づけを主目的にしているが、竈形土製品や造りつけ竈についても集成・分布について検討している。竈形土製品については、この時点での形態差の分布域を提示するとともに地方での使用方法では都城的な祭祀が直接導入されたことには疑問を呈している。

2003年には、渡邊淳子^[13]によって香川県善通寺市四国学院大学構内遺跡の7世紀後半の溝1(SD01)から大量の土器とともに竈形土製品が出土していることから、これをうけて、讃岐内から出土した竈形土製品についての集成を行い13遺跡から123例の出土がみられるとしている。出土した竈形土製品は6世紀後半から10世紀代にかけてで、最盛期は7世紀から8世紀にかけてであり、形態的には掛口が内傾し、付庇が大部分であるが、あまり形態変化をせず中世にいたることと個々の竈形土製品によって個体差がみられるとしている。出土遺構は集落内の竪穴建物や溝・土坑であるとしている。また、坂出市櫃石島の大浦浜遺跡では岡山県笠岡市大飛島の大飛島遺跡と同様にミニチュアの竈形土製品を使用した祭祀が行われた遺跡が存在するとしている。

2005年には、加藤裕一^[14]によって山陰地方、鳥取県・島根県から出土した竈形土製品について集成がされ、山陰地方での竈形土製品の出現は須恵器陶色編年T K208、T K23併行期に求めることができるとし、10世紀代に消滅していくとしている。さらには出土遺構や山陰地方での火廻のあり方の検討から非日常的な使用を想定している。さらに形態的に3分類を行っている。この分類は四柳の分類とは異なるもので、「A類：掛け口の立ち上がりが内傾または直立する」、いわゆる裁頭円錐形、「B類：掛け口が外方に屈曲し、くの字を呈する」、石川県高田遺跡などから出土した形態、「C類：掛け口が外販しながら立ち上がり、如意状を呈する」、米子市砥石山遺跡など山陰地方でみられる形態に分類している。この分類をもとに形態的な変遷による竈形土製品の変遷を提示し、各地域での各形態の消長を論じている。

2009年には、藤田道子^[15]によって大阪府四條畷市藤屋北遺跡から出土した竈形土製品は図化しただけで100点を超えることから、これらを掛け口や庇の形状と外面の整形により分類している。ここでは掛け口を4形態、庇を3形態、整形を3種類に分類し、それぞれの組み合わせによる結果、掛け口がA形態とした屈曲してやや幅の広い平坦面をつくる形態には平行四辺による整形が施され、D形態とした内湾して上方向にのびる呑太はハケ目による整形が施されており、複数の系統があることを提示している。

2010年に筆者^[16]は、群馬県太田市大道東遺跡の推定東山道側溝から出土した竈形土製品は、その形態が北陸地方の影響を受けていることを指摘した。使用目的については、出土時期が7世紀末から8世紀初頭に想定でき、当時の東北の状況から、交通にかかわる祭祀の可能性が強いとした。

2012年に横浜市歴史博物館では、古代を中心としてカマドに対する信仰の様相を展示、解説^[17]する中で竈形土製品についても出土状態などから、その神聖性を示唆している。竈形土製品については、関東地方を中心にしてその信仰性を提示するにとどまるが、古代の火廻の中での位置づけや信仰を考える上では示唆に富む展示である。

2013年、森^[18]は以前、江古山遺跡の整理作業を進める中で三河では例が少ない竈形土製品が多く出土したことから、『三河考古10号』^[19]に考察を行った。今回、整理作業を完了し、報告書^[20]を刊行する中で前回提示した江古山遺跡での墓域と集落の関係や使用状態、出土状況からより、出土した竈形土製品は古墳を構築した集團の子孫による祖靈崇拜の祭祀に使用したものであるとしている。

2014年には、古川一明^[21]によって東北地方では、出土例の少ない羽釜形土器、竈形土製品、三脚土器について東北地方でどのような変遷と性格について論じている。竈形土製品については、分類、比較、分類、使用方法、東北での出土例を見ながら、東北地方出土の竈形土器についての系譜についての検討を行い、非日常的な儀式用具と理解している。の中でも最近増加している仏教関係遺跡からの出土から寺院や壇壝などの使用を想定している。

2015年には、飯田陽一^[22]は群馬県高崎市吉井町本郷畑内遺跡から出土した竈形土製品について土器集中地点という県内で初出の出土状況であることから検討を行っている。群馬県内の竈形土製品は寺院や豪族居宅などの区画溝や推定東山道側溝などと竪穴建物からに大別できるとしている。そのうち、区画溝や側溝などは祭祀での使用を窺わせるもの、竪穴建物からの出土については、小片が多く視覚的で祭祀との結びつきは低いとし、造り付け竈に掘えた竈での祭祀を想定している。これらの状況から本郷畑内遺跡での竈形土製品の出土は竪穴建物の例に近いとしている。

この他に竈形土製品については、全国を対象として埋蔵文化財研究会による造り付け竈、古代の土器研究会による煮沸具について行ったシンポジウムでも取り上げられている。竈形土製品はすべての地域で取り上げられてはいないが、その資料集^{[23]・[24]}には一部の地域のものが、取り上げられている。また、造り付け竈とともに半島から導入されていることから造り付け竈の論考の中で取り上げられているものもある。

2 形態の分類

分類については、稻田(1978)による付庇形態と曲庇形態による分類が、その後も研究を行っていく中で基礎となっている。稻田の分類では、竈形土製品そのものの分類も注視しているが、竈形土製品に組み合わされる釜形土器にも注目し、付け庇形態には胴部より口縁部系が広い形態の古墳時代以来の甕、曲げ庇には羽釜形の釜が組み合せられるが原則としている。その後、竈形土製品について論考を行っている近澤(1992)、四柳(1999)、加藤(2005)、古川(2014)等は、それぞれ稻田の分類を発展、展開させている。

今回、分類を行うに当たって竈形土製品の分布を概観すると全体の形態、近澤が提示した掛け口の状態を一次的な分類基準とする方が適切とみられる。この時点の分類を大分類とし、焚口と掛け口の間に頸部を持たない裁頭円錐形態を「無頭」、山陰地方や北陸地方で多く見ることができるとされる焚口と掛け口の間に「くの字状」などの頸部をつくる形態を「有頭」とした。

次に稻田が指摘している庇の形態に注目すると曲げ庇形態は畿内を除くとその分布が限定される傾向が窺える。こうしたことから無頭形態では、中分類として付け庇形態、曲げ庇形態に分類した。有頭形態では、この分類はみられないでのこの段階は一分類とした。なお、付け庇形態、有頭形態では、庇が貼付された有庇とされていない庇がない形態が存在するが、これは、竈形土製品の新しい段階で発生するとみられ、竈形土製品が変化する中で簡略化によるものと考えるが、一部には8世紀初頭に位置づけられるものが確認されるため、必ずしも簡略化だけではない可能性もある。

今回、形態については、以下のような分類が可能と考えられる。

無頭-付け庇形態

この形態は、焚口上部が砲弾状または弧状を呈し、基部に比べ掛け口の径が小さくなる。体部は、張りを持つなど丸みを有する形態と円柱状の形態が存在する形態をA、円錐形の上部を裁断したように基部径に比べ掛け口径が小さくなる裁頭円錐形を呈する形態をB、基部径と掛け口径の違いがほとんど見られない円柱状を呈する形態をCに分類できる。なお、前記のようにこの形態では、全体の形態を重視したため一部で無庇のものも含む。

A形態とした個体は、焚口上部の形態によって3形態に分類できる。基部径が大きく、円柱状に焚口上部まで立ち上がり、ドーム状の天井部ともいえる部位を有し、その中央に掛け口を有する形態をa、焚口の上部が砲弾状または弧状に丸みを有する形態をb、a形態に近いが、掛け口上部の内湾状態が大きくならずかに内側に傾く形態をcとした。

A a形態には、径50cmほどの大きな円柱状の体部を呈

し、焚口上部がドーム状を呈し、その中央に基部の径の半分ほどの掛け口を持つ。この形態には、大阪府堺市伏尾遺跡谷地(第1図-1)、鳥取県東伯郡泊村園第6遺跡柵SA01から出土したものが該当するが、全体がわかる個体は伏尾遺跡から出土した1例だけしか存在しないため不明確な点もある。年代は、それぞれ伏尾遺跡が5世紀、園第6遺跡が陶色編年MT 15の6世紀前半に想定されている。こうした年代観からA aは竈形土製品が導入された当初から存在していた形態とみられる。

A b形態には、山形県三軒屋物見台遺跡大溝S D 15(第1図-2)、石川県羽咋市寺家遺跡S B T 25豊穴建物、鳥取県倉吉市夏谷遺跡27号豊穴住居、香川県下川津遺跡溝S D 35、茨城県つくば市中台遺跡区第4 B号豊穴住居、真壁町八幡前遺跡2号豊穴遺構、大阪府茨木市溝昨遺跡埋没河川、阪南市亀川遺跡落ち込み、福岡県北九州市長野A遺跡から出土した竈形土製品が該当する。三軒屋物見台遺跡から出土した竈形土製品は比較的残存状態が良好で、基部からやや体部に張りを持ちながら立ち上がり、焚口上部から掛け口にかけて内湾する形態である。しかし、この竈形土製品は庇が焚口上位の際にだけ貼付されたものが残存しているため、一見曲げ庇形態にも見えるが、体部からの折り曲げがみられず、体部から庇の貼付痕が観察できることから付け庇形態とした。また、整形はハケ目ではなくヘラナデとナデを主体としている。下川津遺跡から出土したものは上半が残存、寺家遺跡と夏谷遺跡から出土したものは残存状態があまり良いものではないが、この形態に分類できる。なお、三軒屋物見台は6世紀、寺家遺跡は7世紀前半、夏谷遺跡は共伴する須恵器が陶色編年のT K 23に比定されることから5世紀後半、下川津遺跡は7世紀後半、溝昨遺跡や亀川遺跡は6世紀、長野A遺跡は古墳時代後期に想定される。

A c形態には、A bのように大きく内湾していないが、焚口から掛け口の間が比較的高く、焚口付近から掛け口にかけてはやや内傾している形態である。この形態には、大阪府大阪市難波宮下層、群馬県甘藪町善慶寺早道場遺跡19号豊穴住居から出土した個体が該当する。なお、善慶寺早道場遺跡のものは庇が貼付されていない無庇形態である。この他に、全体の形態はA c形態とほぼ同様であるが、掛け口付近で直立からやや外反する形態に大阪府松原市大和今池遺跡土坑S K 123から出土したものがある。これらの竈形土製品は、出土した遺構の年代から難波宮下層が7世紀、善慶寺早道場遺跡が8世紀第1四半期に想定される。

B形態とした稻田(1978)が提示した裁頭円錐形を呈する形態である。この形態は、全国各地からの出土例を見ることができる。その中でも器高が基部径より高いものをaとし、器高が基部径より低くわめて低い形態をbとした。aは、体部が直線的な形態、焚口上部が直立する形態、

底の形態、焚口、基部、掛口などの形態に違いがみられるが、この段階では同一の分類で扱うこととした。なお、aとbは平面形態が基本的に円形を呈しているが、これに対して、平面形態が長方形を呈する形態をc、この他に基部端部が高杯などの脚部端部のような形態で、掛口が平坦面をつくる形態をd、掛口を複数有する形態をeとした。

B a形態は、平城京(左京九条三坊東堀河第1図-3)をはじめ各地でみることができる裁頭円錐形状の竈形土製品であるが、これらの中も基部から掛口まで直線的な形態、焚口上部付近からやや直立する形態、体部下半に張りをもつ形態などがみられる。しかし、これらの形態では、明確な基準を設定することが難しく、どちらの形態とも捉えることができる個体が存在するため細分を行わないで一括取り扱うこととした。なお、明確に分類が可能な個体としては、焚口上部から掛口が直立気味に立ち上がる個体として神奈川県平塚市四之宮下郷遺跡群4区3号豎穴住居(第1図-4)から出土したもののが該当する。

B b形態は、基本的にはaと同様であるが、基部径や掛口径に比較して極端に器高の低い形態を呈する。この形態には、富岡市小舟遺跡29号溝、長野県諏訪市千鹿頭社遺跡5区50号豎穴住居、塙尻市下堀沢遺跡20号豎穴住居、難波宮下層、香川県善通寺市四国学院大学構内遺跡溝1(第1図-5)から出土したもののが該当する。それぞれの規模は、富岡小舟遺跡のものが、基部径35.5cm、掛口径が推定26cm、器高21.6cm、四国学院大学構内遺跡は、残存状態が悪いため推定地であるが、基部径48cm、掛口径26cm、器高24cmとB aに比べると3分の2の程度の器高しかない。このため、この竈形土製品に掛けた妻や釜の形態も口径か胴部径が相当大きなもので、器高の低いものを掛けないと機能しない。これらの竈形土製品の年代は、富岡小舟遺跡は共伴する土器の年代が7世紀から9世紀前半、千鹿頭社遺跡は8世紀代、下堀沢遺跡は10世紀代前半~中頃、難波宮下層が7世紀代、四国学院大学構内遺跡は7世紀から8世紀に想定される。これらの竈形土製品については、口径や胴部径がかなり大きく、器高の低い妻や釜の存在が確認されておらず、使用状態の想定が難しい竈形土製品である。

B c形態は、正面観はB aと同様に直線的な裁頭円錐形を呈するが、焚口を正面として四方に角を有し、各辺が若干服らむがほぼ長方形を呈する形態である。この形態は群馬県境町十三宝塚遺跡寺域北東溝(第1図-6)、高崎市下佐野遺跡4区43号住居跡、本郷畠内遺跡2号遺物集中などが該当する。この他にも小片のため断定できないが、可能性のある個体に下東西・清水上遺跡167号住居11、鳥羽遺跡J12号住居跡6などが該当するとみられる。この形態も全体がわかる個体が十三宝塚遺跡か

ら出土した1例だけしか存在しないため不明確な点もある。また、出土地域も上野に限定しており、この地域限定で生産された可能性が高いが、古代上野では無頭B aや有頭形態も出土していることから地域でのあり方が間われる形態である。これらの竈形土製品は、出土遺構に共伴する土器の年代観から概ね8世紀代に想定される。

B d形態は、基部が高杯脚部や長頸壺高台のような形態を呈し、掛口が一定の幅で平坦面をつくるか、端部が平坦である形態である。この形態には、一般的な裁頭円錐形と同様に体部が比較的直線的な形態と体部中ほどに張りをもつ形態がある。直線的な形態には、千葉県袖ヶ浦市永吉台遺跡西寺原地区1号豎穴住居、36号豎穴住居、57号豎穴住居から出土したものが該当する。体部に張りをもつ形態には、千葉県佐倉市内田端山越18H A 5号豎穴住居、市原市坊作遺跡231号豎穴住居(第1図-7)、袖ヶ浦市永吉台遺跡西寺原地区1号豎穴住居、36号豎穴住居から出土したものが該当する。なお、永吉台遺跡から出土した竈形土製品は、掛口が肥厚せず平坦面を作るだけのもののみられ、内田端山越遺跡や坊作遺跡のものは細部で異なる。また、内田端山越遺跡から出土したものは、酸化焰焼成ではあるが、外面に平行叩き痕、内面にアテ具痕が残るなど整形は須恵器の技法によるものである。この形態は、現在のところ上縦と下縦の房縦地域で出土しているだけである。これらの竈形土製品は、出土遺構に共伴する土器の年代観から概ね9世紀~10世紀代に想定される。

B e形態は、前記のように掛口を複数有する形態である。ここでみられる掛口は、体部と同様に筒状を呈している。この形態には、群馬県前橋市荒砥北原遺跡の字状区画の区画溝(第1図-8)、前橋市下東西・清水上遺跡56・58号豎穴住居が該当する。なお、下東西・清水上遺跡から出土したものは掛口のごく一部片である。これらの竈形土製品は、出土遺構に共伴する土器の年代観から概ね8世紀代に想定される。

Cとしたものは、円筒形を呈する形態で、裁頭円錐形が基部径と掛口径に差がみられるのに対して基部径と掛口径がほぼ同径か、ほとんど差異のない円筒状の形態を対するものである。なお、ここで円筒状は、正面からの形状を重視しており、側面はやや基部径が大きい裁頭円錐形に近い形態も含む。この形態もBの裁頭円錐形と同様に器高と基部径の比率によってaとb、掛口を複数有するcに分類した。なお、C形態は、a~cとも出土遺構の年代幅が広く古墳時代後期から9世紀にかけてである。

C a形態は、掛口径より器高が高い形態である。この形態には、鳥取県鳥取市高住牛輪谷遺跡A 1区9~13・37層、山梨県御坂町二之宮遺跡268号豎穴住居(第2図-1)、神奈川県平塚市四之宮下郷遺跡群2区7号豎穴住居、

4区44号竪穴住居、福島県いわき市荒田目条里遺跡表土1・IIから出土ものが該当する。高住牛輪谷遺跡からは、2例(209・210)が出土しているが、209(第2図-2)は左側面に付属の掛口が造られている特殊な形態である。

C b形態は、付け庇B bとした形態と同様に掛け口径と器高の差異がほとんどないか、同じ形態である。この形態には、兵庫徑姫路市白鷺中学校プール遺跡出土や山梨市七日市遺跡4号住居、姫路市宮ノ前第2遺跡2号竪穴住居、石和町孤原遺跡7号竪穴住居、姫路市宮ノ前遺跡338号竪穴住居(第2図-3)などが該当する。この他、全体の形状が不鮮明であるが、多摩ニュータウン遺跡群206遺跡出土のものも該当するとみられる。

C c形態は、正面から見た形態は円柱状であるが、掛け口を複数つくるため平面形態は横に長い楕円形状になる。また、掛け口面はB eとは異なり、平坦面に複数の掛け口を開いた状態である。なお、掛け口には2口と3口がみられる。この形態には、2口のもとして静岡県浜松市西畠遺跡西区土器集積10(第2図-4)、東区河内C14区S X101(第2図-5)、下流域C・SK21、E 7 S X16、3口のものとして大阪府讃良郡条里遺跡第11~2層、259土坑(第2図-6)から出土したものが該当する。なお、西畠遺跡から出土した個体は、底が焚口端部を作られており、付け庇か掛け庇化は明確ではない。また、西区土器集積10から出土した1例は焚口が正面中央ではなく、右側に寄ったものである。讃良郡条里遺跡第11~2層から出土したものは、図上では底がない形態とみられる。なお、讃良郡条里遺跡では、B a形態の竈形土製品の出土もみられる。

無頸-掛け庇形態

この形態は、無頸形態の付け庇形態Bと同様に基部径が大きく掛け口径が小さい裁頭円錐形状を呈し、庇や内部、把手について稲田は、「焚口を切開した後に切り口を折り曲げて作られているから、部体とはひとつながりになる。釜孔の内側に粘土を厚く貼りつけ、また焚口の両側近くの内側と奥壁内側に支柱帯を貼りつける特徴もみとめられる。持ち上げの際に手をかける施設についていえば、・・・曲げ庇系には例外なく下方向きの角状把手がつく。」と指摘している。

掛け庇底でも掛け口の状態で2形態に分類ができる。部体から掛け口が直線的な形態をA a、掛け口が内湾または平坦面を作る形態をA bとした。

A a形態は、前記のように基部から掛け口までは直線的であるが、一部には把手付近でわずかに内傾する個体もみられる。また、掛け口端部は肥厚させ、平坦面を作る個体がほとんどであるが、その形態には複数の形態が確認できる。この状態は、個体差なのか年代的な変化、地域的変化なのかについては明確にできなかった。この形態には、稲田が指摘しているように大阪府難波宮下層や

藤井寺市船橋遺跡、東大阪市鬼塚遺跡、長岡京跡など畿内に多くみられる他に、福岡県太宰府跡宮ノ本土壇出土、小郡市干渴遺跡、滋賀県長浜市大塚遺跡溝S D0006、三重県斎宮跡、愛知県豊田市江古山遺跡不明遺構S X03(第2図-7)、豊田市梅坪遺跡建物S B607、S B741、豊田市塚越遺跡包含層、静岡県浜松市笠松若林遺跡溝S D 03、長野県更埴市屋代遺跡群1号竪穴住居などから出土したものが該当する。このうち太宰府跡と笠松若林遺跡から出土した個体には、体部の基部付近が外反する個体がみられる。江古山遺跡S X03から出土した個体は焚口上部の庇は曲げ庇形態であるが、焚口の両側には基部から掛け口まで凸帯が貼付されている。なお、梅坪遺跡S B 741や塚越遺跡から出土した個体は上半部しか残存していないが、江古山遺跡のものと同様な凸帯がみられる。こうした凸帯は、先の江古山遺跡で複数や岡崎市矢作川河床遺跡渡A地点などでも見ることができるが、同じ曲げ庇形態の竈形土製品を出土する遠江ではみられないことから、凸帯を貼付する形態は三河特有な形態とみられる。また、滋賀県草津市横土井遺跡S X01では焚口上部に曲げ庇が作られている他に、焚口周囲に付け庇が貼付された特異な形態が出土している。

A b形態は、掛け口が内湾または一定の幅をもつ平坦面をつくる形態である。個体数が少ないため細分は行っていない。この形態には、三重県度会郡御園村高向A遺跡竪穴住居S B101、静岡県浜松市井通遺跡溝S D3004下層(第2図-8)、宮城県多賀城市市川橋遺跡溝S D287や整地層から出土したものが該当する。高向Aは、掛け口に平坦面をもつ形態、井通遺跡は内湾する形態である。井通遺跡から出土した個体は、残存状態があまり良くないが把手の痕跡がみられない。また、市川橋遺跡から出土した個体は、庇から掛け口にかけての破片のため、全体は不明である。

A c形態は、無頸-付け庇A cに類似した形態で、焚口から掛け口の間が比較的高く、焚口付近から掛け口にかけてはやや内傾している形態である。この形態には、山口県豊浦町高野遺跡竪穴建物S B06002(遺物No.2029・2030)、B06003(2055(第2図-9)・2056)から出土した4例が該当する。2030はやや残存状態が良くないため不明な点もあるが、残りの3例は比較的良好な状態である。それぞれ、形態に焚口から掛け口までの高さの比率などに差がみられる。これらの竈形土製品は、出土遺構の年代から6世紀前半から中葉に想定される。

有頸形態

有頸形態については、稲田(1978)は「鳥取県・島根県地方の竈形土器には、・・・(途中省略)・・・部体上端をかるく外反させて腰の口縁部に似た釜孔をつくるのもこの地方の著しい特徴」として竈形土製品の地方色として取り上げている。今日、その出土例をみると鳥取県や

島根県に限定されず、東日本でも出土例を見ることができる。こうした状況から大分類の分類とした。さらに中分類として頭部がくの字状、またはコの字状を呈し、基部径と颈部径に大きな差がみられ、球胸形態の腰上半のように体部が大きく膨らむA形態。A形態と同様にくの字状形態を呈するが、A形態のように基部径と颈部径に大きな差をもたず、体部が長胴腰上半のようなB形態。体部は裁頭円錐形にやや張りをもたせた状態であるが、焚口や庇の上部にはわずかな頭部をもつC形態に分類できる。この分類のうち、A形態とB形態は四柳が提示した分類の「有庇竈一付け庇II類」、「無庇竈I・II類」、C形態については、加藤が提示した分類の「C類」に相当すると考える。また、本来の竈形土製品とは異なるが、関東南部でみられる腰の下半を取り除き、口縁部から胴部上半を竈形土製品と同様に焚口をもうけて転用した個体をD形態とした。

A形態は、四柳(1999)が高田遺跡の出土資料で頭部の形状がくの字状を呈する形態をA類、「コの字状」を呈する形態をB類と提示している。ここではBに該当するものが少ないと、四柳分類のA類をA a、B類をA bとした。

A a形態は、前記のように高田遺跡祭祀遺構出土350(第3図-1)、鳥取県米子市研石山遺跡5区S B07、島根県出雲市三田谷1遺跡竈穴建物S 116号、青木遺跡神社遺構(H91)、江津市半田浜西遺跡東側土器溜り、群馬県太田市大道東遺跡推定東山道側溝から出土した竈形土製品が該当する。高田遺跡や研石山遺跡、三田谷1遺跡では5世紀後半から6世紀にかけて、半田浜西遺跡が6世紀後半の年代觀が想定されている。これに対して大道東遺跡では7世紀末から8世紀初頭、青木遺跡は神社遺構の存続時期が8世紀中葉から9世紀初頭に想定されており、竈形土製品もこの年代觀が想定されている。また、前3例の頭部はくの字の状態が明確であるのに対して後2例はやや退化した様子が見られる。これは、年代が下ることによる形態の退化とみられる。なお、平塚市六ノ城遺跡70号竈穴住居からも類似した個体が出土している。この個体は、掛口口縁部が角状に肥厚するものであるが、掛口の一部しか残存していないため今回は参考にとどめる。

A b形態は、高田遺跡祭祀遺構351(第3図-2)、352や島根県益田市久城西1遺跡東区加工段1・加工段7から出土したものが該当する。この形態は、現状ではこの3例だけである。高田遺跡はA a形態と同様な6世紀代、久城西1遺跡でも同様な年代觀が想定されている。なお、久城西1遺跡から出土したものうち、加工段1から出土したものは庇が貼付されたり、設けられていない。加工段7から出土したものも焚口上部がわずかに外側に引き出されているが、曲げ庇のような明確なものではない。

B形態は、四柳(1999)が高田遺跡の出土資料でC類と

した形態である。四柳は、「A・B類にくらべて体部の張がと口縁部の屈曲がやや弱い(くの字状口辺部の外反が弱い)。体部中央を逆U字状にくりぬいて焚口としている。庇はない。」とした形態で、土師器の煮沸用窯の口縁部と同様な形状した形態をaとした。これに対して、頭部の屈曲が大きく腰の口縁部とも言える部分が水平に近い状態で開く掛け口をもつ形態をbとした。

B a形態は、京都府綾部市青野南遺跡S K8209、高田遺跡(遺物No.353(第3図-4))、新潟県真野町旗射崎遺跡(第3図-5)(報告書によると出土状況は農道下の表土を除去した時に検出したもので、遺構については明確ではないが一部に竈穴住居の床面のような硬化面を確認しているとされている。)、前橋市東前沖遺跡23号竈穴住居が該当する。青野南遺跡は7世紀前半、高田遺跡は6世紀代、旗射崎遺跡は、共伴する須恵器から奈良時代末~平安時代初期、東前沖遺跡は、共伴する土器から7世紀4~5四半期の年代が与えられている。

B b形態は、新潟県真野町若宮遺跡、新潟市の場遺跡(第3図-6)、兵庫県八鹿町朝倉遺跡が該当する。若宮遺跡との場遺跡から出土したものは、頭部から上部の開きが大きく、庇が貼付されていないが、朝倉遺跡から出土した個体は、体部が逆裁頭砕弾形を呈し、頭部から上部の開きがやや弱い。そして焚口の周囲に庇が貼付されている。このように若宮遺跡・の場遺跡と朝倉遺跡では、形態に違いがみられるため本来なら、細分をするべきであるが、ともに2例と1例しか確認できないため、今回は細分までには至らなかった。また、若宮遺跡や的場遺跡から出土したものには、庇の貼付や設けられた痕跡はみられない。

C形態は体部が裁頭円錐形や円柱状に近いが、掛け口下にわずかに外反する頭部を有する。加藤はこれを「掛け口が外反しながら立ち上がり、如意状を呈する。」としている。この形態は、古代山陰道に分布する形態で、他の地域ではみられない形態である。なお、この形態は、個々の個体で若干の相違はみられるが、大きな違いがみられないことから單一の形態とした。代表的なものは、鳥取県淀川町福岡ノ上遺跡S 105、鳥取市今在家下井ノ上遺跡溝S D40遺構外、米子市研石山1区S S04(古墳後期~末)、島根県安来市石田遺跡1~3土器溜り、石田Ⅲ遺跡I-S区S R01(出雲4期)、高広遺跡S X-01下層、松江市福富I 4 A区建物S B05、出雲市中野清水遺跡祭祀遺構、京都府福知山市石本遺跡上坑10(第3図-7)などから出土しているものがある。

こうしてみるとC形態は、丹波でもみられるが、その中心は岩橋(2003)や加藤(2005)が提示しているように出雲と伯耆にかけてであるとみられる。

D形態は、前記のように腰を転用した上で、焚口の部分を丁寧に打ち欠いて作成している。この形態は、千

葉県我孫子市日秀西遺跡009号竪穴住居(第3図-8)、柏市大井東山遺跡045号竪穴住居、神奈川県横浜市権田原遺跡B H41号竪穴住居(第3図-9)から出土したもののが該当する。それぞれの年代は、眞の形態から日秀西遺跡が6世紀後半、大井東山遺跡が古墳時代後期、権田原遺跡は7世紀前半で想定される。なお、権田原遺跡では転用竪形土製品が眞の脇に据えられた状態で出土しており、その脇からはこの転用竪形土製品の口径とほぼ同じ胸部をもつ眞が出土しており、セット関係が窺えるとのことである。また、日秀西遺跡009号竪穴住居からは図示されていないが、竪形土製品の破片が出土しているとのことである。

こうした有頭-D形態の出土は、D形態が出土した地域にも有頭-A~C形態が導入されており、この形状をもとに土師器表を加工したことが窺える。

成整形について

竪形土製品は、幅の広い粘土紐を巻き上げて裁頭円錐形なり眞の上半部に形成し、外面はハケ目状やヘラ状工具、内面は同様な工具かナデによって内外面から輪筋痕を消し整えている。この際、当然内面は外面に比べて簡略な整形で済ませてしまうもののが存在する。持ち手としての把手はハケ目が施されているものがみられるところから成形の段階で貼付されている。また、その後逆U字状なり長方形状に焚口を開け、付け広形態では焚口の周囲に庇を貼付、曲げ広形態では焚口上部をやや外側に反らせるとともに粘土紐を貼付して庇を形づくる。さらに背面に煙り出し用の孔を開ける。なお、煙孔の穿孔は最終段階ではなく、成形の段階で行われたとみられる。

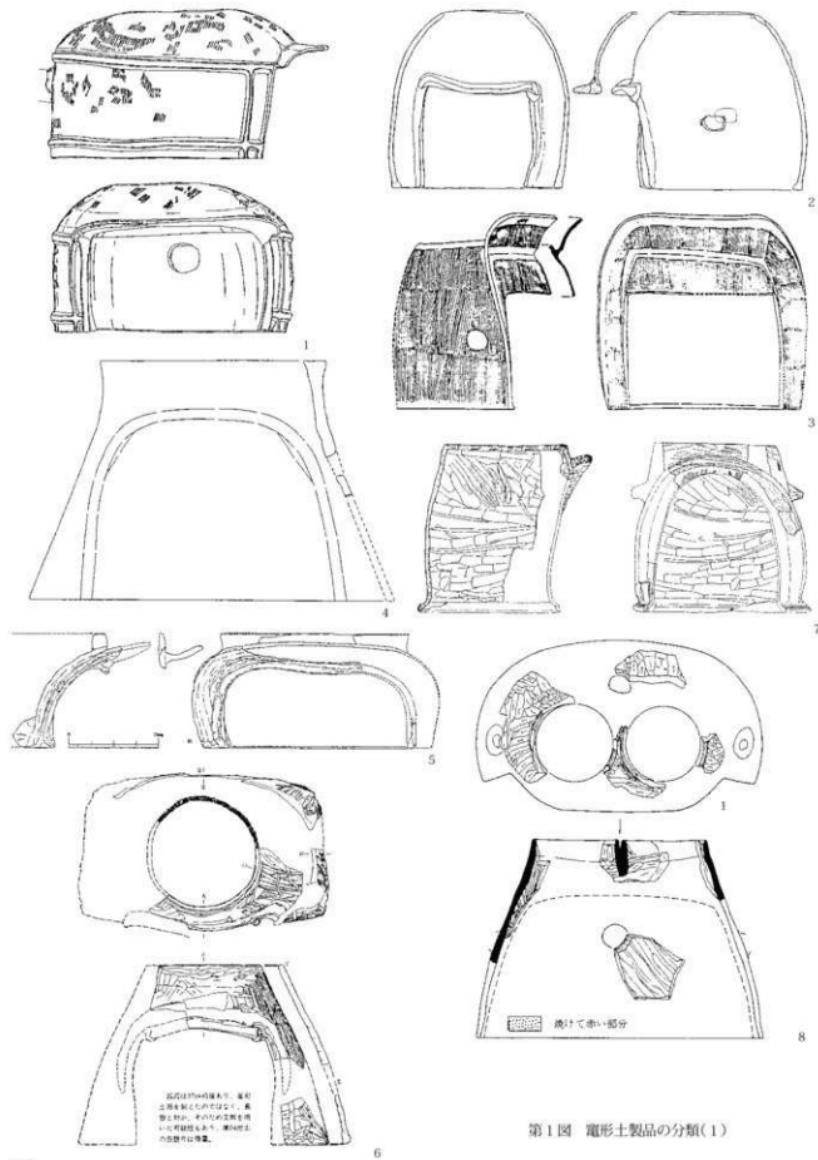
ここで注目したいのは、成形では粘土紐をどちらから巻き上げるかである。多くは、基部に平坦面を作っていたり、幅広い状態であることから基部側から粘土紐を巻き上げて成形しているが、相模の竪形土製品には掛口側が平坦で一部には木葉痕が残る個体がみられるところから、掛け口を下にして粘土紐を巻き上げ成形していることがわかる。上縦や下縦など房総地域でみられる無頭一掛け庇B d形態は基部の形状が須恵器高杯などの脚部と同形態であることから、これも掛け口側を下にして作成したことがわかる。また、無頭一掛け広形態にも基部下位が外反する形態がありこれも掛け口側からの作成が窺えるが、現状では明確にできていない。

整形は、竪形土製品が造り付け眞とともに朝鮮半島より導入された5世紀代の土師器表整形と同様にハケ目によるものが一般的であるが、年代が下るとともに関東地方では眞胸部整形がハケ目からヘラ削りに変化するようにな形土製品にも同様な変化がみられるものが出現する。その代表的な地域に上野があるが、この整形については広く導入されておらず、古墳時代以降の伝統的な整形技法を維持する竪形土製品が圧倒的な割合を示し

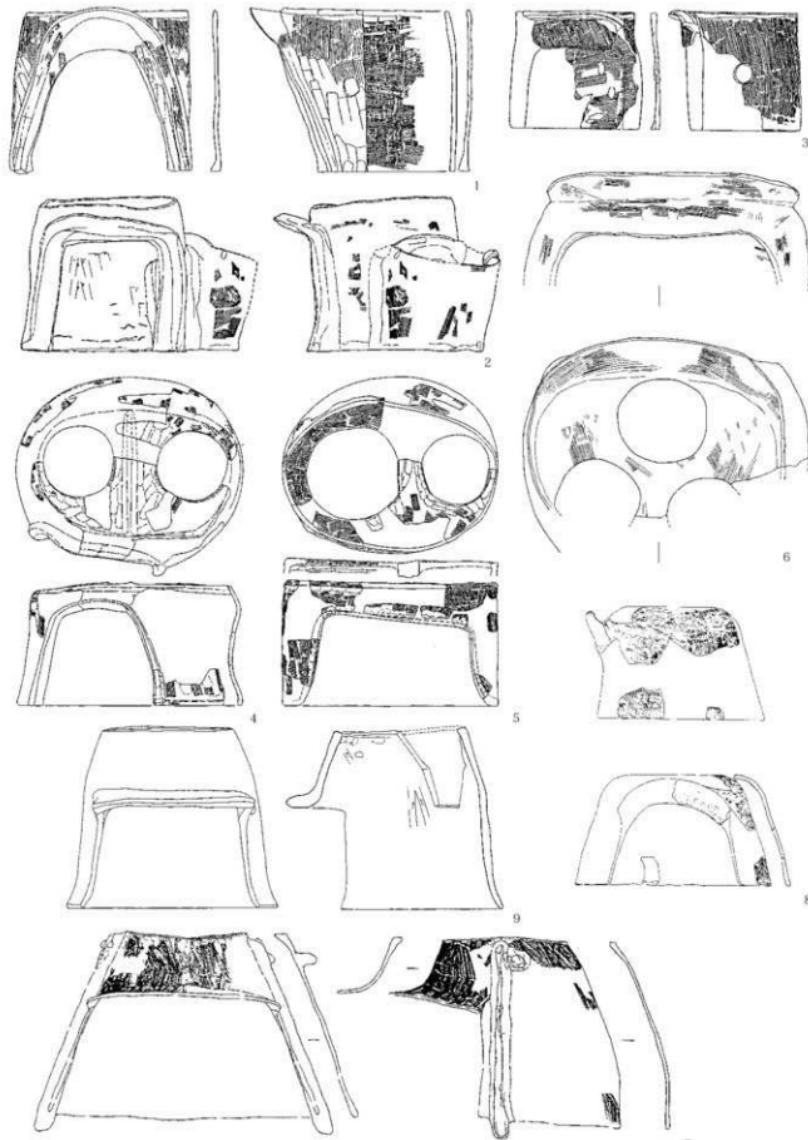
ており、外観にも竪形土製品のあるべき姿を求めるなど特殊性が窺える。なお、上野以外で竪形土製品にハケ目以外の整形方法を導入しているのは、出羽の三軒屋物見台遺跡、信濃の屋代遺跡群1号竪穴住居、武藏の埼玉県上里町中堀遺跡遺構外、八潮市八條遺跡4号竪穴住居、東京都多摩ニュータウン遺跡群No.818遺跡H2竪穴住居、No.206遺跡H6竪穴住居、上総の永吉台遺跡、伯耆の鳥取県名和町名和中畠遺跡竪穴住居4、米子市石州府第4遺跡遺構外をはじめ山陰地方の一部など一部でヘラ削り、ヘラナデによって整形された竪形土製品がみられるが、現状では、一部地域で例外的に作成されたものとの理解できる。上野をはじめとする関東地方から出土したヘラ削りやヘラナデによる竪形土製品は、8世紀代以降の遺構から出土している。上野以外では、9世紀以降の遺構からの出土が多い。なお、三軒屋物見台は6世紀、名和中畠遺跡は共伴する須恵器からT K217併行期7世紀前半で比定されている。これらヘラ削りやヘラナデによる整形の竪形土製品は、無頭一掛け広形態に分類されるものである。また、石本遺跡出土No.199は、大部分がヘラナデであるが基部にハケ目が残ることからハケ目整形後にヘラナデが行われたとみられる。なお、同遺跡からはハケ目整形がそのまま残る個体も出土している。

以上、成整形の状態を概観したが、成形では基部からと掛け口から粘土紐を巻き上げての2通りの方法がみられる。整形は石本遺跡出土No.200にみられるハケ目ヘラナデ整形もみられるが、基本的には、ハケ目によるものとヘラ削り・ヘラナデによる2通りの方法であるが、ハケ目による整形が主流で、煮沸具がヘラ削り整形を取り入れた地域でもハケ目を取り入れていることから、竪形土製品では外見も伝統的要素が重視されていたとみられる。

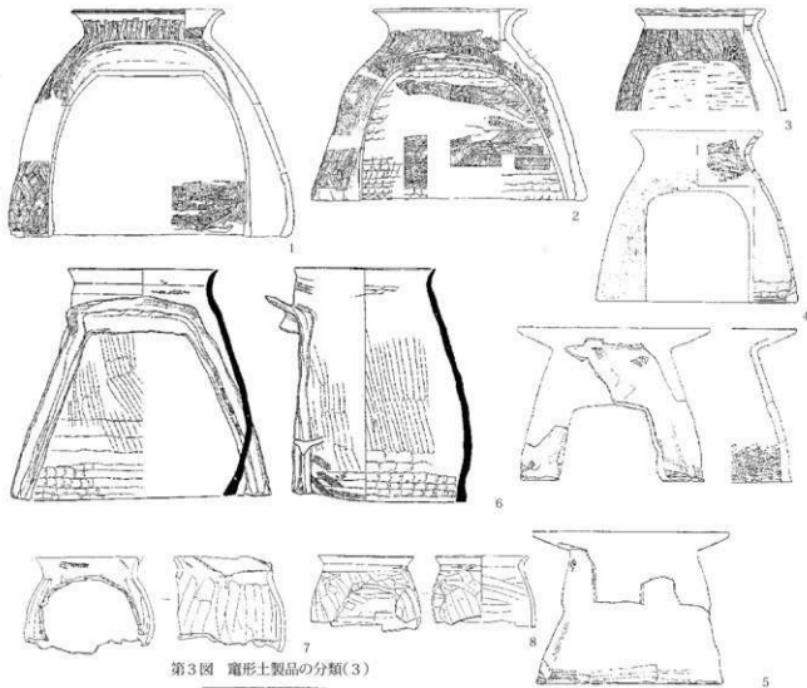
竪形土製品は、多くの地域で初期の整形を継承して外面をハケ目による整形を施しているが、そうした中で、大阪府四條緑市部屋星遺跡、千葉県佐倉市内田端山越遺跡(第4図)、宮城県多賀城市市川橋遺跡S D277、287、整地層から出土の一部には須恵器の技法である平行叩きやアテ貝痕がみられる。部屋星遺跡では大量的竪形土製品が出土し、藤田(2009)によると整形もハケ目、ナデ、平行叩きが存在することことであり、数値化した中ではハケ目と平行叩きが同数とここでは希少な整形でないとみられる。こうした状況は、前記の伝統的要素を重視する点とは異なる。房総地域では、須恵器の技法による竪形土製品は、内田端山越遺跡以外ではみられないため不確定要素が強いが、この地域では須恵器と土師器が同一工人によって製作され、焼成の違いで分類されることが知られていることから、須恵器工人によって製作された可能性が強い。部屋星遺跡や市川橋遺跡から出土した竪形土製品の一部に須恵器の技法が用いられた要因については今後の課題としたい。



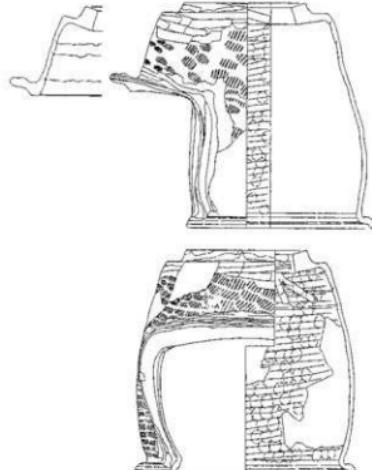
第1図 電形土製品の分類(1)



第2図 竜形土製品の分類(2)



第3図 竜形土製品の分類(3)



第4図 須恵器技法による竜形土製品

3 分類から見えたこと

各分類を見ると無頸-付け底B a形態のように広範囲、幅広い年代から出土している形態もあるが、出土する年代や分布が限定される形態も存在する。それぞれの形態について概観すると以下のとおりである。

無頸-付け底形態 A a・b・cをみると出土数が少ないこともあり、確実性に乏しいが、A a形態は竜形土製品が導入された初期段階のもので6世紀代までしか存在しない形態である。なお、分布については伏尾跡と園第6遺跡の2点しか出土例がみられないため言及できないが、西日本の狭い範囲で使用された可能性は高い。

A b形態も5世紀後半代には出現しており、古墳時代7世紀まで作成・使用されていた可能性が高い。なお、分布は山陰、四国、畿内、北陸、関東、東北と広範囲から出土しており、竜形土製品の普及を考えるうえで重要な形態である。

A c形態は、A b形態に続く形態とみられるが、これも出土例があまり多くないが、難波宮下層や大和川今池遺跡など畿内に集中している。難波宮下層では全体がわからぬが数点の出土が見られる。このA c形態は、6

世紀後半から7世紀に比定されるものが大半で、善慶寺早道場遺跡も8世紀第1四半期であることから、ほぼこの時期に集中して使用されて形態とみられる。また、各地にこのA c形態に分類できる可能性がある個体がみられるが残存状態が不良のため確定できておらず、今後の出土例を待ちたい。

無頸一付け庇B形態では、a形態が存続期間も長く、分布域ももっとも広範な形態である。a形態として取り上げたなかにも四之宮下郷遺跡で出土した個体のように地域色を見出せるもののが存在している。これは、東国での畿内系土器の様相と同様で、導入当初は、導入された竈形土器製品を忠実に模倣しているが、年代が下るとともにその地域独特の製品が作成されていくようになるともみられる。

B bは、分類の項で記したようにこれに使用する甕や鍋が想定できない形態である。こうしたことは、竈形土器製品そのものが簡略化し、実用性を求めるものへと変化した可能性が窺える。しかし、これらの竈形土器製品が出土した遺構を見ると比較的律令制の初期8世紀代の遺構が含まれていることから言及は避けたい。

B c形態は、分布が上野に限られる形態である。なぜ、このような形態が出現するのかや疑問な点があるが、古代初期における上野の重要性から規制が緩和された結果と想定される。

B d形態も分布が限定される形態である。分類の項で記したように上総・下総の二国に限定される。

C a形態とC b形態も一部離れた地域での出土も確認されるが、分布の中心は相模と甲斐が中心である。また、C c形態とした掛け口を複数設けた形態も遠江にあたる西畠屋遺跡、下滝遺跡と3口のものとして掛津にあたる讚良郡条里遺跡のものでは、やや形態が異なることからそれぞれ地域独特な形態と見ることができる。

無頸一曲げ庇形態 この形態は、分布が比較的偏っており、畿内、太宰府、斎宮、多賀城を中心とした地域と長門、三河及び遠江にまとまつた分布をみることができる。太宰府や多賀城では、付け庇形態と曲げ庇形態が併存しているが、斎宮では曲げ庇形態だけである。また、三河は、岡安(1997)の集成では庇の状態がわかるものとしては13例があげられているが、そのうち11例は曲げ庇形態とされている。

有頸形態 この形態は、分類の項で記したように日本海側の山陰から北陸に集中し、一部上野などでも分布をみることができる。そして、山陰や北陸では、初期の形態とみられる無頸一付け庇A a形態が國第6遺跡や同じく無頸一付け庇A b形態が守家遺跡から出土しているが、客体的な存在である。山陰地方の竈形土器製品についてまとめた加藤(2005)によると無頸形態は石見や出雲では出土例がみらないとのことである。これに対して伯耆西部

では6世紀中葉から、東伯耆や因幡では5世紀代から無頸一付け庇形態が出土し、有頸形態の出土が少ないとされている。北陸では竈形土器製品の出土例自体も少ないが、佐渡では有頸-B形態が主体をなしている。この有頸は、山陰・北陸以外では上野の大道東遺跡でA a形態、東前沖遺跡でB a形態が出土している他に相模国府城の六ノ城遺跡からも掛け口が外側に肥厚するため掛け口下が頸部状を呈する個体が出土しているだけである。

また、土器器表を転用したD形態の存在は、成形の項で記したように竈形土器製品が従来の形態や外觀に固執している点がみられることから、他のものを転用するとしたなら円筒状の形態を呈する円筒埴輪や象形埴輪などの基部を用いるほうがより近い形態のものが得られると思定されるが、敢えて土器器表を転用したことは、前記のように相模や武藏、下総など関東の東海道諸国にも有頸形態の竈形土器製品が存在した可能性がみられる。

分類からみえた地方色

分類ではわずかな出土例しかないものも対象としているため、今後の出土例が増えることによって変化する可能性はあるが、現状では以下のことが言える。

大分類では、山陰の石見と出雲、北陸の越後では、無頸形態がみられず、有頸形態だけであることが特徴的である。中分類では、付け庇形態が大分類であった地域を除く全国で展開するのに対して曲げ庇形態と有頸形態は広範囲ではあるが、地域が限定されることがわかった。これに対して小分類の形態では全国に展開する無頸一付け庇B a、広域に展開する無頸一曲げ庇A a、有頸-A、有頸-C形態に対して地方色ともいえる形態が存在していることである。この地方色も複数の国域を単位とするものや一つの国域を単位とするものが存在する。複数の国にまたがって出土例がみられるものには、付け庇形態のB d、C a、C c、曲げ庇形態のA b形態である。これに対して單一の国域だけでの出土は、付け庇B c、B d、C c形態の2口の掛け口を有する個体があげられる。

こうしてみると地方色の強い形態は、東海の三河、遠江と関東地方にみられることがわかる。また、この地域では、付け庇-B aで細分までは至らなかった梵口上部が直立気味に立ち上がる形態も相模に限定されている。

こうした様相は、古代の土器と同様に畿内やその周辺では本来の形態に忠実に作成されている。これに対して畿内から離れた地域では基本的な形態は模倣されるが、細部では独自の形態のものが作成されるようになったとみられる。こうしたことは、形態だけでなく、成形においても成形で掛け口側から作成されたり、整形がハケ目ではなくヘラナデで行われたり、須恵器の技法が取り入れられたりすることにみられる。

4 出土遺跡・遺構から

本来なら竈形土製品の出土遺跡、遺構、出土状態について例挙しなければならないが、今回本稿を起こすにあたり、研究史で取り上げたように竈形土製品についての考察が掲載されている報告書や研究史が多く存在していた。その結果、一遺跡で遺物の中で竈形土製品が占める比率は低いが、全国の出土例も膨大な数であった。そのため、ここでは頁数の制約もあるので一覧については別の機会に提示したい。

竈形土製品を出土した遺跡では、難波京や平城京などの都城や大宰府、斎宮などの中央官衙、中央に直結する官衙ではまとまった数の出土がみられる。また、地方官衙でも多賀城やその周辺では多賀城跡3点、多賀城廃寺1点、高崎遺跡1点、市川橋遺跡26点、山王遺跡3点の計33点、相模国府及び国府域では湘南新道関連遺跡だけでもから150点が出土し、国府域全体では300～400点の数に及ぶとみられる。しかし、こうした事例は、佐渡国府遺跡で実態は明確ではないが、真野町若宮遺跡、射旗崎遺跡、下国府遺跡など数遺跡から数点の出土例がみられるだけである。この他の国府や国府域では、上野府について国府域とみられる範囲をみても元総社薗海遺跡群と鳥羽遺跡からの2点、郡家や城柵官衙でも宮城県伊治城で2点などの出土例をみるとできないようには、ほとんどの国府や郡家など地方官衙でもまとまった出土をみるとできない。逆に官衙以外でもまとまった数の出土する遺跡がある。この代表的なものに大阪府四條緑市蘆屋北遺跡100点以上、寝屋川市讃良郡条里遺跡群14点以上(報告書VII・IXの計による)、愛知県豊田市江古山遺跡では30点以上、梅坪遺跡28点、千石遺跡21点、岡崎市矢作川河床遺跡20点、山梨県御坂町二之宮遺跡12点以上、山梨市日下部遺跡8点、袖ヶ浦市永台遺跡では西寺原地区12点、遠寺原地区5点の計17点、鳥取県東伯町八橋第8・9遺跡11点、西伯町福成早里遺跡5点、島根県八雲村前田遺跡29点、出雲市中野清水遺跡8点、石川県富来町高田遺跡7点とまとまって出土している遺跡が数少ないがある。しかし、このような竈形土製品がまとまって出土した遺跡のほうが少なく、単独または2～3点しか出土していない遺跡のほうが圧倒的である。また、多くの竈形土製品を出土している遺跡でも集落遺跡では一遺構から出土する個体は多くなく1個体から2～3個体にとどまり、遺構の時期差を考えると同時期に存在したとみられる竈形土製品はわずかであったと想定される。しかし、長期にわたって継続する集落でも竈形土製品を全く出土しない遺構が存在しており、この竈形土製品の出土例の違いには何らかの背景が存在したと考えざるを得ない。

竈形土製品を出土した遺跡からその性格を概観すると、郡北遺跡や讃良郡条里遺跡群のように造り付け竈に取り

付けるU字形付属具などの出土から渡来系集団の居住地と想定され、竈形土製品もこの集団が持ち込んだとされる集落以外では、神社や寺院など宗教施設や祭祀行為が行われた遺跡に関する遺跡が明確に位置付けられる。

神社遺跡としては島根県青木遺跡や新潟県真野町下国府遺跡がある。

青木遺跡^[10]は、8世紀から9世紀前半にかけての社殿と想定される3棟の2間×2間の純柱建物などを区画施設が検出され、この施設や周囲より神像や絵馬、木製形代や火葬白等の祭祀具が出土し、神社遺構と判断されている。竈形土製品は、社殿を囲む石積の区画内から出土しており、その多くは破片での出土とされる。

下国府遺跡^[11]は、9世紀代と考えられる溝で区画された内部に3間×2間の同一規模の掘立柱建物が並列して検出されている。こうした配置をもつ遺跡としては千葉県千葉市荻生道遺跡があり、このような施設の事例としては、大阪市住吉神社第三本宮と第四本宮が並列に配置されていることから神社遺跡と想定されている。竈形土製品については報告書に出土の記載がある。

寺院遺跡としては十三宝塚遺跡や多賀城廃寺から出土例がみられる。十三宝塚遺跡は、台形状に回廊が廻り、内部に基壇を設けられている。多賀城廃寺は、多賀城の南東に位置する金堂、講堂、塔、回廊などを有する大規模な伽藍配置がみられる。

祭祀関連では、土器集積、河道や溝などがみられ、土器集積では、石川県高田遺跡や島根県中野清水遺跡^[12]、河道や溝では前田遺跡、愛知県矢作川河床遺跡、静岡県浜松市西畠屋遺跡、井通遺跡、群馬県富岡小舟遺跡、前橋市二之宮洗橋遺跡、山形県貝見台遺跡などをあげることができる。

高田遺跡^[13]は、能登半島の西部、海岸から1kmほど内陸に入った独立丘に立地する遺跡である。竈形土製品は石製子持勾玉、アホウドリ骨製垂飾、鹿角製鏃子、手捏ね土器等の祭祀具と鉄鎌、刀子と古墳時代5世紀後半から6世紀にかけての土師器・須恵器が集積された祭祀遺構から出土している。

中野清水遺跡^[14]は、斐伊川の左岸、斐川平野の沖積地上に立地する土器集積を中心とする祭祀遺跡である。祭祀行為は6世紀後半から9世紀にかけて行われている。祭祀は、6世紀後半から7世紀前半の在地型、7世紀後半から8世紀前半の在地型祭祀に律令祭祀が加わり始めた段階である。在地の小共同体の祭神が律令国家の神祇制度の中に組み込まれた段階、8世紀以降の在地の祭祀の要素が薄くなり、より律令祭祀の色彩が強くなる時期に分類されている。竈形土製品は、在地型、在地型に律令祭祀が加わりはじめた段階の祭祀に伴うとされている。

前田遺跡^[15]は、意宇川支流の旧河道で水辺の祭祀が行われた遺跡とされている。祭祀具とみられる出土遺物

には、瑠璃製や水晶製をはじめ泥岩製勾玉、木製椎大刀柄、木製農具、紡績具、木製琴、火鑽臼等の器物、木製槽、手捏ね土器、6世紀代の大量の土師器・須恵器や建築部材と竈形土製品が出土している。そして竈形土製品は発火具の火鑽臼とともに穀物加工の杵、製塩土器、楕、甕などと祭祀の場で食物を加熱調理に使用されたとされている。

矢作川河床遺跡は、旧河道の遺跡であるが、墨書き土器、鳥形・刀形木製品などともに竈形土製品が出土している。

明確な遺構としては捉えられないようであるが、出土した墨書き土器や木製品から祭祀に使用されたものが流されたか河道に堆積したとみられる。なお、竈形土製品の中には内面に煤や炭化物が付着したものがあり、前田遺跡で提示されたような祭祀の場での調理が窺える。

西畠屋遺跡^[15]は、古墳時代後期から奈良時代にかけて河道で大量の土製品や土器や鐵製刀子などを使用した祭祀が行われた遺跡である。祭祀具とみられる出土遺物は、100点を超す土製馬形、土製人形、支脚、皮袋形土製品、内面底部に突起を有する特殊な鉢状土器、手捏ね土器をはじめ大量の土師器・須恵器の供膳具・貯蔵具・煮沸具と無頭一付け形態C cの掛け口を2孔有する竈形土製品が出土している。竈形土製品や煮沸具には使用された痕跡がみられるものと全く使用された痕跡がみられないものがあることから、前田遺跡と同様に祭祀の場での調理も想定されるが、直接祭祀具として使用されたものも存在するとしている。この祭祀については、伊場遺跡との比較研究から都家周辺または一般集落でとりおこなわれた祭祀と位置付けている。

井通遺跡^[16]は、浜松市細江町、浜名湖北西部に位置する。この遺跡では弥生時代～中世にいたる集落とともに奈良時代には、遠江引佐郡家連施設が造営され、溝岸機能を有する「郡津」、宿泊供給施設の「館」として展開している。竈形土製品は奈良時代から平安時代初期の大量の供膳具や甕や陶瓶、墨書き土器、土馬、陶馬を出土する溝S D3004から出土している。溝S D3004は、大溝に接する区画溝で土馬・陶馬などの祭祀具の出土から、区画ごとに異なる祭祀を行ったと捉え、場所は区画の境となる区画溝で執り行つたと理解される。港湾施設として物資・人が集散機能を考えると、穀・罪・疫病が招入しやすい環境にあると考えられ、人面墨書き土器や土馬、陶馬による祭祀行為によって、施設内への穢れなどを取り除く祭祀が行われたといいる。

富岡小舟遺跡^[17]は、古墳時代後期から平安時代にかけての集落と河道とみられる大溝が検出されている。竈形土製品が出土した29号溝からは8世紀から9世紀代を中心とした須恵器の杯蓋・身・楕、高盤、長頸壺、短頸壺、横瓶、甕などと土師器杯、甕、手捏ね土器、土鍤などが出土し、供膳具には「野田」、「子野」、「万」など墨書き

されたものもみられた。報告書では、大量の供膳具や竈形土製品、墨書きの存在から祭祀や儀礼行為に伴う供膳具がこの大溝に投じられたとしている。

二之宮洗橋遺跡^[18]は、6世紀から8世紀にかけての集落と窪地や河道が検出され、窪地や河道から7世紀から9世紀にかけての供膳具や貯蔵具、煮沸具、円面鏡、竈形土製品の破片が出土している。そのうち、土師器や須恵器の杯には「芳郷」、「郷」、「厨」、「舟」、「大」、「中」、「得万」などが墨書きしたもののがみられた。報告書では、遺跡の性格について言及していないが、東国での墨書き土器の性格や河道に大量の土器を投じた遺跡などを比較すると祭祀に関わる行為が行われたことが窺える。

物見台遺跡^[19]は、山形県東部の山形盆地内の微高地に立地する。調査では、6世紀代の堅穴住居と河道(報告書では大溝 S D15)が検出されている。河道は100年間ほどの間に数回の洪水に起きているとされる。この河道からは6世紀代の大量の土師器・須恵器の供膳具・貯蔵具・煮沸具とともに手捏ね土器、土製玉、管玉、石製紡車、石製模造品、砥石、磨石、凹石と無頭一付け形態A bの竈形土製品が出土している。竈形土製品は、外側よりも弱いヘラナデによるとされている。

河川や溝からの竈形土製品の出土については、平城京や長岡京など都城や畿内では、ミニチュアの竈形土製品を使用した祭祀が多く見ることができる。

平城京で運河機能を果たしていた東堀河の左京八条三坊九坪や左京八条三坊坪境小路側溝 S D1155や京の南で下ツ道が河川を渡河する橋脚が設置された地点の稗田遺跡などをあげることができる。平城京では、こうした河川や側溝に大量の土器とともに人形や土馬、ミニチュアの竈形土製品、人面墨書き土器が出土しており、祓いなどの祭祀が行われたとされている。

こうした状況は、古墳時代と律令時代では河道や溝に竈形土製品を投じる祭祀のあり方が変化していると考えられる。その背景は、金子裕之(1985)^[20]が指摘している「模型カマドは平城京の13カ所から出土し、そこでは土馬や人面土器など、祓い関係の遺物と伴うことをみると、竈神を祭めるための捧げ物とするよりも、逆に破損して、竈神の動きを封じ込めようとしたものではないだろうか。竈そのものはすでに古墳時代に伝来しているのだが、祓いの目的で模倣カマドをつくることは8世紀にみられることがあるから、この頃改めて祓いの概念が伝わった解釈するのか、あるいは前代の古墳副葬の習俗が姿を変えて廃ったと解するのかいずれかであろう。」と指摘しているが、道教の伝来が7世紀代とされていることをふまえると前者の「あらためて祓いの概念が伝わった」と考えたい。

竈形土製品については、宗教関係遺跡や祭祀関連遺跡、官衙関連だけでなく集落遺跡からも出土しているが、集

落遺跡では、竪穴住居、土器集積、加工段、性格不明遺構、遺構外など多岐にわたる遺構から出土し、その状態や状況は千差万別である。こうした中で数多く出土例がみられる竪穴住居を中心に検討を行う。

集落遺跡、特に竪穴住居から出土した竈形土製品については、稲田(1978)が示した別火の信仰による用具との指摘があるが、実際の使用はどのような状態であったのか解明されてない。こうしたなかで、使用されていた状態や置かれていた状態がわかる出土例が数少ないがみることができる。

出土例としては、福島県いわき市小茶円遺跡、茨城県那珂川町森戸遺跡、湘南新道関連遺跡六ノ域遺跡、江古山遺跡、名和中畠遺跡、鳥根県益田市久城西I遺跡などをあげることができる。

小茶円遺跡では、遺構外のK58グリッドとから基部が正位と置かれた状態で出土し、上部も破片で出土している。出土位置は下位に竪穴住居が存在するが埋没後で当時の生活面とみられる層位の浅い窓みに竈形土製品を据えたとみられる。また、J16グリッドからは上半部だけの出土であるが、出土位置からは焼土が確認されており、報告書では使用状態を示すとされている。

森戸遺跡¹¹³⁾では、10世紀中葉に比定される造り付け竈が構築されている29号竪穴住居から出土した竈形土製品が据え置かれた状態で出土していた。竈形土製品は、竪穴住居北東部の床面に基部が床面に接してあり、正位で置かれた状態であった。このため、後世の耕作によつて上半部が欠損した状態であるとされている。

湘南新道関連遺跡六ノ域遺跡(第5図)¹¹⁴⁾では、10世紀末から11世紀前半に比定される(2・3区)N H27号竪穴住居から正位で据えられていた竈形土製品が出土している。竈形土製品は床面とみられる位置に据え置かれた状態で、上半部は森戸遺跡戸と同様に欠損した状態であった。また、竈形土製品の内側には使用状態を示すように焼土塊が確認されている。しかし、この遺構について調査担当者は、遺構の記載の項目で「遺物集中の範囲には暗褐色土の広がりがみられたが、プランの見え方や壁の立ち上がりは決して明瞭では無い。遺構としての規模も小さく、本来は「遺物集中」・「カマド(状)遺構」として報告すべきかもしれないが、置きカマドの出土状況とその内側の焼土塊の存在から使用時の状況を留めていると判断し、差しあたり「住居」として報告する。」と記述し、竪穴住居以外の遺構の可能性を示唆している。

江古山遺跡では、7世紀末葉の性格不明遺構S X03から竈形土製品が原位置を示している。この遺構は7世紀中葉の造り付け竈が構築されている竪穴住居S B04と重複しており、底面は平坦であるが、形状は不整形を呈するものである。竈形土製品は、竪穴住居S B04との重複する際の底面から潰れた状態で出土している。なお、竈

形土製品の周囲からは大型の皿、煮沸用の甕が出土しており、この遺構で使用されていたと想定されている。また、編集者は、遺跡が6世紀代の古墳群と7世紀から8世紀代の集落が隣接して確認されていることから「本遺跡の竈形土製品は、古墳を前にした祖靈崇拜の祭祀などに用いられた可能性がある。竈形土製品の破片が強い被熱痕跡を残していないことからも、これが墓前において冥界の食物を調理し、後に古墳周囲などに廃棄した状況を物語っているのではないだろうか。」としている。

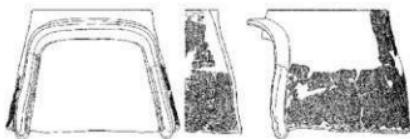
古墳に対する祖靈崇拜の祭祀については、否定的な議論も存在するが、ミニチュアの竈形土製品がもつ「黄泉戸喰」の性格や今日では古墳の前部庭での墓前祭事が行われていたことが論じられていること、江古山遺跡では竈形土製品が古墳周囲などからも出土していることから祖靈崇拜の祭祀とは無関係ではないと考えられる。

名和中畠遺跡(第6図)¹¹⁵⁾では、古墳時代終末期、陶邑須恵器編年T K217形式に平行する時期に比定される竪穴住居4から出土した竈形土製品が原位置を示している。この竪穴住居は、床面のほぼ中央に地床炉が設けられている。竈形土製品は北東角に近い床面に潰れた状態で出土している。竈形土製品の下からは焼土が確認されており、内部には煤が付着しており、さらに焼土とその周間にかけてはわずかな窓みが認められることから、竈形土製品をしっかりと据えるためとしている。

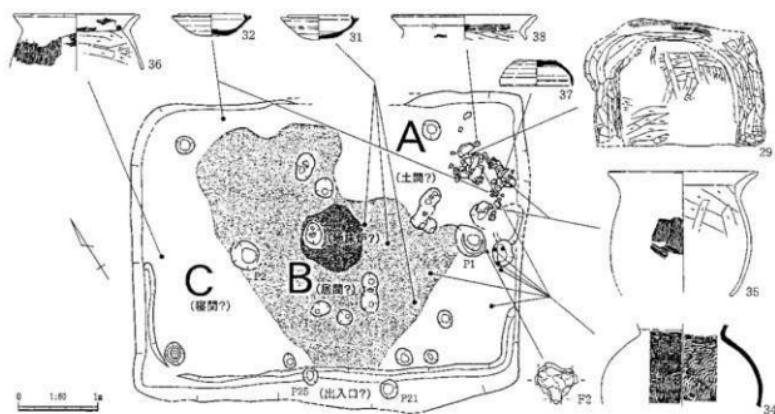
使用状態からは、竪穴住居内での使用が認められるが、竈形土製品を出土した竪穴住居の内部で炉などの火炎を除く焼土が確認できたものは名和中畠遺跡以外ではみることができない。こうした事例から竈形土製品は原則的に屋外で使用され、屋内で保管されていた可能性が高いことを示しているとみられる。

久城西I遺跡(第7図)¹¹⁶⁾は古墳時代前期から後期にかけての遺構が重複する複合遺跡である。遺構は、竪穴住居・溝・急斜面に造成された加工段などが検出されているが、竈形土製品が出土している遺構は、後期の加工段である。使用状態がわかる遺構は、加工段Iである。この加工段は斜面を造成して平坦面を造り、斜面側の周囲に溝を設けている。竈形土製品は、斜面に近い床面から出土し、多くの破片が出土しているが、風化が進んだため接合するには至っていないようである。また、出土位置に隣接する地点では焼土も確認され、この遺構での使用が窺える。また、同様な加工段7でも竈形土製品が出土しているが、加工段7では、焼土からやや離れた溝からの出土である。なお、竈形土製品が激しい風化をした状態であるが、この加工段には上屋が存在していないかった可能性が高いとしている。

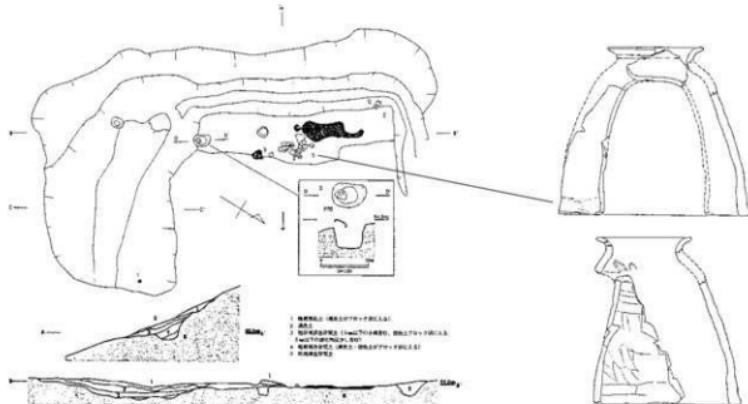
こうした使用状態の事例をみると湘南新道関連遺跡N H27号竪穴住居や名和中畠遺跡竪穴住居4など竪穴住居内部での使用例も確認されているが、湘南新道関連遺跡



第5図 湘南新道関連・六ノ城遺跡



第6図 名和中畠道路



第7図 久城西1遺跡

N H27号竪穴住居については遺構そのものが竪穴住居出るかについて疑問視されており、屋外で使用した後、一緒に使用した土器とともにそのまま置かれた可能性が窺える。

次に各遺構種にみることにする。竪穴住居内部から竪形土製品を出土している遺構は、畿内を除く各地でみることができる。その中で竪形土製品の残存率が比較的良好で床面上から出土したものは、先の森戸遺跡の例にみられるように竪穴住居の床面からであるが、焼土痕など内部で使用した痕跡が認められない事例が多く、竪形土製品がどのようなに使用されたかが課題である。また、森戸遺跡では竪穴住居の壁際ではなくやや壁から離れた位置からの出土で、こうした例は、群馬県甘楽町善慶寺早道場遺跡19号竪穴住居、市原市坊作遺跡231号竪穴住居、佐倉市内田端山越遺跡18H A5号竪穴住居なども同様である。なお、善慶寺早道場遺跡19号竪穴住居は当初 $3.8 \times 4.7\text{m}$ 四方の床面を有していたが、その西側 3.0m 四方だけに縮小しており、縮小した部分は礫を積み上げている。竪形土製品は、改築される前の造り付け竪の前から出土しており、竪穴住居を縮小する際に埋め戻されたとされている。

このように集落からの竪形土製品の出土状況をみると竪穴住居屋内の使用は、ごく稀で使用自体は屋外で行われ、保管は竪穴住居内部におかれていったとみられる。その保管も日常の供膳具などとは異なる様相がみられる。竪穴住居の床面から竪形土製品が出土する状態は、稻田(1978)が示しているように別火の信仰と結びついた用具であったり、狩野敏次^{注30}が「貧窮問答歌」について從来の解釈と異なる解釈を示しているような祭祀具であったとしても竪穴住居の中央ではなくとも壁から離れた位置に置かれていることは、一般的に解釈すれば保管された状態とは言い難く竪穴住居からの出土状況は現在のわれわれにとって理解しがたいものがある。

そうした中で竪穴住居の造り付け竪からの出土例は、当時の竪神信仰とのかかわる事例として理解できる。造り付け竪からの出土例としては、愛知県江古山遺跡竪穴住居 S B50カマド1、山梨県山梨市下部遺跡9号竪穴住居、一宮町北堀遺跡16号竪穴住居、八代町下長崎遺跡5号竪穴住居、神奈川県平塚市真土六ノ遺跡、六ノ城遺跡、四之宮高林寺、四之宮下郷遺跡、新明久保遺跡、千葉県袖ヶ浦市永吉台遺跡、群馬県高崎市下佐野遺跡4区43号竪穴住居、北原遺跡64号竪穴住居、雨唄遺跡25号竪穴住居などである。この中でも平塚市域の遺跡では新明久保遺跡で11点の竪形土製品が出土し、そのうち竪穴住居は6棟6点で造り付け竪からは3点、中原上宿遺跡では2棟2点、四之宮下郷遺跡では5棟3点、高林寺遺跡では4棟2点をはじめ六ノ城遺跡、調訪前遺跡などの竪穴住居造り付け竪から竪形土製品が出土している。また、永

吉台遺跡では11遺構から17点の竪形土製品が出土し、そのうち竪穴住居は10棟18点で造り付け竪からは6点に及んでいる。

造り付け竪から出土した竪形土製品では、日下部遺跡9号竪穴住居のように全体が復元できる個体は稀で、大部分は小破片である。竪形土製品が造り付け竪の構築材として使用された可能性も示唆されるが、造り付け竪の構築材に使用されている土器をみると焚口に使用されているものは甕の完形品が多く、天井部でも比較的大きな破片が使われている。造り付け竪から出土している竪形土製品は小破片が多くみられることや造り付け竪の底面や掘り方などからの出土もみられており構築材としての用途の可能性は低いことからも竪神信仰^{注31}との関係が想定される。

なお、竪穴住居から出土する竪形土製品は九州地方をはじめとし西国でも出土例がみられるが、竪穴住居の造り付け竪からの出土例は、三河、甲斐、相模、上総、上野など東国の一帯である。

集落遺跡では、竪穴住居以外に加工段や不明遺構、土器集積といった遺構がみられる。

性格不明遺跡としては、島根県安来市高広遺跡、江古山遺跡があげられる。高広遺跡では、II区S X01から竪形土製品が出土しており、焚口の一部を欠損しているだけで比較的良好な残存状態としている。この遺構は、 $8.8 \times 5.6\text{m}$ の不定形の範囲を掘り窪め、古墳時代後期の大規模な供膳具、貯蔵具、煮沸具をはじめ支脚、玉類などが出土しており、土器集積に近い状態である。

土器集積については、研究史の項で取りあげた本郷内遺跡があげられる。この他に、使用例で取りあげた湘南遺道関連遺跡N H27号竪穴住居も該当するとみられる。しかし、両遺構では性格が異なり、本郷内遺跡の土器集積では、竪形土製品が使用された痕跡はみられず、供膳具などとともに使用後に集積されたとみられるのに対して、湘南新道関連遺跡N H27号竪穴住居では竪形土製品が使用されたままの状態で残されていた。しかし、両遺跡とも9世紀以降の遺構であり、祭祀の形態も松尾(2010)らによって指摘されているように変化していることを考慮すると祭祀遺構の可能性も考慮する必要があるのではないだろうか。

遺跡での竪形土製品の様相を概観すると祭祀遺跡の项でみられるように古墳時代と律令期以降ではその背景が変化していることがわかった。古墳時代には、ミニチュアの竪形土製品が古墳などに副葬されるように黄泉の調理具や外来の調理具といった背景が強かったのが、道教の伝来とともに竪神の依代的なものへと変化したとみられる。律令期にも稻田(1987)や狩野(2004)が示した祭祀具や別火の信仰の対象としての機能や用途はあり続けるが、東国へ竪神信仰が伝わる中で、竪形土製品が祭祀

に使用される器財であることや本来はミニチュア竈が依然であることから変化して竈形土製品自体が竈神の依代として信仰の対象とされるようになったと考えられる。その結果、竈神の依代としての見方が東国での造り付け竈内に竈形土製品を埋め込むことにつながったと考えられる。

これは、水野正好(1985)^{注1}が「竈形代もまた大祓を飾る大事な文物であります。一般的な住居が造り付け竈をもつて対してまして漢人系氏族の中には『韓竈』と呼ばれる移動できるカマドが盛行していました。奈良時代、こうした竈のミニチュアが作られ「竈形代」となっています。竈神が年二度、天帝に家族のその間の功罪を報告するために上帝し、大過の場合には寿命3年。小過は寿命3日も縮めると中国では考えられていましたので、そうした上帝を防ぎ寿命を全うするために竈神を竈形代として作り出し、庚申三戸同様に徹夜して寝むらず種々の供獻をなして一夜を過ごすといった觀衆が我が國にも浸透しましたと見てよいのであります。奈良時代から庚申信仰が盛んになりましたが、竈形代自体も相似した慣習でありますし、中国の『抱朴子』には、竈神上帝・三戸上帝が並記されていることもあります。こうした中國の慣行が容易に我が國に導入されたのであると考えます。」と指摘していることが、東国では、庶民の間で竈形代を河川に流して祓うのではなく竈神の上帝を防ぐ手段として竈神の依代とした竈形土製品を造り付け竈に埋め込んでしまう行為に及んだと想定される。

以上、遺跡や遺構での竈形土製品の出土状況を検討したが、時代や地域によって異なる事例をみることができた。特に集落や堅穴住居での竈形土製品の出土状況をみると西国ではみられない竈形土製品を造り付け竈へ埋め込む行為がみられなど異なる状態がみられた。東国では東へ向かうほど古墳時代に位置づけられる竈形土製品の出土はわずかで、造り付け竈の普及とは異なり、竈形土製品を使用する行為が普及していない。東国への竈形土製品の普及は、道教による竈神信仰が伝来されたとみられる7世紀後半以降に竈神信仰が庶民の間に普及した結果といえる。竈神に対する信仰は、水野(1985)が指摘しているように人間の長寿・生への強い願望によるものと考えられ、この願望には貴賤による差はないことから広く竈神信仰が普及した結果ともいえる。東国における竈神信仰は、竈形土製品だけでなく支脚や墨書き土器などの使用例・堅穴住居廐窓時の造り付け竈の破壊行為など多岐に及ぶことが指摘されているが、造り付け竈への竈形土製品の埋納は、堅穴住居に生活する人々の竈神に対する信仰への身近な行為の一つであったとみられる。

竈形土製品を出土遺跡や遺構からみると結果的には、祭祀行為の中で使用されていたことになる。そして古墳時代と律令期、飛鳥時代以降では、都城だけでなく地方

においてもその性格が異なる。このことは、古墳時代には、竈形土製品が祭祀具としての要素が強いが、律令期以降には祓いなどの祭祀で形代や竈神信仰での依代としての性格が強くなったとみられ、その対象も相模や上総などでの國府周辺では広く庶民に広がっている。

こうした現象は、律令制による統治が進み中央集権化がなされいくとともに大陸からもたらされた文物の普及や浸透によって古代社会が変化していくことが一つの要因としているとみられる。

おわりに

竈形土製品については、多くの研究者によって論考や考察が行われているが、その対象地域が県内やその周辺地域に限定されることが多い全国を対象としたものが少ないことから、地域間の特色や用途の違いなどについて語られることが少なかった。今回、あらためて考える機会を得て、いろいろ見ていくうちに形態や出土遺跡・遺構などで東国と畿内・西国との竈形土製品について前述のように同様なこともみられたが、異なることもみることができた。西国の状況については資料の集成も一部にとどまり、十分な検討ができるていないため把握していないことが多くあると思われる。そのため記載したことが正しいか迷うところがある。祭祀については浅学のために十分な検討までは至らず、先駆の成果を引用した点が多いが、竈形土製品を使用した西国と東国でのあり方にについて多少はあるが提示できたと思う。

研究紀要のため頁数に制約がある関係で本来掲載しなければいけない出土についての一覧表や祭祀遺構での竈形土製品の出土状況図が提示できなかった。そのため、本文だけでは読み取ることができない状態も存在する点はご容赦願いたい。

また、やや雑駄なものになってしまったが、竈形土製品についての現状把握は行えたと考える。今後、各方面的方々からご批判やご教示をいただければと思います。謝辞 今回、竈形土製品について再検討するあたり、新潟県の資料を提供していただいた新潟県教育委員会山本肇氏とこの機会を与えていただいた当時事業団の諸氏には感謝の意を表します。

注

注1 竈形土製品の名称については、先(1988)に執筆した段階では「竈形土器」を使用したが、その使用法をみると「器」には違和感があるので「土製品」とした方が適切と判断し、大過東遺跡での報道資料、考察ではこの用語を使用している。なお、2015年に群馬県埋蔵文化財調査センター発掘情報館最新情報展では、一般向けの展示であることをから「置きカマド」を用いた。

注2 財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団編集1988「財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団立10周年記念叢書」に古根

注3 鳥田真彦1928「本邦古墳発見の竈形土器」『歴史と地理』22巻5号山川出版社

注4 小林行雄1949「黄泉ノ門」『考古学集刊』第2冊東京考古学会

- 注5 水野正好1982「電形—日本古代電神の周辺」「古代研究」24元興寺文化研究所p1-13
- 注6 近野正幸1990「古墳出土の炊飯形土器について—黄泉ノ界考(1)」—『神奈川考古』26神奈川考古同人会p99-119
- 注7 稲田孝一1987「忌の電と王様」「考古学研究」97、第25巻1号 考古学研究会p52-69
- 注8 鹿沼敏子1986「黄泉北原道跡出土の電形土器について」「荒砥北原道路・今井神社古墳群・荒砥青柳道路」財团法人群馬県理蔵文化財調査事業団調査報告書第52集 市財团法人群馬県理蔵文化財調査事業団p120-122
- 注9 橋塚1988「東国出土の電形土器についての検討」「十周祭記念論集 馬鹿の考古学」山田法子・馬鹿理蔵文化財調査事業団p411-426
- 注10 水口由紀子1987「[研究ノート]上製電」「貝塚」30物質文化研究会p1
- 注11 金子裕之1985「平城京と祭場」「國立歴史民俗博物館研究報告」第7集 国立歴史民俗博物館p19-290
- 注12 水口由紀子1990「南関東における電形土器を持つ集落遺跡の性格」「物質文化」54物質文化研究会p44-58
- 注13 中村信義1990「電形土器考」「播磨考古学講習会—今里幾次先生古稀記念—」今里幾次先生古稀記念文集刊行会p465-479
- 注14 近澤聰1992「電形土器について」「長岡京古代論叢Ⅱ」中山修一先生喜生記念論文集三重出版版p439-453
- 注15 岡野秀典1992「置きカマド」—甲斐型上器研究グループ第1回研究集会資料 甲斐型上器—その編成と年代—山梨県考古学会p24-25
- 注16 岡野秀典1994「甲斐田の電形土器」「山梨考古学論集—山梨県考古学会—五周年記念論集」山梨県考古学会p265-280
- 注17 渥原勝美1995「集落内出土の電形土器—東北南部から房総地方出土例を中心として—」「研究紀要」創刊号 山武考古学研究所p113-133
- 注18 上村安生1996「伊勢・伊賀における古代土器蒸煮食具の様相」「鍋と甕、そのデザイン—第四東海考古学フォーラム1996—考古学フォーラム集編部 東海考古学フォーラム大会実行委員会p229-255
- 注19 黒沢秀雄1997「古墳時代の置きカマドについて」「研究ノート」6号 財团法人茨城県教育財團p119-136
- 注20 森泰道1997「移動式カマドについての見え書き—豊田市江古山遺跡出土例をもとに—」「三河考古」第10号三河考古講話会p22-31
- 注21 豊田市教育委員会2013「江古山遺跡調査報告書」
- 注22 関安義雄1997「三河地方出土の電形土器」「三河考古」第10号三河考古講話会p193-206
- 注23 四柳嘉章1999「第1章(研究編)8、高田遺跡祭祖遺構の性格(1)電形土器について」「高田遺跡—能登における古墳時代祭祖遺構等の調査—」石川県富来町教育委員会p224-234
- 注24 横嶋徹1999「古墳時代の電形土器について—豊田市高野町遺跡の出土例を中心として—」「高野町遺跡(北地区)」財团法人山口県教育財團、山口県理蔵文化財センター調査報告第9集
- 注25 鈴木一有「2001「三草3号竪穴移動式電」」笠井若林遺跡4次(財)浜松市文化協会
- 注26 千葉幸亦2001「VI考察2出土遺物の分析(3)電形土器」「市川橋遺跡」多賀城市文化財調査報告書第60集、多賀城市教育委員会
- 注27 烏羽英織2002「第2阶段跡群出土の電形土器について」「長野県更埴市屋代遺跡群」附松市教育委員会p112-125
- 注28 岩橋孝典2003「山陰地域の古墳時代後期—奈良時代の炊飯具について—土製支脚・移動式電を中心として—」「古代文化研究」No.11鳥取県古代文化センター p55-81(電形土器製品についてはp69-73)
- 注29 渡邉淳子2003「第6章付章第2節鉢底における古代移動式電について」「四国学院大学構内遺跡発掘調査報告書」普通寺市理蔵文化財発掘調査団、普通寺市教育委員会
- 注30 加藤裕一2005「第5章まとめ 2. 移動式電について」「名和中嶽遺跡」鳥取県教育財團調査報告書103 財团法人鳥取県教育財團p55-60
- 注31 藤田道子2009「第1章 古墳時代出土の土器と遺構の検討 ⑥移動式カマド」「藤原北遺跡」—総括・分析編—大阪府理藏部文化財報告2009-3 大阪府教育委員会p12-14
- 注32 摂政2010「総括 3 大阪東道跡出土の電形土器」「大阪東道跡」財团法人群馬県理蔵文化財調査事業団調査報告書第506集 財团法人群馬県理蔵文化財調査事業団
- 注33 柳沼千枝2012「祭具としての韓カマド」「企画展 火の神牛の神—古のカマドをさぐる—」横浜市歴史博物館
- 注34 森泰道2013「第4章総括 4. 古墳時代中期～後期 b. 移動式カマド」「江古山遺跡」豊田市理蔵文化財発掘調査報告書第55集、豊田市教育委員会
- 注35 古川一明2014「古代東北地方における特殊な形態の煮沸用土器について」「東北歴史博物館研究紀要」15 東北歴史博物館
- 注36 舟田陽一2015「第IV章総括 2 特筆される遺物②カマド形土器」「本郷焼内道路・公益財团法人群馬県理蔵文化財調査事業団調査報告書第59集 公益財团法人群馬県理蔵文化財調査事業団
- 注37 理藏文化財研究会1992「第32回理蔵文化財研究会 古墳時代の電を考える」
- 注38 古代の土器研究会1996「古代の土器研究会第4回シンポジウム古代の土器研究—律令的土器様式の西・東4 煮沸具」
- 注39 古代の土器研究会1997「古代の土器・煮沸具(近畿編)」
- 注40 鳥取県教育行政理蔵文化財調査センター 2006「青木道跡II(弥生～平安時代)」
- 注41 真野町教育委員会1977「下国府道跡発掘調査報告書」、財团法人千葉市教育振興財團理蔵文化財調査センター 2004「千葉市昭和の森遺跡I 乾荘道跡」、升上尚明2000「考古学から見た古代の神社—もう一つの律令祭社—」「鳥取県立博物館紀要」25号埼玉県立博物館p1-18
- 注42 四柳嘉章1999「第4章(研究編)8、高田遺跡祭祖遺構の性格」「高田遺跡—能登における古墳時代祭祖遺構等の調査—」石川県富来町教育委員会p224-234
- 注43 鳥取県教育行政理蔵文化財調査センター 2004「大津町北道跡・中野清水道跡」、松尾充臣2010「古山川路、出雲の祭祀道路」「出雲國の形成と國府成立の研究—古代山陽地域の土器様相と領域性—」鳥取県古代文化センターp277-287
- 注44 鳥取県教育行政理蔵文化財調査センター 2001「前田遺跡(第II調査区)」八云村文化財調査報告19、笠井生2013「古代祭祀の形成と系譜—古墳時代から律令時代への祭具の変遷(上)ー」「古代文化」VOL.65 p 54 ~ 55
- 注45 財团法人浜松市文化協会1999「西畠遺跡1999」静岡県浜松市玉南町 西畠遺跡 発掘調査報告書」、鈴木一有2013「古代祭祀の形成と系譜—古墳時代から律令時代への祭具の変遷(上)ー」「古代文化」VOL.65 P 81
- 注46 財团法人静岡県理蔵文化財調査研究所2007「井通遺跡 井伊谷川流域の遺跡II」静岡県理蔵文化財調査研究会調査報告第174集
- 注47 富岡市教育委員会2008「富岡小舟遺跡」「富岡市理蔵文化財発掘調査報告書第28集
- 注48 財团法人群馬県理蔵文化財調査事業団1994「二宮洗浜遺跡」財团法人群馬県理蔵文化財調査事業団調査報告第160集
- 注49 山形県教育委員会「三軒屋跡見第遺跡(2)」山形県理蔵文化財調査報告書第107集
- 注50 鈴木裕之1985「平城京と祭場」「國立歴史民俗博物館研究報告」第7集国立歴史民俗博物館p267
- 注51 財团法人茨城県教育財團1990「北郷C道跡 森戸遺跡」茨城県教育財團文化財調査報告第55集
- 注52 財团法人かがわ考古学財團2007「湘南新道遺跡II」大曾原遺跡 六ノ城遺跡 カガハ考古学財團調査報告p208 p.330 - 335
- 注53 財团法人鳥取県教育財團2005「名和中嶽遺跡」鳥取県教育財團調査報告書103 財团法人鳥取県教育財團
- 注54 鳥取県教育行政理蔵文化財調査センター「久城東遺跡・若葉台遺跡・久城西I遺跡・久城II遺跡・原浜遺跡」
- 注55 井筒敏次2004年「第1章カマドの歴史 「貧窮問答歌」のカマド」「かまとものと人間の文化史」17法制大学出版局p 45 - 49
- 注56 井筒敏次2006「電神と墨書き土器」「古代の信仰と社会」国士館大学考古学界p 217 - 248
- 注57 井筒敏次2006「電神と墨書き土器」「古代の信仰と社会」国士館大学考古学界p 217 - 248
- 注58 水野正好1985「招福・除災—その考古学—」「國立歴史民俗博物館研究報告」第1集 国立歴史民俗博物館p303
- 注59 各市町村品製造業の報告書については紙面の大部分を都合上削愛した。今後、別の機会に提示したい。

群馬県長野原町横壁中村遺跡の中近世墓と 同地区における両墓制の研究

藤巻幸男¹⁾・橋崎修一郎²⁾・能登健³⁾

¹⁾(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 ²⁾厚生労働省 ³⁾群馬大学

はじめに

1. 両墓制

2. 群馬県内の中近世墓

3. ハッ場地区における中近世墓

4. 横壁中村遺跡における中近世墓

まとめ

— 要 旨 —

横壁中村遺跡は、群馬県長野原町に所在する。同遺跡は、ハッ場ダム建設工事に伴い財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団[現・公益財團群馬県埋蔵文化財調査事業団]による発掘調査が、平成8年度～同18年度と長期にわたり実施された。主な構造は、縄文時代中期後半～後期後半の集落遺跡・平安時代の住居・中世の館や土坑墓・江戸時代の畠や土坑墓等が検出されている。

民俗学の分野で長年論じられている「両墓制」という習俗が、この地域に存在する事が知られている。現代の墓制は、遺体を埋葬する埋葬墓地と石塔を立てる石塔墓地とが同じ場所である単墓制である。一方、両墓制とは、埋葬墓地の他に石塔墓地があり、民俗学では前者を「埋め墓」・後者を「詣り墓」という用語を用いている。この両墓制の起源については様々な論考があるが、中世末・近世・近代という3つに絞られている。なお、横壁地区においては、近代の成立と伝承されている。

横壁中村遺跡においては、42基の中近世土坑墓から42体が出土している。埋葬墓地として使用されていたならば、土坑墓は一部に集中して多くの重なりがみられるはずである。しかし、本遺跡における中近世土坑墓は、一部に集中する傾向があるものの、ほとんどは散布的である。一部の集中部分は、中世は屋敷墓に、近世は観音堂に伴う墓域であると推定される。これについて橋崎は、横壁地区の両墓制の成立は、中世末や近世ではなく、恐らく近代に成立したものと推定したが、藤巻・能登は近世の両墓制の有無に結論を出していない。

キーワード

対象時代 中世・近世・近代

対象地域 日本・群馬県・長野原町横壁

研究対象 両墓制・中世人骨・近世人骨

はじめに

横壁中村遺跡は、群馬県吾妻郡長野原町に所在し、吾妻川の右岸に位置する。ハッカム建設工事に伴い、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団・現・公益財團法人：以下群馬埋文による発掘調査が、平成8年度～同18年度と長期にわたり実施された。主な遺構として、縄文時代中期後半～後期後半の集落遺跡・平安時代の住居・中世の館や土坑墓・江戸時代の畠や土坑墓等が検出されている。

この内、中近世人骨は、42基から42体が出土しており、群馬県内でも多くの土坑墓群である。これらの出土人骨は、本報告者の内、柄崎修一郎が報告しているが、報告書は2冊にわっている（柄崎 2010・2014）。

一方、この横壁地区は、民俗学で有名な「両墓制」という葬制が分布する地域である。両墓制については、次項で説明するが、その成立時期について、中世・近世・近代と様々な説がある。

本稿は、長年横壁中村遺跡の発掘調査担当者として発掘を実施してきた藤巻幸男・出土人骨を報告してきた柄崎修一郎・両墓制の理論を研究してきた能登健との3名が、横壁中村遺跡における両墓制の成立時期を検証したものである。

1. 両墓制

(1) 両墓制

「両墓制」は、『日本民俗大辞典』（福田他 2000）やその大辞典から葬送部分だけを抜粋した『民俗小事典・死と葬送』（新谷・閔沢 2005）によると以下のように説明されている。

*「両墓制」とは、死体を埋葬する墓地とは別の場所に塔を建てる墓地を設ける墓制のこと。一人の死者に対して埋葬墓地と石塔墓地の二つが設けられるところから両墓制と呼ばれている。

この両墓制に対して、現代の殆どの墓は、死体を埋葬した場所に石塔を建てて墓地とする、つまり、両墓制で言う理葬墓地と石塔墓地が一致する單墓制である。この單墓制の中での違いは、かつては土葬が主であったのが火葬した人骨を埋葬する方法に代わったぐらいであろう。

(2) 両墓制の研究史

両墓制の研究史は、新谷尚紀の『両墓制と他界觀』に詳細にまとめられている（新谷 1991）ので、ここでは概略を見ることにする。

最初に両墓制についてまとめた論考を行ったのは、日本民俗学の父とも呼ばれる柳田国男 [1875-1962] が『人類学雑誌』に発表した「葬制の沿革について」である（柳田 1929）。この論文で柳田は、「葬地」と「祭地」という用語を用いている。これらは、本稿で論じる「埋葬墓地」と「石塔墓地」にあたる。

「両墓制」という用語を初めて使用したのは、柳田国男の影響を受けた、大間知篤三[1900-1970]である（大間知 1936）。

その後、まとまった研究が、最上孝敬[1899-1983]により、『詣り墓』（最上 1956）や『増補版詣り墓』（最上 1980）として発表されている。この本で最上は、「埋め墓」と「詣り墓」という用語を用い、一方を本のタイトルに用了。これらは、本稿で論じる「埋葬墓地」と「石塔墓地」にあたる。この本の出版以後、民俗学分野では、「埋め墓」と「詣り墓」という用語を使用する傾向にある。以下の第1表に、用語の比較をまとめた。

第1表 両墓制用語の比較

民俗学大辞典 (2000)	柳田国男 (1929)	最上孝敬 (1956)
理葬墓地	葬地	埋め墓
石塔墓地	祭地	詣り墓

(3) 全国における両墓制の分布

全国における両墓制の分布は、『日本民俗大辞典』（福田他 2000）やその大辞典から葬送部分だけを抜粋した『民俗小事典・死と葬送』（新谷・閔沢 2005）によると以下のように説明されている。

*近畿地方一帯に濃密な分布がみられ、中国・四国地方の一部、中部・関東地方の一部にもみられるが、九州・東北地方ではほとんどみられない。



第1図 全国における両墓制の分布（最上 1980を改変）
〔最上(1956)を改変して最上(1980)に掲載された図を元にしている。分布を見ると、近畿圏に集中している。〕

(4) 群馬県における両墓制の分布

群馬県における両墓制は、狩野喜と松が北群馬郡子持村上白井(現・渋川市)の報告を行った事で存在が知られる事になる。ちなみに、都丸十九一がまとめた当時、群馬県内において、子持村以外に、片品村・吾妻郡長野原町・甘楽郡南牧村・邑楽郡板倉町の4箇所が知られていた(都丸 1972)。

狩野は、1950年に2編の論文により、子持村における両墓制の報告を行っている(狩野 1950ab)。その後、都丸による長野原町横壁(都丸 1951)・群馬県教育委員会による邑楽郡板倉町(群馬県教育委員会 1962)・池田秀夫による長野原町(池田 1988)と事例が続く。

両墓制について精力的に研究を行った池田秀夫によると、群馬県における両墓制は、吾妻郡六合村・中之条町・吾妻町・長野原町・嬬恋村・片品村・渋川市金井・子持村・甘楽郡南牧村・邑楽郡板倉町・邑楽郡明和村等60ヶ所に及ぶという(池田 1975・1979・1988ab)。

以下の第2図に、両墓制が認められる市町村を示した。但し、近年は市町村合併によりわかりにくいため、合併前の地図を使用して作成した。また、第3図には、ドットで分布を示した。



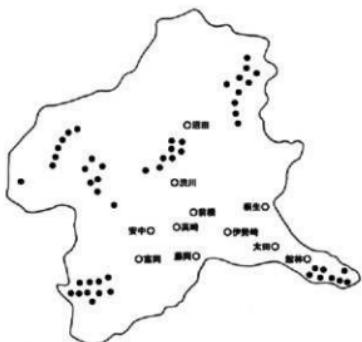
第2図 群馬県における両墓制の分布
[東毛の板倉地域を除くと、山間部に集中している。]

第2図及び第3図を見ると、群馬県における両墓制の分布は山間部が多く平地が少ない傾向にある。むしろ、平地の板倉地区が特異的であるように見える。この理由として、池田は興味深い事例を紹介している(池田 1975・1979)。

*「以前利根川と渡良瀬川にかこまれ、その中に谷田川が流れ、板倉沼や内沼をもついわゆる陸の孤島のようなこの水郷地域は、しばしば水害に見舞われた。そのため

に自然に発生した、いわば水害用予備墓地ともいべきものであろう。海老瀬地区中新田では、高い位置にあるお寺に、一戸一坪あての仮の墓地があり、洪水のおさまらないうちに死者の出た場合、ひとまずここに葬るのである。(中略)この埋葬は洪水となると水底に沈む。それでも洪水期中に死者があると、一応寺の墓地に埋葬し、水がひいて田園が乾くと死体を掘り出し、あらためてこの田園の畦道の埋葬に改葬するという次第である。」

つまり、板倉地区は洪水地域であるため、洪水期には埋葬をお寺に持ち、洪水がひくと、本来の埋葬に再埋葬するという意味である。これは、群馬県内の他の地域にみられる本来の両墓制とは異なるため、除外してもよいのかもしれない。そうすれば、群馬県内の両墓制は、山間部のみという分布になり、すっきりまとまる。但し、埼玉県や栃木県の影響を受けている可能性もある。



第3図 群馬県における両墓制の分布
(池田 1975・1982を改変)

(5) 群馬県長野原町における両墓制の分布

群馬県長野原町における両墓制のまとめは、池田秀夫による論考がある(池田 1988b)。池田によると、長野原町では、川原湯・川原畠・林・横壁・長野原・貝瀬・大津・羽根尾・応桑と9地域にも及ぶことがわかる。以下の第4図に、長野原町の両墓制の分布を示した。

- ・川原湯：上方に共同墓地・石塔は下方または石塔の脇。
- ・川原畠：共同墓地には塔婆を、石塔は三ツ堂の横前。
- ・林：薬師堂の西に共同墓地。石塔は隣接している。
- ・長野原：石塔は埋葬した脇に建てる。
- ・貝瀬：石塔は埋めた所の横または後ろに建てる。
- ・大津：埋める所の後ろか脇に石塔を建てる。
- ・羽根尾：墓地の端に石塔を建てる。
- ・応桑：墓地の埋葬した前に石塔を建てる。

長野原町における両墓制の分布を見ると、応桑を除く8地域は、いずれも吾妻川沿いに分布していることがわかる。但し、なぜ、吾妻川からはずれた応桑に存在しているのかは不明である。吾妻川沿い以外にも両墓制は存在しているが、民俗調査が及んでいない可能性もある。



第4図 群馬県長野原町における両墓制の分布
〔分布は、吾妻川沿いに集中する〕

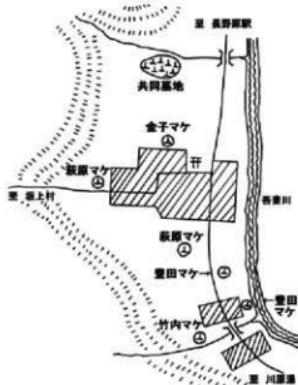
(6)長野原町横壁における両墓制

横壁地域の両墓制を調べた池田秀夫や都九十九によると、以下のような記載がある（都丸 1951、池田 1988b）。

*47戸のうち41戸が両墓制を維持している。昔はナマの死体を畑の隣地に埋めオキイシを上に置いた。中村・東地区と小倉の一部人が宮ツ原の約一反歩の共同墓地に埋葬し、土盛の上にツカイシという川原石を一つおき、墓標を立てる〔註：埋葬墓地〕。そして必ずそれが誰の墓と覚えている。明治9年の地租改正のとき中村と小倉に各一ヶ所の二ヶ所にこの共同墓地を造ったのだという。そして5～10戸のマケ毎にツカという墓地があり、ヒキハカという〔註：石塔墓地〕。

この文章から、両墓制が明治9年という近代に成立していることが判明する。しかしながら、それ以前については明確な資料がないために不明である。

横壁中村遺跡の発掘調査事務所近辺には、石塔墓地（彌り墓）が存在しており、少し離れた場所には、埋葬墓地（埋め墓）が存在していた。



第5図 横壁地区の両墓制（都丸 1951 を改変）



写真1 横壁中村遺跡近辺の石塔墓地
(平成27年藤巻撮影)



写真2 横壁中村遺跡近辺の埋葬墓地
(平成27年藤巻撮影)

横壁中村遺跡における、中近世墓を再検証することにより、横壁地区の両墓制の起源がはたして中世にさかのぼるのか、あるいは近世にさかのぼるのか、また近代に成立したのかを遺跡から探ってみたい。

2. 群馬県内の中近世墓

(1) 生品西浦遺跡[近世]

群馬県において、これまで、明らかに両墓制と認められる発掘調査事例はない。そのため、民俗事例から、「埋葬墓地」がどのようなものか探ってみたい（都丸 1951）。

*昔はナマの死体をキャに埋（註：い）けた、キャとは畠のすみの荒地のような所で、キャの中どこに埋けるというようなことは決っていなかったから、どこに埋けてもよかった。しかし埋けた場所には必ずオキ石を置いて覚えていた。おじいさんの墓、ひいじいさんの墓と今でもわかる。

この記載から推論すると、現在の墓のように区画毎に整然としたものではなく、次から次へと埋葬する様子がうかがえる。すると、考古学的には、土坑墓が多数重複した可能性が高い。



写真3 生品西浦遺跡近世墓全景[東→]（群馬埋文 2005より引用）

このようなケースとして、群馬県利根郡川場村生品字西浦の生品西浦遺跡があげられる。この生品西浦遺跡は、群馬埋文による発掘調査が、平成13(2001)年7月～平成15(2003)年9月まで行われ、2005年に報告書が刊行されている（群馬埋文 2005）。

近世人骨の報告は、本報告者の1人の橋崎修一郎が報告している（橋崎 2005）。近世土坑墓16基から、16体が出土している。土坑墓は、切りあいが激しく、重複も多く認められる。

近世人骨は16基から16体が出土しており、男性8体・女性6体・性別不明2体という内訳である。また、死亡年齢は、老齢4体・約50歳代1体・約40歳代2体・約30歳代3体・成人4体・不明2体（未成年1体を含む）という内訳である。



写真4 生品西浦遺跡近世墓接[南→]（群馬埋文 2005より引用）



第6図 生品西浦遺跡近世土坑墓平面図（群馬埋文 2005を改変）[上が北]

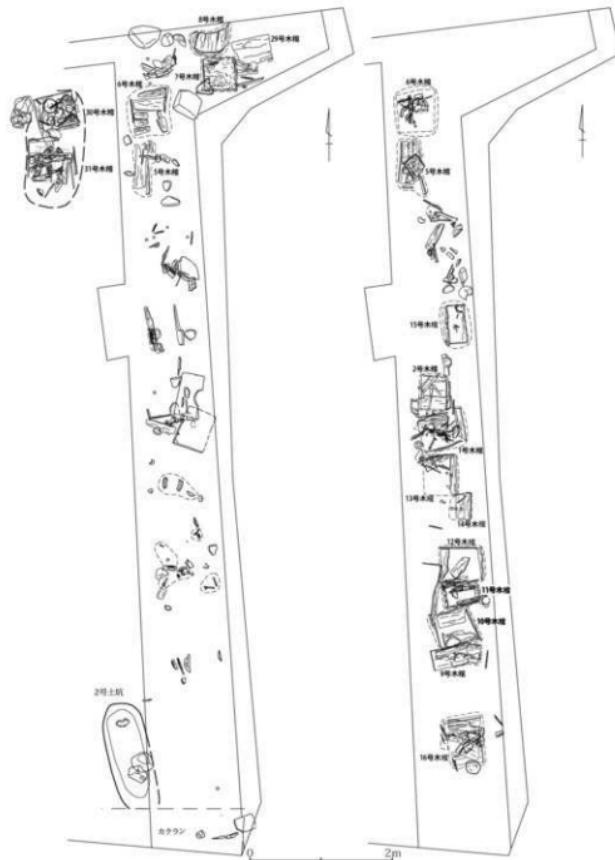
(2) 羅漢町遺跡[近世]

羅漢町遺跡は、群馬県高崎市羅漢町に所在する。群馬埋文による発掘調査が、2009(平成21)年11月に行われ、2011(平成23)年に報告書が刊行されている(群馬埋文 2011)。この近世墓群は、慶長3(1598)年に築城された高崎城とほぼ同時期に創建された法輪寺の墓域と推定され、17世紀～19世紀に比定されている(群馬埋文 2011)。

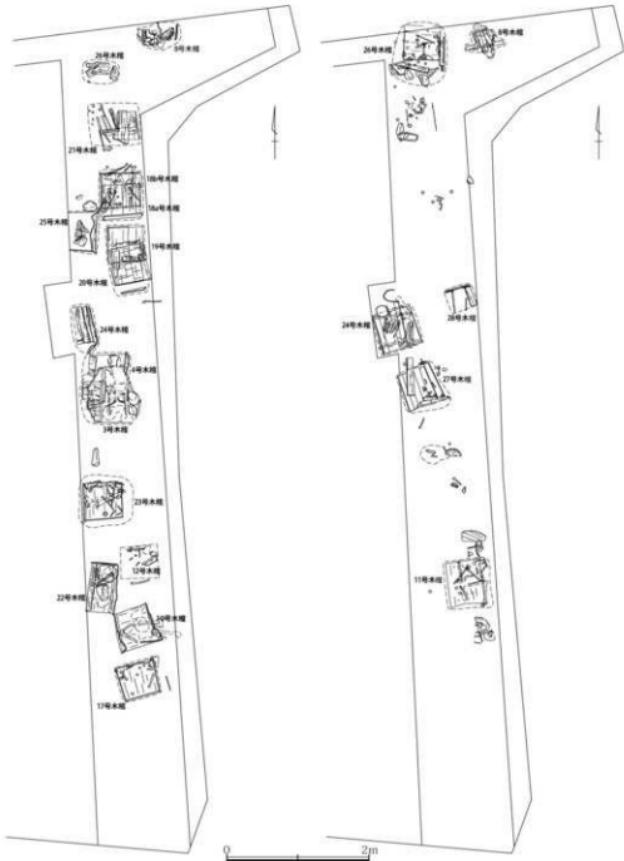
出土人骨の報告は、本報告者の内の1人の橋崎修一郎により行われている(橋崎 2011・2012)。27基の木棺墓

から28体が、1基の土坑から1体が、遺構外から2体と蔵骨器から2体の、合計33体が出土している。

これらの木棺墓は、狭い範囲ながら多く重複している。しかしながら、この状況は東京の江戸時代寺院墓域から検出される土坑墓群と同様な状態である。町中にある限られた土地で繰り返し埋葬が行われた結果である。この状態は、両墓制と似ているが、寺院での埋葬墓地と石塔墓地とが分かれている事例であろう。



第7図 羅漢町遺跡 A1区1面平面図(左)とA2区2面平面図(右) (群馬埋文 2011を引用)



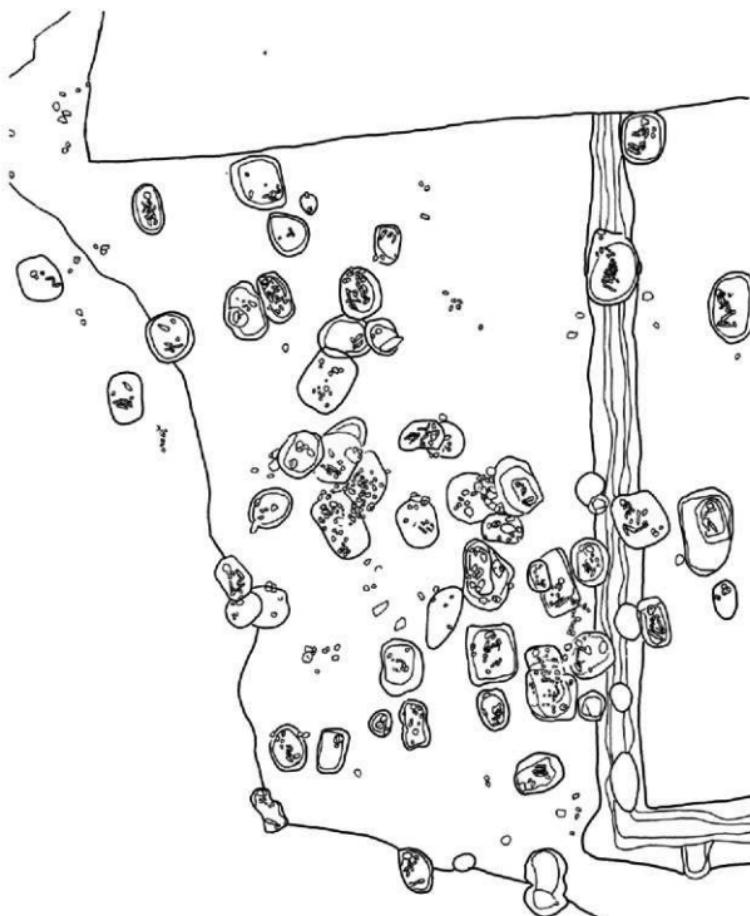
第8図 羅漢町遺跡 A区3面平面図(左)とA区4面平面図(右) (群馬埋文 2011.3.2引用)

(3) 元総社蒼海遺跡群(5) [中世]

元総社蒼海遺跡群(5)は、群馬県前橋市元総社町に所在する。前橋市埋蔵文化財発掘調査団による発掘調査が、平成17(2005)年9月～12月にかけて実施され、発掘調査報告書が平成18(2006)年に刊行されている(前橋市埋蔵文化財発掘調査団 2006)。この中世墓群は、14世紀～15世紀に比定されている。

出土人骨は、本報告者の内の1人の橋崎修一郎により報告されている(橋崎 2006ab)。遺構編では土坑墓58体・火葬跡2体に加え、遺構外編では土坑墓12体が加わり、合計72体が出土している。

この遺跡でも、長年墓域として使用されたためか、多くの土坑墓が重複している。



第9図 元総社蒼海遺跡群(5) 平面図(前橋市埋蔵文化財発掘調査団 2006を改変)

3. 八ッ場地区における中近世墓

八ッ場地区における中近世の出土人骨事例の内、ある程度まとまった数が出土している遺跡は、以下のように、上郷岡原遺跡・上ノ平I遺跡・林中原I遺跡・横壁中村遺跡の4遺跡である。いずれも、群馬埋文により発掘調査が実施されている。



第10図 八ッ場地区における4遺跡の位置(上が北)

(1) 上郷岡原遺跡

上郷岡原遺跡は、群馬県吾妻郡吾妻町三島(現・東吾妻町)に所在し、吾妻川の右岸に位置する。群馬埋文による発掘調査が、平成13(2001)年から平成19(2007)年にかけて6次に分けて調査が行われており、報告書も3冊に分けて報告されている(群馬埋文 2007・2008b・2009)。

出土人骨の報告は、本報告者の1人の横崎修一郎が、3編に分けて報告している(横崎 2007・2008c・2009a)。中世人骨14体・近世人骨6体の、合計20体が出土している。



第11図 上郷岡原遺跡III区中世墓坑分布図(群馬埋文 2007を改変)

【中世人骨】

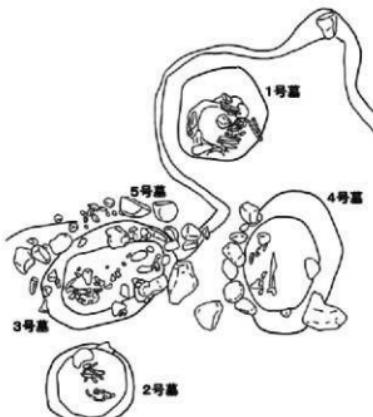
中世人骨は14基が検出されており、この内、1基の火葬跡を除く13基は土坑墓である。13基の土坑墓の埋葬形態は、未成年で歿しか出土しておらず確認できなかった4体を除く8体は、いずれも横臥(側臥)屈葬である。第11図のように、これら14基共に、墓域の形成はなく、散布的である。

【近世人骨】

近世人骨は6基が検出されている。但し、地権者の意向でこの内5基は現場での人類学的観察にとどめ、出土人骨は取り上げられていない。埋葬形態は、5基が座葬で1基が横臥(側臥)屈葬であった。また、取り上げることができなかつた5基は近接しており、屋敷墓あるいは家族墓であった可能性が高いと推定される。



写真5 上郷岡原近世墓全貌 (群馬埋文 2009年引用)



第12図 上郷岡原遺跡近世墓平面図(群馬埋文 2009を改変)

(2) 上ノ平I遺跡

上ノ平I遺跡は、群馬県吾妻郡長野原町川原畑に所在し、吾妻川の左岸に位置する。群馬埋文による発掘調査が、平成18(2006)年に実施されている(群馬埋文 2008c)。

出土人骨の報告は、本報告者の1人の橘崎修一郎が行っている(橘崎 2008de)。中世人骨1体・近世人骨16体の、合計17体が出土している。

〔中世人骨〕

中世人骨は1基が検出されており、埋葬形態は横臥(側臥)屈葬である。

〔近世人骨〕

近世人骨は16基が検出されており、不明2体を除く14体の埋葬形態は、伸展葬が1体・仰臥屈葬が2体・横臥(側臥)屈葬が2体・座葬が9体である。

中世人骨1基を除く16基は、墓域を形成しており近接している。

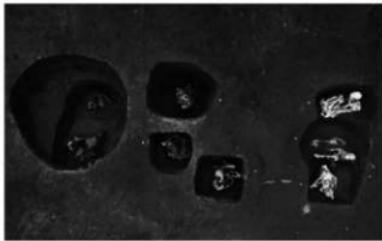


写真6 上ノ平I遺跡近世墓写真1 (群馬埋文 2008c より引用)

(3) 林中原I遺跡

林中原I遺跡は、群馬県吾妻郡長野原町林に所在し、吾妻川の左岸に位置する。群馬埋文による発掘調査が、平成16(2003)年から平成21(2009)年にかけて断続的に実施されている(群馬埋文 2014a)。

出土人骨の報告は、本報告者の1人の橘崎修一郎が行っている(橘崎 2014a)。中世人骨4体・近世人骨3体の、合計7体が出土している。

〔中世人骨〕

中世人骨は4基が検出されているが、人骨の残存状態が悪いもののや子供が2体含まれているため、正確な埋葬形態は不明である。

〔近世人骨〕

近世人骨は3基が検出されているが、残存状態が悪いため正確な埋葬形態は不明であるが、2体が屈葬・1体が改葬と推定されている。

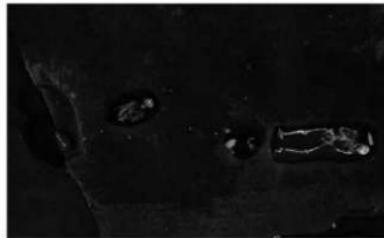


写真7 上ノ平I遺跡近世墓写真2 (群馬埋文 2008c より引用)



第13図 上ノ平I遺跡近世土坑墓平面図 (群馬埋文 2008を改変) [上が北]

4. 横壁中村遺跡における中近世墓

横壁中村遺跡においては、これまで、縄文時代の焼人骨や焼獸骨も検出されているが、ここでは対象とする時代が異なるためにふれないとする。本報告者の一人である橋崎修一郎が、2回に分けて中近世人骨を報告している(橋崎 2010a・2014b)。また、獸骨についても報告している(橋崎 2008ab・2010b)が、ここではふれないととする。

2回に分けて報告された中近世人骨の概要は、以下の通りであり、第2表にまとめを、第14図と第15図に出土位置を記した平面図を示した。総数で42基から42体が検出されている。3枚にわけて撮影された、写真8・9・10を参照されたい。

なお、この横壁中村遺跡における中近世墓の内、特に中世墓には、墓坑の上に多くの石を置く葬法が認められる。理由としては、ヤマイヌやイノシシ等の動物に遺体を掘り返されないためという。

(1) 区ごとの出土状況

区毎の出土状況は、10区から14基・19区から1基・20区から21基・29区から2基・30区から3基が検出されている。但し、1基は不明である。

(2) 時代ごとの出土状況

[中世]

中世人骨は、総数で37基が出土している。区ごとの出土状況は、10区から12基・19区から1基・20区から19基・29区から2基・30区から1基である。但し、1基は不明。

[近世]

近世人骨は、総数で4基が出土している。区ごとの内訳は、10区から2基・20区から2基である。

(3) 球葬形態

埋葬形態が不明である2基を除く、総数41基の埋葬形態は、伸展葬が3基・屈葬が35基・座葬が2基である。圧倒的に屈葬が多い。なお、群馬県全体では、中世は屈葬が多く、座葬は近世の江戸時代から認められる場合が多い。但し、近世でもすべてが座葬というわけではなく、屈葬も認められる。

(4) 副葬品

副葬品は、錢貨を伴うものが21基・無いものが17基であり、その他内耳土器や染付小碗等が認められる。

(5) 個体数

墓坑42基すべてが、被葬者は1個体である。

(6) 性別

性別不明である4基を除く37基の被葬者の性別は、男性が17体・女性が21体とほぼ同数である。

(7) 死亡年齢

41基の被葬者の死亡年齢は、未成年が11体・20歳代が2体・30歳代が16体・40歳代が6体・老齢が2体・成人が5体である。



写真8 典型的な墓坑：10区600号土坑

(群馬埋文 2014b 許引用)



写真9 典型的な墓坑：10区600号土坑

(群馬埋文 2014b 許引用)

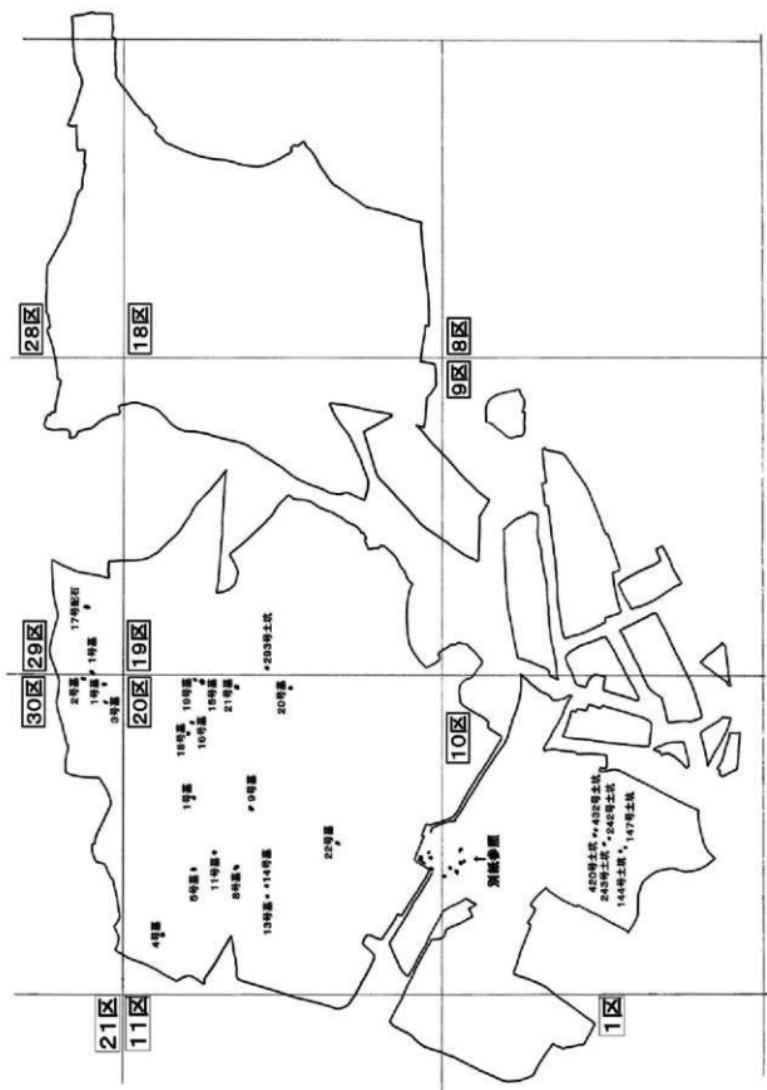


写真10 典型的な墓坑：10区600号土坑

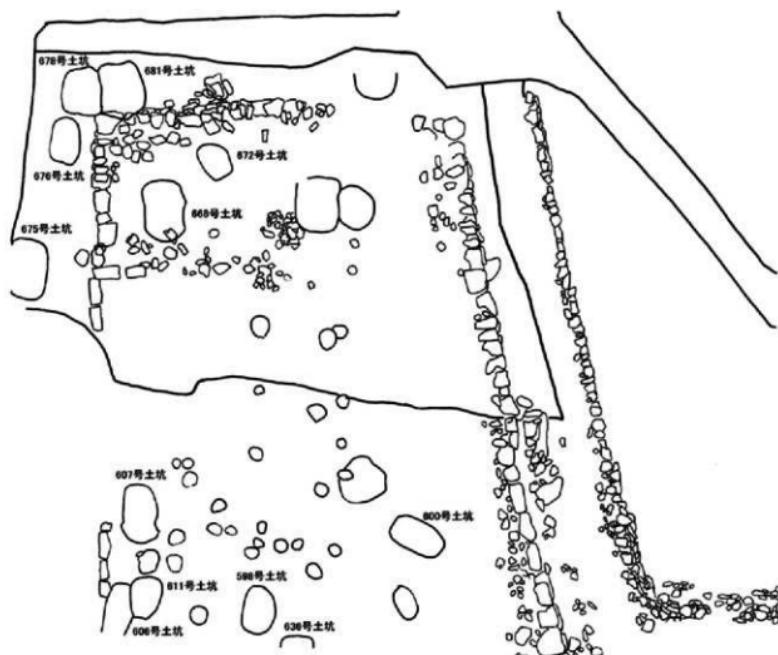
(群馬埋文 2014b 許引用)

第2表 横壁中村遺跡出土人骨まとめ表

No	区名	土切NO 番号	時期	上坑規模(cm)			頭位	埋葬形態	副葬品	被葬者		
				長	短	深				個体数	性別	死亡年齢
1	10区	144号	中世	106	60	30	北	屈葬	—	1個体	♀	11～12歳
2		147号		135	65	35	北	—	銭貨	1個体	♂	10歳
3		242号		190	100	80	北西	伸展葬	—	1個体	♀	30～40歳
4		243号		100	60	40	北	屈葬	—	1個体	♀	成人
5		420号		155	130	20	北	屈葬	銭貨	1個体	♂	30歳代
6		432号		120	80	60	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	成人
7		541号		100	52	10	北	屈葬	—	1個体	♂	7歳
8		597号		110	70	13	北	屈葬	銭貨	1個体	♂	20歳代
9		598号		108	76	30	北	屈葬？	—	1個体	？	未成年
10		600号		134	72	40	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	30～40歳
11		605号		(120)	66	24	北	屈葬	—	1個体	♂	40歳代
12		607号		140	80	60	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	40歳代
13		611号		92	71	46	北	屈葬	—	1個体	♀	30歳代
14		636号		80	36	18	北	屈葬	—	1個体	♀	12歳
15		觀音堂	不明	—	—	—	—	—	—	1個体	♀	30歳代
16		293号		径108～122	—	28	南西	屈葬	—	1個体	♀	30歳代
17		1号		140	76	53	南西	屈葬	銭貨	1個体	♂	30歳代
18		4号		133	112	12	西	伸展葬	内耳土器	1個体	？	9ヶ月～1歳
19		5号		162	91	55	北西	伸展葬？	銭貨	1個体	？	7歳～9歳
20		8号		136	84	38	北西	屈葬	銭貨	1個体	♀	20歳代
21		9号		210	138	62	北西	屈葬	—	1個体	♂	15～16歳
22		11号		118	107	26	北	屈葬	銭貨	1個体	♂	老齢
23		13号		133	113	51	西	屈葬	—	1個体	♀	30歳代
24		14号		113	60	23	北	屈葬	—	1個体	♂	40歳代
25		15号	中世	156	111	14	東	屈葬	—	1個体	？	成人
26		16号		112	87	33	北	屈葬	—	1個体	♀	成人
27		18号		133	116	44	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	成人
28		19号		102	66	37	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	30歳代
29		20号		113	100	32	北	屈葬	銭貨	1個体	♂	30歳代
30		21号		116	60	63	北	屈葬	銭貨	1個体	♂	40歳代
31		22号		147	113	63	北	屈葬	銭貨	1個体	♂	30歳代
32		668号		144	95	40	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	6～7歳
33		672号		96	72	10	北	屈葬？	—	1個体	♂	3歳
34		675号		136	100	10	南	屈葬	銭貨	1個体	♀	30～40歳
35		676号		111	69	63	北	屈葬？	—	1個体	♂	2歳
36		678号	近世	130	95	128	—	座葬	染付小碗	1個体	♂	老齢
37		681号		137	103	131	—	座葬	釘	1個体	♀	30～40歳
38	29区	1号	中世	106	90	48	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	30歳代
39		17号配石		206	153	49	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	30歳代
40		1号		118	68	48	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	40歳代
41		2号		104	60	20	北	屈葬	銭貨	1個体	♂	30歳代
42		3号		114	66	18	北	屈葬	—	1個体	♂	40歳代



第14図 横壁中村遺跡出土人骨分布図



第15図 横壁中村道路・土坑墓集中部平面図 [上が北] (群馬理文 2014bを改変)



写真11 観音堂跡と9・10号掘立柱建物跡 [東から撮影] (群馬理文 2014bを引用)



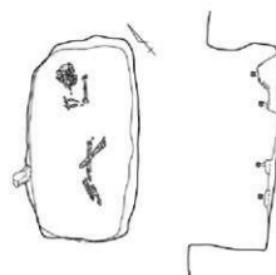
写真12 観音堂全景 〔北東から撮影〕(群馬埋文 2014bより引用)



写真13 観音堂全景 〔東から撮影〕(群馬埋文 2014bより引用)



写真14 10区242号土坑(南から) [近世墓]
(群馬埋文 2014bより引用)



第16図 10区242号土坑平面面図 [近世墓]
(群馬埋文 2014bを改変)



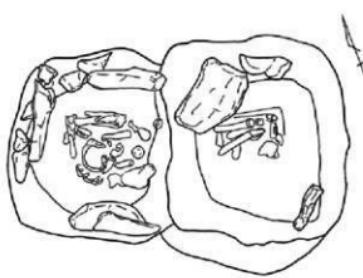
写真15 10区600号土坑(西から) [近世墓]
(群馬埋文 2014bより引用)



第17図 10区600号土坑平面面図 [近世墓]
(群馬埋文 2014bを改変)



写真16 20区678号・681号土坑(西から) [近世墓]
(群馬埋文 2014bより引用)



第18図 20区678号・681号土坑 [近世墓]
(群馬埋文 2014bを改変)

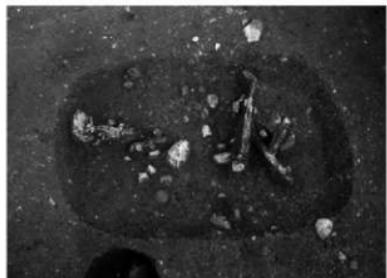
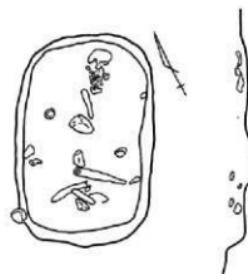


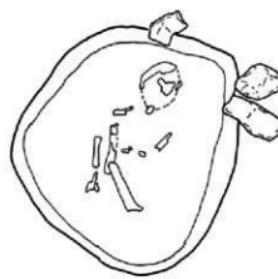
写真17 10区597号墓坑(東から) [中世墓]
(群馬埋文 2014bを引用)



第19図 10区597号墓坑断面図 [中世墓]
(群馬埋文 2014bを改変)



写真18 20区11号墓坑(東から) [中世墓]
(群馬埋文 2010bを引用)



第20図 20区11号墓平面図 [中世墓]
(群馬埋文 2010を改変)



写真19 30区3号墓坑(南西から) [中世墓]
(群馬埋文 2010bを引用)



第21図 30区3号墓平面図 [中世墓]
(群馬埋文 2010を改変)



写真20 遺跡内の石塔墓地(南から) (群馬埋文 2014bより引用)



写真21 遺跡内の石塔墓地(北から) (群馬埋文 2014bより引用)



写真22 遺跡内の石塔墓地(東から) (群馬埋文 2014bより引用)

(8) 土坑墓の分布

土坑墓の分布を第14図と第15図に示した。19区・20区・29区・30区では、散布的である。このような配置は池田(1988b)が記載しているように、「昔はナマの死体を畠の隅の荒地に埋めオキイシを上に置いた。」という描写と一致する。

一方、第14図にみられるように、20区南部と10区北部では、集中しているように見える。しかしながら、重複はほとんど認められない。これらの土坑墓の時代は、中世が多く近世は少ない。この横壁中村遺跡では、中世に属する掘立柱建物が多く検出されており、中世には屋敷墓としての機能をはたしていたのかもしれない。

また、石垣に囲まれた中央部の9号及び10号掘立柱建物は、地元の字名にも残っている「観音堂」だと推定されている。この観音堂は、貞享元年(1684)年の江戸時代前期に建立され、大正11(1922)年に何らかの理由で廃絶され、「勢至堂」へ移設されたという(山口 2014)。近世の土坑墓は、この「観音堂」に伴うものかもしれない。

まとめ

このように横壁中村遺跡の両墓制を考古学及び人類学から検証すると、重複の多い土坑墓群は認められず散布的であり、一部集中傾向にある土坑墓群は、中世は屋敷に伴う屋敷墓の可能性が高く、近世は観音堂に伴うものであったと推定される。したがって、横壁中村遺跡においては、両墓制の起源は、少なくとも中世や近世ではなく、民俗学の成果のように、明治時代という近代に始まったものだと推定される。

屋敷墓とは、『日本民俗大辞典』(福田他 2000)やその大辞典から葬送部分だけを抜粋した『民俗小事典・死と葬送』(新谷・閑沢 2005)によると以下のように説明されている。少し長いが引用する。

*屋敷内に設けられた墓。狭義には屋敷内の一画に遺体を埋葬し石塔を建てる形態を指すが、遺体は屋敷内に埋葬するが石塔は屋敷外の別の場所に建てる場合や、逆に遺体は埋葬せず石塔のみを屋敷内に建てる場合も広い意味ではこのなかに含まれる。屋敷内に遺体を埋葬し石塔を建てる慣習は、東北地方から南九州までほぼ全国的に分布し、京都府綾部市於与岐町には、遺体は屋敷内に埋葬し石塔のみを同族ごとの墓などに建てる両墓制の形態がみられる。1884(明治17)年の墓地埋葬取締規則によつて、屋敷内や耕地などを設けられていた墓の多くは、新たに設けられた共同墓地に移されたが、共同墓地が設置されてからも屋敷内の墓を旧墓地などと称して残している例は多い。天竜川上流地域では、共同墓地の設置により新たに石塔のみを屋敷内に建てる形態を生じたところもあり、さらに埋葬地の土を屋敷墓に移す例もみられる。この地域では、火葬の普及に伴って近年納骨式の石

塔を屋敷内に建てる例もあらわれてきており、屋敷墓の慣習の根強さをうかがわせる。民俗学における葬墓制の研究では、人の居住する屋敷内に遺体を埋葬することは死穢を忌む觀念と抵触すると考えられたことから、屋敷墓の意味やその成立過程をめぐってさまざまな見解が示されている。屋敷神のなかに開拓先祖の墓、あるいは古墓と伝えられるものが多くあることは早くから注目されてきたが、こうした伝承は死穢を忌む觀念が衰えたのちにあらわれたものとされ、屋敷内には遺体は埋葬せず祖靈の祭地のみを設けるのが本来の形であると解釈されてきた。これに対して、古代・中世の屋敷墓に関する史料や発掘例などからみて、屋敷内に遺体を埋葬する慣習は古くから存在したとする見方も中世史研究者から提出されており、屋敷内に死者を葬るのは死者靈がその靈威力をもって屋敷を守護するとの觀念に基づくという解釈が示されている。(後略)

残念ながら、横壁中村遺跡内に存在した石塔墓地は、諸般の事情で発掘調査は行われておらず、かつ、埋葬墓地もどのような形態なのかは発掘調査が行われていないために不明である。

しかしながら、モデルケースとして使用した、生品西浦遺跡のように、土坑の重複が著しい状況は認められず、現地での伝承で「両墓制は明治になってから」という事実を重要視すると、1884(明治17)年の墓地埋葬取締規則の影響があったものと推定される。したがって、少なくとも横壁中村遺跡においては、両墓制の起源は、中世や近世ではなく、近代であると推定される。

ただし、横壁中村遺跡の広大な発掘区以外の山裾等にまだ確認できていない埋葬墓地がある可能性も否定できない。

両墓制の考古学的な追究は能登・藤巻・橋崎の共同研究・共同討議で進められてきたが、現時点では意見の統一が図られていない。ここでは橋崎の考察に対して統一されていない部分について能登・藤巻の見解を別に述べておく。

横壁中村遺跡では中世・近世の墓が発掘されているが、このうち見解の相違が埋まっている部分について能登・藤巻の見解を述べる。

中世墓では一つの地形単元に墓域が設定されているが、その在り方は散在的である。個別の墓の詳細な年代観は得られていないが、最終段階では板碑や五輪塔が供養塔としてわずかに設置されている。このような広域に設定された中世の墓域は群馬県内では初見である。今までに群馬県内で発掘されている中世墓をパターン分類すると、元経社舊海遺跡群5に見られる一系の屋敷墓を思わせるもの、富田遺跡群に見られる同族の集団墓地的な様相を示すものの2パターンが認識される。いずれも武士層であろう。これに対して横壁中村遺跡の墓域は農

民層とも思える墓地の様相を呈しており、合わせて3パターンを認識することができる。今後、分布地域の特性と合わせて、改めて論述したい。なお、両墓制についても、墓石の普及を持って発生したものとの観点から中世の両墓制は論及しにくいものと考えており、この点では橋崎との意見の一一致を見ている。

近世墓についてはやや複雑である。三者ともに民俗学者都丸十九一氏の「横壁中村両墓制とマケ」(都丸 1951)の先行論文をベースにした分析を進めてきた。この論文中で都丸は「明治九年の地租改正時の、村に二箇所の共同墓地を作った」と記述していることに注目し、橋崎は横壁中村地区の両墓制は明治期に発生したものであると結論した。しかし、能登・藤巻は、現在見られる両墓制の様相は確かに明治期以降のものと考えられるが、それに先行した両墓制の墓制を否定できないでいる。考古学的のもと横壁中村遺跡の近世墓のみでは結論を導き出せない。あらためて調査範囲を吾妻郡域に広げて、発掘資料の再分析とともに墓石の悉皆調査と聞き込み調査などの民俗調査を実施している。とりえず、吾妻郡域における両墓制の発生時期の確定については保留し、再調査の終了を期して別稿を用意したい。

引用文献【五十音順】

- 池田秀夫 1975 「群馬県の両墓制」『群馬県史研究』2: 30-38
- 池田秀夫 1979 「群馬県の葬送・墓制」『関東の葬送・墓制』、明玄書房、pp.11-46
- 池田秀夫 1982 「(3)両墓制」『群馬県史資料編民俗2』、群馬県、pp.1314-1330
- 池田秀夫 1988a 「葬送・供養5、両墓制」「人の一生 群馬の民俗2」、みやま文庫、pp.195-202
- 池田秀夫 1988b 「吾妻川流域の両墓制」『長野原町の民俗』、長野原町、pp.450-461
- 狩野喜代松 1950 「荒木組の両墓制に就いて」『上毛民俗』23
- 狩野喜代松 1951b 「子持山麓の両墓制」『上毛民俗ノート』4
- 群馬理文 2005 「生品・西浦遺跡」、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬理文 2007 「上郷岡原遺跡(1)」[第410集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬理文 2008a 「横壁中村遺跡(6)」[第436集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬理文 2008b 「上郷岡原遺跡(2)」[第438集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬理文 2008c 「上ノ平I遺跡(1)」[第440集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬理文 2009 「上郷岡原遺跡(3)」[第471集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬理文 2010 「横壁中村遺跡(10)」[第488集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬理文 2011 「羅漢町遺跡」[第512集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬理文 2014a 「長野原城跡・林中原I道路」[第586集]、公益財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬理文 2014b 「横壁中村遺跡出土人骨」『横壁中村遺跡(14)』[第587集]、公益財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.291-302
- 福田アジョ、神田より子、新谷尚紀・中込睦子・湯川洋司・渡邊欣雄編 1999 「日本民俗大辞典・上下」、吉川弘文館
- 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 2006 「元総社蒼海道跡群(5)」
- 前橋市教育委員会 1980 「筑田道跡群 西大室道路群 清里南部遺跡群」
- 上老子敬 1956 「語り墓」、古今書院
- 最上孝敬 1980 「語り墓(増補版)」、名著出版
- 柳田国男 1929 「葬制の沿革について」『人類学雑誌』44(6): 295-318
- 山口透 2015 「第5章、総括」「横壁中村遺跡(14)」、公益財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.318-323
- 群馬理文 1991 「両墓制と他界觀」、吉川弘文館
- 新谷尚紀・関沢まゆみ編 「民俗小事典・死と葬送」、吉川弘文館
- 都丸十九一 1951 「横壁の両墓制とマケ」『民衆伝承』15(3): 30-31
- 都丸十九一 1972 「日本の民俗10、群馬」、第一法規
- 橋崎修一郎 2006a 「元総社蒼海道跡群(5)出土人骨: 道構編」『元総社蒼海道跡群(5)』、前橋市埋蔵文化財発掘調査団、pp.33-61
- 橋崎修一郎 2006b 「元総社蒼海道跡群(5)出土人骨: 道構外編」『元総社蒼海道跡群(5)』、前橋市埋蔵文化財発掘調査団、pp.62-63
- 橋崎修一郎 2007 「第4分冊: 自然科学分析編・出土人骨分析」『土郷岡原遺跡(1)』[第410集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.67-77
- 橋崎修一郎 2008a 「横壁中村遺跡出土人骨獻」『横壁中村遺跡(6)』[第436集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.293-296
- 橋崎修一郎 2008b 「横壁中村遺跡出土人骨獻」『横壁中村遺跡(6)』[第436集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.293-296
- 橋崎修一郎 2008c 「出土人骨分析」『上郷岡原遺跡(2)』[第438集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.215-216
- 橋崎修一郎 2008d 「土坑(墓坑)」「上ノ平I遺跡」[第440集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.130-139
- 橋崎修一郎 2008e 「上ノ平I遺跡出土人骨」「上ノ平I遺跡」[第440集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.151-180
- 橋崎修一郎 2009a 「出土近世墓と近世人骨」『上郷岡原遺跡(3)』[第471集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.281-285
- 橋崎修一郎 2009b 「出土中世人骨」『上郷岡原遺跡(3)』[第471集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.286-287
- 橋崎修一郎 2010a 「横壁中村遺跡(10)出土中世人骨」『横壁中村遺跡(10)』[第488集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.225-231
- 橋崎修一郎 2010b 「横壁中村遺跡(10)出土中世人骨」『横壁中村遺跡(10)』[第488集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.232-234
- 橋崎修一郎 2011 「羅漢町遺跡出土人骨」『羅漢町遺跡』[第512集]、財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.15-18
- 橋崎修一郎 2012 「群馬羅漢町遺跡出土中世人骨」『財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』、(30): 49-66
- 橋崎修一郎 2014a 「林中原I遺跡出土人骨」『長野原城跡・林中原I遺跡』[第586集]、公益財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.282-286
- 橋崎修一郎 2014b 「横壁中村遺跡出土人骨」『横壁中村遺跡(14)』[第587集]、公益財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.291-302
- 福田アジョ、神田より子、新谷尚紀・中込睦子・湯川洋司・渡邊欣雄編 1999 「日本民俗大辞典・上下」、吉川弘文館
- 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 2006 「元総社蒼海道跡群(5)」
- 前橋市教育委員会 1980 「筑田道跡群 西大室道路群 清里南部遺跡群」
- 上老子敬 1956 「語り墓」、古今書院
- 最上孝敬 1980 「語り墓(増補版)」、名著出版
- 柳田国男 1929 「葬制の沿革について」『人類学雑誌』44(6): 295-318
- 山口透 2015 「第5章、総括」「横壁中村遺跡(14)」、公益財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.318-323

東吾妻町・中之条町域における天明泥流到達範囲

— 天明三年浅間災害に関する地域史的研究 —

関 俊明¹⁾・小菅尉多²⁾・中島直樹³⁾・勢藤 力⁴⁾

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団¹⁾・砂防学会員²⁾・玉村町教育委員会³⁾・伊勢崎市役所⁴⁾

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1. はじめに | 5. 踏査確認地点 |
| 2. 方法と用いた絵図史料等 | 6. 天明泥流到達範囲図 |
| 3. 東吾妻町・中之条町の立地と環境 | 7. まとめと課題 |
| 4. 発掘調査事例一覧 | |

— 要 旨 —

天明三年浅間災害は、1,500名に及ぶ犠牲者を出した歴史災害である。筆者のうち関・中島・勢藤の3人は発掘調査を通じてこの災害に関わり、小菅はこれまで天明泥流に対して水理学的な検討から、流下の解析を試みている。検出された遺跡や砂防分野の事項に限るのみではなく、史料や供養塔などの存在をはじめ、語り伝えられてきた多くの教訓や幾種類もの語り継ぐべき項目があることを感じつつ、この災害に関して領域外からも出来事を語り継いでいこうという考えを一にしている。

本稿は、天明泥流の痕跡を確認し語り継いでいくべき今日的な課題として、現地に残されている到達範囲とそれに関わる伝承や踏査による地点情報を集約していくとするものであり、群馬県内を貫く利根川と支流の吾妻川を襲った天明泥流被害についての基礎資料として、天明泥流堆積物の分布を都市計画図レベルの精度を目標にたどっていく作業のとりまとめである。これまでに、玉村町・伊勢崎市域については、関・中島(2005)、関・勢藤・中島(2013)、前橋市・高崎市・吉岡町域については、関・中島・勢藤(2014)、加えて、渋川市域については、関・小菅・中島・勢藤(2015)で取り組んできた。本稿は、吾妻川流域の東吾妻町と中之条町域における概ね25km範囲の継続的な取り組みである。過去の災害を正確に伝え、地域の歴史の一断面をたどれる資料として、ささやかながらではあるが、広域的に取り組んでいこうと考えるものである。

社会変化の中で、伝統や伝承が途絶えようとしている今日、地域史的な視点を忘れずに作業に取り組みたいと考えている。時間の制約や検討の不備については、改めて諸氏にご協力を願い、印き台とするべく今後も作業を継続させたい。また同時に、さらなる展開を目指して取り組みたい。

キーワード

対象時代 江戸時代・天明三年
対象地域 東吾妻町・中之条町
研究対象 天明三年浅間災害・天明泥流

1.はじめに

本稿で扱う天明三年(1783)浅間災害は、新暦8月5日(以下、新暦は算用数字を使用)の浅間山噴火で発生した吾妻川を流下した天明泥流による被害である。岩屑なだれに次いで発生した天明泥流で被災した吾妻川流域の東吾妻町と中之条町域における概ね25kmの範囲で泥流到達範囲の確定を目指す微地形踏査の継続であり、土砂流失、道路や鉄道の敷設などについても地形との関わりとして検討材料とした。

吾妻川中～下流域のこの範囲は、天明泥流が被害をもたらしながら流下した沿岸のうちでも、発掘調査事例の比較的少ない地域である。しかしながら、これまでの伝承や災害地形が色濃く残されているため、天明泥流の到達範囲を現地形から読み取ることはある程度まで可能である。

2015年4月29日及び5月9日に吾妻川右岸、7月29日及び9月16日に左岸側の現地踏査をおこなった。限られた時間のなかでの取り組みであり悉皆調査にいたらなかつたのはこれまでと同様であるが、現地踏査を通して集約した情報として、関係する伝承や被害にかかる事項を地点情報として盛り込み原稿の集約をおこなった。

2.方法と用いた絵団史料等

天明泥流の到達範囲の検討に依拠した事項は、前稿(関・小菅・中島・勢藤2015)と同様である。今回用いた絵団及び参考できる主な先行文献等は次の通りである。

①『三島村泥押し絵図』(郷原区所蔵)(群馬県立歴史博物館1995)

②『三島村天明三年泥入図』(岩島村誌編集委員会1971)



第1図 「三島村天明三年泥入図」(岩島村誌編集委員会1971「岩島村誌」より引用)

③『浅間焼け吾妻川沿い岩井村泥押し被害図』(群馬県立文書館寄託伊能家文書)

④『浅間焼け吾妻川沿い岩井村泥押し図』(群馬県立文書館寄託伊能家文書)

⑤『浅間山焼崩泥流入失仕候處之絵図(植栗村地内吾妻川之瀬絵図)』(群馬県立文書館所蔵 (中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」2013)

⑥『岩下村天明三年泥入図』(岩島村誌編集委員会1971)

⑦『浅間荒當時の大村略図』(岩島村誌編集委員会1971)

⑧『矢倉村天明三年浅間山噴火荒地絵図』(渡忠男氏所蔵)

⑨『矢倉村天明三年泥入図』(岩島村誌編集委員会1971)

⑩『郷原村絵図』(郷原区所蔵、文化七年)(群馬県立歴史博物館1995)

⑪『郷原村天明三年泥入図』(岩島村誌編集委員会1971)

⑫『天明三「浅間山焼出候節の控帳」』(渡軍平氏所蔵・古文書目録)(岩島村誌編集委員会1971)

⑬『天明三「荒地御案内控帳」』(渡軍平氏所蔵・古文書目録)(岩島村誌編集委員会1971)

⑭『「控 天明三年七月浅間押荒地を示す絵図」』(原町誌編纂委員会1983)

⑮『「中之条町浅間荒被害絵図」』(群馬県立歴史博物館1995、中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」2013)

また、歴史地理学の立場から、被害絵図の解析により絵団資料を掲載した検討についても該当範囲を扱う先行研究(大浦2008)として参考にした。

被害人数や「泥入り」の統計を見ておくことも、踏査時に参考とすることができた。当該地域についての火石泥入り被害一覧(古澤1997)を表1に示す。

また、吾妻川中～下流域を流れる天明泥流の姿を史料でみると、三島村大武山珍法印の「浅間焼出し大変記」(岩島村誌編集委員会1971)によれば、8月5日(旧曆七月八日)の噴火の姿と流下の様子を次のように記している。

八日は朝より間もなく鳴る事也。皆草木遂も大風吹来る如くゆれ、神仏の石塔ゆり崩し、人々心持懃く念仏諸社に祈誓する間に四ツ半時分信州木曾御嶽戸隠山の辺より光り物浅間岳邊へ飛入しと見えし。夫より山鳴動き押出し、上州吾妻川通り鎌原村を初として大前より川に附押通り候事第一番の水先に黒鬼と見えて大地を動し、家のかこい森の木其外何百年ともなく年をへたる老木皆押しくじき、砂をとばし、つなみ土を吐立煙を立、震動雷電し、第二の泥火百丈余り高く打上、青竜くなれぬの舌を巻、両眼日月の如し。一時計り闇の夜にして火石の光り雷ちのひびき、天地は只崩る如く、火炎のほのおは空をつきぬく計なり。

雷鳴とともに土砂移動である「岩屑なだれ」の発生を「山鳴動き」と表現する。そして、「第一番の水先」といい、よもや土砂が流れ込んで吾妻川の水をオーバーフローさせるかのように状況を記し、「つなみ土を吐立煙を立てる」という。そして、第2の流れは中国の四神の一つで河川に棲むとされる「東方青龍」を例えに、「泥」と「火」が一気に山の如く押し寄せ、その中にいくつかの史料の中でも記述される「火石」という高温の本質岩片が含まれ水煙をあげながら流れ下る様を表現している。

さらに、原町在住の富沢久兵衛が著した「浅間山津波記」の記載によれば、この流れは、本稿で扱う流下範囲を次のように流れ下ったといっている。

横谷村一軒も不減押払、死人九人馬十八疋見えず。

松尾村下村流失。三島村上郷より根古屋宮ノ下四戸迄に五十七軒流家、死人十三人馬八疋。岩下矢倉南かは

流れ、北かはは火石にて焼失。厚田十九軒流れ、但し四戸川上りえ巻寄流れる。郷原は家は無難。川戸村九軒流失。八日の四ツ六七分時原町え流れ来る。

天明泥流は、このように、一部「火石」を含み水煙を上げながら、様々な形容がなされる凄まじい勢いで吾妻川両岸を襲いながら下流していったのである。

また、当該地域は、吾妻川に向けて急峻な地形を呈し

ている場所も多い。そのため、天明三年(1783)以降の度重なる水害で地形の変遷を経ていることも特に配慮が必要である。明治43年(1910)や昭和10年(1935)の大水害の他にも、例えば明治44年(1911)の当時の岩島村根古屋の水害は、数日来の雨が8月4日根古屋川の沿道約200mを流失させ、10数軒の家屋を洗い流し、犠牲者を出し葬祭堂も濁流により奪い去られたと記録されている(吾妻教育会1936)。

第1表 火石泥入り被害 古澤(1997)をもとに作成、支配地は村毎とした。

	三船	厚田川	金井	岩井	植葉	小原	泉沢	新巣	奥田	五丁田	箱崎	岡崎	岩下	矢倉	郷原	原町	西中 之条	中之条	伊勢町	平	吉山	市城	
「浅間山崩に付見跡観音」 等の記録・古文書による	被害 家屋	8	16	10							6			31	36	15	24			2	17	20	
死者	19	6	9	1	1						2			4	9							1	

3. 東吾妻町・中之条町の立地と環境

東吾妻町・中之条町は県北西部の吾妻郡内にあり、東吾妻町に北接して中之条町が存在する。中之条町は新潟県と長野県に接する。標高は、中之条町で310m～1,598mを測る。

北部には三国山系がそびえ、南側には盆地・河岸段丘など多様な地形を形成している。嬬恋村と長野県境にある島居峰に源流がある吾妻川は、両町を東西方向に延長76kmを流れ、渋川市阿久津付近で利根川に合流する。

東吾妻町は平成18年(2006)に吾妻町と東村の新設合併により町域が広がり面積254km²、人口1.5万人、0.55万世帯(平成22年)の現在の東吾妻町となった。

中之条町は平成22年(2010)に六合村が中之条町に編入されたことにより町域が広がり面積439km²(森林80%以

上)、人口1.7万人、0.69万世帯(平成26年)の現在の中之条町となった。

主な遺跡として、縄文時代ではハート型土偶を出土した郷原遺跡、弥生時代では再葬墓が見つかった鶴の巣岩陰遺跡、古墳時代では四戸古墳群、奈良・平安時代では銅印や奈良三彩が出土した天神遺跡、中世では真田氏の足掛かりとして重要な役割を果たした岩櫃城、近世では天明泥流下から麻痺などが見つかった上郷岡原遺跡の発掘調査事例などの天明三年浅間災害遺跡の調査事例が蓄積されている。

また、東吾妻町岩島地区は古くより麻の産地として知られる。中之条町六合赤岩の山村・養蚕集落は重要伝統的構造物群保存地区に指定されている。

4. 発掘調査事例一覧

東吾妻町と中之条町においては、9遺跡で天明泥流の堆積が確認されている。なお、前畠遺跡(H005)では、

天明泥流の堆積は報告されていないが、今回の踏査では到達範囲に含めている。

第2表 天明泥流が確認された事例(泥流厚○は、数値不詳)

番号	遺跡名	所在地	概要	泥流厚 (cm)	備考
H001	上郷西遺跡	東吾妻町三島	畑・道・溝	40～140	(財)群理文2008「上郷西遺跡」
H002	上郷岡原遺跡	東吾妻町三島	水田・畑・建物跡・孤立柱 建物跡・道など	0～400	(財)群理文2007「上郷岡原遺跡(1)」 (財)群理文2008「上郷岡原遺跡(2)」 (財)群理文2009「上郷岡原遺跡(3)」
H003	福谷B遺跡	東吾妻町三島	畑	180	(財)群理文2009「福谷B遺跡」
H004	唐堀遺跡	東吾妻町三島		約400	吾妻町教育委員会1983「唐堀遺跡」
H005	岩島4号墳	東吾妻町矢倉		約50	吾妻町教育委員会2002「岩島4号墳」
H006	新井遺跡	東吾妻町厚田	畑・石垣・ヤックラ・道・復旧溝	○	(公財)群理文2015「年報」34
H007	厚田中村遺跡	東吾妻町厚田	水田	○	(公財)群理文2014「年報」33
H001	石ノ塔古墳	中之条町小川		○	中之条町教育委員会2003「中之条町の文化財」
H002	長岡I遺跡	中之条町中之条町		○	中之条町教育委員会1996「長岡I遺跡」

第3表 天明泥流が確認されなかつた事例

番号	道 路 名	所 在 地	備 考
(H001)	上郷A道跡	東吾妻町三島	(財)群馬県2004「久々戸戸道跡(2)・中郷II道跡(2)・西ノ上道跡・上郷A道跡」(財)群馬県2009「上郷A道跡(2)」
(H002)	上郷道跡	東吾妻町三島	東吾妻町教育委員会2011「上郷道跡」
(H003)	上郷B道跡	東吾妻町三島	(財)群馬県2008「上郷B道跡・坂石A道跡・二反沢道跡」
(H004)	松谷松下道跡	東吾妻町松谷	東吾妻町教育委員会2014「松谷松下道跡」
(H005)	前畠道跡	東吾妻町岩下	丹波町教育委員会1998「前畠道跡」
(H006)	印P道跡	東吾妻町三島	(公財)群馬県2014「年報」33
(H007)	鄭原道跡	東吾妻町鄭原	丹波町教育委員会1998「鄭原道跡」
(H008)	小泉天神道跡	東吾妻町小泉	丹波町教育委員会2004「町内道跡Ⅱ小泉天神道跡」
(H001)	長岡I道跡	中之条町中之条町	中之条町教育委員会1996「長岡II道跡」
(H002)	市城塔本道跡	中之条町市城	(公財)群馬県2015「市城塔本道跡」

5. 踏査確認地点

(1) 吾妻川右岸側

H-A猿橋

天明泥流により流失した猿橋は、長さ12間、横1丈余の吾妻川に架けられた刎橋で、三島・松谷両村の自普請橋であったといい、延享四年(1747)四月の「上州吾妻郡三島村横谷村信州往還刎橋御普請出来形帳」(岩島村誌編集委員会1971)などにその工事や規模の詳細が記されている。近年、右岸側の県道建設に先立ち整備された「渓谷バーキング」の上流に在った橋で、現在の「鹿飛橋(写真1)」の前身となる橋だったと考えられる。「三島村天明三年泥人図」(岩島村誌編集委員会1971)では、「サルハシ」と記されている。



写真1 現在の鹿飛橋(2006年撮影) この前身の橋が猿橋である。

H-B十二沢バーキング付近(上郷西道跡)

県道整備に先立って建設された「十二沢バーキング」脇の道路(松谷横谷線)は、平成19年(2007)上郷西道跡として発掘調査された(写真2、天明遺構面標高505m)。天明泥流下から、烟、道などが見つかっている。道は、現在の吾妻渓谷遊歩道の前身で、当時の主要な道筋だと推定される。天明泥流の到達域は付近で標高510mの少し上位で確認でき、東へ続く遊歩道際の杉林内に堆積物や到達際の段差地形が残されている。



写真2 上郷西道跡(北から撮影)。2007年。道跡は天明泥流堆積物に覆われている。

H-C上郷岡原遺跡

八ッ場ダム建設に関連して、平成14年(2002)～平成17年(2005)に発掘調査された。全面を天明泥流が覆い、広範な耕作地の景観が調査されている。北面に迫り出し、現在より10m程下位に位置していた同遺跡は、JRのトンネル掘削残土で埋め戻され、現在、道の駅や公園となっている。

H-Dケイホツバ

「ケイホツ」とは、「開発」を起源とする呼名と思われるが、周辺は近年の圃場整備により姿を変えてしまっている。耕作地単位で天明泥流の土砂を人力で吾妻川へ排



写真3 ケイホツバ(2011年、圃場整備の工事中)。天明泥流堆積物が確認できる。

土し、元の耕作面を確保した先人の困難克服の痕跡で、周囲よりも一段低くなっている耕作地を指している。当地の他にも数ヶ所で知られている。

H-E細谷の地蔵堂

「泥流は、地蔵堂を除けて流れた」との伝承が地元に残されていて、「天明の浅間爆発の際、村民はこの地蔵堂内に避難した」(岩島村誌編集委員会1971)と伝えられている。このように、現在微高地となっている地蔵堂のある高台と集落を区画するように到達範囲が確認できる。



写真4 細谷の地蔵堂 地元の伝承では天明泥流の被災をまぬがれたといいう。

H-F根古屋の念仏講

『岩島村誌』によれば、同誌が編纂された当時の記載で、根古屋の念仏講を紹介している。10人ほどの念仏講が農繁期を除く各月16日に夜回り番で宿を決めて集まり、「天明三年七月」と記された十三仏像(掛け軸)をかかげて拝み、直径2mほどの輪を百遍廻しながら、念仏や般若心経、和讃を唱え、仏の冥福を祈り祈願する行事としている。浅間山噴火当時、西国巡礼に出かけていた水出きぬ氏の先祖にあたる水出与右衛門八代目代蔵が、噴火で多くの犠牲者が出了ことを播磨の国で聞き、急いで戻り犠牲者供養の念仏をしたのが始まりで、その際に、十三仏像の掛軸と1200の珠玉でできた大数珠を持って帰り、念仏講を催したという。また、この時、高野山から持ち帰ったという脚回り170cm余の菩提樹が根古屋の大日如来堂の前の同家墓地に植えられているという。しかしながら、代蔵という人物は、文久年間頃の人ともいい、伝え誤りの見方も記されている(岩島村誌編集委員会1971)。

H-G町民スポーツ広場(唐堀遺跡)

「年金積立金還元融資吾妻町民スポーツ広場」の建設に伴い、昭和55年(1980)7~8月発掘調査が行われ、天明泥流の堆積が記録されている。

H-H温川での逆流と新井遺跡

吾妻渓谷から10km下った郷原対岸付近、吾妻川右岸に注ぐ

温川(四阿川)では、「浅間記」(萩原1986)で「四阿川を上り巻寄まで流れる」、「天明浅嶽砂降記」(萩原1988)で「ぬる川と云えるは、五十町程泥さかのぼりしといえり」と、泥流の逆流が記録されている。ただし、「マキヨセ」は吾妻川より直線で1km入った場所で、蛇行する温川に沿えば2kmほどはさかのぼつたことになる。「五十町」(約5.5km)は誇張表現かもしれない。

上信自動車道建設に伴い発掘調査が進められている新井遺跡(平成26年度)で天明泥流下で畑や石垣などが見つかっていて、疊を充填した土坑と元の耕作土を掘り返したと考えられる復旧土坑が確認されている(群理文2015)。被災後の「土掘」の後、生産性の乏しい泥流に対して行われた行為は「二番開発」といわれ、富沢久兵衛は、天明五年(1785)~同年(1788)春まで工事を行ったといい、「浅間山焼崩泥入畑開発帳」(吾妻教育会1936)として残されている。

H-I竣工記念碑と厚田中村遺跡



写真5 田中地区土地改良総合整備事業竣工記念碑(東吾妻町厚田)
天明泥流が堆積し田畠は荒廃した。

田中地区土地改良総合整備事業の完成により建てられた記念碑は、「対岸に岩櫃山南面に榛名山を位置する当地区は天明三年浅間山の大噴火による泥流によって荒廃したが先祖の苦労により再び耕地化され…」と刻んでいる(写真5)。平成27年春には、上信自動車道建設工事に伴い、移設されている。周辺で平成25・26年度に調査された厚田中村遺跡は、上信自動車道の厚田インターチェンジの建設が行われる場所で、天明泥流の下位から榛名山水系の伏流水の湧水する地点に営まれていた水田跡が見つかっている(群理文2014・2015)。

H-J万年橋

厚田と郷原間に架かる長須橋は両岸とも水面より高く岩壁を利用していているため、簡単には流失しなかった。そのため「万年橋」と呼ばれていた。「浅間より武州迄も河向うに不通用に成る。中瀬渡し船七月十四日より通る。長野原に十五日よりから橋掛る八月になり漸く郷原に假橋掛る。」(吾妻教育会1936)というように、交通の要となる公儀橋の復旧は急がれた。「郷原に假橋」にあたるのがこの万年橋と

考えられる。この橋は、三国街道涉川の木の関所が増水で通行できない場合には、大名行列が20kmも上流のこの橋を渡ったという公儀橋でもあった(原町誌編纂委員会1983)。その架け替え工事は、公費をもって東部吾妻郡35村で行う公儀橋であった。万年橋といつても、橋梁の耐久性には限界があり、寛永三年(1626)から天明四年(1784)までおよそ160年に17回の架け替えの記録は残されている。

H-1立石の岩(吾妻七つ石)

立石の岩は、「吾妻七つ石」の一つに取り上げられている(原町誌編纂委員会1983)。享保五年(1720)に原町金剛院円慶法印が著した「再編吾妻記」には、「吾妻七つ石」について書かれていて、それぞれに和歌が添えられている(脇屋1998)という。そのうちの「立石」には、「白浪も浮名も誰か立石の居ても立ちても物思ふかな」と添えられている。川戸神社由緒に関係深い「立石の岩」は、富沢久兵衛が「原町立石の事」として次のように記している(原町誌編纂委員会1983)。

立石ノ岩ト申す河原ノ中程ニ高サ四丈余リ地元二十間廻り之大岩石在リ往昔ハ川流レ川戸ノきわヲ水流レル、大岩ノ廻りニ原町ノ立岩河原名所とて古吉林等有之、然所ニ川戸村ヨリ原町ト論争ニ成り普導寺金剛院其外ノ者立会取扱ニ済ス、此訛ハドノときわのふち出ばなりヨリ大岩エ引キ平井戸川ばたノ大石工引ギ河原半分ヅソニテ川戸原町さかいを定ル、大昔、岩櫃城主吾妻太郎行森落城之時、立石岩之上ニテ自御首ヲかき切り河戸ノ岸エ投フ、是則首之宮大明神ト奉鎮ルなり、右大岩、四十二年前寛保二壬戌八月朔日閑東大溝水前代未聞ト申候所其節ニさえ無難ノ立石、此度廻間荒ニテ押松、何国工參候哉不相知候、尤是ヲ記も無益なれども、名所ニハ有之候得共、立石トイふ事未世ニ至テ知ル間敷ト思ヒ委細記置

といひ、天明泥流で消えてしまった地元名所の顛末を書き残している。天明の災禍により消えゆく地元伝承を語り継ごうとした先人の記述をこの史料で知ることができる。

H-LH田辺橋の露頭

『群馬県吾妻郡誌追録』には、「田辺橋を川戸村へ渡りまると昨年切り開いた新道の崖に一米以上の厚さに堆積して居る美しい断面を見て居り、附近に泥流の浮かして来て置きざりにした巨大な熔岩塊があります。此の附近一帯を「荒れ場」と申して居ります。」(吾妻教育会1936)と記されている。現在、田辺橋周辺にこの浅間石を確認することができないが、80年前の描写を確認する。現在の「たんべはし」は、昭和36年(1963)12月に竣工されたものである。

H-M伊勢宮～お茶不動

大浦(大浦2008)は、現在の左岸JR中之条駅周辺の被害域を地域文献等の情報を集約し現地比定していく、壬申絵図に描かれる諏訪社・吾良社・不動を被害絵図と比定している(後述の左岸側N-C地点を参照)。

H-N流动岩(浅間石)

中村によれば、「看板に「雷神岩」とある。北西方に雷神岩の絵入りの案内版があり、この説明文から、この付近の「流动岩」一帯には、天明泥流の大小の岩塊があつたが、河川整備などで消失したと読み取れる。」と記している(中村1998)。踏査では、案内看板は朽ち放置されていた。また、現存する流动岩自体も雑木や雜草によって目視し難くなっている。

H-O佐藤家

東吾妻町五町田にある佐藤家では、被災時に移築され、現在築300年ともいわれる茅葺き屋根の民家を保っている。当家を守ってきた歌人の故佐藤正子氏は、「天明の世の移築と茅葺屋(ぼうおく)に今を住み繼ぐいろいろ焚きつつ」の句を残している。

H-P箱島田園の浅間石

中村の報告に、打ち欠かれ移動させられた浅間石は、残された芯にある部分で2m程の浅間石であったが、さらに平成になって行われた圃場整備事業により片付けられてしまった。「東村役場の職員の話では「子供の頃は、



第2図 東吾妻町(吾妻川流域)の浅間石位置 中村(1998)より引用。

もっと大きな岩塊で、その上で遊んだ」とのことである。岩塊の底面は、地表面に重なっており、多少動かされた可能性がある」と記されている(中村1998)。

他にも残された浅間石については、中村により、東吾妻町の吾妻川流域で本稿該当範囲に、次の地点5カ所、計7石(第2図:川戸上之宮、厚田田中(2)、矢倉本村(2)、岩下行沢、岩下天神)が記されている(中村1998)。

H-Q吾妻川左岸側

H-Q吾妻渓谷出口

吾妻渓谷を抜けた泥流は、この付近では、右左岸で約510~520mの高さに堆積物が残されていることが確認できる。日本一短いトンネルで知られた樽沢隧道付近では、ちょうど旧JR吾妻線の少し上位とみてよいだろう。

H-R松谷の供養塔

僧円心が松谷に建立したとされる「浅間荒れの受難者供養塔」の存在が、地元を扱った郷土誌(脇屋1998)に記述されているが、現在その所在は不明である。これまでの天明三年浅間灾害関連の供養碑研究の一覧表では知られていない。松谷上地区の十王堂や円心和尚の墓や庵跡周辺でそれを今回の踏査で確認することはできなかった。

H-S雁ケ沢橋

松尾・横谷両村境にあった雁ケ沢橋は、享保六年(1721)架け替えられたものであった。高間の御林で伐り出された木材で、岩下・矢倉・郷原・三島・横谷・河原畠の6ヶ村の人足、掛替入用費は林・長野原・坪井・勘場木・立て石・羽根尾・古森を加えた13ヶ村で普請された史料が残されている(岩島村誌編集委員会1971)。天明泥流で流失するが、天明七年(1787)からの掛替は松尾・横谷両村の自普請橋となつたといふ。

H-T大割口周辺の地点情報

平成17年(2005)9月の松谷の大割口周辺におけるバイパス工事に伴う代替え地造成工事ではJR吾妻線山際寄り北側(写真6の中央付近)まで天明泥流堆積物が確認できた。



写真6 大割口周辺(2005年9月) 造成工事中の天明泥流堆積物が確認できた。

H-U松谷神社

「荒神様」と地元で呼ばれ、養蚕の神様として近隣にも知られている。現在の場所へ移ったのは享保年間といい、天明泥流で社殿は跡形もなくなつたという。世話人一同は、吾妻一帯に寄進誓願を行い、天明七年(1787)には社殿を再建したとされる(写真7)。明治40年(1907)の神社合併令の施行により、22社が合祀となった。再建に向けての寄附帳(岩島村誌編集委員会1971)は次のように記している。

去る卯年浅間山大変の節御宮立砂石押掛け流失仕、遠近御參詣方御望通り、先板に勤請仕、当春迄漸く砂石取除候處、御社跡敷合、石壇の義不動、その御保座候。此度神殿造立相始め年月を重ね候ても御宮御宮殿仕度念願に御座候得共、大変に候。願主氏子自力相不叶、罷出候處、益々…。



写真7 松谷神社 天明泥流により被災した後、再建された。

H-V松谷松下遺跡周辺

松谷松下遺跡周辺の地形は、国道145号、JR吾妻線の付け替え等により大きく改変している。旧吾妻線線路敷き内にも天明泥流堆積物と思われる土砂はみられず、黄色ローム層が通りすがりに観察され(写真8)、付近の到達域は、国道付近までと考えてよいだろう。



写真8 周辺工事の箇所(2015年9月) ここでは天明泥流堆積物は確認できない。

H-W松谷の国道拡幅擁壁工事断面

東吾妻町松谷の日野宅前の国道145号脇歩道拡幅に伴う擁壁の付け替え工事の際の観察では、天明泥流堆積物は確認されず、ローム層が確認できた(写真9)。地形から見た周辺の到達範囲は、国道付近と考えてよいだろう。なお、この日野家宅の母屋解体で確認された棟札は、「天明三年」と記されていて、天明泥流直前に建てられたものと推定される。

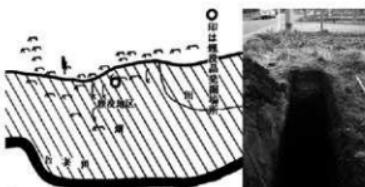


写真9 東吾妻町岩島周辺の被害(岩島村誌)より転載)と試掘断面 左の被害図の範囲内では右の写真のように地表面下に天明泥流堆積物が確認できる。



写真9 松谷の国道施工工事の断面(2008年8月) 摂削断面には天明泥流堆積物は確認できない。

H-X応永寺

東吾妻町岩下「新四国東(あずま)八十八か所」85番応永寺の絢爛な山門は、天明三年(1783)三月落慶といわれ、天明泥流の流下を高台から見下ろしていたことになる(内山2001)。

H-Y大村地区の埋没遺物と周辺情報

富沢瀬市報告(岩島村誌編集委員会1971)は、大村地区用水池底から発見された遺物を紹介している。この地区的家屋等を5尺下に埋めつくした、と伝えられている。昭和38年(1963)に用水工事で出土した農具や什器が掲載されている。岩島中学校(平成26年度末廃校)周辺の被害である。

また、岩下郵便局前国道南での県文化財保護課の試掘(平成17年(2005)11月)では、表土下40cmで、40cmの厚さの天明泥流堆積物が下位に僅かのA軽石とともに確認できた(写真10)。しかし、麻の里会館建設に伴う、前畠遺跡(昭和62年(1987)吾妻教委)の調査では、確認されていない。

H-Z矢倉鳥頭神社の神代杉と延命寺標石

矢倉字宮の脇に鎮座する鳥頭神社は、口碑によれば創立は建久年間といい、氏子域は、郷原・矢倉・岩下で、明治40年(1907)には境内に諸社11社を合併したという(社序庁吾妻支部1989)。境内にある神代杉(一名「親子杉」)は、太古日本武尊東征の際に手植えをしたものともいい、その姿を天下に誇っていたが、天明泥流に際した襲火で、数日間にわたり凄まじい勢いで燃え続けたといふ。時の童徳寺住職の円心和尚の手により、4m余の高所で伐り倒され、焼枯した神代杉の内部にその後植え付けられた杉が堂々とした姿を誇り、「親子杉」の別名をもつようになったという。平成8年(1996)3月国道拡幅工事により、この神木は伐り倒されることになるが(写真11)、神代杉は、すぐ脇の別の杉に付け替えられ、同じ状態でその姿を保っている。

また、明治43年(1910)、「関東大水害」とよばれる関東地方を襲った大水害が発生した年に、「浅間山延命寺」と刻まれた門石(石標)が吾妻川の25km下流、東吾妻町矢倉地内の吾妻川河床で発見され、一時矢倉の鳥頭神社に保存された。その後、昭和18年(1943)に鎌原区に戻され、現在は観音堂の境内に据えられている(写真12)。「童徳寺は、上原益太郎氏宅の裏手にあったと伝えられている」(岩島村誌編集委員会1971)とか、「童徳寺には、延命寺の石門が流着し近年までおかれていった。円心没後、文化三年二月に無住寺となり、寺子屋となり、明治初年学校として生まれ変わる」(小池1989)あるいは、「新四国東(あずま)八十八か所八十六番で戦国のころ応永寺の末寺として創建され、天明三年に泥流被害で流失。その後、再建され、明治初年に本寺に合併され廢寺になるが、その跡地は定かではない。墓地は、無縫塔16基や庚申供養塔などがあり、JR矢倉駅の入り口にある」(内山2001)とい



写真11 移動後の神代杉 平成8年工事に伴い山側へ数m移動した。



写真12 「延命寺」の標石 現在は鎌原観音堂境内に据えられている。

うのような情報もある。付近では、近年給食センターが建設されたが、工事に伴う発掘調査などの情報はない。

H-AA新井バイパス周辺及び高橋家の伝承

付近には、国道145号バイパスの北側の南面斜面地には分譲された宅地やアパートが並んでいる。この工事の際に周辺にあった2mほどの大きさの浅間石も处分されたという。

また、県道南に隣接する高橋家宅では、昭和28～29年(1953～54)頃、水力発電所の建設に伴って、地下水が漏れた。そのため新たに井戸を掘ったところ、「3m掘ったら、囲炉裏に掘り当たった。囲炉裏や火鉢、茶碗などが出てきた」と伝えられている。3m下に当時の民家が眠っている可能性が指摘できる。したがって、天明泥流の到達域もこの付近では、JRや道路敷設工事に伴う削平なども考えられるが、概ね県道付近までと考えてよいだろう(写真13)。



写真13 新井周辺の到達範囲 2006年4月撮影 天明泥流の到達範囲は写真上の県道付近までと考えられる(写真合成)。

H-AB新井の庚申供養塔と馬頭観音

宝暦十二年(1762)を刻む庚申供養塔と朱が施された馬頭観音は、善導寺山門から200m西の新井地内で、昭和40年(1965)頃、道路部分の工事残土から見つかったものである。この作業の様子を見ていた地元住民が耕機を使って運び戻し、近くの道脇に建立されたものが、この2基の石塔である。顔料が塗られた馬頭観音は現在でも、朱色が明瞭な状態である(写真14)。



写真14 新井地内の庚申供養塔と馬頭観音 昭和40年頃、道路工事中に見つかり再建された。

H-AC善導寺門前供養碑と「泥町」の伝承

東吾妻町原町にある浄土宗善導寺の門前には5度に及ぶ天明三年犠牲者の供養碑が残されている。6回忌、23回忌、33回忌、50回忌、150回忌というように5回にわたって手厚く回忌供養されてきた供養碑である。山門付近は、現在「泥町」ともよばれ、天明泥流がそこまで到達したことなどがわかれ、地表数10cm下には天明泥流堆積物が確認できる(写真15)。また、この山門付近では、流れ着いた遺体の弔いもおこなわれたという言い伝えがあり、先人の美舉に対する供養と重なるのかもしれない。



写真15 善導寺門前供養塔 下水道設工事では、僅か数10cmの深さで天明泥流堆植物が確認できた(平成20年(2008)10月)。

H-AB宗安寺跡

新四国東 八十八か所四番宗安寺は善導寺の末寺で寛永年代に善導寺の隠居寺として創開された(吾妻教育会1936、原町誌編纂委員会1983)。文化年間(1804-1818)頃に復興したとされるが、幕末には無住大破する。現在、その跡地の小さな社には、業師とも知れぬ仏像が置かれる。周囲には25基ほどの墓標が残されている(内山2001)。現在の「さくらゆうえんち」がその場所で、石垣の大部分は、泥流中の浅岩石が利用されている。



写真16 宗安寺跡地 この場所は天明泥流の到達範囲内である。

H-AE吾妻奉行所

御殿奉行所に於いて吾妻一郡真田領の支配がなされ(原町誌編纂委員会1983)、御殿並びに郡奉行役所は元和の新築以来約50年の寛文年間の頃、修繕改修を必要とするようになった時に、領主沼田城の真田伊賀守信直は経済不如意だったので御殿並びに役所の建物を顕徳寺に施入し、寛文三年(1663)上之町矢島稚兵衛方に役所を移しこれを原町御陣屋と称した。その後17-8年を経て天和元年(1681)十一月伊賀守没落でこの陣屋も廃絶したという(原町誌編纂委員会1983)。この地が天明の被害に遭遇した際に、細川22万両の「御手伝」では、郷原村から平村までの12カ村へ支払われた普請金は「御金原町五郎兵衛所に御置き遊ばされ、村々へ普請金御割付け・・・」(原町誌編纂委員会1983)といい、総額5千両が原町矢島

五郎兵衛屋敷に「御置き」された。天明浅間災害直後には、「泥押被害情況視察や罹災民救済事務や救済工事復旧工事監督や幕府吏員の宿泊滞在等頻繁を極め幕府の救恤金金庫の一時設置や、顕徳用務受命報告用務のための村々役人の出入等で御本陣五郎兵衛方は随時多忙であった」という(原町誌編纂委員会1983)。いわば、御普請時の吾妻郡工事事務所本部の会計の任を司っていた人物矢島五郎兵衛でもある。御殿入口角より西へ間口40間3寸清左衛門屋敷・その西隣間口35間4尺3寸矢島稚兵衛屋敷・その西隣間口30間5尺7寸矢島五郎兵衛屋敷(貞享三年御水帳)と記される(原町誌編纂委員会1983)。

H-AF顕徳寺の多宝塔

天明六年(1786)の有縁無縁萬雪のために建立した多宝塔形の大塔婆(写真17)は、もとは字下之町の吾妻川のほとりにあったといい、浅間押しの際の死者に対する供養のために建立されたものと伝え、現在顕徳寺に建てられている(吾妻教育会1936)。



写真17 顕徳寺の多宝塔 現在の場所は天明泥流の到達範囲外である。

H-AG河原地蔵尊

総合グラウンド西の崖際にある河原地蔵尊(写真18)は、山口六兵衛や新井忠右衛門らが発起人となって被害の翌天明四年(1784)に建立されたという。平成16年(2004)の中越地震に機に、背丈を低くし、改めて開眼供養を行い、東屋を建てた由が案内板に記されている。



写真18 河原地蔵尊 災害の翌年に建立されたといふ。

H-A山田川橋～棚下

天明泥流は、山田川の落合に突き当たり、公儀橋の山田川橋をそっくり漂わせて、棚下(写真19)まで持ち上げてしまったという(原町誌編纂委員会1983)。「六月掛け替えた山田川橋は泥流により上流のたな下まで三丁(330m)ほど押し戻された」(秩原1986)といい、山田川橋は、一端「たな下」まで流れ、また下流へと呑み込まれていったのだという。当時の橋は、現在よりも「一町半乃至二町程上流」にあり、天明三年には、「十六間半」の刎橋(原町誌編纂委員会1983)だった。



写真19 棚下 山田川沿岸から望む。この地点まで天明泥流は逆流したという。

N-A石の塔古墳

昭和38年(1963)、耕作者がゴボウ穴を掘ろうとした際に竪穴式石室を発見、その後、群馬大学の尾崎研究室により発掘調査が行われた。出土した直刀は、中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」に展示されている。築年代は5世紀末とされるこの古墳(中之条町歴史民俗資料館2003、中之条町教育委員会2003)は、天明泥流に覆われていて規模は確認されていない。

N-B石の塔の浅間石

平成18年(2006)町指定史跡の石の塔の浅間石は、清見寺の南西400m、JR吾妻線をはさんで吾妻川寄りに所在

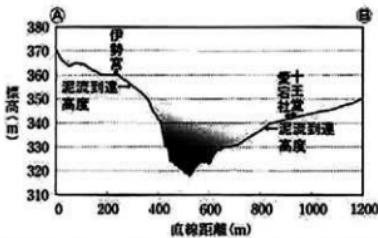


写真20 石の塔の浅間石 吾妻川左岸段丘上の畠の中に位置する。

する。現在の大きさは、東西4.5m、南北5m、高さ3.5mで、北側は、庭石として削り取られている。

N-C伊勢宮～お茶不動

山田川合流点～JR中之条駅南の付近の被害を記した絵図は複数残されている。この周辺の被害域を絵図等の情報集約で現地比定し、「攻撃面側の中之条町では標高350mを超すが、滑走斜面側の岩井村では340mに達していない」(大浦2008)として、到達高度差17mほどの想定(第3図)がなされている。しかし、今回の踏査では、右岸側で堆積物や地形から345m付近までの到達を想定した。また、左岸側で伊勢宮(標高360m)下の国道145号の標高は350mを計り、JR吾妻線の標高が345m付近で、この急崖斜面を超えたかどうかが到達範囲と推定するに留まった。第3図の示す「355m」までの到達は、現形や堆積物の分布から確認できなかった。今回の踏査では、「左岸側で345mのJR線路と350mの国道の間、右岸側で345m付近までの到達範囲、到達域の不確いがあつても攻撃斜面側で數mの高低差があった」とする程度の確認とした。また別に、河床勾配の急な上流長野原町域で6m程度の高低差を確認した例もある。この点からすれば、今回踏査をおこなった付近での「到達高度差17mの想定」は、流下特性とするとやや過大な想定かもしれないと考えられる。もっとも、被災後にJR吾妻線や国道145号などの開削による地形の改変がなされたことを考慮した上で議論となるだろう(第6図右岸側H-I地点)。



第3図 中之条～岩井横断及び泥流範囲復原図 大浦(2008)を引用。

また、「お茶不動」と呼ばれる堂宇や諏訪社と五良社の寺社の隨伴樹が絵図に記され、泥流到達範囲が一部及ぶ程度とし、附近の到達域を大浦は標高330m手前としている。残念ながら、このお茶不動は近年の圃場整備で移動するなどしており、到達域のランドマークとすることはできないが、周辺の旧地形で推定域を読み取ることができ、妥当な推定と考えられる。

N-D伊勢町での見聞―「段波」

作者不明ながら中之条町伊勢町近隣の人物が書き残した「天明浅間山焼見聞覚書」(萩原1986)によると伊勢町下の吾妻川では、「波の高さは、15メートルとも、30メートルともはっきり見定めたことのできた人はいない。一番の流れ、二番の流れ、三番の流れと3度押しし流れてきたのであった」とあり、複数の段状の形をした進行性の波(『地形学辞典』:二宮書店1988)である「段波」として流れ下ったことが記録され、この付近で目撃された流れの特徴としてとらえておきたい。

N-E林昌寺門前供養塔

中之条町伊勢町の林昌寺門前には、災害後100年の供養碑が200回忌供養塔とともに残されている。県令樹取素彦が撰文した「災民修法碑」は、明治15年(1882)3月「余任を本縣に辱(かたじけな)くするを以て其事を書をすを請く。」(萩原1995)と結んでおり、200回忌供養塔は、県知事清水一郎揮毫による「災変受難供養碑」と題される供養塔である。



写真21 林昌寺門前供養塔 山門の手前に向かい合いで建てられている。

N-F松見橋～名久田川の逆流(吾妻神社)

中之条町の名久田川でも、「名久田川の上流へ遡り、和利宮(吾妻神社)森の下まで火石や大木が流れ着いていた」(萩原1986)と記録されているので、1.5km以上も上流の吾妻神社付近まで火石などが逆流したことになる。



写真22 松見橋 ここで名久田川が有濃川左岸に合流する。

吾妻川河内の泥流のピーク水位が大きかったことがうかがえる。翌天明四年(1784)、名久田川付近を通した松代藩士が残した見聞記「上州草津道法 夢中三湯遊覧」(萩原1985)に、

(七月二十一日)此辺去七月八日浅間大荒之節十八町此上沢逆流に泥水火石押上セ、高サ三丈余も泥の跡脛(脛)然たり。其外大石大木押行、木の折口錦杖のことくにひしけあり。大石とも五六六十も雨ぶり候へハ中より火焼出で候よし。

と書き留められており、この一年後の災害地の状況は付近の状況を記載したものである。

N-G西浦遺跡

青山松見橋左岸の工事露頭(西浦遺跡)では、平成22年(2010)5月の県文化財保護課試掘(工事立会い)により天明泥流堆積物が確認されている。現在の国道部分まで到達している事が確認できる。



写真23 松見橋左岸側工事 1m程度の天明泥流堆積物が確認できた(2009年3月)。

N-H青山の浅間石

中之条町の青山や市城にも複数の浅間石があったが姿を消しつつある。青山の浅間石は、東西3.2m、南北7.8m、高さ3.0mを計り、頂部には所有者によって建てられた「天明浅間大爆発二百周年記念」と刻んだ記念碑がある。平成6年(1994)町指定史跡(中之条町教育委員会2003)。



写真24 青山の浅間石 浅間石の頂上には記念碑が建てられている。

N-I市域の浅間石

JR吾妻線の北に所在する浅間石。付近は天明泥流に覆われた地形を色濃く残していると思われる。盛り土の線路敷きと造成による国道353号で画される耕作放棄された地形を留め、傍らに浅間石が残されている。



写真25 市域の浅間石 JR吾妻線の線路北に所在する。

6. 天明泥流到達範囲図

作成した天明泥流到達範囲図を第4～7図に示す。

同図の基図は電子地形図25000(国土地理院発行)の「長野原」「小雨」「群馬原町」「中之条」「金井」「上野中山」を使用して繋ぎ合わせ、その中から、天明泥流到達範囲図作成に必要な範囲を2万分の1の縮尺で切り抜き、4枚のA4版の基図とした。

これらの基図に、第4章で整理検討した遺跡発掘時に確認された天明泥流堆積物の有無(第2表、第3表)、都市計画図レベルの地形図を用いて第5章で整理検討した天明泥流の流下に関わる痕跡、伝承等の確認結果をもとに天明泥流到達範囲を確定し示した。

7.まとめと課題

東吾妻町と中之条町域における吾妻川流域は概ね25kmの範囲である。吾妻川に沿った段丘上には集落が形成されていて、それを繋ぐ国道145・353号や昭和17年(1942)にはじまるJR吾妻線などの幹線の建設工事が、天明泥流の到達した範囲の被災地形と並走することが、渋川市域での例に漏れず読み取ることができた。

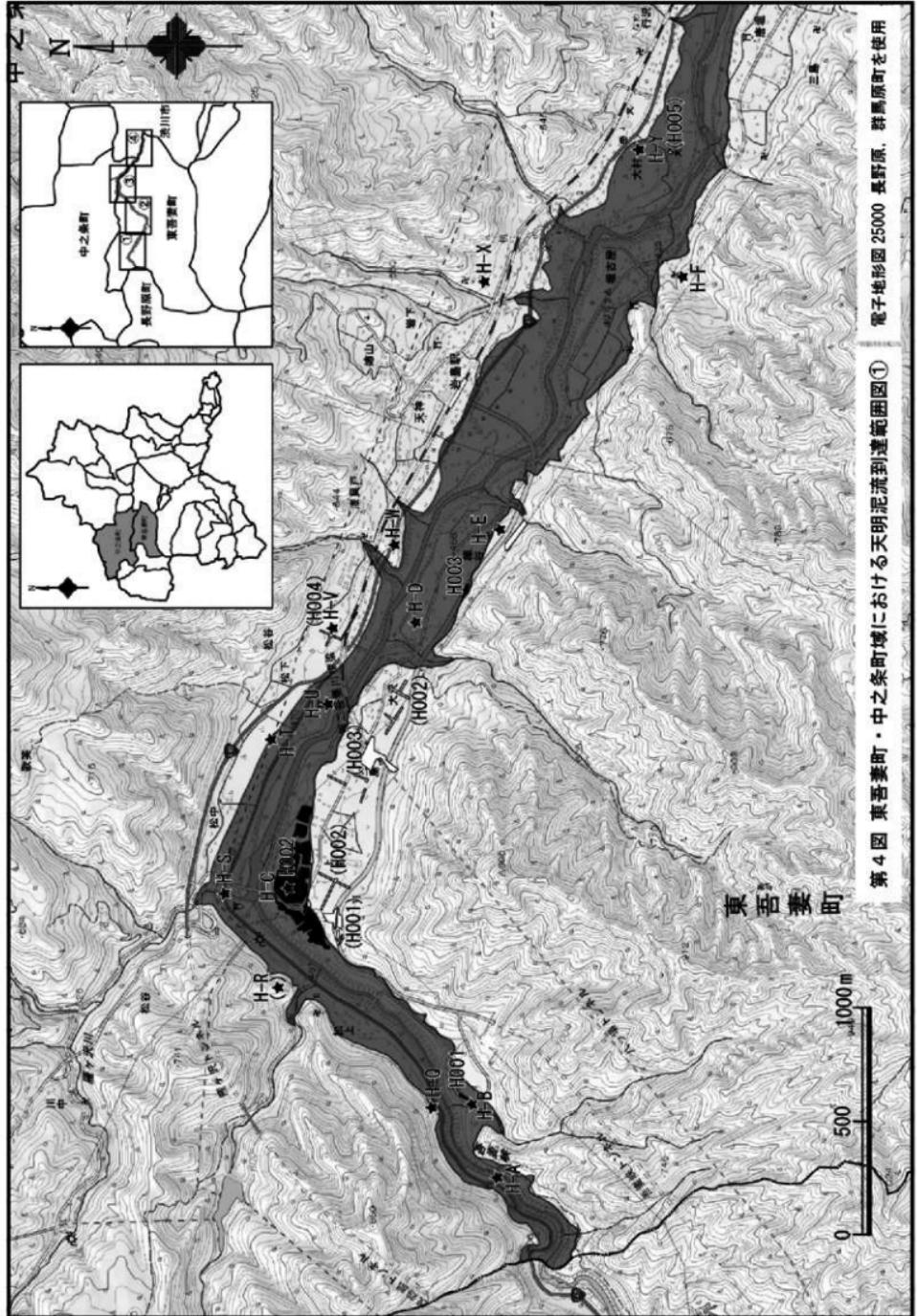
今回扱った範囲は、吾妻川が吾妻渓谷を抜け出る地点から、河床勾配が緩くなり始める渋川市域に入る直前までの範囲であった。周辺の開発もさほど進められてはおらず、被災地形を想定するには比較的分かり易く、情報も比較的充実していた。しかしながら、地元文献に文字として残されていても、もはや地元では失われつつある情報にも出会い、改めて語り継ぐ意味合いを考え直すこともあった。

被災地形の復元も、地表面だけでは限界があり、確定や検証には今後とも遺跡を見つかる資料や事例等にも着目されるべきだろうことは引き続き感じられた。

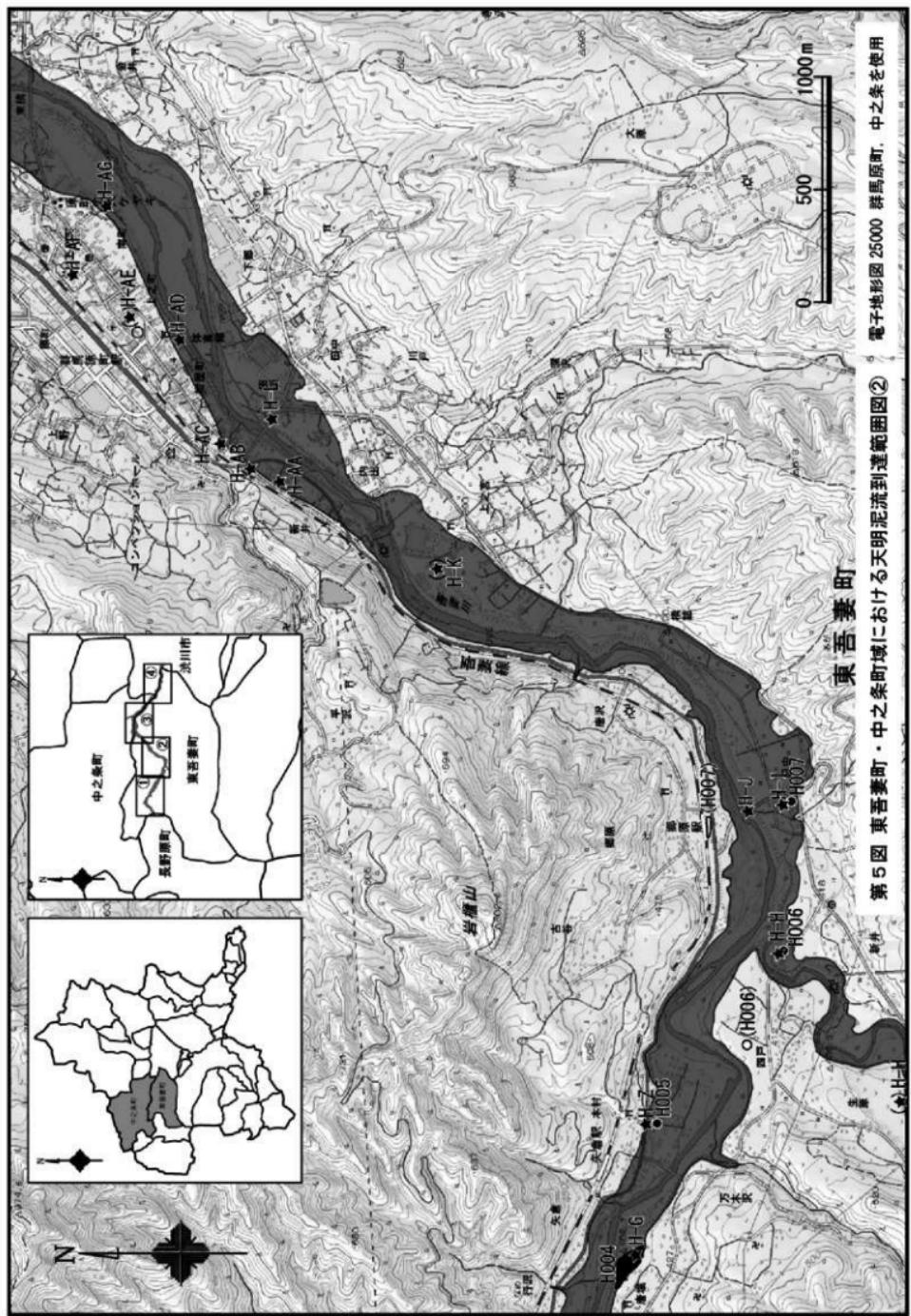
筆者4人で時間の調整をはかりながら踏査の機会を重ねたが、文献で得られた情報に対しても現地を確認できなかった地点も残され、地点踏査や加除修正は今後の課題とし、改めて諸氏にご協力を願う次第である。今後も作業を継続させるとともに、さらなる展開を目指していきたいと考える。

また今回、中之条盆地とその周辺の地形を研究フィールドとされている山口一俊氏に原町周辺を行なっていただき、教示受けられたことは、大変有益であった。地元住民や路傍での聞き取りに快く協力くださり情報を提供くださった諸氏に対して重ねて、ここに記して感謝申し上げたい。

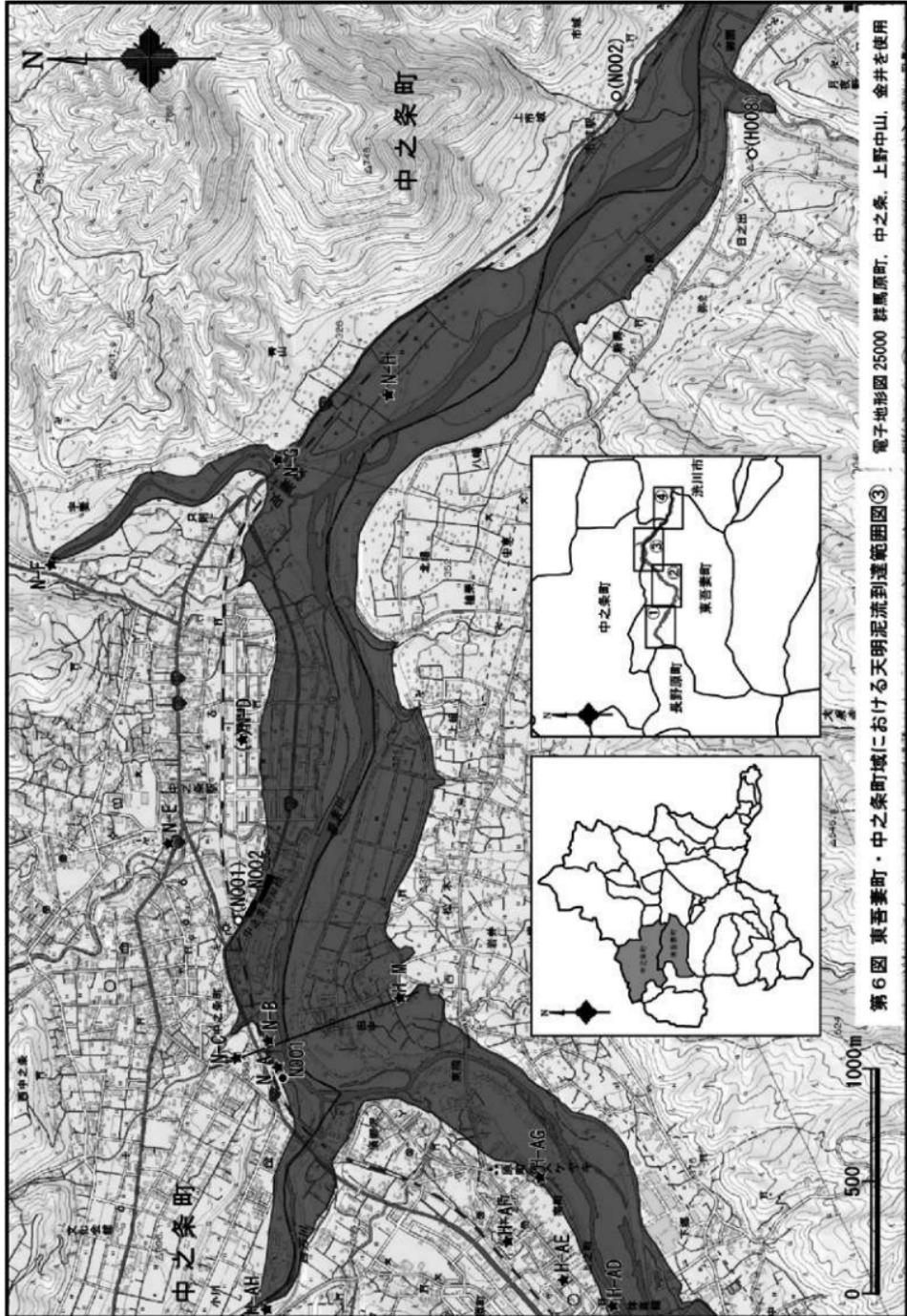
第4図 東吾妻町・中之条町境における天明泥流到達範囲図①

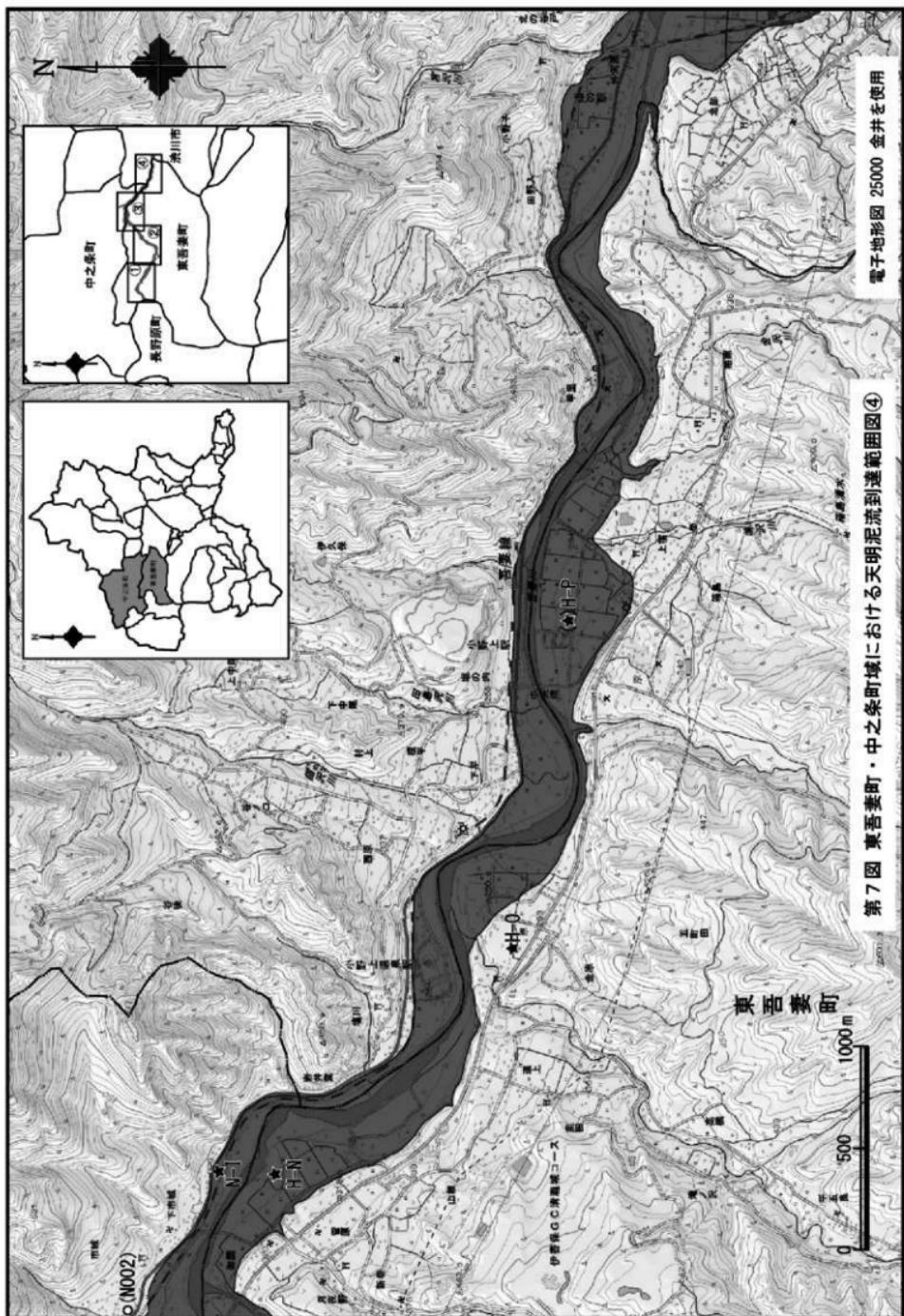


第5図 東吾妻町・中之条町域における天明泥流到達範囲図② 電子地形図25000群馬原町、中之条を使用



第6図 東吾妻町・中之条町域における天明泥流到達範囲図③





参考引用文献

- 吾妻教育会1936「群馬県吾妻郡誌追録」p.471, 477, 479-483, 485
岩島村誌編集委員会1971『岩島村誌』p.290, 352-356, 643, 645-646,
649, 652-653, 657, 886, 991-994, 1193, 1199, 1201, 1319
内山信次2001「上州新田国平成漏路記」上毛新聞社p.90, 131
大浦瑞代「天明浅間山噴火災害絵図の読解による泥流の流下特性—中之条
盆地における泥流範囲復原から—」2008『歴史地理学』第50巻2号(通巻
238号) pp.1-21
群馬県立文書館寄託伊能家文書 8003-1454-3
群馬県立歴史博物館1995「天明の浅間焼け」p.32
小池利夫1989「竜巣寺の出来」群馬歴史散歩 p.93
公益財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団2014年報33 p.33
公益財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団2015年報34 p.37, 38
神社庁吾妻支那1983「吾妻郡神社要項」星文社p.42
関俊明・中島直樹2005「玉村町における天明泥流到達範囲」『研究紀要』23
財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団pp.85-98
関俊明・勢藤力・中島直樹2013「伊勢崎市・玉村町域(2)における天明泥
流到達範囲」『研究紀要』31公益財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
pp.63-80
関俊明・中島直樹・勢藤力2014「前橋市・高崎市・吉岡町域における天明
泥流到達範囲」『研究紀要』32公益財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
pp.88-101
関俊明・小菅財多・中島直樹・勢藤力2015「渋川市域における天明泥流
到達範囲」『研究紀要』33公益財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
pp.121-138
中之条町教育委員会2003「中之条町の文化財」 p.34, 40
中之条町歴史民俗資料館2003「中之条町歴史民俗資料館」常設展示解説図録
p.19
中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」2013企画展パンフレット
中庄村八1998「吾妻川から失われつつある浅間石の記載保存」群馬県立中
之条高等学校紀要第16号p.18
二宮書店1988「地形学辞典」
萩原道1985「浅間山天明噴火史料集成」I 群馬県文化事業振興会p.358
萩原道1986「浅間山天明噴火史料集成 II」群馬県文化事業振興会p.121-153,
158
萩原道1989「浅間山天明噴火史料集成 III」群馬県文化事業振興会p.25-48
萩原道1995「浅間山天明噴火史料集成 V」群馬県文化事業振興会p.166-167
原町誌編纂委員会1983「原町誌」p.83, 86-87, 97, 139, 286, 290, 298,
427, 668, 815
古澤勝幸1997「天明三年浅間山噴火による吾妻川・利根川流域の被害状況」
『群馬県立歴史博物館紀要』第18号p.88
鷹屋真一1998「吾妻の伝説」あかぎ出版 p.29, 56-57

群馬県内における明治前期の陶磁器

— 石神遺跡「攢乱」出土資料 —

大 西 雅 広

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|-------------------------|----------|
| 1. はじめに | 4. 今後の課題 |
| 2. 石神遺跡「攢乱」出土陶磁器類 | 5. おわりに |
| 3. 石神遺跡「攢乱」出土陶磁器類の特徴と年代 | |

— 要 旨 —

石神遺跡の「攢乱」から出土した陶磁器類は詳細な出土状態は不明であるが、磁器碗などの特徴から明治前期と推定される。また、明治10年代前葉から中葉の墨書紀年銘を有する徳利も存在し、当該時期の重要な資料となる可能性が考えられる。そのため、ここに資料紹介を行い、良好な資料が少ない本県における近代陶磁器類研究の一助とするものである。

1.はじめに

太田市竜舞町に所在する石神遺跡は、平成24年度と25年度に発掘調査が行われ、平成27年に報告書が刊行されている（高井2015）。筆者も陶器に関する整理業務に関わったが、時間的な理由で「攪乱」出土近代陶磁器の掲載を見送らざるを得なかった。しかし、石神遺跡出土「攪乱」出土陶磁器は、明治前期の一括資料と考え得る様相、内容を有しており、ここに出土資料を紹介し、群馬県における近代陶磁器研究の一助とするものである。



第1図 石神遺跡位置図 五万分の一地形図「深谷」を使用

2. 石神遺跡「攪乱」出土陶磁器類

石神遺跡「攪乱」出土陶磁器は4～5区の東側道際の攪乱から出土したようである⁽¹⁾。調査区の関係で攪乱形状や深さは不明で、その性格を推定することは困難な状態である（第2図）。4～5区の道路際「攪乱」から出土した陶磁器類は、出土状態から一括性が保証できる状態ではないが、以下に紹介する。

磁器小杯(4～4)

いずれも染付で2は外面に「寒山万...」の漢詩と思われる文字と山水文を描く。3は外面に李白「清平調詞三首 其三」の漢詩。高台内には1重圓線内に「成化年製」銘がある。4点共に染付は呉須の可能性がある。

磁器小碗(5・6)

5の染付は呉須であろう。6は外面が青磁釉、内面と高台内が透明釉である。焼成不良のため不明瞭であるが、クロム青磁ではないと考えられる。

磁器猪口(7～9)

7～9は同形、同文様の染付で高台内1重圓線内に不銘がある。染付は酸化コバルトの可能性があり、口縁端部にも酸化コバルト？を塗る。そろい物の一部であろう。

磁器碗(10～24)

10は赤絵で小ぶりの碗である。11～17は染付端反碗である。11、12は同形、同文様で底部内面は寿字文を施す。13の染付は呉須の可能性があり、底部内面周縁に1重圓線を巡らす。底部内面は欠損しており、底部文様は不明。14の口縁部内面文様は11、12と同様で、底部内面周縁には1重圓線を巡らす。欠損により底部文様は不明であるが、寿字の可能性が高い。15の染付は呉須である。底部内面は1重圓線内に不明文である。16、17は底部内面に寿字文を描く。17は釉にざらつきが認められ、二次被熱を受けている。13と15以外は酸化コバルトによる染付である。18～20は丸碗で18と20が酸化コバルトによる染付である。19は呉須による染付で焼継ぎが認められる。21は19の蓋である。22も丸碗の蓋と考えられ、染付は酸化コバルトであろう。23、24は平碗で23が酸化コバルトによる手描き、24が酸化コバルトによる型紙絵付けである。23の口縁部内面には1方所箋文を描く。

陶器碗(25～27)

25は陶胎染付である。また、27の腰錦碗も焼成年代が江戸時代に遡る。26は焼成不良であるが、内面から口縁部外間に灰釉、外面口縁部以下から高台内に鉄釉を施している。瀬戸・美濃陶器である。末期の腰錦碗であろう。

磁器皿(28～31)

28は白磁寿文皿である。29、30は共に志田窯と推定される皿で呉須による染付である。両者ともに口縁を施し、30は蛇ノ目凹形高台である。31の染付は酸化コバルトによるもので、30に比して高台径が小さい。口縁を施す。

陶器皿(32)

32は灰釉瀬戸・美濃陶器皿であり、焼成年代から考えて前代の混入品である可能性が高い。

磁器蓋物(33～35)

33は酸化コバルトによる手描き蓋物で小形鉢であろう。34、35は段重と推定され、34が呉須による手描き染付で35は酸化コバルトによる型紙絵付けである。

磁器鉢(36～37)

36は小片であるが、酸化コバルトによる染付鉢である。焼継ぎが認められる。37は呉須による染付鉢で、焼継ぎが認められる。釉にざらつきが認められ、二次被熱があると考えられる。

磁器盃台(38、39)

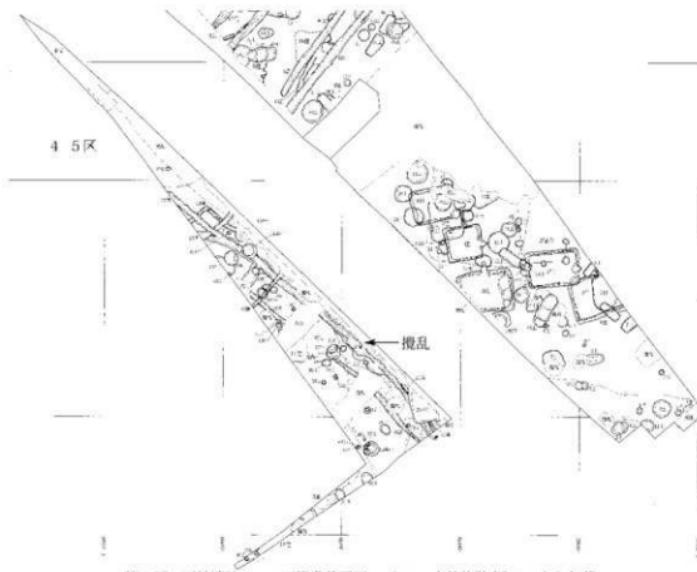
38は呉須による染付の花弁形盃台である。39は透かしを施した盃台で、口縁部の染付は呉須の可能性がある。

陶器ミニチュア(40)

40は灰釉の鳥の側入れであろう。取っ手は一部が残存するのみである。瀬戸・美濃陶器。

陶器灯火具(41～43)

いずれも製作地不詳で、41は器壁がやや厚く内面から体部外面に灰釉を施す。42は内面から口縁部外面に灰釉



第2図 石神遺跡4—5区攢乱位置図 1/400 高井佳弘編 2015より転載

を施す受皿である。43は灰釉の灯火受台である。

磁器急須(44～46)

3点ともに酸化コバルトの可能性がある手描き染付である。45は腰部に屈曲部を有し、44は湾曲が強い。46は腰部に丸味を持つ。44には焼翫ぎが認められる。46の底部外面無釉部には煤が付着する。

陶器急須(47)

47は万古風の焼締陶器急須である。外面には「千秋」、「万古 陽楓軒 千秋」、「千秋不易」、「森氏」などの押印がある。

陶器汁次(48)

48は瀬戸・美濃陶器と考えられる灰釉汁次である。注ぎ口は欠損する。底部外面は無釉。

磁器徳利(49)

図示可能なものは1点のみである。3カ所に酸化コバルトによる横線を引き、手描きの不明銘を描く。主文様は欠損している可能性がある。

陶器徳利(50～55)

50～53は製作地不詳の灰釉徳利である。51は残存部上端外面に青色釉を流す。外面は下部窓割り部分まで灰釉を施す。底部外面には「明治十年四長□(屋)第十二月」の墨書がある。やや焼成不良。52は肩部内面から体部下端窓割り部まで灰釉を施す。頭部から肩部に緑色釉を流

す。底部外面には「明治十三年四長沼(屋)第八月」の墨書がある。53は肩部内面から体部下端の窓割り部まで灰釉を施す。残存部に青釉などは認められないが、前2者と胎土の特徴などは似ている。底部外面に「明治十四年四□沼 □一月」と墨書きされる。⁽²²⁾ 51～53の墨書きは購入年月と推定され、明治10年代前葉から中葉の紀年銘として重要である。54は瀬戸・美濃窯製品と考えられる灰釉徳利である。頭部内面から高台内に灰釉を施し、体部外面下位以下の釉を拭う。底部は高台を有する。口縁部から頭部を打ち欠き、内面には鉄分の付着が多くお歛黒壺として使用されていた可能性がある。55は製作地不詳の柿色釉徳利である。

陶器植木鉢(56)

製作地不詳で胎土は暗灰色である。口縁部内面から外面上に黒色の鉄釉を施す。内面無釉部器表は茶色を呈する。

陶器甕(57)

瀬戸・美濃の可能性がある甕で、柿色の鉄釉を施す。

土器人形(58)

型押し成形。左腕に胸を抱えているように見え、恵比寿と考えられる。

土器皿(59～62)

いずれも縦轆は左回転であるが、体部と口縁部形状には違いが認められる。62は底部と体部に焼成後の穿孔が

認められる。

土器釜形(63～65)

県内では類例を見ない器種で焼し焼成のため器表は黒色を呈する。輪轂整形で鈎貼り付け部以下は右回転窯削り。鈎は貼り付けである。

土器十能(66)

輪轂成形の後に十能形に整えて、取っ手を貼り付ける。底部外表面は右回転窯削り。焼し焼成で器表は黒色。

土器香かか(67)

平面は長方形、断面は逆台形を呈する。口縁部は内面側に屈曲する。底部には4カ所の脚を貼り付けると推定される。酸化焰焼成。

陶器すり鉢(68)

堺すり鉢と考えられ、口縁部の器壁は厚く、内面の段差はほとんど消失している。口縁部下は窯削りで体部内面のすり目は底部に達しない。

土器鉢形(69～73)

いずれも外間に回転施文具によると推定される飛鉄状の文様を施し、焼し焼成で黒色を呈する。体部から口縁部が内湾するタイプ(69～71)と体部が直線的な桶状を呈するタイプ(72、73)がある。

土器火鉢(74)

焼し焼成により黒色を呈し、内湾する脚部を貼り付ける。口縁部は欠損。

土器手かか(75)

酸化気味の焼成でうすい黄灰色を呈する。底部は型による成形で外面に縮緬状の痕跡が残る。体部は輪轂か回転台整形で丁寧に仕上げられる。口縁部外面には唐草状文をスタンプし、文様間には焼成前の猪目状孔を2カ所開けている。口縁端部には段差があり、蓋が伴うと推定される。底部外表面には脚の剥がれ痕があり、脚が3カ所貼り付けられていたと考えられる。内面に被熱痕や被熱による剥がれ等は認められない。

土器竈(76)

基部を欠損するが、口縁部と焚き口は残存する。焚き口上部に低い鈎を貼り付け、上面を押さえて窪ませる。酸化焰焼成。内面を中心には被熱による黒変が認められる。

土器焙烙(77～79)

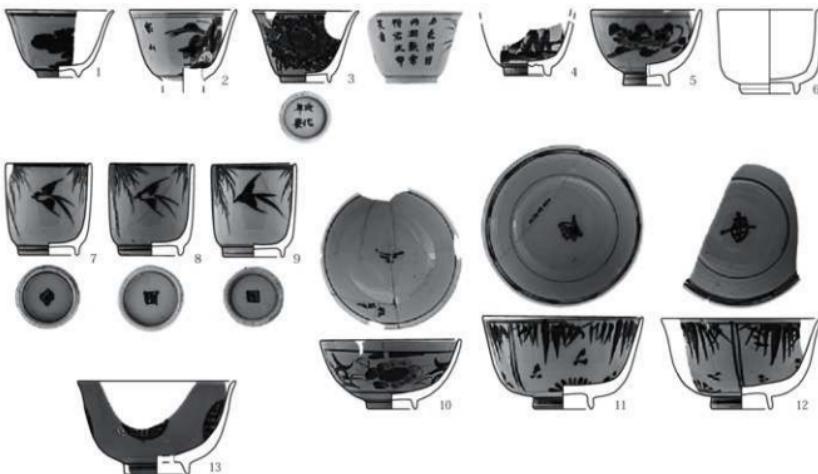
いずれも酸化焰焼成の丸底焙烙である。丸底ではあるが、中央部は平坦気味で周縁付近で屈曲して斜めに立ち上がる。底部と体部境界外面は壇撫でにより面取りする。内耳は3カ所とを考えられる。77の底部には補修孔が認められ、内面には針金のすれによると推定される溝状の窪みが観察される。酸化焰焼成。断面中央は灰白色で器表はにぶい黄橙色を呈する。器壁の厚い箇所は部分的に黒灰色を呈する。底部外表面の粗跡は平底の焙烙と同様である。

土器置輪(80、81)

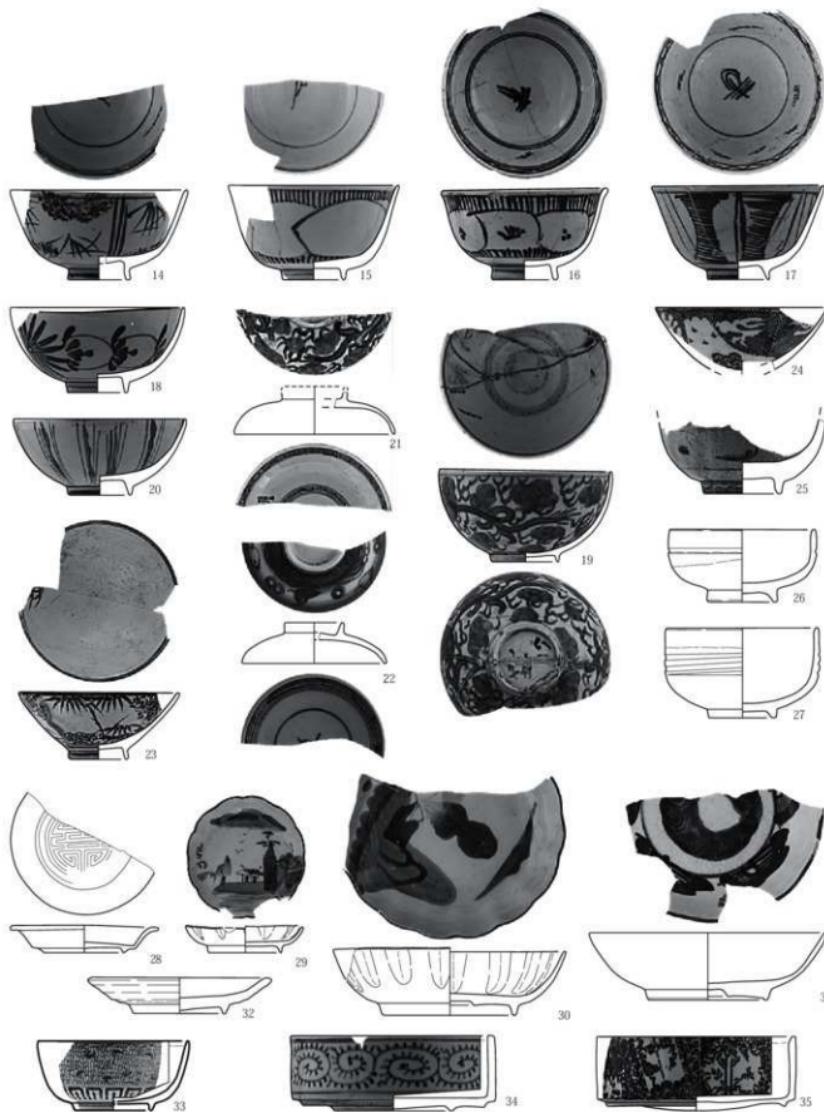
小片のみの出土。内面の器表は煤が付着する。

十能瓦(82、83)

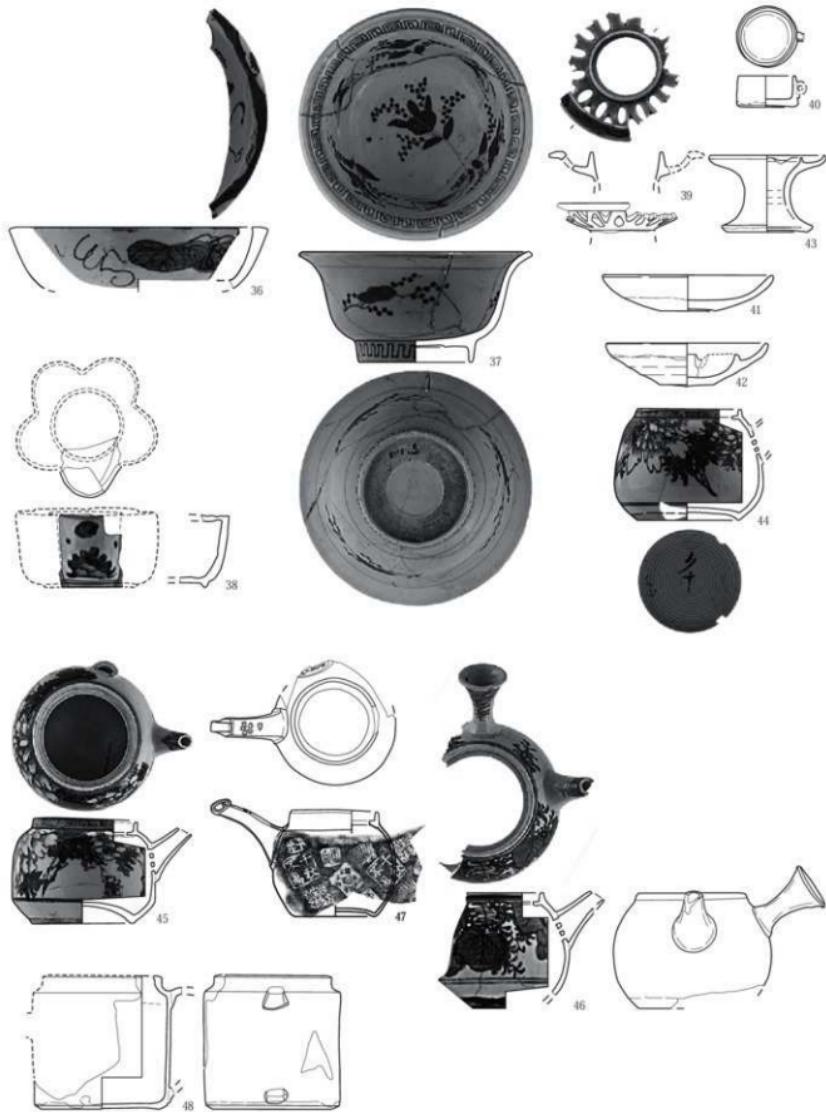
82は軒先瓦、83は十能瓦である。



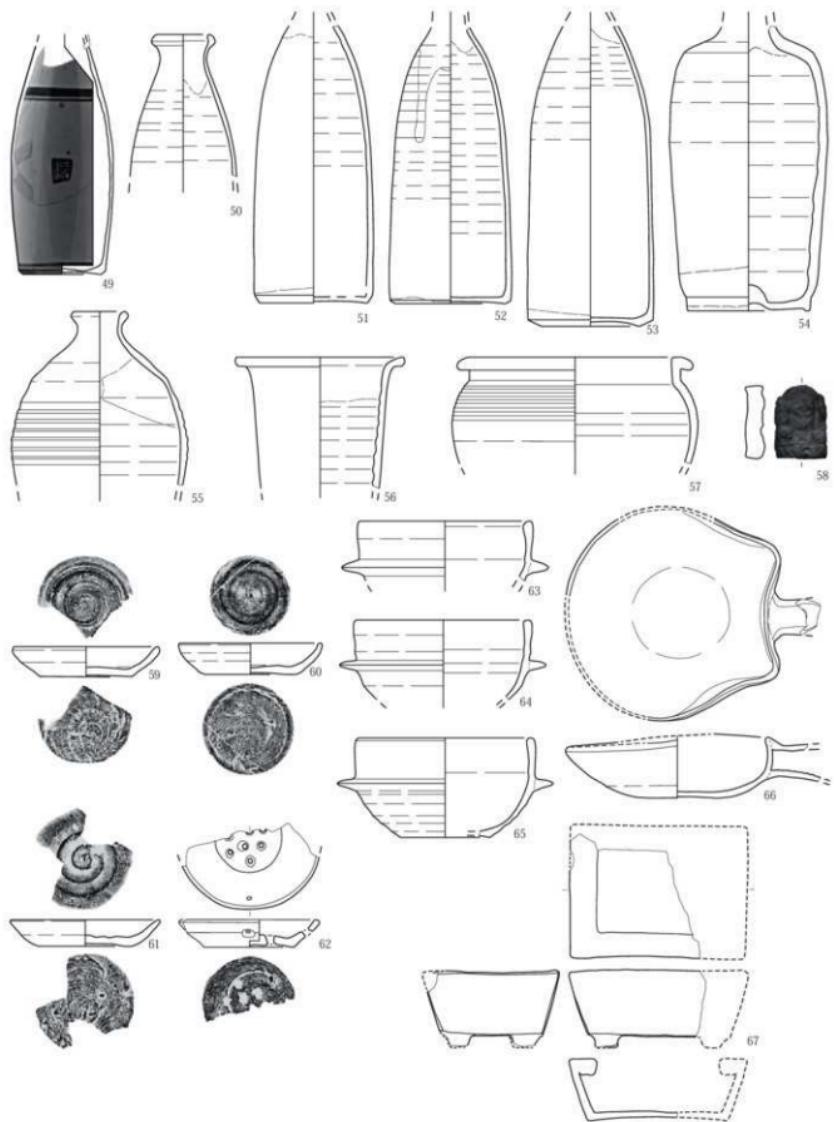
第3図 石神遺跡「攪乱」出土遺物(1) 1/3縮尺



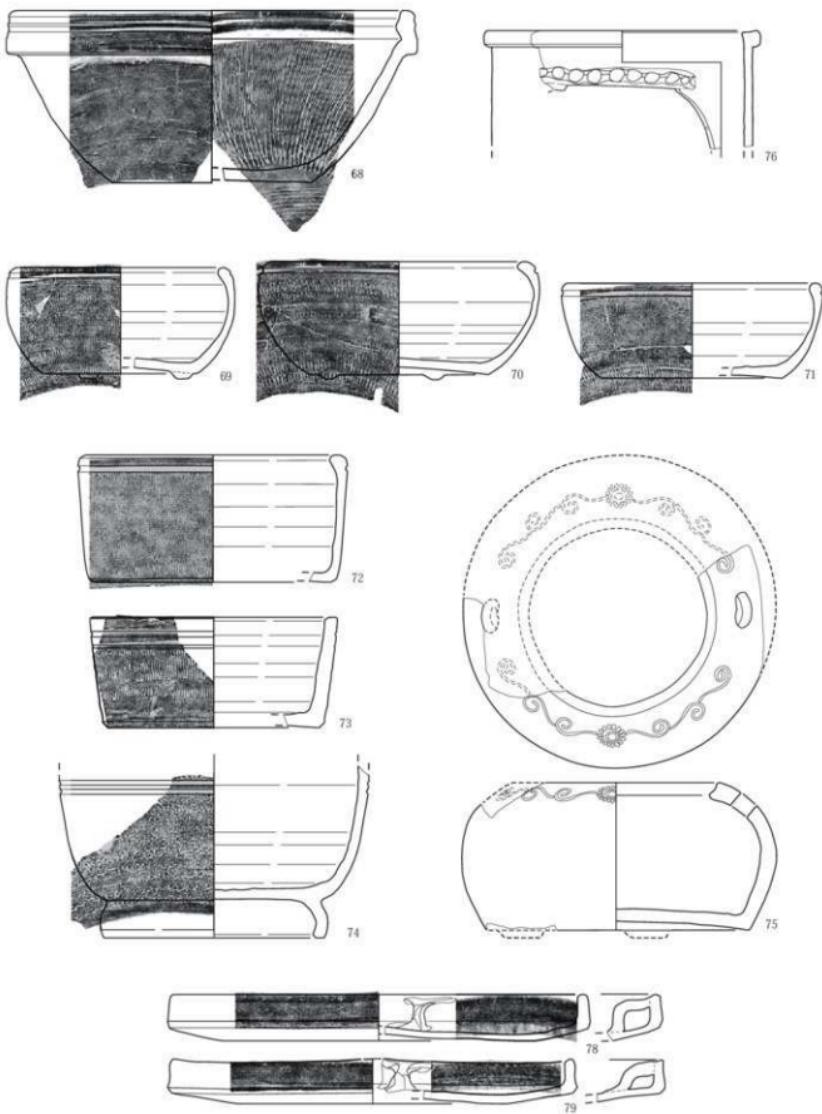
第4図 石神遺跡「攢乱」出土遺物(2) 1/3縮尺



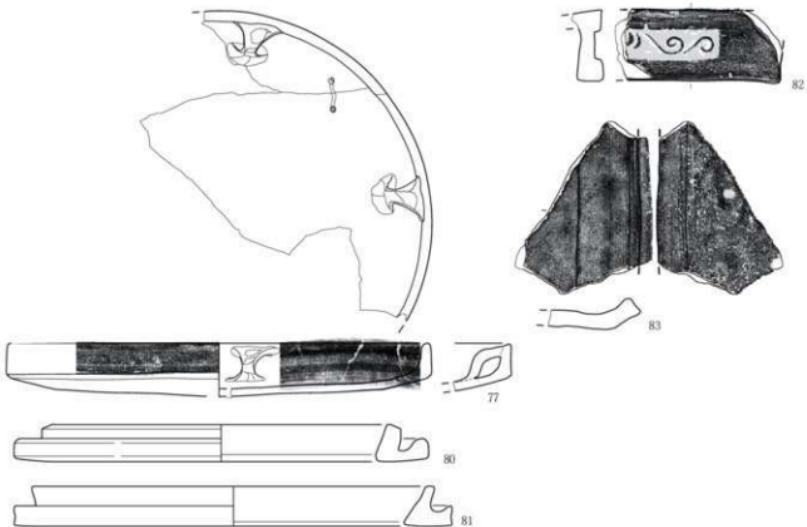
第5図 石神道路「攬乱」出土遺物(3) 1/3縮尺



第6図 石神遺跡「擾乱」出土遺物(4) 58が1/2、56・57・66・67が1/4、他は1/3縮尺



第7図 石神遺跡「攢乱」出土遺物(5) 76は1/6縮尺、他は1/4縮尺



第8図 石神遺跡「攪乱」出土遺物(6) 1/4縮尺



第9図 徳利紀年銘墨書 1/2縮尺



第10図 現代大沼焼き熔熔 (小林謙一 1990より転載)
1/4縮尺

3. 石神遺跡「攪乱」出土陶磁器類の特徴と年代

石神遺跡「攪乱」出土陶磁器類では明治十年、明治十三年、明治十四年という購入年と考えられる紀年銘が墨書きされた徳利が注目される。紀年銘は明治十年代前葉であり、徳利底部に記された年代と他の陶磁器類から推

定される年代に矛盾が認められなければ、「攪乱」出土資料は一括資料として扱える可能性が高くなる。

消費地における近現代陶磁器、特に磁器中形碗を中心とした様相は長佐古真也氏によりフェーズⅠからⅣに分類されている。フェーズⅠは「明治一桁年代後半～十年代中頃」と推定され、染付文様が手描きで端反形、丸形に加えて平形・平丸形が増加する段階であり、染付に酸化コバルトなどを多く使用することを特徴とする。フェーズⅡは「明治十年代後半～二十年代前半頃」と推定され、丸形を中心に型紙絵付けが現れる段階とされている(長佐古 2007、2012)。

石神遺跡「攪乱」出土資料では磁器中形碗(11～20、23、24) 12点の内、端反形が7点、丸形が3点、平形が2点である。やや小ぶりな赤絵碗を含めると丸形が4点

となる。なお、19の丸形には蓋(21)が作る。染付は酸化コバルトによる手描きを主体とし、1点のみ(24)酸化コバルトによる型紙絵付けが認められる。碗以外では段重と考えられる35も型紙絵付けである。なお、銅板転写やゴム印判、明らかなクロム青磁は非実測資料中にも認められず、フェーズⅠの終末頃からフェーズⅡの初期段階に相当すると推定される。また、石神遺跡出土德利の墨書き年銘が明治十年から十四年でフェーズⅠ終末頃からフェーズⅡ初期頃に相当し、両者に年代の違いは認められないといえる。

以上、中形碗について見てきたが、それ以外の器種はどうであろうか。長佐古氏がフェーズⅠとして示した東京大学本郷構内の医学部附属病院地点A L37-1(藤本 強 編 1990)や紀尾井町遺跡S R 10(後藤宏樹 編 1988)出土資料でも染付磁器や焼締陶器の急須が出土しており、染付磁器急須の腰部は屈曲するか湾曲が強く、花卉文を大きく手描きし、口縁部外側にも文様を巡らすなど共通点が見いだせる。急須同様、煎茶器と考えられる漢詩を手描きした小杯や湯飲み形の磁器猪口も存在する。また、器高がやや高い寿文皿や志田窓と推定される呉須による染付皿や酸化コバルトによる染付皿の存在など共通点が認められる。従って、石神遺跡「攪乱」出土陶磁器類は、磁器中形碗相から推定される年代と陶器德利底部に墨書きされた紀年銘とが一致し、他器種を比較しても違和感がなく、より一括性が保証された状態での遺物が出土するまでの間、県内における明治十年代前葉から中葉にかけての一括資としてよいであろう。

4. 今後の課題

石神遺跡「攪乱」出土陶磁器が明治十年代前葉から中葉の資料である可能性を示したが、共伴する土器類も同年代の可能性が高い。従って、皿や焰焼、甌、置輪といった多くの遺跡で出土する器種の年代的な定点となる。また、太田市や桐生市、大泉町など群馬県東部を中心に分布する十能瓦にも定点を示すことができたと考える。

群馬県では江戸時代の焰焼は焼し焼成の平底が一般的であり、消費地では明治頃には酸化焰焼成の丸底焰焼が一般的となることが漠然と捉えられていた程度であった。しかし、ここに紹介した資料では出土したすべての焰焼が酸化焰焼成の丸底であった。このことは、明治十年前葉から中葉には消費地では丸底が一般的となっていたといえる。ただ、丸底とはいしど底中央が平坦で中間付近で屈曲しており、平底と丸底の中間的ともとれる形態である。石神遺跡の所在地付近には、江戸時代には確実に生産を始めた小泉焼きといわれる土器生産地があり、隣接する間之原遺跡では江戸時代の焰焼生産に伴って廃棄されたと推定される破片が大量に出土しており(宮下 寛 2015)、小泉焼きとの関係も重要な課題である。小泉焼きの現代焰焼がどのような形態であった

かは不明であるが、利根川の対岸に位置する深谷市大沼焼きの現代焰焼は平底である点が異なっている。焼成は「土師質製で、橙褐色」とされている。体部は直立し、体部外面下端には「弱いヘラケズリ」が施される(小林謙一 1990)など石神遺跡出土焰焼と共通点も看取される。

今回は時間的な都合から小泉焼きとの関係に触ることはできなかった。また、群馬県東部では19世紀前葉頃には丸底焰焼が出現しているようであり(高島英之 2015)、埼玉県や栃木県を含め丸底焰焼の出現時期や生産地についても今後の課題である(金古宏章 1994)。

5. おわりに

明治10年代中葉から後葉の石神遺跡「攪乱」出土資料を紹介したが、他の県内出土近代陶磁器や土器類に関する課題に触ることができなかつた。これらの点については機会を改めたいと考えている。

注

- (1) 調査担当の御教示による。
- (2) 留書に関して群馬県立文書館のご協力を得た。

引用・参考文献

- 金古宏章 1994 「江戸近郊の内耳焰焼について」「江戸在地系土器の研究 II 江戸在地系土器研究会
- 小林謙一 1990 「大沼焼きの現代焰焼」「江戸在地程度記研究会通信 No.14 江戸在地系土器研究会
- 後藤宏樹 編 1988「1987年度東京都千代田区紀尾井町遺跡調査報告」千代田区紀尾井町遺跡調査会
- 高井佐弘 編 2015「石神遺跡」公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 高島英之 編 2015「世良田環濠集落(2)」公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 谷川翠雄 編 1999「東京都墨田区横川一丁目遺跡」墨田区横川一丁目遺跡調査会
- 長佐古貞也 2007 「続・お茶碗考 一近代・現代の中形碗に飯碗を探るー」『考古学が語る日本の近現代』ものが語る歴史14 (株)同成社
- 長佐古貞也 2012 「消費地から見た灘」・美濃窯 ～ごはん茶碗を中心とした～」「灘」・美濃窯の近代 ～生産と流通～シンポジウム資料 公益財団法人灘市文化振興財團
- 中野泰裕 1994「19世紀の窯業 一伝統と西洋技術の受容ー」「科学史研究」第21巻 第2号 通巻第67号 化学史学会
- 藤本 強 編 1990「東京大学本郷構内の遺跡 医学部附属病院地点」東京大学遺跡調査室
- 宮下 寛 編 2015「間之原遺跡 間之原東遺跡」公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

投 稿 規 定

- 1 執筆者：投稿できるのは、本事業団職員及び年報・紀要委員会(以下、委員会という)が認める者とする。
- 2 提出及び掲載：投稿原稿は当該年度の委員会が定める期日までに提出し、委員会が定める査読を経た上で掲載する。
なお、掲載の採否及び掲載順序は委員会が決する。
- 3 種類：原稿は理歴文化財及び関連する諸分野を含む内容の論文・研究ノート・資料紹介とする。
なお1号内で完結することを原則とする。既発表のものは受理しない。
- 4 頁数及び件数：1編あたりの分量は20頁以内、1人1件を原則とする。

執 筆 要 項

(平成27年4月改訂)

A 締切

- 1 当該年度の年報・紀要委員会が定める。

B 内容

- 1 冒頭に要旨・キーワードを付ける。キーワードは対象時代・対象地域・研究対象を各10文字・3点以内とする。
- 2 学術的内容を維持するため、提出後、査読を行い、投稿原稿の加筆・修正等を要請することがある。
- 3 題名は簡潔なもののが望ましい。また英文タイトルを付ける。
- 4 本文は日本文使用を原則とするが、文末に外国文要約を付けることができる。

C 体裁・表現

- 1 本文体裁はA4版

- 1-1 要旨を含め全体を偶数頁とする。
- 1-2 本文は25字×48行×横2段組、註は34字×63行×横2段組、要旨は44字×20行程度×横1段組(版型は53字×48行×横1段組)とする。
- 1-3 提出原稿は原則としてワードで作成すること。本文・図版等をフル・デジタル入稿する場合も含めてCD・フロッピードライブ等のほかに、必ず本文・図版等の位置をレイアウトした打ち出し原稿も添付する。
- 1-4 本文・図版等をデジタル入稿する場合は、原稿作成に際して使用したOS名及び使用編集ソフト名等を明記する。

- 2 文章表現は次のようにする。

- 2-1 原則として現代仮名遣い・「である」体・常用漢字を使用する。
- 2-2 外国関係固有名詞カタカナ書きで〔 〕内に原文表記とする。
- 2-3 訳は通し番号右肩付き片括弧、文末参考文献前に一括記載とする。
- 2-4 本文中と註での参考文献は(小林1998)のように表記する。引用箇所が明確な場合は頁数も表記する。
- 2-5 参考文献配列は原則50首順ないし、欧文が入る場合にはアルファベット順でも可とする。
- 2-6 参考文献表記の例
論文・報告書部分表記 群馬太郎 2015「論文名・引用か所」『文献名』号名 公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.1-10
報告書單著表記 群馬次郎 2014『文献名』公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
報告書共著全体表記 群馬三郎・利根四郎 2013『文献名』公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
ただし、共著者3名以上の場合は代表編者のみを表記し、群馬三郎(編)と表記。

- 3 図・写真図版の体裁

- 3-1 版面は1頁大 縦238.25mm×横172.25mm 左右半頁 縦238.25mm×横81.25mmとする。
- 3-2 図および写真はデジタル・データを原則とする。異なる場合、事前に委員会に相談し、その了解を得るものとする。
- 3-3 写真および図版データの仕様については、委員会が定めるものによる。
- 3-4 印刷は原則として単色印刷とする。カラー図版掲載の場合、本紙と異なる用紙を使用する場合には当該執筆者に印刷経費の個人負担を求める場合がある。また原則として折込・別刷り等は認めない。
- 3-5 図版などのキャプションは「第○図」「第○表」のように表記する。

D その他

- 1 上記以外は当該年度の年報・紀要委員会が定める。
- 2 事業団職員自主研究活動指定研究による成果の投稿は優先して取り扱う。
- 3 掲載料の徴収や原稿料の支払いはなく、抜刷の作成費用は個人負担とする。
- 4 図版などの引用については、著作権に留意し、執筆者の責任において行うものとする。

執筆者

津島秀章（つしま ひであき）	当事業団職員
岩崎泰一（いわさき よしかず）	当事業団職員
杉山秀宏（すぎやま ひでひろ）	当事業団職員
亀山ひろみ（かめやま ひろみ）	群馬大学大学院理工学府博士前期1年
若井明彦（わかひ あきひこ）	群馬大学大学院理工学府教授
篠澤泰史（さざわ やすふみ）	当事業団職員
高島英之（たかしま ひでゆき）	当事業団職員
矢口裕之（やぐち ひろゆき）	当事業団職員
神谷佳明（かみや よしあき）	当事業団職員
藤巻幸男（ふじまき ゆきお）	当事業団職員
橋崎修一郎（はし崎 しゅういちろう）	厚生労働省・当事業団旧職員
能登 健（のと たけし）	群馬大学・当事業団旧職員
関 俊明（せき としあき）	当事業団職員
小菅爾多（こすげ やすかず）	砂防学会会員
中島直樹（なかじま なおき）	玉村町教育委員会
勢藤 力（せとう ちから）	伊勢崎市役所
大西雅広（おおにし まさひろ）	当事業団職員

〔掲載順。所属は平成27年4月現在〕

平成27年度年報・紀要委員

小島敦子（調査部長：委員長）・小和瀬定義（総務課長）・麻生敏隆（ハッ場ダム調査事務所）・都木直人（資料2課：年報座長）・宮下 寛（資料1課：編集長）・田村 博（資料2課：紀要座長）・鈴村真理子（経理課）・西田健彦（普及課）

デジタル編集担当

齊田智彦（資料1課）

〔所属は平成27年4月現在〕

研究紀要 34

平成28年3月10日発行

編集・発行 公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

〒377-8555 群馬県渋川市北橘町下箱田784-2

電話 0279(52)2511 (代)

FAX 0279(52)2904

ホームページアドレス <http://www.gunmaibun.org/>

印 刷 川島美術印刷株式会社